

令和5年度 第2回西宮市環境審議会

日 時：令和5年11月24日（金）
午後2時00分～

場 所：市役所第二庁舎 601・602 会議室

会 議 次 第

1 開会

2 議題

（1）協議事項

- ① 第3次西宮市環境基本計画の中間改定について
- ② 第3次西宮市環境基本計画の令和4年度実績の評価について

（2）報告事項

- ① 西宮市環境計画推進パートナーシップ会議の各部会の開催報告
- ② 西宮市環境学習都市宣言20周年記念事業の報告

（3）その他

3 連絡事項

4. 閉会

<配布資料>

【資料1】第3次西宮市環境基本計画中間改定素案（案）

【資料2】第3次西宮市環境基本計画 中間改定ポイント

【資料3】環境計画推進パートナーシップ会議及び環境審議会での骨子案・素案に対する意見と市の考え

【資料4】環境に関する市民アンケート調査結果

【資料5】西宮の環境・地域について考えるワークショップ報告書

【資料6】第3次西宮市環境基本計画の概要及び令和4年度実績の評価結果について

【資料7】環境報告書

【資料8】地球温暖化対策部会の実施報告及び西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
中間改定の検討事項

【資料9-1】一般廃棄物処理基本計画の進捗について

【資料9-2】一般廃棄物処理基本計画の一部見直しに対するパブリックコメント結果公表

【資料9-3】西宮市一般廃棄物処理基本計画の一部見直し（素案）概要版

【資料9-4】プラスチック資源一括回収モデル事業結果

【資料9-5】東部総合処理センター破砕選別施設の名称について

【資料10】にしのみや環境まちづくりフェスタの開催報告

【資料11】令和5年度第1回生物多様性推進部会開催報告
答申書（案）

西宮市環境審議会 委員一覧 (R5)

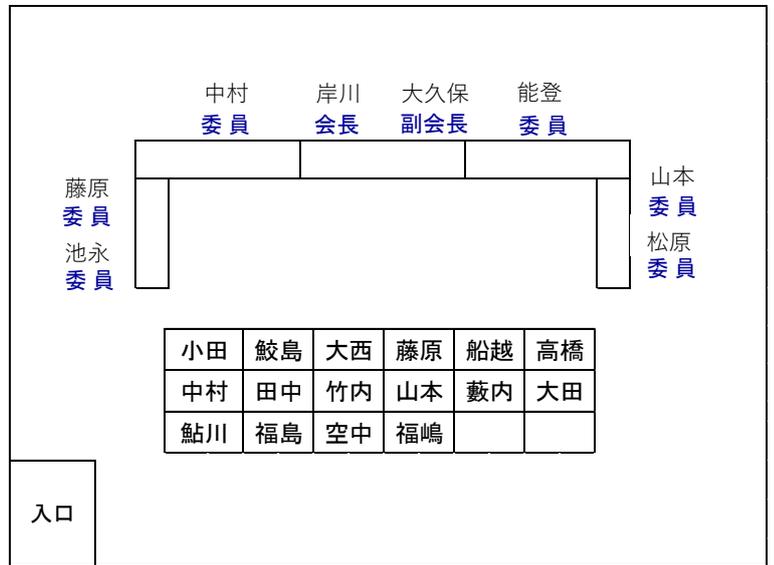
委嘱区分	所属団体	役職名	氏名
学識経験者	大阪公立大学大学院 農学研究科	准教授	うえだ もえこ 上田 萌子
	大阪大学大学院 法学研究科	教授	おおくぼ のりこ 大久保 規子
	西宮自然保護協会	会長	のと やすお 能登 康夫
	武庫川女子大学 生活環境学部	准教授	きしかわ ひろき 岸川 洋紀
市民代表	西宮市環境衛生協議会	副会長	なかむら たかお 中村 堯夫
	(公募)	—	いけなが こういちろう 池永 浩一郎
	(公募)	—	ふじはら はるよし 藤原 春善
産業界代表	西宮商工会議所	副会頭	やまもと しんさく 山本 眞作
	兵庫六甲農業協同組合 (西宮地区担当)	理事	まつばら しげる 松原 茂
労働者代表	西宮労働者福祉協議会	理事	こやま しゅうじ 小山 珠次

委員任期：2年間（令和5年7月1日～令和7年6月30日）

事務局名簿

局	出席者
環境局	大西環境局長
	鮫島環境総括室長
	小田環境企画担当課長
	竹内環境企画担当課長
	高橋施設整備課長
	大田施設管理課長
	藪内美化企画課長
	中村環境企画課係長
	空中環境企画課係長
	田中環境企画課係長
	福島環境企画課主査
	鮎川環境企画課主査
土木局	藤原公園緑化部長
	船越花と緑の課長
	山本花と緑の課係長
政策局	福嶋政策推進課係長

配席図



第3次西宮市環境基本計画 中間改定 素案(案)

市長あいさつ



計画の改定の背景

本市は、2005 年の「新環境計画」（2005 年度～2018 年度）（以下前計画）策定以降、環境学習都市宣言の理念の下、「学びあい」と「参画と協働」を視点に、様々な環境施策を推進してきました。

市民・事業者・行政・専門家により構成された環境計画推進パートナーシップ会議では、計画全体の進捗管理や環境分野に応じた計画の策定などを行ってきました。

また、環境省の「こどもエコクラブ事業」の基本モデルとなった EWC 事業^{*1}の充実や、環境学習サポートセンターなどの環境学習施設の整備・ネットワーク化を進めるなど、子供から大人までの幅広い世代が日常生活の中で環境学習に取り組めるしくみを構築してきました。

さらに、持続可能な地域づくりを目指して、市内の各地域で自主的に設置されたエココミュニティ会議では、地域の環境特性に応じた様々な環境活動が展開されています。

この間の国内外の動向に目を向けると、東日本大震災を契機としたエネルギーの安全性や安定供給などの問題をはじめ、持続可能な開発目標（SDGs^{*2}）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や脱炭素社会へ大きく舵を切った「パリ協定」の採択など大きな動きがありました。

2018 年 4 月に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、「今こそ新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していく時に来ている」とし、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を進めることとしています。

本市においては、前計画策定以降、様々な環境施策の推進により、一定の成果を挙げてきましたが、こうした社会情勢の変化等により、温室効果ガスの排出量の増加や事業系ごみ排出量が増加傾向にあるなど新たな課題が生じています。

こうした課題を解決するため、前計画において積み

重ねてきた施策や地域活動を発展させ、「環境学習都市宣言」の理念の下、一人ひとりが将来世代の利益を考え、時代に応じた「学びあい」や「参画と協働」のしくみを構築し、環境施策を推進していくため、2019 年に「第 3 次西宮市環境基本計画」（2019～2028）を策定しました。

本計画は、これまでの構築されてきたしくみを生かし、さらなる市民・事業者の意識の変革を求めていくため、コラムやイラストを多用し、手に取りやすく、かつ分かりやすい冊子となることを心がけました。

また、前計画策定以降、環境分野に応じた個別計画が策定されてきていることから、計画の進捗状況の評価を実施し、実効性のある計画の進行管理を実現するため、目標ごとに個別計画と連携した数値目標を設定するなど、個別計画とのつながりを意識した計画としています。

しかし、本計画の策定以降も、環境問題を巡る情勢は大きく変化し続けています。国際社会全体で気候変動対策が求められる中、国の 2050 年カーボンニュートラルの表明やプラスチックごみによる世界規模の海洋汚染など新たな課題もより表面化してきています。

こうした状況の中、計画の中間改定年度にあたる 2023 年度は、これまでの取り組みの点検・評価を行うとともに、2021 年に表明したゼロカーボンシティの実現に向けた目標設定や、より多くの世代が関わり、参加することができる環境学習の仕組みづくりについて検討を行いました。

美しい地球を次世代に引き継いでいくためには、あらゆる世代、主体が、人と人、人と自然との共生により、公正で平和な社会を築いていかなければなりません。これまでの市民・事業者・行政などすべての主体による連携・協働を発展させるとともに、すべての世代にわたる環境学習の推進により、一人ひとりの環境力を高め、持続可能なまちづくりを進めます。

^{*1}EWC 事業については、P.14 参照

^{*2}SDGs については、P.21 参照

西宮市環境学習都市宣言

いま、地球は危機に瀕しています。これまでの社会経済活動や私たち人間の暮らしが、地球温暖化や砂漠化などの問題を引き起こし、自らの生存基盤でもある環境を脅かしています。

西宮市では、市民が主体となって、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川などの美しい河川、大阪湾に残された貴重な甲子園浜・香櫨園浜をはじめとした豊かな自然を守るとともに、公害問題にも取り組むなど、良好な環境をもつ都市を目指してきました。また、阪神・淡路大震災の体験を通じて、自然の力の大きさとその中で生かされている私たちの存在を改めて学びました。

西宮の環境を、そして地球の未来を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが社会のありかたや暮らしを見直さなければなりません。

環境学習とは、私たちの暮らしが自然にどう支えられ、自然をどう利用してきたかを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことです。

私たちは、世代を超えて、家庭・地域・学校・職場などの様々な場所で、市民・事業者・行政の協働によって、人と人との新しい交流を生み出し、環境学習活動を支えるしくみをつくっていきます。

西宮に住み、学び、働くすべての人々が、文教住宅都市宣言（1963年）、平和非核都市宣言（1983年）の精神とあゆみを再認識し、環境学習を軸とした21世紀の持続可能なまちづくりを進めることをここに宣言します。

行動憲章

私たち西宮市民は、参画と協働の環境学習を通じて、21世紀の世界に誇ることのできる持続可能な都市を実現します。

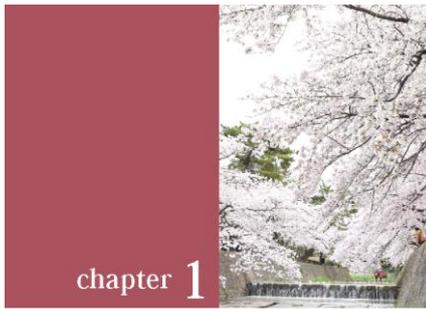
1. 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。

2. 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPO などのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。

3. 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。

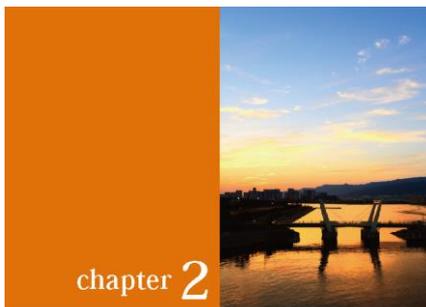
4. 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人が共生する、公正で平和な社会を実現します。

5. 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。



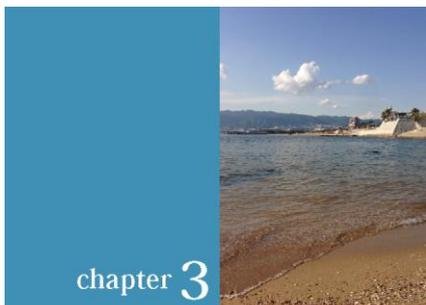
第1章 西宮市の目指す環境

- 1.望ましい環境像・・・7
- 2.まちづくりの目標・・・8
- 3.環境目標と行動目標・・・8



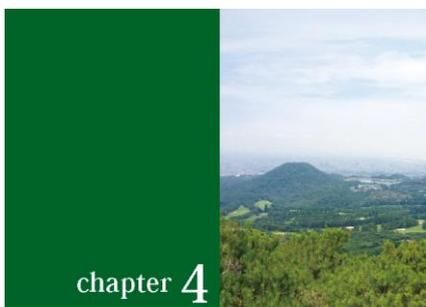
第2章 西宮の環境と歴史

- 1.市民・事業者から見た西宮の環境・・・11
- 2.西宮の自然環境・・・12
- 3.西宮の環境の歩み・・・14



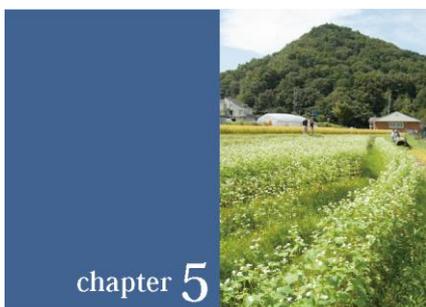
第3章 計画の位置づけ

- 1.計画の位置づけ・役割・・・17
- 2.計画の対象・・・17
- 3.計画の期間・・・17



第4章 望ましい環境像の実現に向けた目標と取り組み

- 1.施策体系・・・19
- 2.環境学習の基本的な考え方と各目標の基礎となる視点・・・20
- 3.環境目標・・・23
- 4.行動目標・・・40
- 5.あらゆる世代が参加できる環境学習の仕組みづくり・・・48



第5章 計画の推進のために

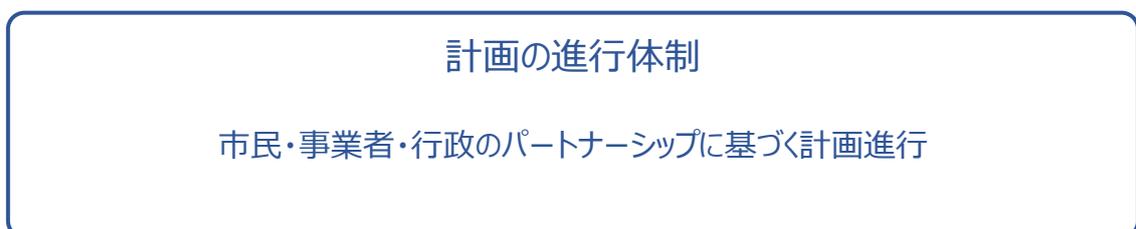
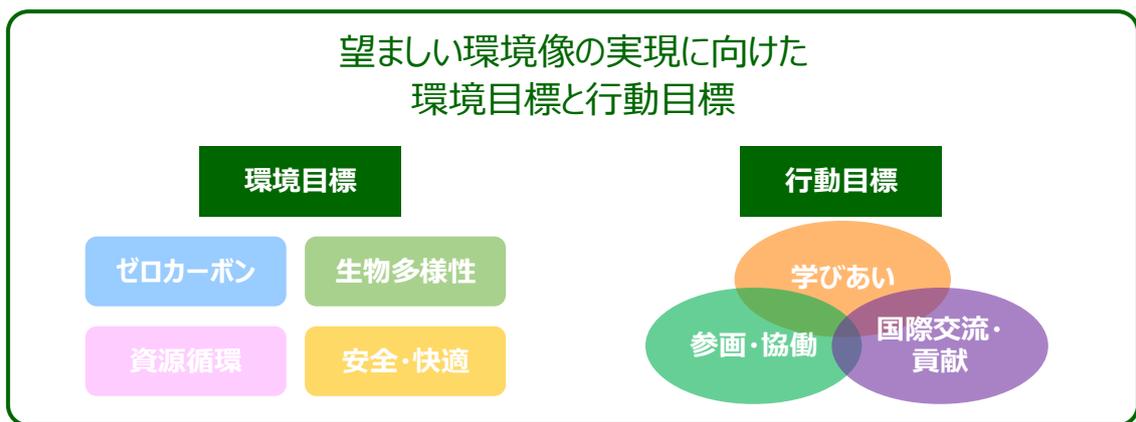
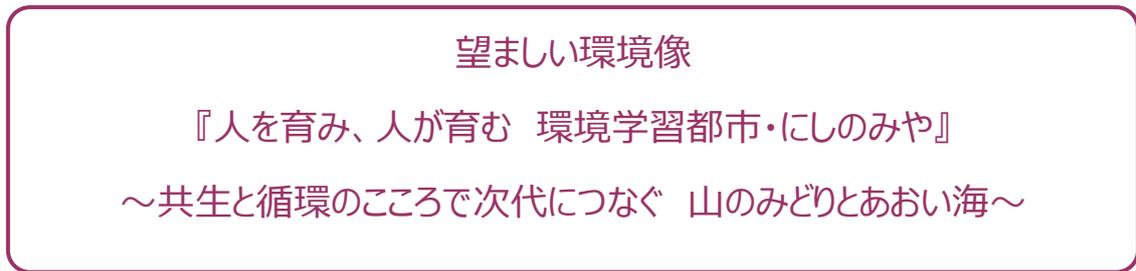
- 1.計画の推進体制・・・51
- 2.進行管理・・・52
- 3.情報公開・・・53

Contents

目次



計画の構成図

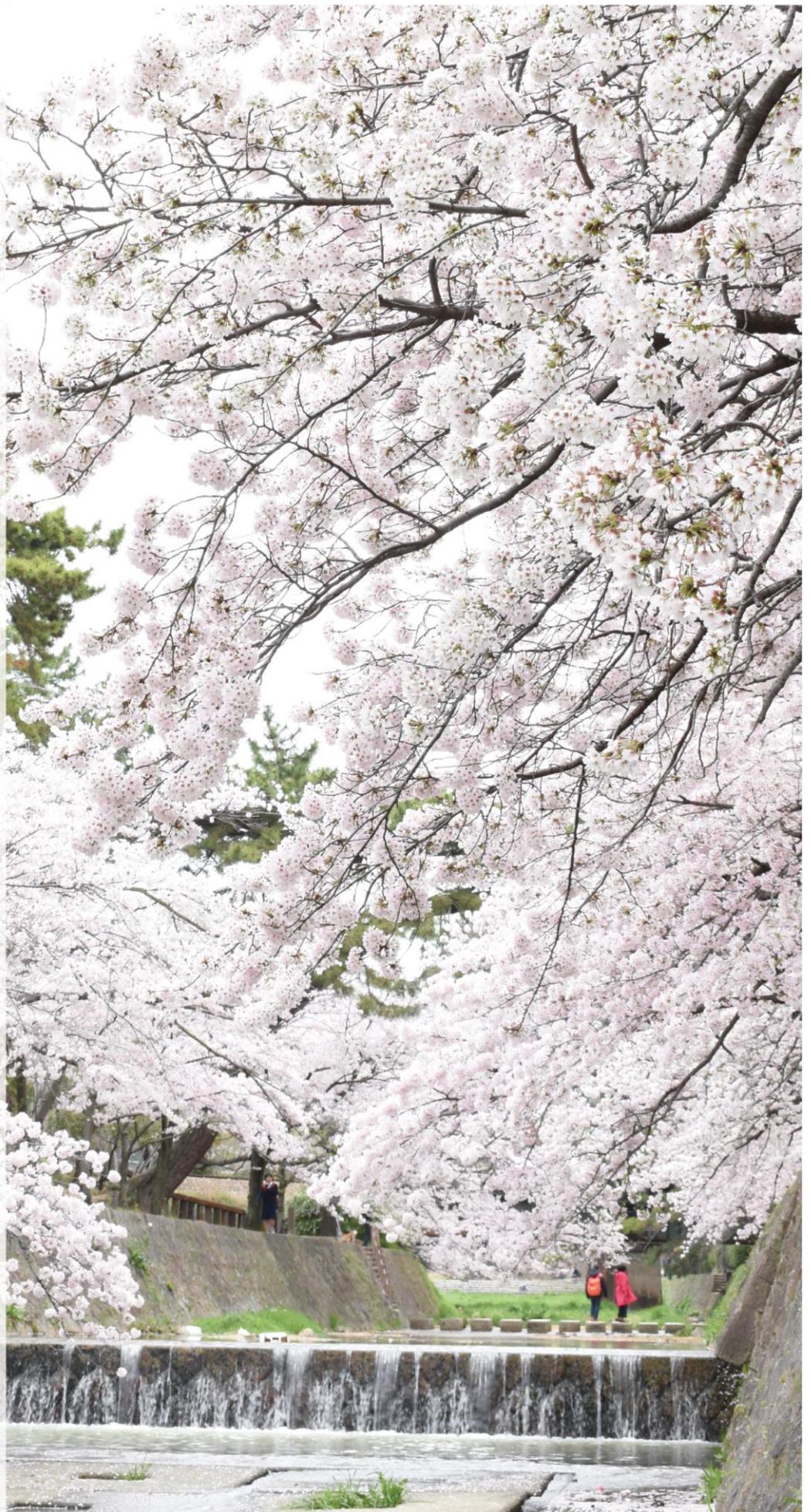




Environment Nishinomiya

chapter 1

西宮市の目指す環境



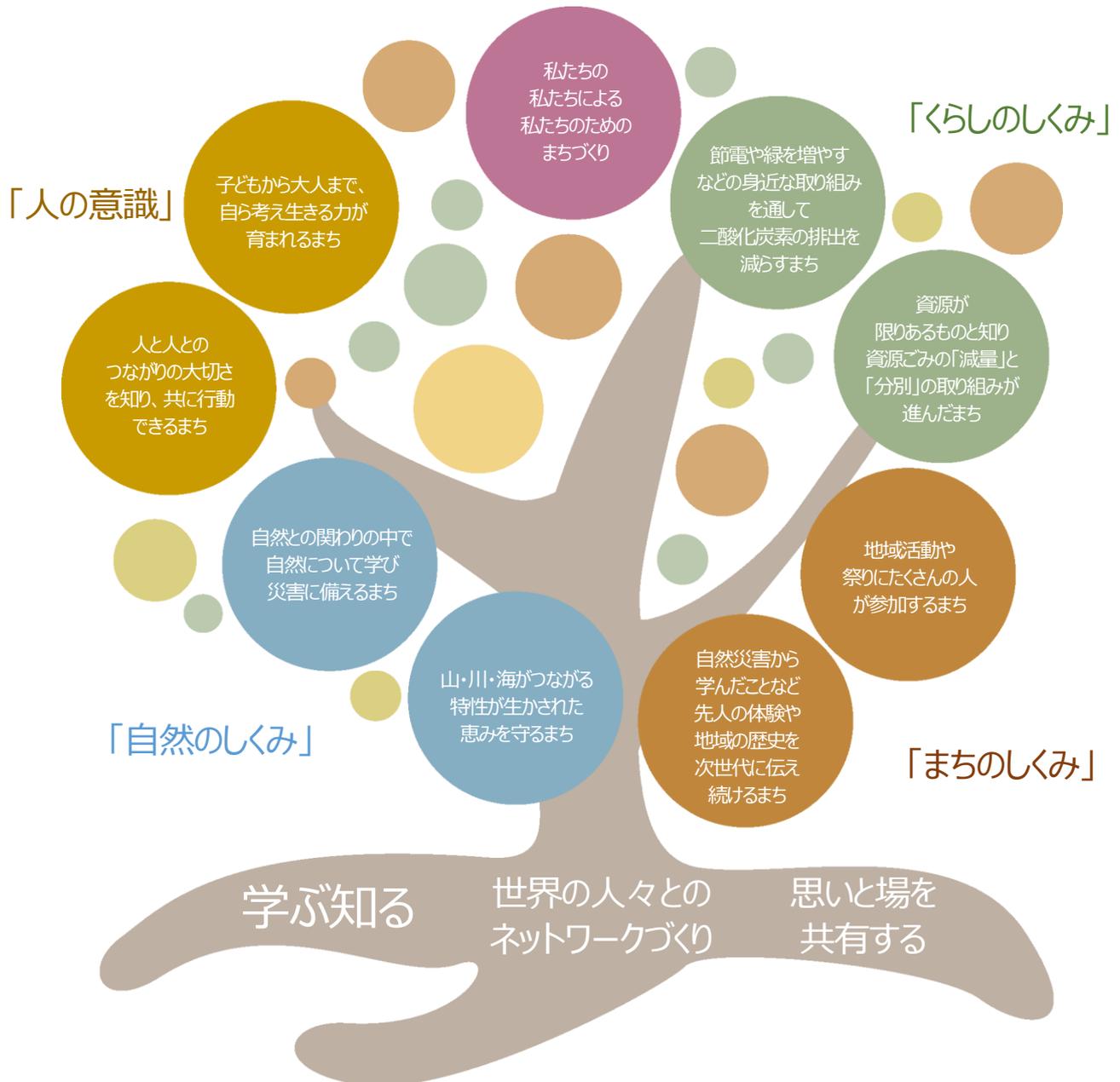
上の花: 夙川舞桜
撮影地: 夙川

1. 望ましい環境像

本計画は、環境学習都市宣言の理念をもとに策定された前計画の基本的な考え方を引き継ぎ、“望ましい環境像”を次のとおり設定します。

『人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや』

～共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとおおい海～



本計画の策定に向けて開催したワークショップでは、市民・事業者・行政が共に集い、環境を通じたまちづくりへの思いを互いに語りあいました。上の木のイラストは、そこでいただいたご意見をもとに作成したものです。

地域活動に携わる人、事業を通して環境活動を実践する人、環境学習プログラムを企画する学生、行政職員、すべての人の思いが望ましい環境像へ向けての原動力となります。

2. まちづくりの目標

計画の望ましい環境像の実現に向けて、環境学習都市宣言の5つの行動憲章を基本目標とします。

学びあい

私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。

参画・協働

私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPO などのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。

循環

私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。

共生

私たちは、健康で文化的な暮らしの中で、人と自然、人と人が共生する、公正で平和な社会を実現します。

ネットワーク

私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

3. 環境目標と行動目標

基本目標を実現するために、4つの環境目標と3つの行動目標を掲げます。

「ゼロカーボン」「資源循環」「生物多様性」「安全・快適」をそれぞれ分野別に体系的に施策を進めるための環境目標として設定します。

ただし、特定の環境分野に関する課題を直接的に解決するためではなく、それぞれの施策が複数の環境課題を解決していくことを意識して取り組むことも重要です。

国が2023年6月9日に閣議決定した「令和5年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

では、炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成の実現の重要性や、気候変動と生物多様性などの環境課題の相互関連性を指摘しています。

こうしたことから、本市が環境学習都市宣言を行ったことを踏まえ、環境に関するすべての分野に共通し、分野横断的の4つの環境目標を達成するため「学びあい」「参画・協働」「国際交流・貢献」の3つを行動目標として設定します。

【環境目標】

1.ゼロカーボン 二酸化炭素排出量 実質ゼロのまちへ

省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの最大限の導入など、地球温暖化対策に取り組み、「2050年ゼロカーボンシティ（しのみや）」の実現に向けた取組を進めます。

3.生物多様性 生き物のつながりが 豊かな恵みを育むまちへ

あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取組を進めます。

2.資源循環 ごみを減らし、資源を 有効活用するまちへ

循環型社会の構築に向けて、2Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取組を進めます。

4.安全・快適 安全・快適な生活環境を くらしの中で築くまちへ

良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取組を進めます。

【行動目標】

1.学びあい すべての人が環境に ついて学びあうまちへ

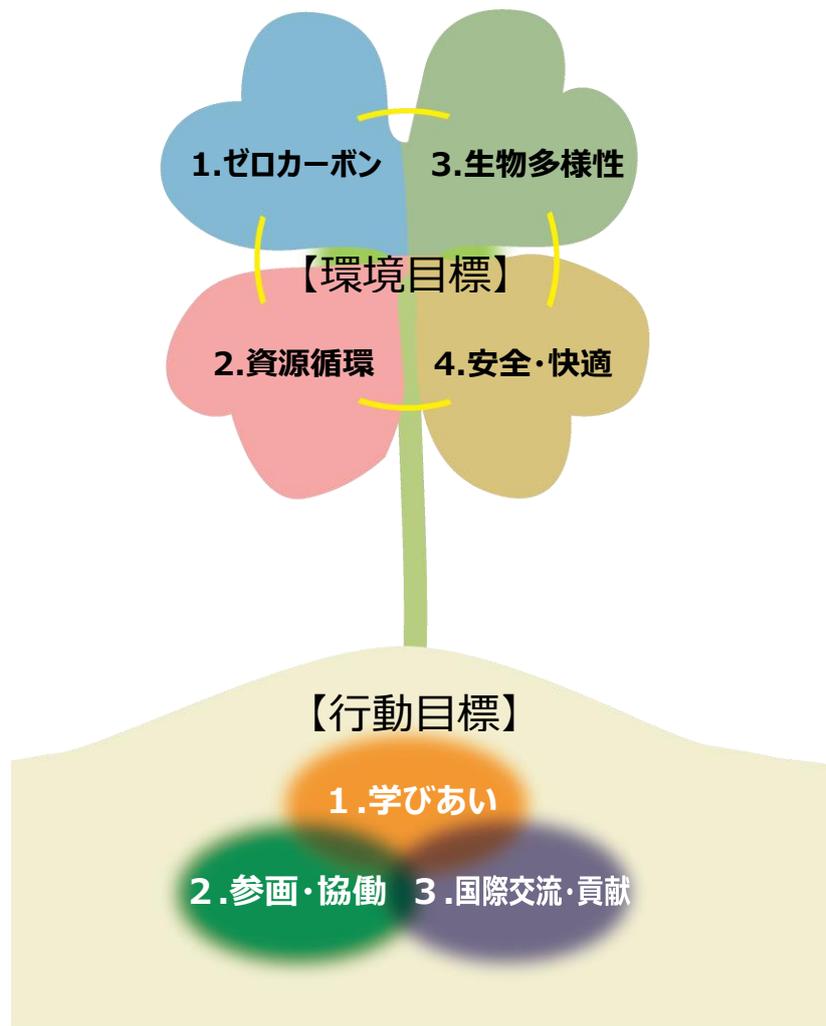
全ての人が、生涯にわたり環境について学びあう社会のしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

2.参画・協働 参画と協働により 環境活動を進めるまちへ

市民・事業者・行政などの各主体、各世代の自立と協働、参画により地域力を高め、環境活動を進めます。

3.国際交流・貢献 世界の人々と協力し、よりよい地球 環境を次世代へ引き継ぐまちへ

国際的視野をもち、世界の人々と協力して、よりよい地球環境を未来に残すことに貢献します。



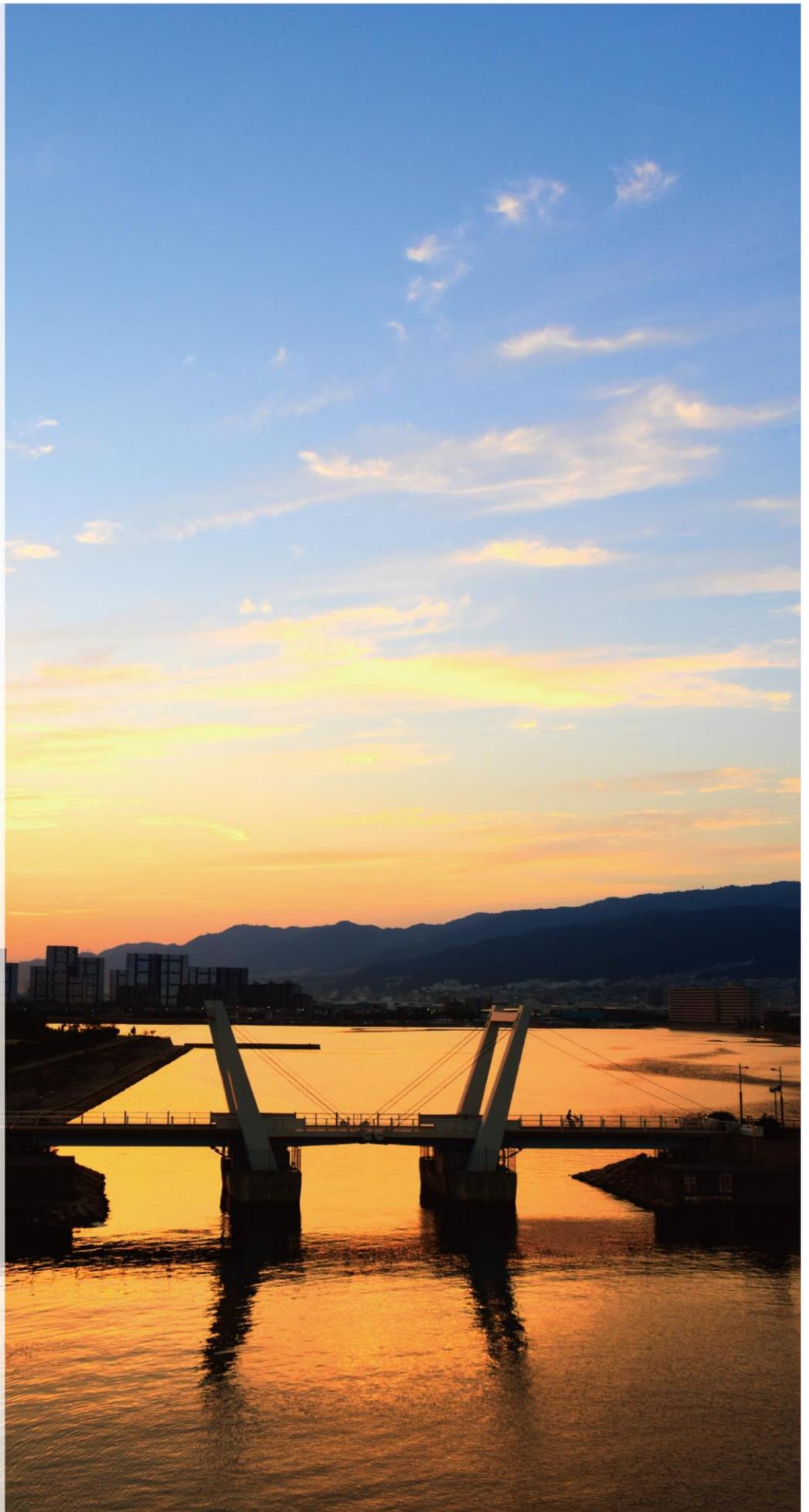


Environment Nishinomiya

chapter 2

西宮の環境と歴史

上の花: ゆめむらさき (ペロニカ)
扉撮影地: 御前浜



1. 市民、事業者から見た西宮の環境

小学生（5、6年生）・市民（18歳以上）・事業者（市内事業者）へ「西宮市の環境に関する意識調査」を行いました。

小学生・市民ともに、回答者の7割以上が「ごみのポイ捨てをしないようにする」を普段から実践するなど、日常での環境に配慮した行動が根づいています。また、事業者は回答者の約半数が約10年前と比べて「照明・空調に係る高効率機器等の導入」を行ったと回答

しており、経済活動の分野でも環境配慮の意識が高まっていることが伺えます。

一方で、地域での環境活動への参加状況はあまり進んでおらず、環境学習や活動についての情報共有が図られていません。近年大きな問題になっている「ゼロカーボン」等についても、言葉の意味を知らない割合が高いことが分かりました。

西宮市の環境に関する意識調査

	小学生（5、6年生）	市民（18歳以上）		事業者（市内事業者）
問	日常生活で環境への配慮についてあなたが普段行っていること	日常生活で環境への配慮についてあなたが普段行っていること		約10年前と比べて環境に配慮するようになったと感じること
回答	【2017年度】 1位（72%） ごみのポイ捨てをしないようにする 2位（62%） 使っていない部屋の電気は消す 3位（57%） 水を使う時はむだ使いしないようにする	【2017年度】 1位（75%） ごみ、たばこの吸いがら等のポイ捨てをしないようにする 2位（61%） ごみの分別収集、資源回収に協力する 3位（54%） 詰め替え商品を買う	【2023年度】 1位（83%） ごみ、たばこの吸いがら等のポイ捨てをしないようにする 2位（76%） ごみの分別収集、資源回収に協力する 3位（73%） 余分な包装を断ったり、買い物袋（マイバッグ）を持参する	【2017年度】 1位（49%） 照明・空調に係る高効率機器等の導入（LED、高効率空調等） 2位（31%） 廃棄物の発生抑制 3位（23%） 廃棄物の再資源化

コラム 2023年度 市民アンケート調査結果より

中間改定に当たり、市民（18歳以上）を対象に「環境に関するアンケート」を行いました。

地域の環境活動の参加状況については、参加したことがないが42%と多く、また、環境学習施設は知らないが52%と多くなっています。「ゼロカーボン」についても意味を知らないが大半を占めており、地域活動や環境学習、ゼロカーボンの実現等について積極的に情報提供を行い、周知していく必要があります。

問	地域の環境活動に参加したことがある	環境学習を進めていくうえで市が重点的に取り組むべきこと	西宮市の山、海、川の各生態系について学べる施設について	「ゼロカーボン、カーボンニュートラル、脱炭素社会」について知っている
回答	1位（42%） 参加したことがない 2位（39%） 地域の資源ごみ回収活動 3位（35%） 公園や道路などの清掃活動	1位（44%） 学校や幼稚園、保育所における環境学習の充実 2位（24%） 市内の環境学習・活動などの情報発信 3位（19%） 学校以外で環境学習が受けられる場所や機会の提供	1位（52%） 知らない 2位（45%） 知っている	1位（42%） 言葉は知っているが意味は分からない 2位（41%） 意味を含め知っている 3位（16%） 言葉自体を知らない

【アンケート実施概要】

- * 小学生アンケート(調査期間 2017年7月7日～7月20日)
市内の小学5、6年生1,485人を対象に学校を通じて配布・回収を行い、1,404人から回答を得ました。
- * 市民アンケート(調査期間 2017年8月3日～8月25日)
市内の18歳以上の市民1,600人を対象に郵送・インターネット調査により配布・回収を行い、795人から回答を得ました。
(調査期間 2023年6月23日～7月10日)
市内の18歳以上の市民3,000人を対象に郵送調査により配布、郵送・インターネットより回収を行い、1,046人から回答を得ました。
- * 事業者アンケート(調査期間 2017年9月8日～9月22日)
市内の事業者224社を対象に郵送調査により配布・回収を行い、73社から回答を得ました。

2. 西宮の自然環境

大阪湾に面した西宮市は、南北 19.1 km、東西 14.3 km、総面積 100.18 km²の南北に長い市域を有しています。市域の中央部を六甲山系が東西に横断していることで、六甲山系より北部の地域、南部の地

域、それぞれに特色を有する自然環境がそこに住む人々の歴史と関わり、多様な文化や伝統が暮らしの中で育まれてきています。

主な環境学習関連施設



① 甲山自然環境センター

甲山周辺の豊かな自然環境を保全し、市民の自然体験活動や環境学習活動を推進する山の学習拠点。



② 北山緑化植物園

都市緑化や家庭園芸のモデルとして、多年草を使った花壇が充実している。植物に関する展示や教室、緑の相談など様々な植物について学べる施設。



③ 甲子園浜自然環境センター

阪神間で数少ない自然の砂浜・干潟・磯があり、カニや貝、ゴカイなどの生物や渡り鳥の観察ができる甲子園浜に面する海の学習拠点。



④ 環境学習サポートセンター

地域・学校・事業者などの環境学習活動のサポート施設であり、津門川がすぐ近くを流れる川の学習拠点。



⑤ 植物生産研究センター花工房

植物生産研究センターで研究・開発したオリジナル植物などを増殖生産し、市内各所に展開し、市民自らによる緑化を支援する施設。



⑥ 貝類館

「見て 触れて 感じて」楽しむことをねらいとして、約 2,000 種、5,000 点の貝を分かりやすく展示した貝類専門の博物館。

重要な里地里山



甲山グリーンエリア

- ① ナンオン創造の森
- ② 甲山グリーンエリア
- ③ 社家郷山（コープの森）

「里地里山」とは、人間の集落と周囲の二次林、農地等で構成された、自然と人の営みの中で作られてきた地域であり、環境省では、全国の里地里山から「生物多様性保全上重要な里地里山」として 500 箇所を選定し、西宮市からは 3 箇所が選定されています。

自然保護地区・生物保護地区



仁川自然保護地区

- ① 剣谷自然保護地区(剣谷湿原)
- ② 仁川自然保護地区
- ③ 甲山生物保護地区(甲山湿原)
- ④ 甲子園浜生物保護地区

※「自然保護地区」とは、良好な自然環境を維持するために保全が必要な地区。

※「生物保護地区」とは、野生生物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む。）又は生育地であって、当該野生生物の保護・繁殖を図るために保全が必要な地区。

基本データ（2023年9月1日現在）

【面積】 100.18km² 【世帯数】 220,336 世帯
 【人口】 483,781 人 【事業所数】 16,392 事業所※
 【大学数】 10 大学
 （短期大学含む）

※「2021年 経済センサス活動調査」より
 （2021年6月1日現在）



公智神社 社叢
(西宮市天然記念物)



山口の大カヤ
(兵庫県天然記念物)

川

夙川



ゲンジボタル



インシギ



甲子園浜



ハマヒルガオ

海

山



ヒメヘビイチゴ



甲山



3. 西宮の環境の歩み

		1960～1980 年代	1990 年代
西宮市の取り組み	主なトピック	<p>1960年代 石油コンビナート建設反対運動 西宮の浜を埋め立て、石油コンビナートを誘致する計画に対して反対運動がおこる。</p> <p>1963年 文教住宅都市宣言 1962年に石油コンビナートの誘致は中止となり、本市は工業化への道よりも環境との調和・共生の道を選択し、文教住宅都市宣言を行った。</p>   <p>1963～1980年代 甲子園浜埋立事業反対運動 県の甲子園浜埋立計画に対し、住民の反対により埋立予定地が縮小される。</p>	<p>1992年 「2001年・地球ウォッチングクラブ・にしのみや」活動スタート（EWC） EWCとは、1992年から始めた地球と地域を結ぶ市民のための西宮独自の環境学習システム。子どもを中心とした環境教育・環境学習への取り組みを地域とともに進める活動がスタート。後に全国に広がる環境省の「こどもエコクラブ事業」の基本モデルとなる。</p>  <p>EWC 環境パネル展</p>
	その他	<p>1962年 安全都市宣言 ◆◆◆◆</p> <p>1970年 西宮市民憲章 ◆◆◆◆</p> <p>1983年 平和非核都市宣言 ◆◆◆◆</p>	<p>1992年 市議会における「環境宣言」に関する決議 ◆◆◆◆</p> <p>1995年 西宮市環境計画策定 ◆◆◆◆</p> <p>1998年 エコカード・エコスタンプシステム開始 ◆◆◆◆</p>
国内外の動向		<p>1967年 公害対策基本法公布 ◆</p> <p>1971年 環境庁発足 ◆◆◆◆</p> <p>1972年 国連人間環境会議※1 ◆◆◆◆ 開催(ストックホルム)</p>	<p>1992年 環境と開発に関する国連会議※2 (地球サミット) 開催 ◆◆◆◆ (リオデジャネイロ)</p> <p>1993年 環境基本法公布 ◆◆◆◆</p> <p>1995年 阪神・淡路大震災</p> <p>1997年 COP3 開催(京都議定書採択) ◆</p> <p>1997年 環境影響評価法公布 ◆</p> <p>1998年 地球温暖化対策の推進に関する法律公布 ◆</p>

■各マークの見方
タイトル末尾のマークは主な環境目標を表します
◆ゼロカーボン ◆生物多様性
◆資源循環 ◆安全・快適

※1 国連人間環境会議……「かけがえない地球（Only One Earth）」をテーマに、国連として地球規模の環境問題全般について取り組んだ初めての会議。
※2 環境と開発に関する国連会議（地球サミット）……「持続可能な開発」という理念の下に環境と開発の両立を目指して開催された会議。この会議において、持続可能な開発のための教育の重要性とその取り組みの指針を盛り込んだ「アジェンダ 21」などが採択された。
※3 COP3（京都議定書採択）……気候変動枠組条約第3回締約国会議とも呼ばれ、2008年～12年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標を約束した「京都議定書」が採択された。

2000年代	2010年代	2020年代
<p>2003年 環境学習都市宣言 文教住宅都市宣言、平和非核都市宣言の考え方を発展させ、市民・事業者・行政の参画と協働による環境学習を通じた持続可能なまちづくりを推進するため、新たな都市理念として、環境学習都市宣言を行う。</p>  <p>西宮市・バーリントン市 共同声明調印式</p>	<p>環境関連個別計画の策定（改定） 環境に関する法整備等が進み、環境に関する個別計画を策定（改定）する。</p> <p>2010年 持続可能な地域づくりECOプラン◆ <small>-西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)-</small> 策定</p> <p>2012年 生物多様性にしのみや戦略策定◆</p> <p>2014年 西宮市再生可能エネルギー・省エネルギー推進計画策定◆</p> <p>2017年 西宮市一般廃棄物処理基本計画(第6回)策定◆</p> <p>2015年 環境省が「重要里地里山500選」を選出 西宮市からは社家郷山・ナシオン創造の森・甲山グリーンエリアの3カ所が選ばれる。</p>	<p>2021年 「2050年ゼロカーボンシティ」及び「プラスチックごみ削減運動の推進」を表明</p>  <p>環境大臣からのメッセージを紹介する石井市長</p>  <p>給水スポット（イメージ）</p>
<p>2005年 西宮市新環境計画策定 ◆◆◆</p> <p>2005年 西宮市環境基本条例施行 ◆◆◆</p> <p>2006～2008年 西宮市ESD推進協議会 ◆◆◆</p>	<p>2019年 第三次西宮市環境基本計画の策定◆◆◆◆ 同時に個別計画の西宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)◆、生物多様性にしのみや戦略◆、西宮市一般廃棄物処理基本計画◆の改定</p>	<p>2022年 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）目標設定に伴う改定◆</p> <p>2023年 第4次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定◆</p>
<p>2000年 循環型社会形成推進基本法公布 ◆</p> <p>2000年 資源循環利用促進法公布◆</p> <p>2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議開催(ヨハネスブルグ)※4◆◆◆◆</p> <p>2004年 「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」の閣議決定 ◆◆◆◆</p> <p>2008年 生物多様性基本法公布 ◆</p>	<p>2010年 COP10(生物多様性条約)開催(名古屋議定書・愛知目標採択)◆</p> <p>2011年 東日本大震災</p> <p>2015年 持続可能な開発のための2030アジェンダ※5採択◆◆◆◆</p> <p>2015年 COP21※6開催(パリ協定採択)◆</p> <p>2018年 第五次環境基本計画閣議決定 ◆◆◆◆</p>	<p>2020年 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言</p> <p>2020年 「2050年カーボンニュートラル」宣言 ◆</p> <p>2021年 改正地球温暖化対策推進法公布 ◆</p> <p>2021年 地球温暖化対策計画閣議決定 ◆</p> <p>2022年 COP15(生物多様性条約)開催(昆明・モントリオール生物多様性枠組採択)◆</p> <p>2023年 生物多様性国家戦略2023-2030閣議決定◆</p>

※4 持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ）……地球サミットから10年が経過し、アジェンダ21の実施促進や課題等について議論を行うことを目的に開かれた会議。この会議において、日本は「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」を提案した。

※5 持続可能な開発のための2030アジェンダ……2016年から2030年までの国際社会共通の目標として、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs(エスディーゼーズ)）」が採択された。

※6 COP21（パリ協定採択）……気候変動枠組条約第21回締約国会議とも呼ばれ、「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みとして、「パリ協定」が採択された。

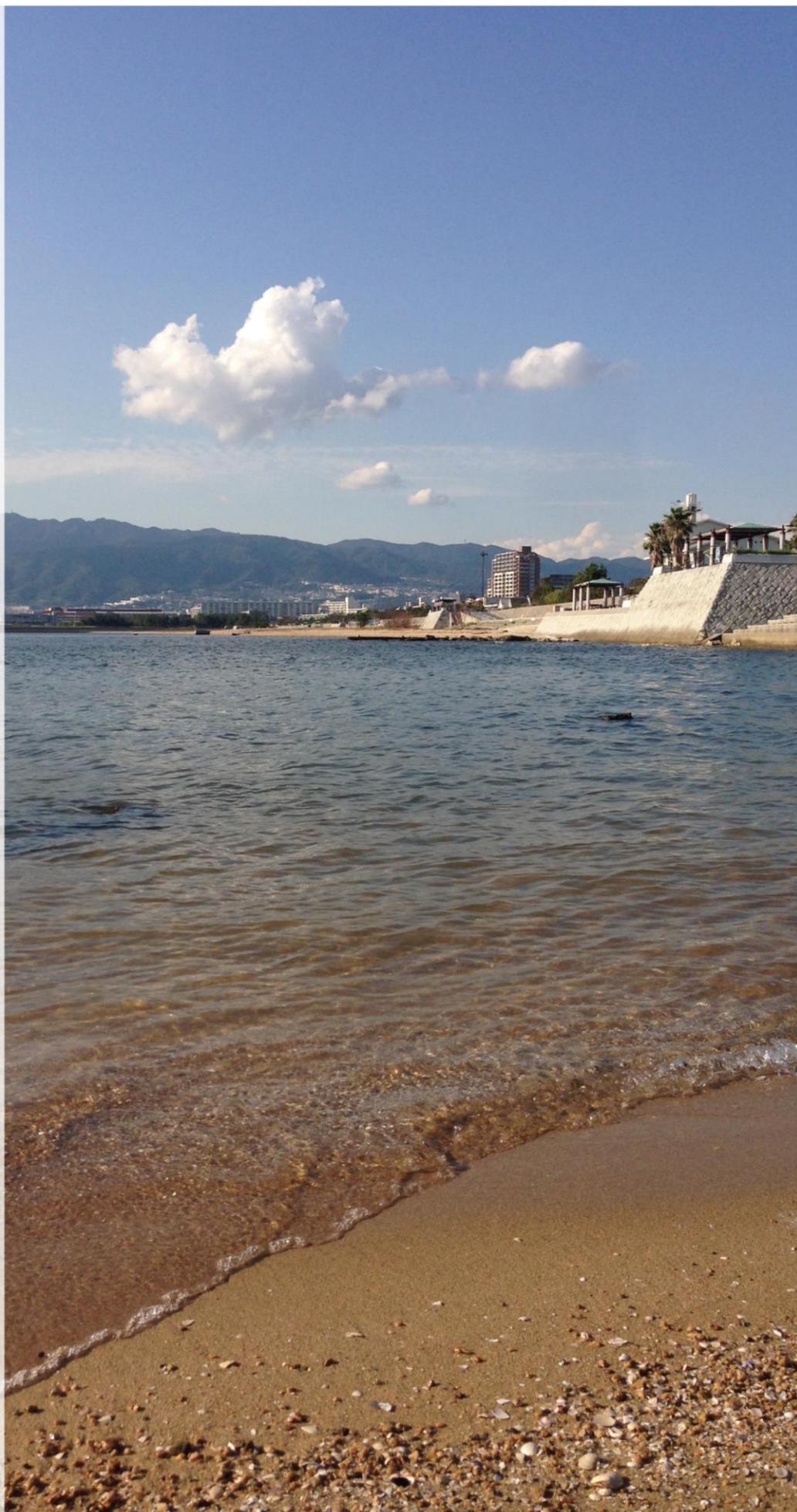


Environment Nishinomiya

chapter 3

計画の位置づけ

上の花:エンジェルス・イヤリング(フクシア)
撮影地:甲子園浜

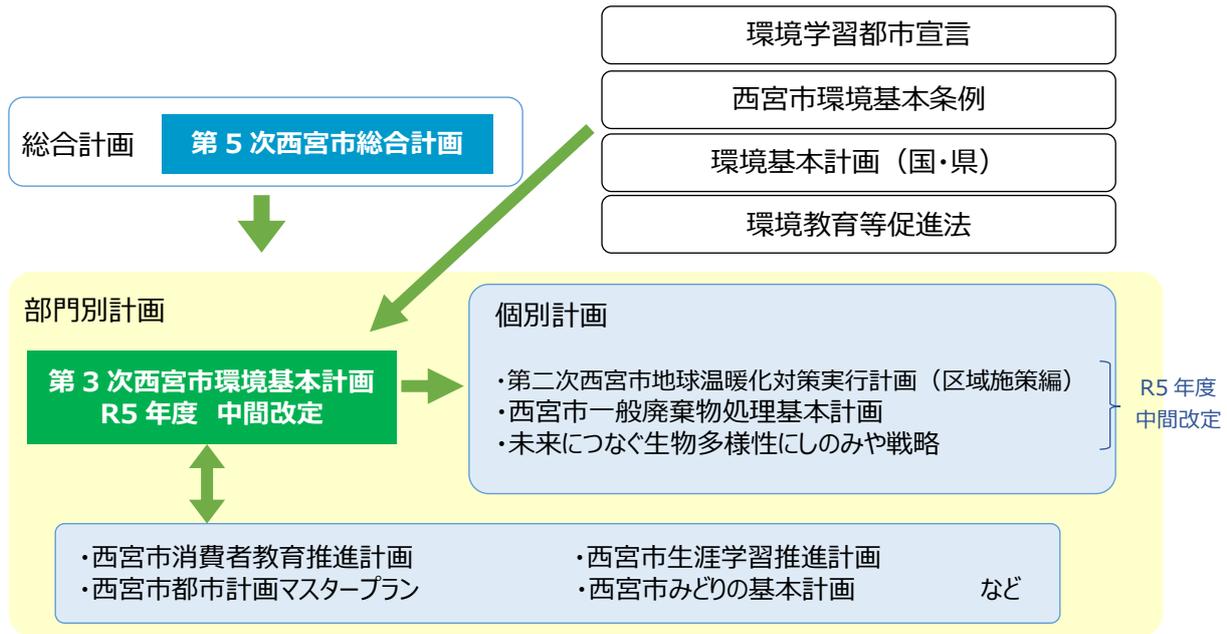


1. 計画の位置づけ・役割

本計画は、西宮市環境基本条例に基づく、持続可能なまちづくりに向けた施策を推進するための計画であり、第5次西宮市総合計画と整合を図りながら進んでいく部門別計画と位置付けられています。

また、本計画の個別計画である西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や、西宮市一般廃

棄物処理基本計画、未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略などと整合を図るとともに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」といいます。）第8条に基づく行動計画を包含し、具体的な取り組みを推進するものです。



2. 計画の対象

対象	要素
自然	地形・地質、生態系（すべての生物・生物群集とそれを取り巻く環境）
まち・くらし	大気・水・土壌、騒音・振動、廃棄物、資源・エネルギー、気候・日照、有害化学物質、経済、住環境
人・文化	地域環境力、環境教育・環境学習、環境保全活動、都市景観、地場産業
歴史・国際	歴史的・文化的遺産、語り部・伝承、国際交流・貢献

3. 計画の期間

計画期間は、2019年度～2028年度までの10年間とします。

なお、取り組み状況を毎年把握し、中間年次である2023年に取り組みの点検・評価を実施するとともに、総合計画の改定状況や社会情勢等を考慮し、見直しを行いました。





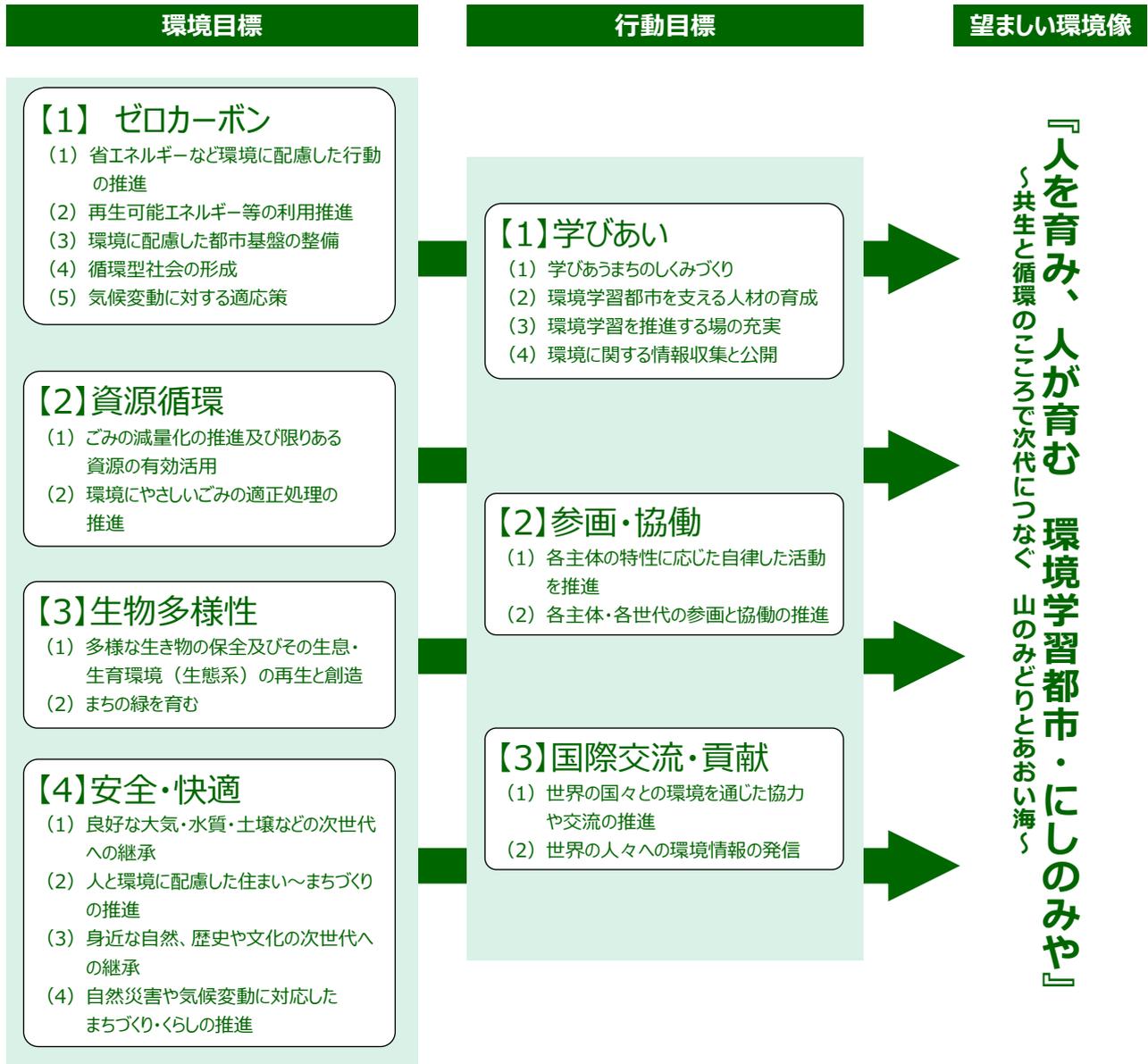
chapter 4

望ましい環境像の実現に 向けた目標と取り組み

上の花: サマー・アメジスト (アガスタケ)
群撮影地: 甲山



1. 施策体系



2. 環境学習の定義と各目標の基礎となる視点

環境教育は、1972年の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、「国際環境教育会議」の「ベオグラード憲章」（1975年）などにおいて内容が明確化され、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示されました。つまり、行動に結びつく人材を育てることが重要な目的とされています。

本市では、「石油コンビナート建設反対運動」「甲子園浜埋立事業反対運動」など地域住民や事業者が地域の自然や子供たちの教育環境を自主的に守ってきた歴史があります。

1992年には環境省のこどもエコクラブの基本モデルとなった「地球ウォッチングクラブ・にのみや（EWC）」

がスタート。子供たちとサポーター（学校や地域団体）の自主性を重視し、地域に根差した環境学習の取組を進めてきました。

こういった歴史背景や取組を反映する形で行われた環境学習都市宣言では、環境学習都市の理念を述べた「宣言文」の他に、わたしたちの役割を示した5つの「行動憲章」で構成され、行動憲章では「実現」「実践」「行動」などといった言葉が登場します。

本市における「環境学習」とは、単に「教育を受けること」や「学習すること」だけでなく、環境に係る実践活動や体験も含む概念です。「環境学習都市」を実現していくためには、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全など私たちが直面する課題に、市民・事業者・行政といった主体が「学びあい」ながら自発的にかつ連携しながら取り組んでいく必要があります。

西宮市が育んできた環境と学びあいの文化

西宮市は、全国初の環境学習都市宣言を行い、「環境学習」をあらゆる取組みの中心においてきました。私たちは、日々の暮らしの中での気づきをきっかけとして、取り巻く環境に対する理解を深め、自然や歴史、文化、産業、伝統といった地域の資源を活用しながら、学びあいの文化を育んできました。この学びあいの文化を伝

え、広げていくために、市民、事業者、行政などが互いに地域社会に関わりつづけていく参画と協働のしくみが必要です。身近な環境問題は、今や国境を越えて広がる人類共通の課題となっています。人と人のつながりの中で学びあう文化を通して地球環境との望ましい関係を築いていくことが大切です。

自ら考え行動できる人材づくり

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）（平成23年6月改正）では、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育の充実などが盛り込まれました。環境保全活動のすそ

野を広げていくにあたり、学校等での環境教育の充実はもちろんのこと、地域社会において、市民・事業者・行政などの参画・協働による実践的な人材づくりとその活用が求められています。

コラム 環境目標と行動目標のつながり



「環境目標は4つあるけど、このうちどれが一番重要なんだろう。」



「“ゼロカーボン”“資源循環”“生物多様性”“安全・快適”の4つの環境目標は、相互に関連し合っていて、どれが一番ってないんだよ。例えば、資源を大切にしておゴミを減らすことは、焼却されるごみの量が減ることで、地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の排出が抑制されるんだ。それに、地球温暖化の防止は、気候変動による豪雨、土砂災害や動植物の絶滅のリスクの低減にもつながるんだよ。」



「なるほど！じゃあ、3つの行動目標との関係はどうなっているの？」



「3つの行動目標は、環境目標を達成するときの行動指針を示しているんだ。3つの行動目標である“学びあい”“参画・協働”“国際交流・貢献”の視点から、4つの環境目標を統合的に達成していくことで、持続可能なまちづくりが実現されるんだよ。」



「今だけじゃなく、この先もずっと安心して快適に生活していくために、自分たちがどうすればいいか、環境について考えて行動していく必要があるんだね。」

コラム 持続可能な開発のための教育(ESD*)とは

「持続可能な開発のための教育(ESD)」は、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇など人類の開発活動に起因する現代社会の課題について、人間性を育み、多様な考え方を尊重しながら、自らの問題として主体的に捉え、問題解決につながる新たな価値観や行動などの変容をもたらす学習・教育活動です。

私たちのくらしは、自然環境を通じた多くの恵みに支えられている一方、自然との関わりの中で、想定外の災害に直面する場合があります。将来起こりうる様

々な事象への備えという観点からも、ESDによる持続可能な社会の担い手を育む教育の重要性が高まっています。ESDが求める身近なところから問題に取り組む姿勢は、一人ひとりが地域づくりの主体であるという意識を育みます。

2019年12月、国連総会で「ESD for 2030」が採択され、ESDがSDGsの全てのゴールの実現への鍵であることが再確認されました。

* ESD = Education for Sustainable Development

コラム 持続可能な開発目標(SDGs*)とは？

2015年に150を超える国連加盟国首脳の参加のもと、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」が採択されました。SDGsでは、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。また、行政・地域・企業・大学・NGO・市民等のあらゆる主体が参画すること、また社

会のすみずみまで手を差し伸べる「誰一人取り残さない」という考え方を明確にしています。これは、環境学習都市として西宮市が掲げる持続可能なまちづくりの考え方、すなわち、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済の発展と公正で平和な社会の構築を目指す考え方につながるものとなっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



持続可能な開発目標 (SDGs)

出展：国際連合広報センター

西宮市の環境目標と主なSDGsのゴールとの関係

SDGsの17の各ゴールは相互に独立しているものではなく、すべてのゴールに相関関係があるため、総合的に取り組むことが必要です。

ここでは、「環境目標」とSDGsの各ゴールのうち、関

係の深いもののみを掲載していますが、この計画においては、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むというSDGsの視点を取り入れ、様々な取組を進めています。

1. ゼロカーボン 二酸化炭素排出量実質ゼロのまちへ



2. 資源循環 ごみを減らし、資源を有効活用するまちへ



3. 生物多様性 生き物のつながりが豊かな恵みを育むまちへ



3. 安全・快適 安全・快適な生活環境を暮らしの中で築くまちへ



3. 環境目標

環境目標	
 【1】 ゼロカーボン	省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの最大限の導入など、地球温暖化対策に取り組み、「2050年ゼロカーボンシティにのみや」の実現に向けた取組を進めます。

現在、私たちの生活は電気やガス、ガソリンなどを利用し便利で快適なものとなってきましたが、その代償として大量の温室効果ガスを排出した結果、地球温暖化の進行に伴う気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、日本においても、集中豪雨や大型台風などが原因の大規模な災害へとつながっています。

現在、地球温暖化対策は世界的な課題であり、2050年までに世界の温室効果ガス排出量正味ゼロを達成することが世界全体の目標として掲げられています。我が国でも2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、本市においても、2021年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年まで

に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指しています。「2050年ゼロカーボンシティ」を実現していくためには、大幅な技術革新とその導入が前提となりますが、各主体が「自分ごと」として、できることから行動を起こし、ライフスタイルや事業活動の転換を図っていくこともこれまで以上に重要となります。

そのため、本市においても市域の二酸化炭素削減のため、地球温暖化対策を計画的に進めるため、「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しています。市民、事業者、行政の参画と協働により中期目標の達成と「2050年ゼロカーボンシティ」に向けて取り組むことを目指しています。

指標等



2028年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で46%以上削減します

【参考目標】（国の計画期間による）

2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で48%以上削減します

● 取り組みについて

は取り組みを実施する主体

省エネルギーなど環境に配慮した行動の推進

① 省エネルギーなど環境に配慮した行動の推進・普及啓発

市民・事業者・行政

学校・家庭・地域・事業所それぞれにおいて、省エネ製品の購入や節電、エシカル消費や地産地消など環境に配慮した行動の推進・普及啓発ができるよう環境

学習や情報発信・支援を行い、意識と行動の変革を促します。

② 省エネルギー機器等の導入の推進

市民・事業者・行政

ZEB、ZEH など住宅や建築物の断熱化や高効率機器の導入促進や照明・家電製品等の省エネ化、電動車をはじめとする次世代自動車の導入促進や普及

啓発を行います。また、公共施設においても照明設備のLED化等省エネ対策に取り組み、環境に配慮して施設整備等に取り組めます。

再生可能エネルギー等の利用推進

市民・事業者・行政

市民・事業者等に対し、周辺環境に配慮した、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーや蓄電池の導入促進のため啓発や支援を行います。また、公共施設においても廃棄物発電の有効活用や太陽光発電設備の設置を推進します。

環境に配慮した都市基盤の整備

①公共交通機関など環境に優しい

市民・事業者・行政

移動手段の利用の推進・普及啓発

電車やバスなどの公共交通機関の利用を促進するとともに、利用環境の向上を図ります。

また、次世代自動車（電動車等）の普及促進に努めるとともに、ノーマイカーデーやエコドライブなど自動車利用に関する適切な行動の普及啓発を行い、低炭素化や居住環境の改善を目指します。

②低炭素型地区・街区の形成及

市民・事業者・行政

び都市機能の集約化の検討

建築物の省エネルギー化の促進や、再生可能エネルギーの活用、エネルギーの高度利用などを組み合わせ、街区全体での低炭素化の検討を進めます。

③緑化の推進及び森林の保全

市民・事業者・行政

温室効果ガスの吸収源となる緑を増やすため、生物多様性にしのみや戦略に基づく里山整備や都市部の緑化の推進と農地の保全に努めます。

また、住宅や建物の敷地内緑化や屋上緑化などにより市内の緑化を進め、省エネルギーやヒートアイランド対策につなげます。また、防災・減災の役割も果たすグリーンインフラなど、良好な住生活に欠かせない緑化を推進します。

資源循環型社会の形成

市民・事業者・行政

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の総量削減に取り組み資源の無駄遣いをなくすことで地

気候変動に対する適応策

市民・事業者・行政

国の気候変動適応計画で示す「農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活」の7つの分野の気候変動に対する対策のうち、重大性及び緊急性及び本市の地域特性を考慮して、ハザードマップなどの防災関連や、熱中症の予防・対処法などの情報提供に努めます。また、西宮市地域防災計画に基

コラム 太陽光パネルで学ぶ再生可能エネルギー

西宮市では、市内の一部の学校に太陽光パネルを設置しています。太陽光パネルの発電量をモニターで表示することで、子供達が再生可能エネルギーの利用を学び、環境意識を高めることにつながります。



甲子園浜小学校の屋上の太陽光パネル



発電量のモニター

球温暖化防止を推進します。

づき、緊急用電源として太陽光発電の利用を推進するなど、災害リスクを考慮したインフラ整備に努めます。

【関連計画】

- 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 西宮市総合交通計画 など

コラム 地球温暖化って何？

【地球温暖化とは】

地球全体の平均気温が上がっていくことを地球温暖化といいます。

【地球温暖化はなぜ起こるの？】

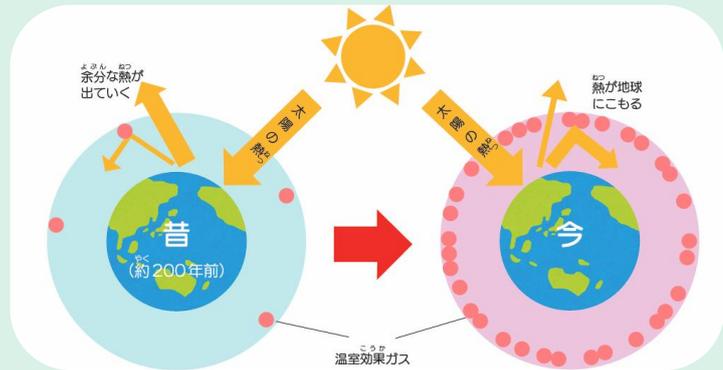
地球の表面は、太陽の熱で温められていて、余分な熱は宇宙に出ていきます。大気中には、地球の熱を宇宙へ逃さない性質を持った「温室効果ガス」という気体があります。これまでは、この温室効果ガスが、地球から宇宙

に逃げていく熱を吸収し、温室のように地球を快適な温度にしてくれていました。しかし、温室効果ガスが増えすぎると、熱が地球にこもり、どんどん地球が暑くなってしまいます。

温室効果ガスのうち、私たちの暮らしによって増えている主なものは、二酸化炭素（CO₂）です。

二酸化炭素は、火力発電所などで石炭や石油といった燃料を燃やして発電したり、ガソリンを燃やして自動車を動かしたり、ごみを燃やしたりするときに発生します。

つまり、私たちの暮らしの色々な場面で、二酸化炭素の発生につながっています。

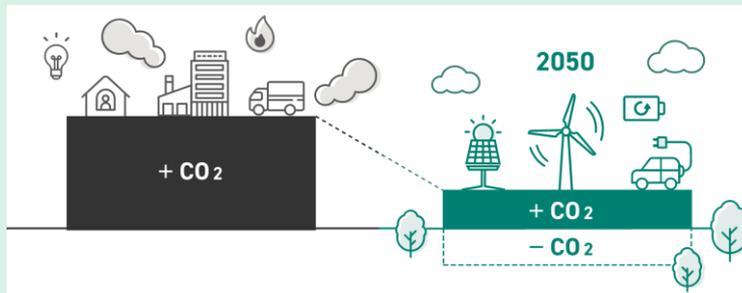


出典：地球のために、考えよう！-地球温暖化とごみ-（西宮市）

コラム ゼロカーボンとは

「ゼロカーボン」とは、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

ゼロカーボンの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



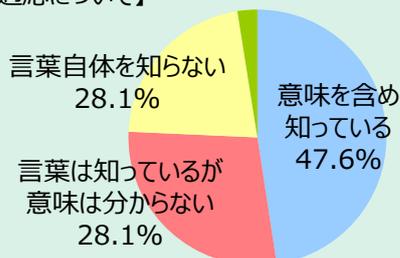
出典：脱炭素ポータル（環境省）

コラム 2023年度 市民アンケート調査結果より

中間改定に当たり行った市民アンケートの結果では、気候変動の影響への適応について、多くの市民が言葉の意味を知らないということが分かりました。一方

で、気候変動による影響については、自然災害や水環境、健康（熱中症等）への影響を感じている割合が高くなっています。

【適応について】



【気候変動による影響として感じていること】

- 1位 自然災害・沿岸域（64%）
（大雨による水害の発生、強い台風の増加 等）
- 2位 水環境・水資源（39%）
（水温・水質の変化、大雨の発生 等）
- 3位 健康（36%）
（熱中症の増加、デング熱等の感染症の増加 等）

※アンケート実施概要については p.11 を参照

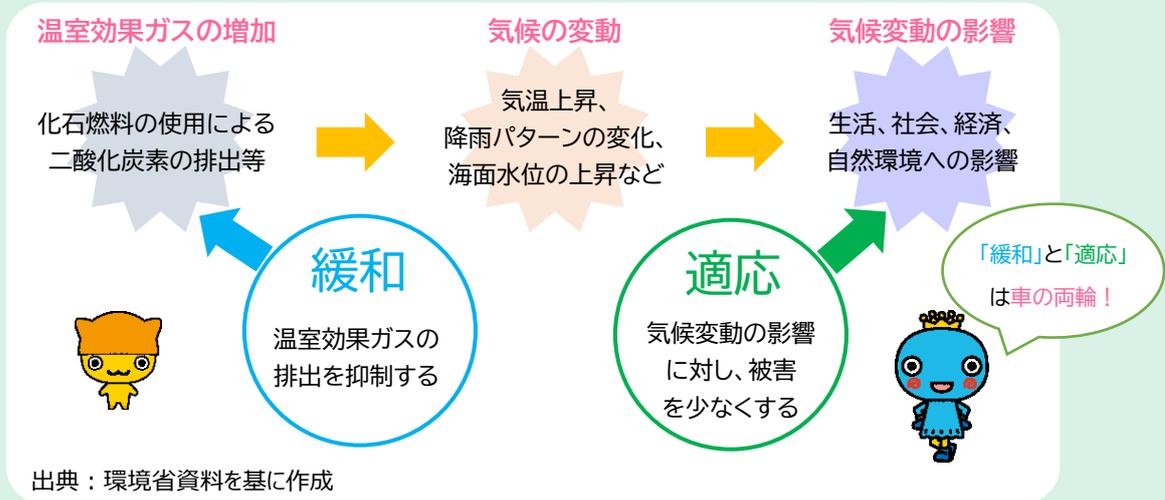
コラム 気候変動適応とは ~2つの気候変動対策~

世界各地で気温の上昇などが起こり、異常気象や自然災害の発生などの気候変動の影響が現れています。

気候変動は、私たちの食べるものやみなさんの健康

にも様々な影響を与え、その影響は今後さらにひどくなっていくかもしれません。

こうした気候変動の影響に対し、被害を少なくする対策「適応」が重要になっています。



地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガスを削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（又は気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。

気候変動を抑えるためには、緩和はとても重要な対策です。早急に大幅削減に向けた取組を開始し、継

続していかなければなりません。ですが、最大限の排出削減努力を行っても、過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられません。観測記録を更新するような異常気象が、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠なのです。

緩和とは？ 原因を少なく

2つの気候変動対策

適応とは？ 影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ (Energy saving)
- エコカーの普及 (Popularization of eco-cars)
- 再生可能エネルギーの活用 (Use of renewable energy)
- 森林を増やす (Increase forests)

温室効果ガスを減らす (Reduce greenhouse gases)

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意 (Pay attention to insect bites for infection prevention)
- 熱中症予防 (Prevention of heatstroke)
- 災害に備える (Prepare for disasters)
- 水利用の工夫 (Water-saving techniques)
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培 (Development and cultivation of crop varieties that grow in high temperatures)

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

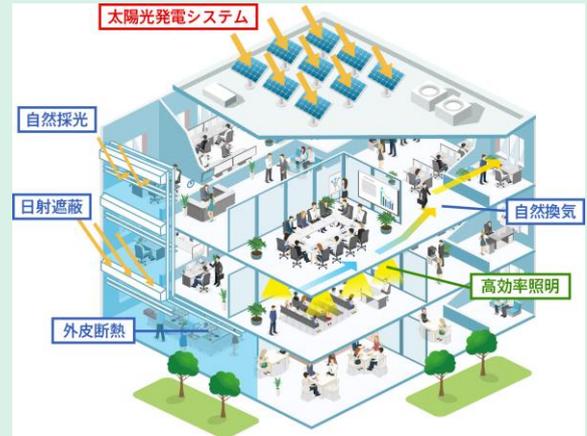
出典：気候変動適応情報プラットフォーム

コラム ZEBとは？

～ZEBを実現するための技術～

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

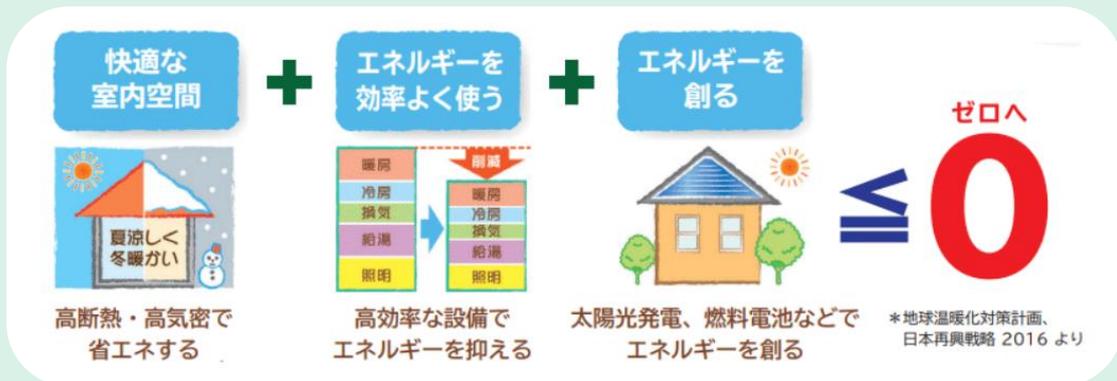


出典：ZEB PORTAL（ゼブ・ポータル）（環境省）

コラム ZEHって？ ～ZEHがもたらす、人と地球にやさしい生活～

「ZEH（ゼッチ）」とは、「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略で、高断熱・省エネ・創エネによって、太陽光発電などで創るエネルギーを収入、冷暖房や照明のような家で使う

エネルギーを支出と見立てて、年間エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅のことです。戸建住宅だけでなく、マンションやアパートなどの集合住宅のタイプもあります。



出典：「快適・安心なすまい なるほど省エネ住宅」（一般社団法人 住宅生産団体連合会）

【ZEHのメリット】

①経済性

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができます。太陽光発電などによる「創エネ」の効果によって、地球環境にも優しく、サステナブル（持続可能）な社会の実現にも貢献します。

②快適・健康性

高断熱の家は、室温を一定に保ちやすいので、夏は涼しく、冬は暖かい、快適な生活が送れます。さらに、冬は、効率的に家全体を暖められるので、急激な温度変化によるヒートショックによる心筋梗塞等の事故を防ぐ効果もあります。

③レジリエンス

台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができ、非常時でも安心な生活を送ることができます。

環境目標



【2】 資源循環

循環型社会の構築に向けて、2 Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

高度経済成長により、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが進展し、私たちは多くの物に支えられ、便利で豊かな生活を送ってきました。その一方で、地球上の限りある資源を大量に消費することにより、天然資源の枯渇、廃棄物の増加による最終処分場の不足、プラスチックごみによる生物や生態系への悪影響などの問題が発生しています。

地球規模での環境問題となっている廃棄物の問題解決と資源循環を推進するためには、市民・事業者・行政などがこれらの問題を認識し、「循環型社会」の構築に向けて行動していく必要があります。

本市においては、ごみの排出量は全体で減少傾向

となっているものの、事業系ごみについては増加傾向となっており、事業者による廃棄物の排出抑制が喫緊の課題となっています。各主体がそれぞれの役割を果たしながら、2 Rと分別・リサイクルの取り組みを推進するとともに、廃棄物の適正処理を実施していく必要があります。

「西宮市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみを発生させない社会の確立や分別の徹底とリサイクルの推進、適正で効率的なごみ処理体制の構築を基本方針として、ごみの排出量の削減と最終処分率の低減などを目標とする取り組みを進め、持続可能な「循環型社会」の構築を目指していきます。

指標等



ごみ総排出量
10.8%削減
(2016年度比)
1人1日
976g → 871g



最終処分率
13.1%
→11.9%
(2016年度比)
(1.2ポイント改善)



温室効果ガス削減量
18.8%削減
(2016年度比)
(※廃棄物分野に限る)

● 取り組みについて

ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用

① 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進 市民・事業者・行政

「ごみ減量等推進員」などを通じた市民啓発やレジ袋削減キャンペーンなどによるマイバッグの普及に取り組み、ごみになるものを作らない、買わないといった、そもそもごみになるものを減らす取り組みを推進します。事業者には、特定事業者等による廃棄物減量化等計画書提出の義務づけや資源化促進ガイドブックの配布な

どにより、廃棄物の発生抑制を推進します。また、手付かずの食品や食べ残しといった「食品ロス」を削減するため、「生ごみ3きり運動」の推進や食べ残しを減らすなどの食育の取り組みを充実させるとともに、フードドライブなどの取り組みを市民・事業者に幅広く呼びかけていきます。

②不用品の再利用（リユース）の推進 市民・事業者・行政

図書館で活用できなくなった図書の市民への無料配布や、リサイクルプラザにおいて廃棄された粗大ごみの修理・再利用、また、家庭や飲食店などにおけるリユース

食器やリターナブルびんの利用促進により、不用品の再利用を推進します。

③資源の再生利用（リサイクル）の推進 市民・事業者・行政

資源の再生利用を推進するため、市民の自主的な集団回収活動への支援や、食品系量販店等による牛乳パック・トレイ・ペットボトル等の店頭回収活動などを促進し、資源化が可能なごみの分別排出を徹底します。

また、小規模事業所を対象とした古紙回収システムの構築や、常設リサイクルステーションの設置、びんのリサイクル率の向上を検討するなど、多様な資源回収システムの構築などに取り組み、資源の再生利用を推進します。

環境にやさしいごみの適正処理の推進

①各主体による適正処理の推進 市民・事業者・行政

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用について、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むまちを目指します。

生活系ごみについては、市民は 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を理解した上で、2R（リデュース・リユース）に積極的に取り組み、ごみの発生抑制・再使用・分別排出の徹底に努めます。

増加傾向にある事業系ごみについては、全ての事業者が一般廃棄物と産業廃棄物の分別排出の徹底および古紙類等の再資源化に積極的に取り組み、事業

系ごみの削減に努めます。

行政は、幅広い年齢層・多種多様な事業者への普及啓発を図るため、ホームページやごみ分別アプリ、ハローごみや適正処理ハンドブック等の広報誌等、各種媒体を活用した情報提供に取り組みます。また、ごみ処理施設に搬入されたごみに不適物が含まれていないかを調べる展開検査や不適正排出事業者等に対する個別指導を実施するほか、関係機関と連携して不法投棄の防止などに取り組みます。

②ごみ処理施設におけるエネルギーの有効活用 市民・事業者・行政

及び処理の効率化の推進

焼却施設での発電や熱供給によるエネルギー回収を推進します。

また、破碎選別施設等でのリサイクルの推進など効率的な施設の整備、運用を行います。

【関連計画】

- 西宮市一般廃棄物処理基本計画 など

コラム 2R の推進

ごみになるものを買わない「リデュース」、ものをそのままの形で繰り返し利用する「リユース」、ものを再び資源として利用する「リサイクル」の3つをあわせて 3R と言いますが、リサイクルはその処理の過程で一定のエネルギーを使うことから、特に、ごみの減量には、「リデュース」と「リユース」の 2R（マイバッグ持参、必要なものを必要な量だけ買うなど）を進めることが重要です。



コラム 1人1日に51gのごみを減らすとは、どのくらい？

ごみ総排出量を2016年度比で、10.8%削減することを目標にしています。この目標を実現するためには、生活系ごみは10%、事業系ごみは20%の削減が必要です。生活系ごみを10%減らすためには1人1日に51gのごみを減らす必要があります。

例1：レジ袋1枚（約7g）＋割り箸1膳（約4g）＋紙箱1箱（約40g）＝51g

例2：レジ袋2枚（約14g）＋食品トレイ2枚（約8g）＋ペットボトル1本（約30g）＝52g



●もらわないようにするもの

レジ袋（大1枚）
約7g

割り箸（1膳）
約4g

●使量を減らせるもの

食品ラップ
（30cm幅×20cm）
約12g

●拠点回収に出せるもの

紙箱（1箱）
約40g

食品トレイ（1枚）
約4g

ペットボトル（500mL）
約30g

コラム 食べものから考えるごみ減量 ～食品ロス・生ごみ3きり運動～

【食品ロス】

日本では、食べられるのに廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は、2021年度は約523万トとされています。これは日本人1人あたりに換算すると、「お茶碗約1杯分（約150g）」に近い量の食べ物が毎日捨てられている計算となります。※

※出典：農林水産省 HP より

買い物では買い過ぎず「賞味期限」を正しく理解し、料理は作り過ぎずに余った食品は作り替えるなどの工夫を心がけ、一人一人が「もったいない」を意識しながら食べ物を無駄なく大切に消費していくことが必要です。

参考

賞味期限…おいしく食べることができる期限のこと。

（期限が過ぎたら食べられなくなるということではない。）

消費期限…安全に食べることができる期限のこと。

【生ごみ3きり運動】

買った食材を使い切る「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみを出す前に水を切る「水きり」、これらの3つの「きり」を実践することです。

使いきり…計画的な買い物で食材を残さない
食べきり…食べきれぬ量を把握して食べ残さない
水きり…まずはぬらさない、そしてひとしぼり、さらに乾燥

コラム プラスチックごみの現状

プラスチックは軽くて丈夫、加工もしやすい素材のため、さまざまな生活用品に使われていますが、その一方で、軽量で丈夫など耐久性が高いことから、自然界で分解されにくいという特徴があります。

大阪湾に漂着したごみの約 8 割がプラスチックごみと言われており、阪神間で唯一自然の海浜が残っている西宮でも、プラスチックなどの漂着ごみが多くみられます。

自然界で分解されにくい特徴を持つプラスチック製品ですが、不要となり、ポイ捨てなどで捨てられたものが、河川等を通じて海までたどり着き、海洋中に漂流したり、海岸に漂着したりします。特に使い捨てプラスチックが海へと流れ込むことで、海岸の景観が損なわれるだけでなく、海の生き物が間違えて食べて死に至ったり、身体に絡みついて傷つけたりするなど、海洋の生態系に

大きな影響を与えてしまいます。また、プラスチックごみは燃やすと温室効果ガスを発生させるため、地球温暖化につながります。これらのことから、プラスチックごみの問題は廃棄物の問題にとどまらず、様々な環境問題に影響を与えることが懸念されています。



香櫨園浜の様子（平成 30 年台風 21 号上陸後撮影）

コラム プラスチック・スマートアクション・にしのみや

本市では、2021 年 2 月、「全市的なプラスチックごみ削減運動の推進」を表明しました。そして具体的に海洋プラスチックごみの削減に向けて取り組みを進めるため、市民・事業者の皆様とともにプラスチックごみの削減に向けた取り組みを進めるため、2022 年 1 月に「プラスチック・スマート・アクションにしのみや」を策定しました。

【私たちにできること（4 つの基本方針）】

Reduce（リデュース）

マイボトル、マイバッグ、マイカップなどを使ってごみを減らしましょう。

Reuse（リユース）

まだ使えるものは、人に譲るなど繰り返し使しましょう。

Recycle（リサイクル）

プラスチック製品を捨てるときは適切に分別し、再資源化に努めましょう。

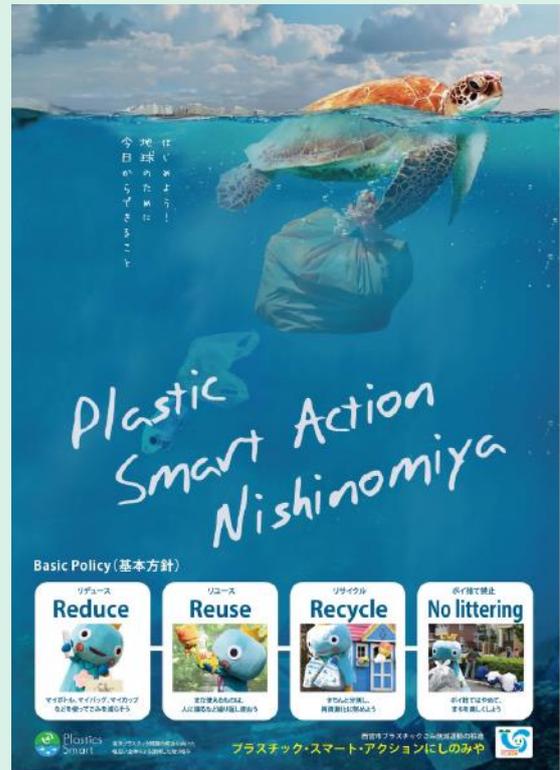
No littering（ポイ捨て禁止）

ポイ捨てはやめて、まちを美しくしましょう。

【私たちにできる取組（抜粋）】

- 市民 ・使い捨てプラスチック製品は買わない、もらわない ・マイバッグやマイボトル、マイカップを使用する
- 事業者 ・リユース食器の利用など使い捨てをなくす ・使い捨てプラスチック製品の製造や販売を抑制する
- 行政 ・公共施設に給水スポットを整備する ・清掃活動や環境学習の場を充実させていく

日々の生活や事業活動の中でプラスチックごみの削減に向けて取り組みを進めていきましょう。



環境目標



【3】 生物多様性

あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取り組みを進めます。

生物多様性とは、「すべての生き物の間に違いがあること」と定義されていますが、「生き物の豊かな個性とそれらのつながり」といったように、より広い意味で使われることもあります。現在、地球上には、3,000 万種ともいわれる多様な生き物が、互いに支えあって生きており、この多様な生き物が関わりあう生態系から、私たちは、水や食料、気候の安定などの様々な恵み（生態系サービス）を享受しています。

しかし、資源の過剰な消費や開発に伴う海浜の埋め立てなどの人間の活動、国内外の他地域から持ち込まれた外来生物の増加、気候変動などにより、生態系のバランスが崩れ、現在、日本国内だけでも 3,716 種（環境省レッドリスト 2020）の生き物が絶滅の危

機に瀕しています。また、近年では台風や豪雨による土砂災害が多発し、さらには、放置されて高木化した樹木等による被害の拡大も見られることから、減災・防災と生物多様性を両立させた視点や生物多様性損失と気候危機の「2 つの危機」への統合的対応も求められています。

そのため、本市においても「未来につなぐ 生物多様性にしのみや戦略」を策定し、市民・事業者・行政などの様々な主体の参画と協働により、西宮市の豊かな自然やそこで育まれてきた豊かな心、先人から引き継がれてきた文化・伝統・知恵などを未来へつなぐことを目指しています。



甲山



有馬川



甲子園浜

指標等

長期目標① 市内で種*の絶滅を招かない。
392 種 (2019 年 1 月時点)

長期目標② 市内における生き物の
生息・生育状況を把握する。
3,637 種 (2012 年 3 月時点)

短期目標① 市内で生息・生育が確認
されている生き物の種数
の増加。(在来種が対象)

短期目標② 市民等の生物多様性への
関わりの拡大。

* 市内の絶滅危惧種で、兵庫県版 RDB (レッドデータブック)・環境省 RDB (レッドデータブック) 掲載種が対象

● 取り組み

多様な生き物の保全及びその生息・生育環境(生態系)の再生と創造

① 地域活動等を通じた生物多様性の保全 市民・事業者・行政

本市の豊かな自然環境を、地域活動等を通じて、市民・事業者・行政などの協働により再生・保全していきます。また、広田山公園やナシオン創造の森、社家郷山（コープの森）といった都市型里山など、地域住民や事業者等によって支えられている自然環境を広く周知し、生物多様性に対する意識の向上を図ります。



広田山公園のコバノミツバツツジ群落

② 生態系ネットワークの保全・形成 市民・事業者・行政

山・川・海などの自然環境のつながり（生態系ネットワーク）を意識し、保全に努めることが重要です。まちの中においては生物の移動経路となる緑地や公園、水辺などを確保するとともに、生物多様性保全上重要な地域を保護地区として保全・再生し、貴重な生態系の維持を図ります。



甲子園浜の干潟で羽を休める渡り鳥の群れ

③ 情報共有とあらゆる主体による 市民・事業者・行政

調査体制のしくみづくり

多様な生き物とその生息・生育環境を保全するためには、それらに関する情報を蓄積・更新していく必要があります。そのため、市民自然調査やホームページ等により市内の生き物の生息状況等に関する情報の収集、蓄積・更新及び発信を行います。



市民自然調査ホームページ

④ 暮らしや産業の中で 市民・事業者・行政

多様な生態系サービスを育む

生態系は、私たちが生きていく上で欠かすことのできない水や食料などのほか、工芸、芸能などの文化的な利益も与えてくれています。そのため、これら伝統産業を守ることも生物多様性の保全につながるといった認識の共有を図るとともに、暮らしや産業の中で多様な生態系サービスを育みます。



名塩和紙学習館

【関連計画】

- 未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略
- 西宮市みどりの基本計画
- 西宮市森林整備計画 など

まちの緑を育む

① 公有地の緑地 市民・事業者・行政

公園緑地や学校園などでは、生物多様性に配慮した緑化を推進するとともに、「甲山・仁川緑地」、「武庫川河川敷緑地」、「夙川河川敷緑地」、「御前浜公園」、「県立甲子園浜海浜公園」など、本市の山・川・海の貴重な生態系を有する緑地は、今後も貴重な市民の財産として自然環境の保全に努め、市民参画と協働による取り組みを行います。



初夏の仁川緑地

② 民有地の緑化 市民・事業者・行政

家庭の庭などの身近な場所をはじめとした、住宅地や企業の敷地などの生物多様性の向上を図るため、建築物の屋上や壁面、生垣などの緑化、開発による緑を保全する緑地協定を推進します。また、生物多様性に配慮した緑化手法や植栽する種類の選定など誘導、啓発に努め、民有地の緑化を推進します。



住宅街の緑化

③ 市民緑化活動や農とのふれあい支援の推進 市民・事業者・行政

地域緑化や緑化事業の普及・啓発活動を行う人材の育成、住民自らによる花と緑のまちづくり活動の支援、緑化イベントの開催などにより市民緑化活動を推進します。また、農体験などを通じて里地里山のくらしを学び、生物多様性の恵みを体感できる活動を推進します。



市民による花壇活動

コラム 自然の恵みから生まれた西宮の名水、「宮水」を守る

【酒どころの水】

日本有数の酒どころとして知られる西宮ですが、その酒造りを語るうえで「宮水（みやみず）」は欠かせない存在です。古くから西宮の酒造りを支えてきた宮水は、灘五郷酒造組合宮水保存調査会による努力の甲斐もあって、今もキレの良い辛口のお酒を生み出しています。

【宮水は自然の恵み】

宮水地帯には、かつて海であった地域を流れる伏流と、六甲山系を起源とする夙川からの伏流がブレンドされることで、ミネラルが豊富で鉄分が少ない、酒造りに適した「宮水」となっています。西宮ならではの自然の恵みの水が「宮水」。この「宮水」を後世に伝えていくため、市は2017年12月に「宮水保全条例」を制定し、宮水の保全に取り組んでいます。



宮水発祥の地碑

コラム 生物多様性保全上重要な里地里山に選定されました！

平成 27 年（2015 年）12 月に環境省より「生物多様性保全上重要な里地里山」として全国で 500 箇所が選定され、西宮市からも 3 箇所選定されました。



ナシオン創造の森

（国見台 1 号緑地）

西宮市北部の住宅地に隣接する約 14ha の山林で、地域の市民団体により「創造の森」として整備されています。

市街地にありながら、良好な林地環境が維持されており、トノサマガエル、ニホンアカガエル、ニホンリス、キンラン、ギンランなど里地里山に特徴的な動植物の生息・生育が確認されています。

普段は一般公開されていませんが、地域の小中学生の、自然体験学習の指導や森を活用した観察会などのイベントが開催されています。



甲山グリーンエリア

西宮のシンボル「甲山」とその周辺の自然環境を含む地域一帯を指し、山林、河川、池、湿地、農地などに様々な動植物が生育しています。

里地里山に特徴的な種の生息生育が多く確認されているほか、冬場には、豊かな里地里山生態系のシンボルであるオオタカが餌場として飛来します。

西宮市では、「甲山グリーンエリア地域連携保全活動計画」を平成 26 年（2014 年）3 月に策定し、市、NPO、ボランティア、地域住民、企業等各主体の協働により森林の除伐や干ばつ、湿原での落ち葉かきなどにより都市型里山としての機能の維持や、森林、湿原の保全を図っています。



社家郷山

六甲山系東端の檜ヶ峰山麓に位置する森林で、コナラなどの里山林、草地、水辺など多様な環境が見られる地域です。トノサマガエル、カスミサンショウウオ、ヒメアカネ、ミヤマアカネなど里地里山に特徴的な種の生息が確認されています。

「企業の森づくり」制度を活用し、森の整備が行われています。また、現地での体験学習などにも取り組まれています。

コラム 生物多様性の新たな世界目標

【昆明・モンリオール生物多様性枠組】

2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された新しい枠組み（ポスト2020年生物多様性枠組）です。

新枠組は、2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲット、及びその他の関連要素から構成されています。

2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれました。

【生物多様性国家戦略 2023-2030】

国は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、世界に先駆けて2023年3月に新たな「生物多様性国家戦略」を策定しました。

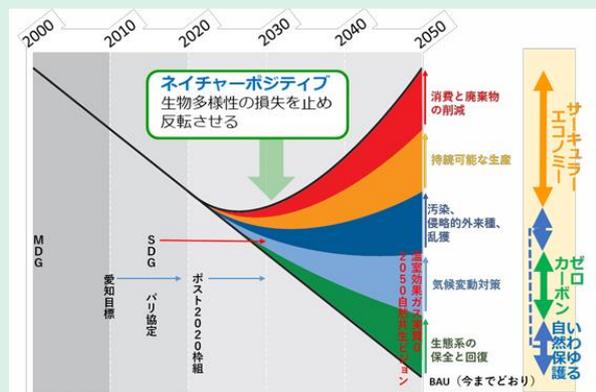
本戦略は、「2030年ネイチャーポジティブの実現」に向け、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として策定され、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応や、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調しています。

【ネイチャーポジティブとは？】

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。

2050年ビジョン「自然との共生」の達成に向けて、生物多様性損失の要因への対応や保全再生の取り組みに加え、気候変動対策や持続可能な生産と消費など様々な分野の取り組みを連携させていくことが必要と指摘されています。

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳



資料：地球規模生物多様性概況第5版 GB05
（生物多様性条約事務局 2020年9月）

【30by30 目標って？】

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする新たな世界目標です。

【OECM の設定等の推進】

30by30 目標の達成に当たっては、法律等に基づく国立公園等の保護地域に加えて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定が重要と考えられています。

国では、OECM 設定の推進のため、まずは民間の所有地等を「自然共生サイト」として認定することとしています。

「自然共生サイト」の対象となる区域は、
例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

といった場所のうち、生物多様性の価値を有し、企業、団体・個人、自治体によるさまざまな取組によって、本来目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域が挙げられています。

環境目標



【4】 安全・快適

良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。

私たちが安心・安全で健康な生活環境を維持するためには、大気汚染や騒音、悪臭などの公害がないことが大切です。その上で、まちの美化や歴史的、文化的資源の保全・活用、魅力のある都市景観の形成など日々の生活を取り巻く環境を快適にするための保全と創造が重要になります。

文教住宅都市である本市には、山・川・海などの自然景観や良好な住宅地を背景とした優れた都市景観に加えて、酒蔵や社寺などの歴史的・文化的遺産も数多く残されています。これらの資源を保全するとともに、

身近な自然や歴史、文化と調和した魅力に溢れた都市空間の形成に努めます。

さらに、近年では地球温暖化に伴い、台風等を原因とした大雨や集中豪雨による水害、土砂災害などが引き起こされており、こうした自然災害・気候変動に対応していくことが求められています。阪神・淡路大震災を経験したまちとして、自然災害への備えの重要性を認識し、地域コミュニティの活性化による共助の考え方を生かしたまちづくりを推進していきます。

指標等

わがまち美化活動^{*1}



延べ参加率^{*2}
20%

*1 わがまちクリーン大作戦など、地域・学校等で、まちをキレイにする活動のこと

*2 複数の活動の参加者を含むため延べ参加率としています

● 取り組み

良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承

① 大気・水質・土壌などの保全、騒音・振動対策

事業者・行政

大気・水質・土壌などの環境や騒音・振動に関するモニタリングを行い、環境基準等の適合状況を把握するとともに、適切に情報を公開します。また、化学肥料や農薬の使用を抑えた環境保全型農業を推進します。

② 発生源（大気・水質・土壌汚染物質・騒音・振動等）への指導・監視

行政

立入検査などを通じて発生源への指導・監視を行い、規制基準が順守されていることを確認します。

③ 有害化学物質対策による安全な暮らしの確保

事業者・行政

アスベスト、水銀及びダイオキシン類対策、並びにPCB 廃棄物などの産業廃棄物の適正処理に関する指導・助言により、発生源からの漏洩等を未然に防止します。また、新たな環境リスクが発生した場合は、迅速に情報収集するとともに、適切に情報を公開します。

人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進

①環境に配慮した住まい・

まちづくりの推進

市民・事業者・行政

再生可能エネルギーの導入や緑化の推進、省エネ性能をもった住宅の普及、公共交通機関の利用促進などにより、環境に配慮した住まい・まちづくりを推進します。

②人にやさしい

まちづくりの推進

市民・事業者・行政

公共的な施設におけるバリアフリー化の推進や、福祉のまちづくり条例に基づいた人にやさしい道路整備の促進、また、子どもやお年寄り、障害を持った人にやさしく安全で安心できる公園整備に努めるなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

身近な自然、歴史や文化の次世代への継承

東六甲、北部地域の緑豊かな山地、自然の砂浜が残る海浜、水と緑の軸を形成する河川を中心とした自然景観の保全に努めます。

③ごみのない美しい・住みやすい

まちづくりの推進

市民・事業者・行政

西宮市環境衛生協議会、西宮市ごみ減量等推進員会議との共催による「わがまちクリーン大作戦」の実施やごみのポイ捨て、犬のふんの放置禁止など、ごみのない住環境を維持するため普及啓発等を行います。また、風俗営業・性風俗特殊営業対策については、警察など関係機関とも連携して、法令・条例に基づく指導を行います。

市民・事業者・行政

また、伝統を感じさせる酒蔵や社寺などの歴史的施設の保全に努めます。

自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

市民・事業者・行政

阪神・淡路大震災の教訓を次世代に伝えるとともに、市民一人ひとりが住まいの地理的特性を理解し、日頃から自然災害に対する意識を持てるよう防災教育を推進します。

また、近年気候変動の影響による局所的な風水害への対応として、国や県と連携した流域全体での治山・治水を行うとともに、まちなかにおいて、水路・調整池の適正管理を行います。

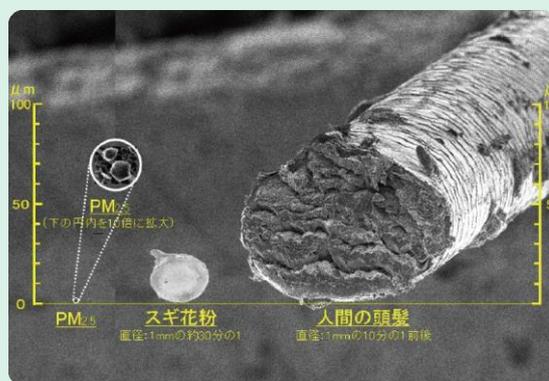
コラム PM2.5 とは

PM2.5とは大気中にある2.5マイクロメートル※以下のとても小さな粒子（細かいつぶ）状の物質のことです。とても小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、人間の健康に悪い影響をあたえます。

PM2.5は、人間のくらしによって大気中に出された汚染物質が原因となって発生するほか、火山の噴火などの自然現象が原因となっても発生します。

※1マイクロメートルは1ミリメートルの1,000分の1。

人間の髪の毛の太さは、約70マイクロメートル。



東京都ホームページより引用

コラム まちの美しさを保つ「わがまち美化活動」

普段、私たちが暮らすまちや道路、公園等が美しく保たれているのは、地域の市民の皆さんや事業者による美化活動が行われるなど、自主的な活動によるものです。

「環境衛生協議会」「ごみ減量等推進員会議」と市は、6月と12月の年2回、市民の皆さんや学校、事業所などと協力して、公園や道路の散乱ごみを拾うなどの清掃活動を行う「わがまちクリーン大作戦」を実施しています。

清掃活動には、子供から大人まで幅広い世代の方の参加の元、各地域で様々な工夫により進められています。

「EWC エコカード」のスタンプ押印や、ご近所同士のコミュニケーションのきっかけにもなっています。

また、西宮市では2021年からごみ拾いアプリ「ピリカ」の導入もスタートしています。

「ピリカ」では、美化活動の様子や活動、きれいになった街の様子や拾ったごみの写真の投稿ができ、アプリを通じて活動する団体や、事業所、個人同士のコミュニケーションの場にもなっています。

個人でも取り組み、コミュニケーションの場にもなっている「美化活動」。皆さんも参加してみませんか。



わがまちクリーン大作戦の様子

にしのみやクリーンアップ
～にしのみや版ピリカはこちらから～

西宮市ののべ参加人数 13,564
西宮市内で拾われているごみの数 1,696,310

投稿した活動記録が共有できる

ごみ拾いアプリ「ピリカ」

【関連計画】

- 西宮市都市景観形成基本計画
- 西宮市都市計画マスタープラン
- 西宮市下水道ビジョン
- 第二次西宮市空家等対策計画 など

4. 行動目標

行動目標	
 【1】 学びあい	すべての人が、生涯にわたり環境について学びあうまちのしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

私たちの生活様式の変化によって、地球温暖化、生物多様性の喪失、廃棄物の増大・資源の枯渇など様々な環境問題が発生し、深刻化しています。

こうした課題を解決するためには、私たちの暮らしと自然とのつながりを理解し、自然、歴史、文化や産業と環境との関わりを学び、私たちの生活行動が環境にど

のような影響を及ぼすかを考え、一人ひとりが社会のありかたや暮らしを見直していく必要があります。

家庭や学校、職場、地域などのあらゆる場において、生涯にわたり環境に関する知識や知恵を学びあうしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高め、環境学習を軸とした持続可能なまちづくりを進めていきます。

指標等			
にしのみやエコ活動 ^{*1}		延べ参加率 ^{*2} 50%	<p>*1 環境学習や環境に関する実践、体験活動のこと</p> <p>*2 複数の活動の参加者を含むため延べ参加率としています</p>

※本指標は、3つの行動目標に共通する指標として設定しました。

● 取り組み

学びあうまちのしくみづくり

環境保全に関する知識や理解を深め、環境に関して学ぶ力を育成するため、環境学習を幼少期から生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じて体系的に

実施するなど、日常的・継続的に学びあうまちのしくみづくりを進めます。

環境学習都市を支える人材の育成

市民・事業者などと連携し、地域における環境学習や環境保全活動の取り組みを進め、環境学習の機会

の充実を図ることで、環境に配慮した行動ができる幅広い人材の育成に努めます。

環境学習を推進する場の充実

本市には、様々な形で環境について学べる場があります。

自然との関わりでは、環境学習サポートセンターや自然環境センター、北山緑化植物園、保育所や学校園のビオトープ、公園などがあります。また生活の視点では、西部総合処理センターや消費生活センター、歴史・文

化の視点からは、西宮市立郷土資料館、名塩和紙学習館など、環境について学べる施設や場が充実しています。

これら自然、生活、歴史・文化の施設間の連携を進め、市民・事業者による活用を進め、まち全体が体系的な学びの場となるように事業を展開します。

環境に関する情報収集と公開

環境に関する情報の提供は、市民の環境行動や参加を促すうえで最も重要です。EWC ホームページや市民自然調査ホームページ、貝類館収蔵貝類標本検索システムなどの情報発信ツールの充実、また SNS

(ソーシャルネットワーキングサービス) 等の新しい情報ツールを活用しながら、地域活動を発信したり、知ることができるしくみを充実させます。

コラム 西宮オリジナル！ 地球ウォッチングクラブにしのみや(略称:EWC)とは？



ちきゅうとなかよしカード
(就学前幼児)



EWC エコカード (小学生)



保護者用エコカード

EWCは、単発で行って来た環境学習・啓発事業をパッケージ化し、地域に根差した継続的な環境学習プログラムとして1992年に始まりました。当初のEWCは、町のことや、地球のこと、自分達と環境のことなどについて、仲間と一緒に楽しみながら取り組み、互いに協力することや理解し合うことを大切にしてほしいとの考えから、グループ単位で参加者を募集し、申し込みのあったグループの活動をサポートするといった仕組みでした。

そして、1998年からは、市内の全小学生が活動に参加できる環境を整備しようと考え、「エコカード・エコスタンプシステム」を導入しました。本システムは、環境について学んだり、地域の清掃活動に参加した時などにカードにスタンプを押してもらうことができる仕組み（一部、自分でサインを行う箇所あり）で、カードの種類は「就学前の幼児」、「小学生」、「大人（小学生の保護者）」と世代や対象に応じて3つに分かれています。小学生とその保護者が対象の「エコカード」では、学校、保育所、公民館、店舗など、市内の様々な場所や場面でスタンプを押してもらうことができ、幼児が対象の「ちきゅうとなかよしカード」では、保育園、幼稚園内での活動に対して先生方からスタンプを

押しもらえる仕組みになっているため、学校・園、地域、お店のそれぞれが、このシステムを支えるサポーターとなっています。また、小学生は、エコカードに一定数のスタンプを集めるとアースレンジャー（地球を守る人）に認定されます。この認定制度には、「楽しみながら継続的にエコカード活動の中で、環境に配慮する習慣や考え方を身に付けてもらいたい。」という願いが込められています。その他にも、EWCの活動には、子供向けの環境学習に関する情報やイベントを掲載した「EWCニュース」の発行や、学校・園などが環境学習プログラムを行う際のサポート、一年間の市民・事業者・行政の活動を作品として発表する「環境パネル展」の開催などを行っています。また、学校園における環境学習の充実を図るため、「環境学習サポートガイドブック」を作成しています。

西宮市では、EWCを中心とした環境学習の仕組みを通して、人と人との新しい交流を生み出し、個々の活動を地域へと広げていき、誰もが当事者として自らの意思において環境に配慮した暮らしや社会活動に取り組む「持続可能なまちづくり」を目指しています。



EWC 環境パネル展の会場の様子と展示作品（一部）



環境学習サポートガイドブック

コラム 環境学習と地域活動 ～エココミュニティ会議～

鳴尾東エココミュニティ会議【ごみ減量化・未利用資源の活用】



野菜屑の裁断



堆肥の切り返し作業

鳴尾東エココミュニティ会議では、未利用資源を活用することでごみ減量化・CO₂削減に努めるとともに、花と緑があふれるまちづくりを目的に活動をしています。ほとんどが焼却処分されてしまう落葉や近隣小学校の給食で出る野菜切屑を裁断しコンポストに入れ、堆肥

・培養土づくりをすることで焼却処分してしまう資源を有効活用し、ごみの減量化とCO₂削減を図っています。作った堆肥・培養土は、地域の公園内の花壇に活用しているほか、小学校にも提供を行い、子供達の環境学習にもつながっています。

平木エココミュニティ会議【食品ロス削減・地球温暖化対策】



フードドライブ
回収ボックス



校舎に設置した
グリーンカーテン

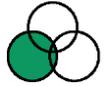
平木エココミュニティ会議では、活動の一環として食品ロス削減のためフードドライブに取り組んでいます。2021年10月からは近隣の小学校や児童館、幼稚園に回収ボックスを設置し、家庭で長く保管されている食品を集めて福祉施設等に届けています。その他にも、小学校の夏休み期間中に環境問題や省エネについて自分たちにできることを考えて取り組んでもらう「エコ

活動ミッションビンゴ」を行っています。ビンゴの中には食品ロス削減や節電、エコバックの持参などが盛り込まれており、ビンゴが出来上がる頃には自分たちが出来るエコ活動が習慣になるような取り組みとなっています。また、地球温暖化対策、環境学習の授業の一環として子供たちとともに「グリーンカーテン」を小学校に設置する取り組みも行っています。

エココミュニティ会議とは・・・

より快適な地域環境を次世代へ引き継いでいくために、市民・事業者・行政などのあらゆる主体が同じテーブルに着き、協力して話し合い、地域に根差した活動を行っています。2006年に学文地区で第1号のエココミュニティ会議が発足して以降、現在、市内21地域で発足しています。

行動目標



【2】 参画・協働

市民・事業者・行政などの各主体、各世代の自律と協働、参画により地域力を高め、環境活動を進めます。

本市では、市民・事業者・行政の参画・協働により環境施策を推進しています。地域においても、市内の環境美化・保健衛生を推進する「西宮市環境衛生協議会」や、「環境」を切り口に地域づくりについて話し合い、活動する場である「エココミュニティ会議」など設置・展開されています。

さらに、各主体の連携にとどまらず、地域での課題を

共有し、統合的に解決していくためには、様々な世代とともに、環境施策を推進する取り組みを継続的に進めることが大切です。

これまでの取り組みを充実させ、各主体・世代が参画・協働できるしくみを構築し、その中で、互いの立場を考慮し、人と人との絆を育むことで、地域で生じる様々な課題解決につながることを目指します。

● 取り組み

各主体の特性に応じた自律した活動を推進

全市的また各地域において環境施策を推進するにあたり、市民・事業者・行政などの各主体に応じた役

割を明確にするとともに、責務を果たすための自律した活動を推進します。

各主体・各世代の参画と協働の推進

市民・事業者・行政などの各主体、また子どもから大人までが日々の生活の中で活動に参画できる「しくみづくり」を行います。

また、昨今の解決の糸口が見えにくい複合的な環境問題に対しては、単に個別に活動しているだけでは、対

処が難しくなっています。過去から現在、将来を見据えて、地域における課題の共有化を図り、互いに相手の価値観や立場への理解を深めながら協働の取り組みを促進する「場づくり」を進めます。

コラム 地域の学習の場としての巡回相談会

西宮市環境衛生協議会では、各地区環境衛生協議会向けに環境衛生事業の一つとして、巡回相談会を実施しています。相談会のテーマは3種類あり、健康管理等をテーマとした「健康巡回相談会」、ごみの分別・処理等をテーマとした「ごみ巡回相談会」、身近な害虫の駆除や対策等をテーマとした「害虫巡回相談会」です。それぞれ各地区環境衛生協議会と市の担当者が相互に連携し実施しています。また、この事業は、各地区の役員のみならず、一般の方にも参加を呼びかけ、地区の学習の場として利用されています。

※西宮市環境衛生協議会とは

1957年に「蚊や蠅のいない住みよいまちづくり」を目的として作られました。現在は、市内の小学校を基準に38地区の地区環境衛生協議会で構成されています。



巡回相談会の様子

コラム 市民・事業者アンケートを通して見えてきたこと

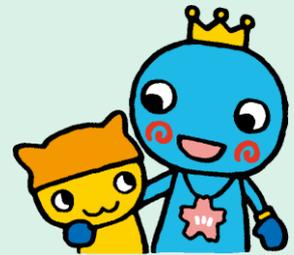
	■小学生アンケート	■市民アンケート	■事業者アンケート
問	普段の生活の中で環境を良くするために今後なるべくしたいこと（回答上位項目）	日常生活で環境への配慮について今後なるべくしたいこと（回答上位項目）	事業者の地域の環境活動に関する考え方
回答	<ul style="list-style-type: none"> ●環境問題について家族と話し合う（33%） ●地域で自然観察会などの環境保全活動やイベントに参加する（29%） 	<p>（2017年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境保全のための寄付に参加する（33%） ●日用品において、エコマーク、グリーンマークなどの環境に配慮した製品を購入する（29%） ●地域で自然観察会などの環境保全活動やイベントに参加する（42%） <p>（2023年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境保全のための寄付に参加する（50%） ●地域で、講演会や自然観察会などの環境保全活動やイベントに参加する（44%） ●日用品において、エコマーク、グリーンマークなど環境に配慮した製品を購入する（39%） 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政からの働きかけがあれば可能な範囲で参加したい（60%） ●周辺地域の市民または団体と協力して環境保全に貢献したい（36%）



「アンケートの結果、市民・事業者ともに、環境への関心がある割合が高くなっていて、何らかの行動につなげたいという考えを持っているということがわかったよ。」



「4割以上の市民が『環境保全のための寄付や活動、イベントに参加したい』、また、4割近くの事業者が『周辺地域の市民または団体と協力して環境保全に貢献したい』と回答しているよ。今後、様々な主体が環境活動に参加できるようにしくみや、活動につながる機会を作っていく工夫が必要だね」



※アンケート実施概要については p.11 を参照

コラム 連携・協働のしくみ：パートナーシッププログラム

「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」は、市民団体・事業者・NPO などとの参画と協働による環境学習・保全活動を促進する仕組み（認定制度）です。

本プログラムに認定された取り組みの中には、外来生物が及ぼす問題を取り上げているものがあります。具体的な活動としては、在来生物の保全のために地域住民とともに実施する定期的な駆除活動や、現状の周知のために地元の中学生や企業を対象にした観察会の実施などがあります。こうした地域に即した参画・協働の取り組みが西宮市の各種施策の推進を担っています。

（※）オオキンケイギク：特定外来生物

北米原産の外来植物です。繁殖力が強く、在来の生態系に影響を及ぼすことから、人為的に拡散させる原因となる行為（栽培や運搬等）は原則禁止されています。



オオキンケイギク（※）の花や種子の駆除活動



地元の中学生などを対象とした観察会

コラム 西宮の環境・地域について考えるワークショップ

本計画の中間改定にあたり、様々な主体や世代にリラックスした雰囲気の中で交流してもらいながら、西宮の環境や地域活動について自由な意見交換をしてもらい、今後の参考にするを目的に「西宮の環境・地域について考えるワークショップ」を2023年8月に開催しました。

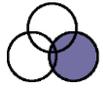
当日は、地域で環境活動を実践されているエココミュニティ会議の皆さんや大学生の方に参加していただき、参加者同士で、事前にお伝えしていた「自慢したい西宮の環境」、「地域活動への若者の参加を高める方法」、「ゼロカーボンに向けて、私たちにできること」の3

つのテーマについて、活発な意見交換を行った後、グループごとに発表していただきました。参加者から出た意見の中には、「（西宮市は）地域と行政のつながりが強い。」「学校での行事として地域活動への参加を募り、活動から地域に関心を持ってもらうと良いのでは。」「宅配ボックスを設置しやすくし、再配達のエネルギーを削減する。」「ゼロカーボン等難しい言葉が多く、意味を知らない人が多い」など、アンケートでは得ることが難しい具体的な提案や中間改定の参考になる意見が多くありました。

※ワークショップの詳細は、本計画資料編 83 頁参照



行動目標



【3】 国際交流・貢献

国際的視野をもち、世界の人々と協力して、より良い地球環境を未来に残すことに貢献します。

現在、環境問題は地球規模へと広がりを見せており、身近な問題から地球全体の環境を考え、対処していくためには、国際的な視点が欠かせません。そのため、食料、衣料、エネルギー等、海外の様々な資源を利用する中で生じる国際的な環境問題に対しても、自らのこ

ととして意識をすることが大切です。

本市では、学びあいと参画・協働による地域活動を展開する中で、国際的な視点が育まれるよう世界の人々とつながる場を活用した多様な取り組みを推進します。

● 取り組み

世界の国々との環境を通じた協力や交流の推進

西宮市は海外の4都市と姉妹・友好都市提携を結び、市民レベルでの交流を深めています。また、市内には教育施設も多く、大学をはじめとした各教育機関において留学生と交流できる機会があります。環境とい

う切り口からも多様な価値観について理解を深められるよう、交流の促進や海外からの視察受け入れを行い、環境学習を通じた国際交流・貢献を推進します。

世界の人々への環境情報の発信

市民・事業者・行政との参画と協働による環境に対する取り組みの充実を図る中で、環境情報について広く発

信していく役割を果たしていけるよう、環境活動に関する情報ネットワークのすそ野を広げる取り組みを進めます。

コラム 環境パネル展で国際交流！？

EWC 環境パネル展は、生きもの、自然、ごみ減量など、身近なまちのことから平和、福祉、国際、防災、産業など、市民・事業者・行政の持続可能な社会に向けた取り組みを発表する催しです。市内の小学生などの作品も学校を通して数多く出展され、毎年2,000名以上が参加しています。

また、近年は、西宮市の姉妹・友好都市との交流に関する展示なども加わり、広域的な視点を育む機会にもなっています。



環境パネル展の様子

コラム 渡り鳥は、なぜ西宮に来るの？

西宮市には、阪神間で数少ない干潟や自然海浜を有する甲子園浜、御前浜・香櫨園浜があり、春にはシギ・チドリ類、冬にはカモメ・カモ類などの多くの渡り鳥で賑わいます。

特に旅鳥であるシギ・チドリ類は、繁殖活動を行うために東南アジアやオーストラリアなどの南国からシベリア・アラスカへ向かう渡りの途中で、餌場として立ち寄ります。干潟に生息する底生生物（アサリやゴカイ、カニ等）は、これら渡り鳥の命をつなぐ貴重な餌となっています。戦後、日本では埋め立てや護岸工事で干潟の面積が減少し、渡来する渡り鳥の数も少なくなっています。西宮市の沿岸部の干潟は、地球規模で移動する渡り鳥を保護するために重要な役割を担っています。



干潟で生き物観察をしている様子（甲子園浜）

渡り鳥と渡りのルート



コラム 西宮市・バーリントン市の共同声明とは

西宮市と米国バーモント州バーリントン市は、それぞれが協力して持続可能な地域づくりに向けた取り組みを進めることを表明し、2003年10月に共同声明調印式を行いました。その後10周年記念シンポジウムにおいて、10年前に行われた両市の共同声明を継承し、今後、さらに両市が持続可能な社会に向けた取り組みを発展させていくことを約束した共同声明を調印しました。



コンポストやリサイクルについて学んでいる様子

西宮市の「エココミュニティ会議」の取り組みのモデルは、バーリントン市の「レガシープログラム」であり、また、バーリントン市の小学校で行われている「レガシー・カード」は、西宮市の「エコカードシステム」をモデルに導入されたものです。西宮市とバーリントン市は、このようにお互いに連携しながら持続可能な社会に向けた取り組みを進めています。



5. あらゆる世代が参加できる環境学習の推進

環境基本計画を体系的に推進していくため、4つの環境目標と3つの行動目標を設定していますが、各目標は相互に関連し合う部分も多く、総合的に捉える視点や考え方も必要になります。そこで、本市では、身近

な暮らしと環境との関わり合いへの気づきを促し、広い視点で環境問題を捉えられる人材の育成やあらゆる世代が環境活動に取り組めるよう様々な主体と連携しながら環境学習の機会や場の創出に取り組んでいます。

環境学習の現状と課題

本市の環境学習事業の特徴は、「地球ウォッチングクラブ事業」を中心に、小学生を中心とした子どもたち環境に関する学びや活動を、学校や地域の身近な大人たちがサポートし、お互いの環境意識を高め（学びあい）、環境へ配慮した考え方や行動を地域に定着させようとするところにあります。こうした次世代の育成を地域ぐるみで行う仕組みを学校教育と連携しながら全

市的に構築し、長年に渡って継続しているような事例は他に例がなく、全国的にも高い評価を受けています。

しかしながら、現状の仕組みは、小学生とその周囲の大人たちを主な対象としている点から、中高生以上の大人などに環境学習や環境保全活動の機会を提供するという面では課題があります。

【環境学習の取組の様子】



グリーンカーテン用の苗の植え付け



大池での生き物・自然観察会



地域の人に教わるしめ縄作り



松ぼっくりや木の枝を使った
エコクラフト



農業体験会での作物の育て方の説明



地域のイベントでのエコクイズ



廃材を活用したワークショップ



魚の飼い方教室



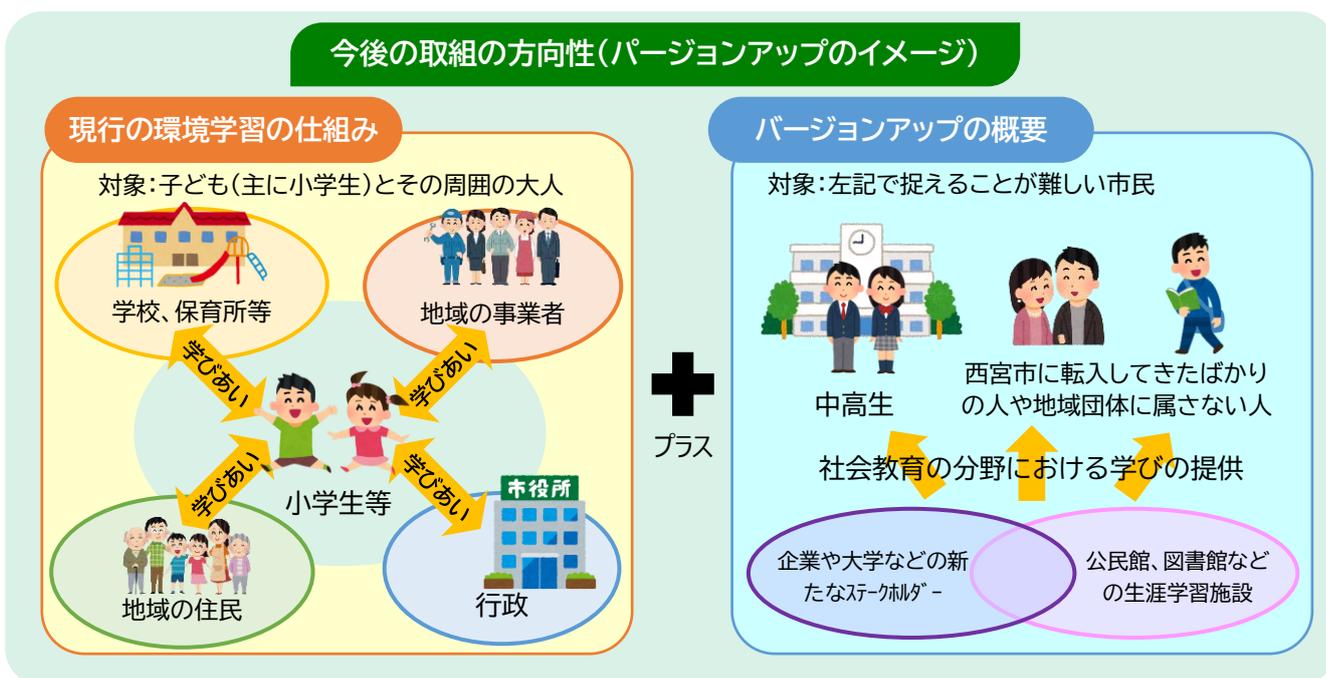
生き物とのふれあい体験

今後の取組の方向性

現行の環境学習の仕組みの中で十分に捉えることが難しい世代や対象を捉えていくためには、新たな環境学習の機会を創出していくとともに、それらの情報を広く周知していくことが重要です。そのためには、生涯学習の観点から展開されている各種事業や活動との連携や、新たなステークホルダーとの協働の促進など、環境学習の仕組みを更に発展させていく必要があります。

また、家庭に向けた取り組みは、同居する他の世代にも影響を与え、幅広い世代や対象を捉えていくことにつながることから、あらゆる世代が参加できる仕組みを構築していくにあたっては、重要になるものと考えます。

これらのことを踏まえて、これまで長年に渡って実施してきた環境学習の取り組みに加えて、次のような取り組みを展開していきます。



現行の仕組みに加えて実施する取組(バージョンアップの概要)

① 中高生に向けた環境学習プログラムの開発

中学生や高校生に適した環境に関する学習プログラムを開発し、希望する中学校等へ提供します。

② 家庭内で実践するエコ活動の実施

環境へ配慮した行動が家庭内で実践されていくような仕組みを検討、実施します。

③ 事業者と協定締結などによる環境学習・環境保全活動の推進

事業者や大学などと協定を締結するなど、環境学習や環境保全活動の機会、場の創出を推進します。

④ 生涯学習事業との連携の強化

公民館や図書館を活用することなどにより、生涯学習事業との連携を強化し、学びの機会や場を拡げます。

⑤ 情報発信の強化

より幅広い世代(対象)への情報を届けるため、有効な情報発信の手法等について検討し、実施します。



Environment Nishinomiya

chapter 5

計画の推進のために

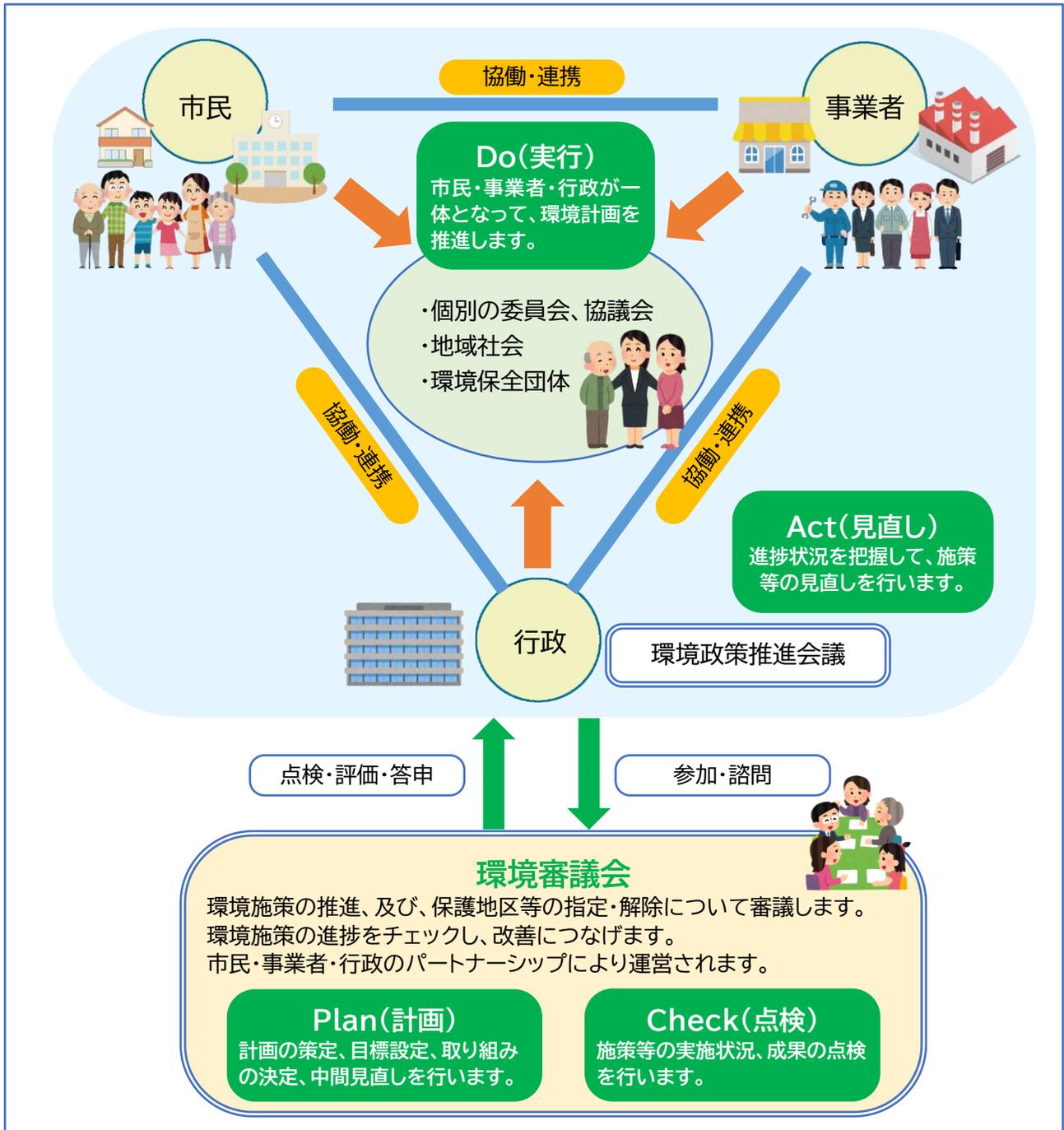
上の花: プレランサ (プレクトランサス)
撮影地: 船坂



1. 計画の進行体制

本市では、行政の主導ではなく、市民・事業者自らが環境について考える姿勢を重視しています。計画の進行にあたっては、市民・事業者・行政の協働で行います。

持続可能なまちづくり 計画の進行体制

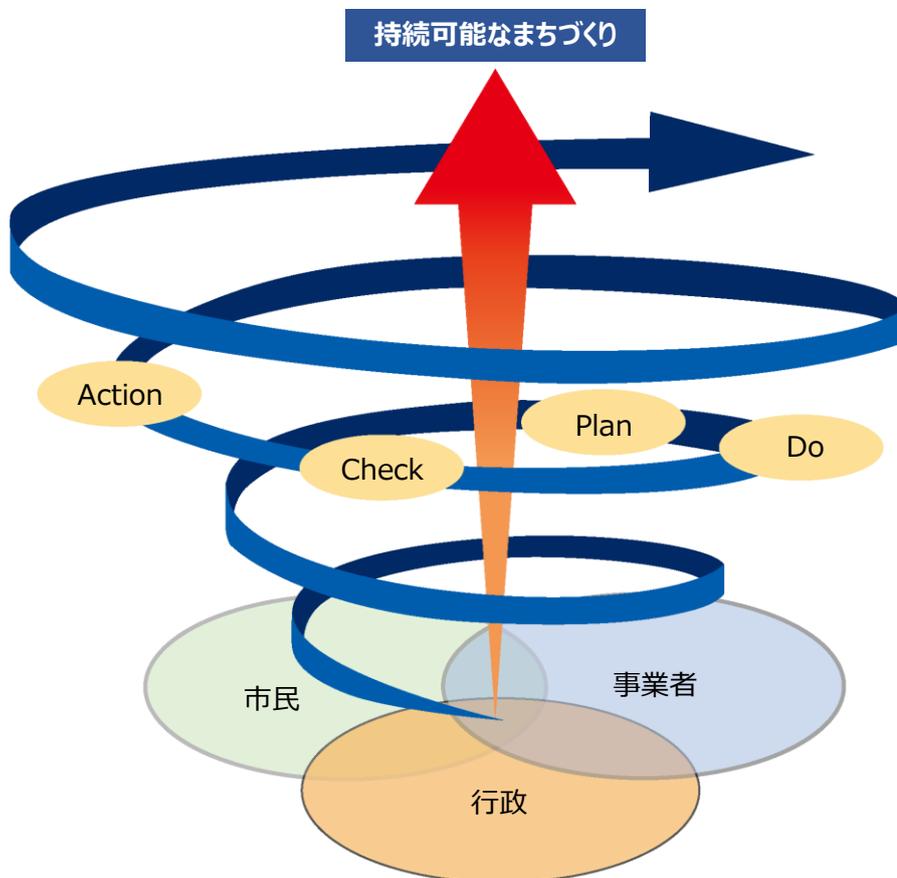


2. 進行管理

進行管理を行う上で、PDCA サイクルを活用し、改善していくことが重要です。

各年度や計画の中間期に環境審議会の外部チェックも受けながら、取り組みを進めていきます。

Plan (計画)	各年度の目標設定、取り組みの決定、中間見直しの実施 など
Do (実行)	市民・事業者・行政による計画に基づく取り組みの実施 など
Check (点検)	環境審議会による施策等の実施状況、成果の点検 など
Act (見直し)	施策、取り組みの見直し、目標の見直し、新たな施策・取り組みの検討 など



3. 情報公開

毎年、取り組み状況や環境審議会からの監査結果、助言について年次報告書やホームページなどで情報を公開します。



環境報告書



環境計画推進パートナーシップ会議（ホームページ）

西宮市環境学習都市宣言

こども版行動憲章

～今日から始めること～

私たちは、環境学習にすすんで参加し、
さまざまな人たちと力をあわせ、
環境を大切にする西宮市を
100年後も世界中の人に誇れるまちにします。
そのために、次のことから始めます。

- 1 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史・文化・産業やくらしと環境との関わりについて学びます。
- 2 私たちは、自分ができることから行動し、身近な人たちと協力しあいます。
- 3 私たちは、「もの」をくり返し使い、限りある「エネルギー」を大切にするまちづくりに参加します。
- 4 私たちは、人と人、人と自然が共に生き、公正で平和な社会をめざします。
- 5 私たちは、世界中の人と手をとりあって、かけがえのない地球を未来に引き継いでいきます。



資料編

1. 西宮市の環境の現況

(1)地形・地質

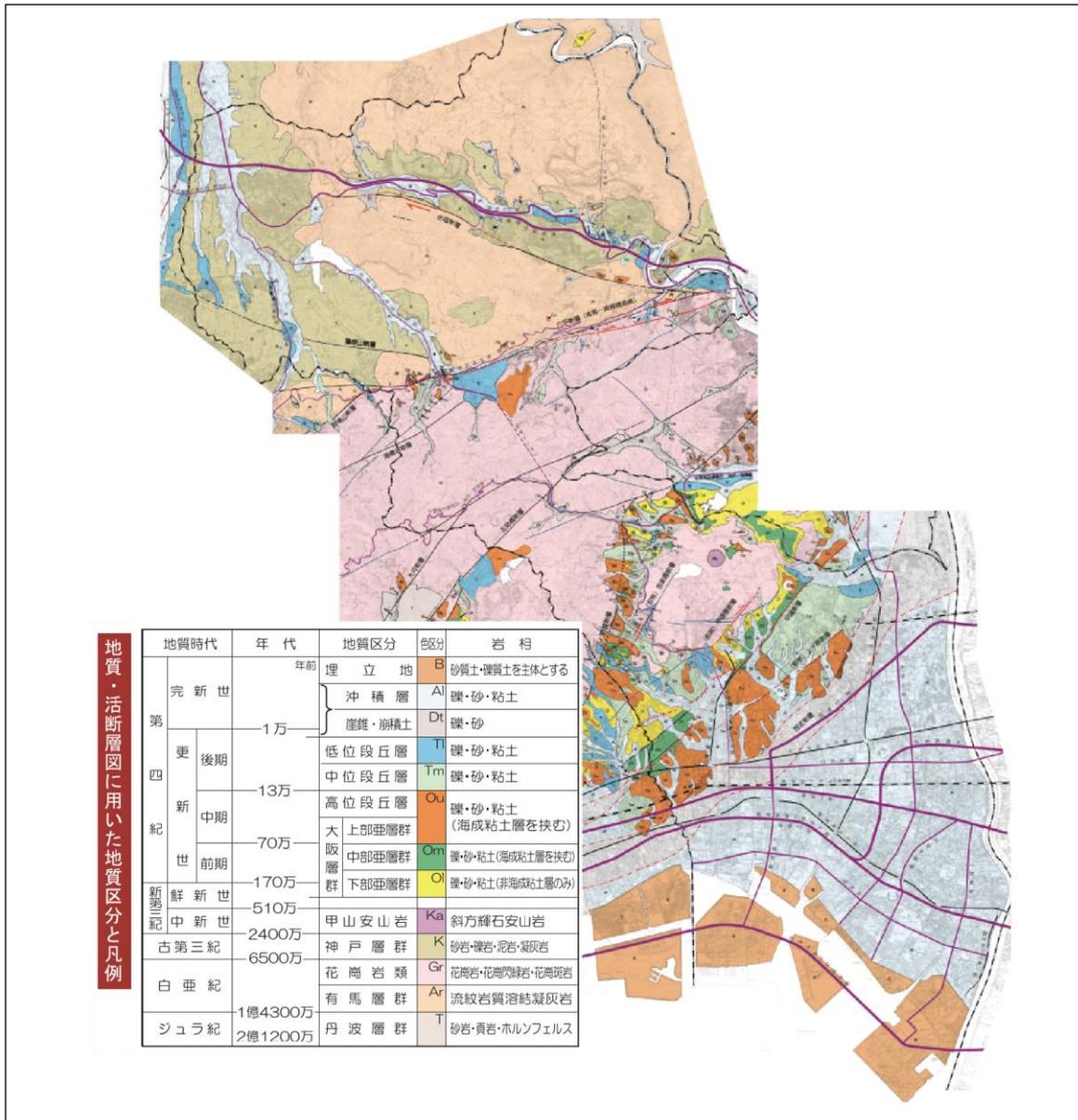
本市は、南北 19.1km、東西 14.3km にわたり、ひょうたん状の形を成しています。

その中央部を東西に六甲山系が横断し、これを境にして南部地域は東西につながる市街地が広がり、また北部地域は従来農村地区として発展してきました。

2023 年現在、西宮市の面積は 100.18 平方 km です。このうち、六甲山系以南の本庁・鳴尾・瓦木・甲東地域が 51.75 平方 km、以北の塩瀬・山口地域が 48.43 平方 km を占めており、六甲山系によって西宮市は南部地域と北部地域にほぼ二等分されています。

地形は、海拔-0.6m（東鳴尾町 1 丁目 97 の 1）

から、標高 898.6m（山口町船坂・後鉢巻山山頂）に及ぶ高低差があり、起伏に富んでいます。また市域総面積の 7 割あまりが中北部一帯に展開する山地であり、阪神間の貴重な緑地ゾーンとなっています。西宮市の河川は、東六甲山地を中心として放射状に流れ、夙川、東川、新川などの小河川を除けば、すべて武庫川水系に属しています。また、地質系統は、中世代の六甲花崗岩及び石英粗面岩類の古い系統と、新生代における神戸層群、大阪層群、段丘れき層及び沖積層といった比較的新しい系統の 2 つに大きく分けることができます。



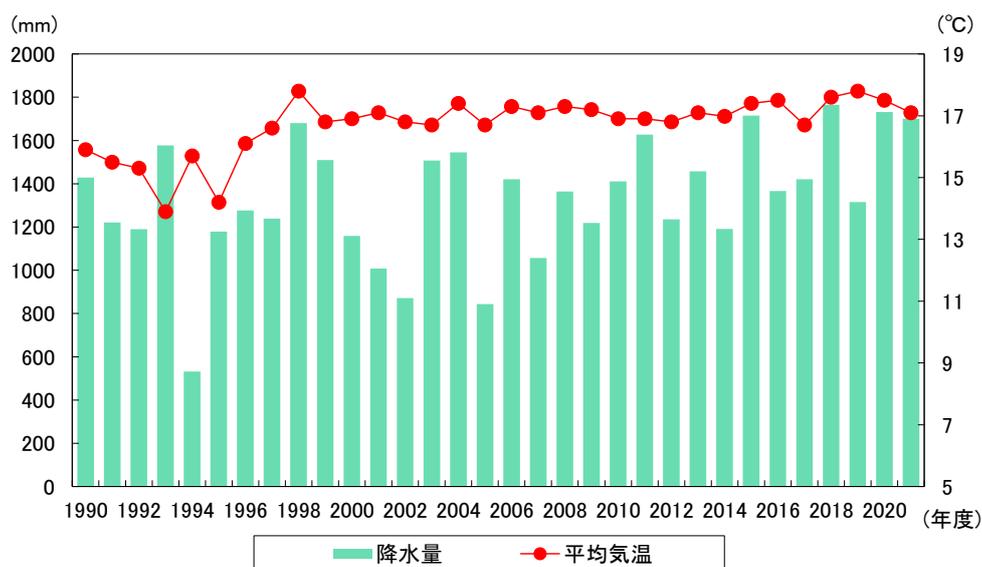
(2)気候

本市は、地形状南北に長く、その中央を六甲山系が横断しているため、気象条件は、山間部に属する北部と、大阪湾に臨む南部とではやや異なりますが、その特性は、おおむね瀬戸内海性気候を示し、晴天が多く、気候は温暖です。また、南部地域では、顕著な海陸風が見られます。南部と北部では年間平均気温は 1～2℃程度異なり、南部地域では雨となっても北部地域では雪が

降っていることもあります。

ここ数年間の市内の平均気温の推移をみると横ばい傾向にありますが、観測開始からみると平均値および最高値は上昇傾向にあります。降水量については、夏季は多雨、冬季は少雨の傾向があります。近年では、夏季にゲリラ豪雨と呼ばれる短時間に数十ミリの猛烈な雨を観測することが多くなっています。

気温・降水量経年データ



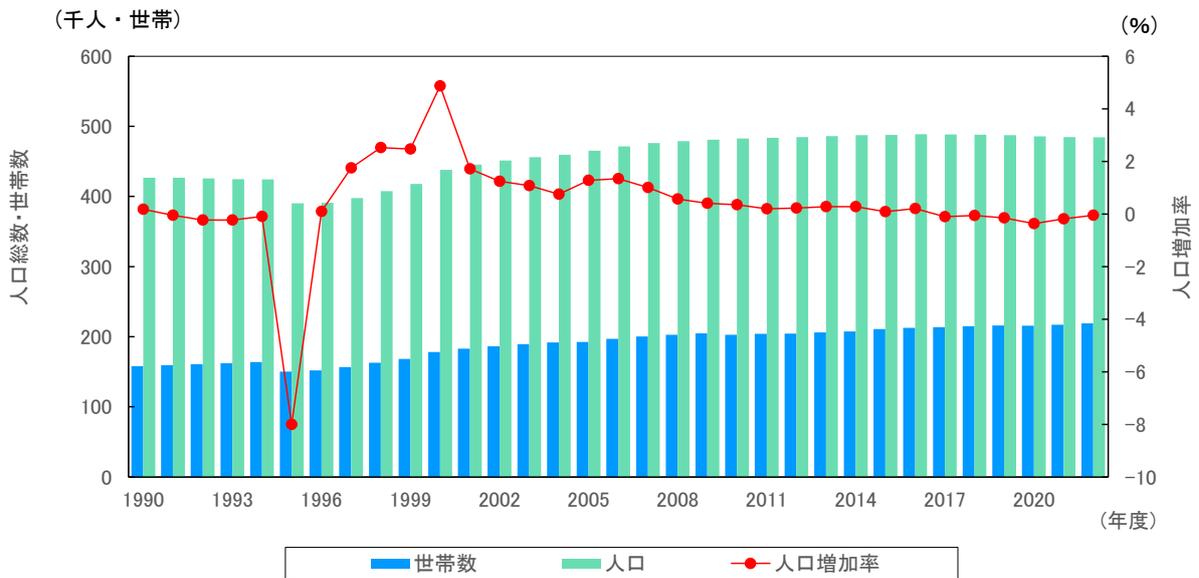
(3)人口

2022年10月1日現在の西宮市の人口は484,488人(218,967世帯)です。1995年1月の阪神・淡路大震災前の人口は約42万人でしたが、震災後は一時約39万人まで減少しました。震災復興と共に人口は回復し、2000年10月の国勢調査では438,105人と震災前の人口を上回ることとなりました。2015年10月の国勢調査では、若い世代の増加に伴

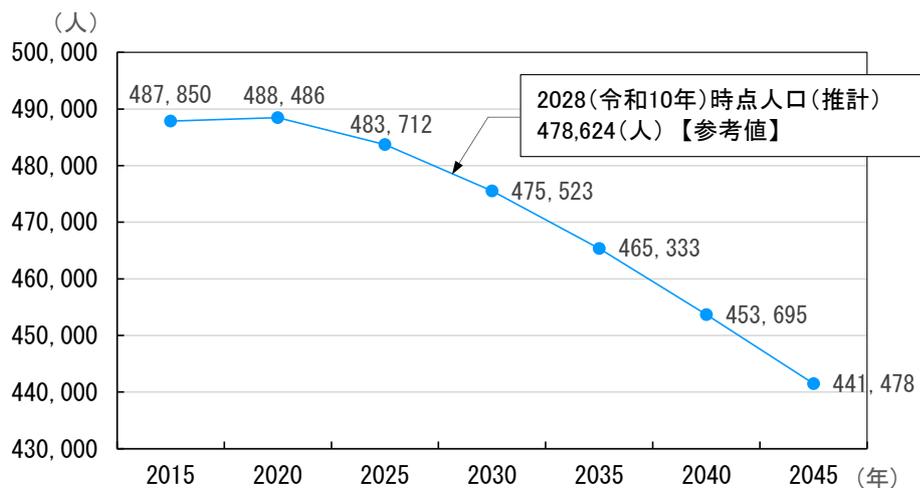
い、487,850人まで増加しています。

また、「第5次西宮市総合計画」(2019年11月)によれば、本市の人口は2020年度まではほぼ横ばいで推移しますが、それ以降は少し、第3次西宮市環境基本計画の目標年次である2028年度では478,624人になると見込んでいます。

人口・世帯数・人口増加率の推移



将来人口推計

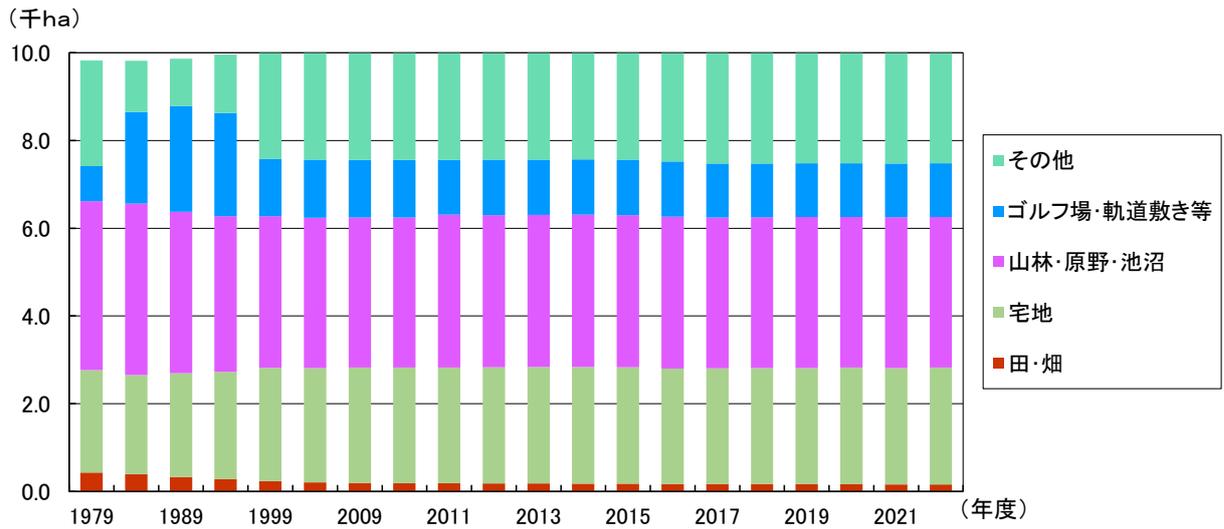


(4)土地利用

本市の市街地は、戦前には阪急電鉄神戸線以南の駅周辺地域に限られていましたが、戦後、特に1950～1960年代に、戦災復興の土地区画整理事業により阪急電鉄神戸線以南地域が全面的に都市化す

るとともに、以北地域においても農地が著しく減少し、住宅地が拡大されました。以前は、農地が減少し、宅地は増加する傾向にありましたが、近年は農地が微減傾向にあるものの土地利用状況に大きな変化はみられません。

西宮市の土地利用の状況の推移



「固定資産概要調書（西宮市）」より

(5) 農業

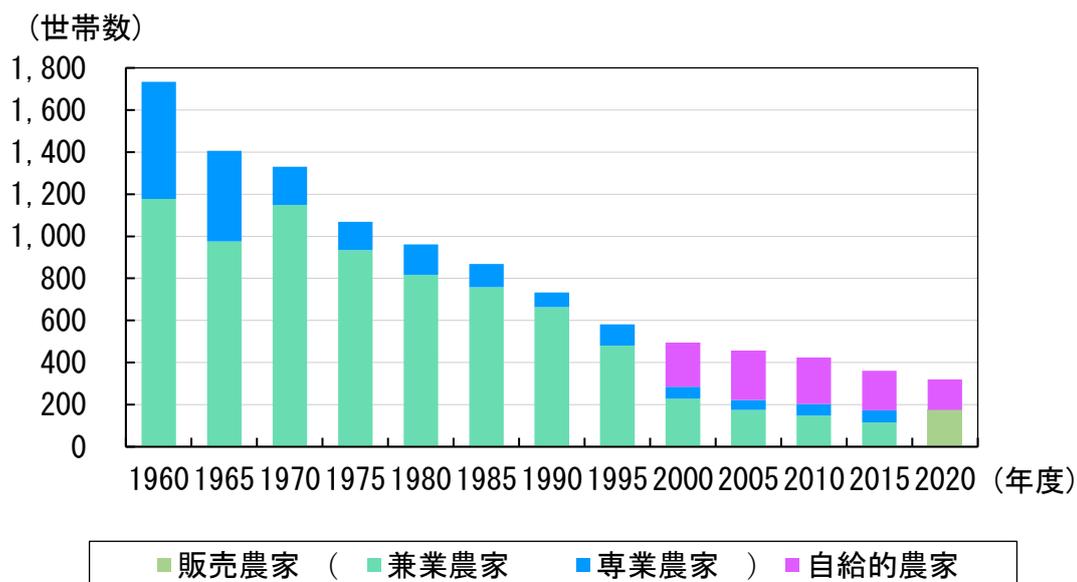
大阪・神戸の消費地をひかえる本市の農業は、軟弱野菜の栽培を中心に行っています。2020年農林業センサスによると、市内の2020年度の自給的農家および販売農家は合わせて総数319世帯となっており、2010年度と比べ、10年で約25%減少しています。近年では高

齢化や後継者不足等の影響により、自家消費的性格の強い農家が過半数を占めています。

販売農家は175世帯あり、近年横ばいとなっています。

また、経営耕地面積は113haで、農家戸数の減少に比例して、経営耕地面積も減少傾向にあります。

農家数の経年変化

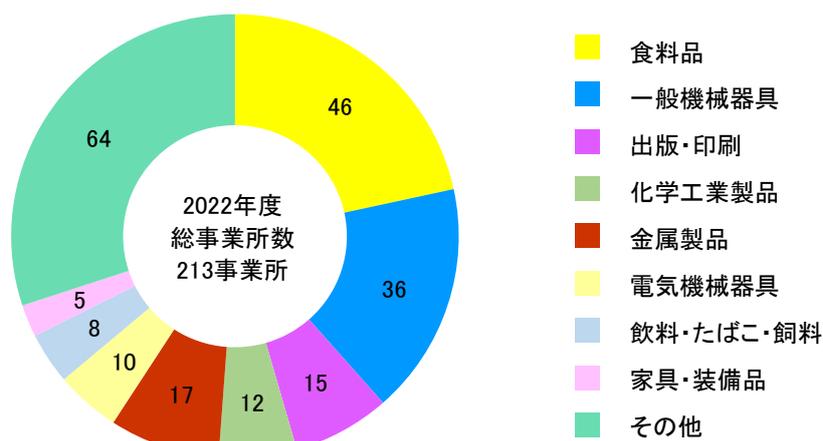


(6)工業

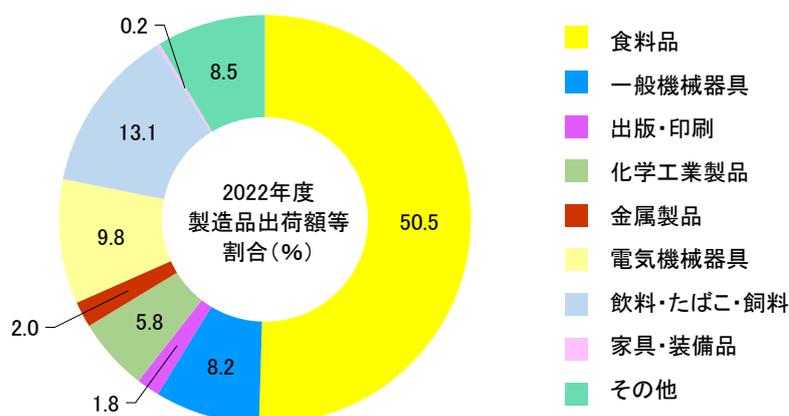
2022 年経済構造実態調査によると、市内の製造業事業所数は 213 事業所(4 人以上の事業所)、従業者は 9,266 人、製造品出荷額等は約 2,797 億円です。そのうち飲食料品製造業は、本市の大きな特徴を示

すものであり、年間製造品出荷額等における飲食料品製造業は全市の約 64%を占めています。また、西宮市の地場産業である清酒製造業は、2021 年度において、全国の課税移出高の約 7.6%を占めています。

市内事業所 分類別内訳数



製造品出荷額等割合

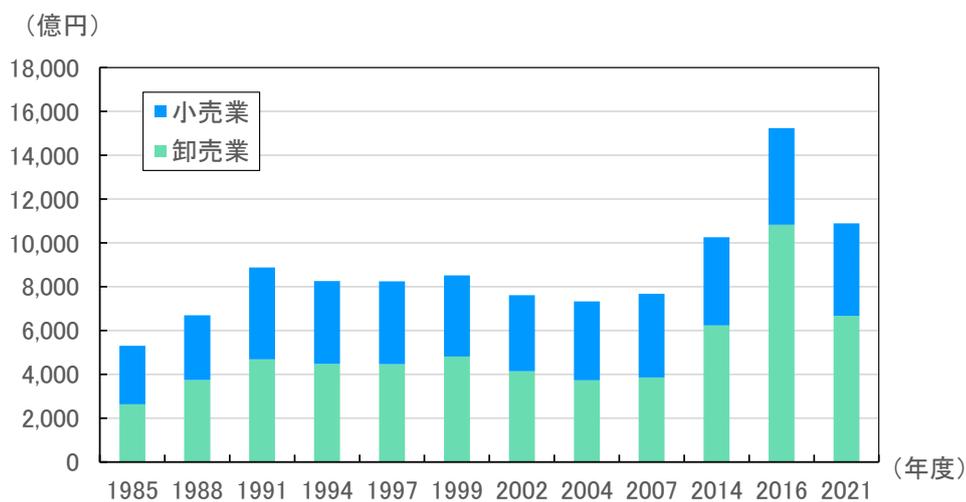


(7)商業

令和 3 年経済センサス-活動調査によると、本市の商店数は卸売業 495 店、小売業 2,077 店となっています。年間商品販売額は約 10,896 億円となっており、卸売業の年間商品販売額は著しく増加傾向にあります。

また、卸売業の年間商品販売額が、小売業の販売額を上回っています。本市は、大阪、神戸の商業集積地の中間に位置することなどから、購買力の市外流出が見られます。

商業販売額の推移



(8)公害

①大気汚染

大気汚染とは、大気中に様々な有害物質が存在し、人の健康や生活環境に影響を及ぼすような状態を言います。大気汚染の原因となる物質は、火山の噴火などの自然的要因により発生するものもありますが、工場や事業場、自動車などから排出される人為的に発生したものがほとんどです。

大気汚染物質のうち環境基準が設定されているものとして、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質があります。これらの発生源としては、工場や事業場からの固定発生源と自動車や航空機等の移動発生源があります。また、中国大陸等からの越境汚染も要因の一つです。

本市では、地域の代表的な大気の状態を把握するための一般環境大気測定局 6 局と、自動車排出ガスを対象とした自動車排出ガス測定局 5 局を設置し、常時監

視測定を行っています。

二酸化窒素（NO₂）と浮遊粒子状物質（SPM）は、全測定地点で環境基準を達成しており、減少もしくは横ばいの傾向にあります。

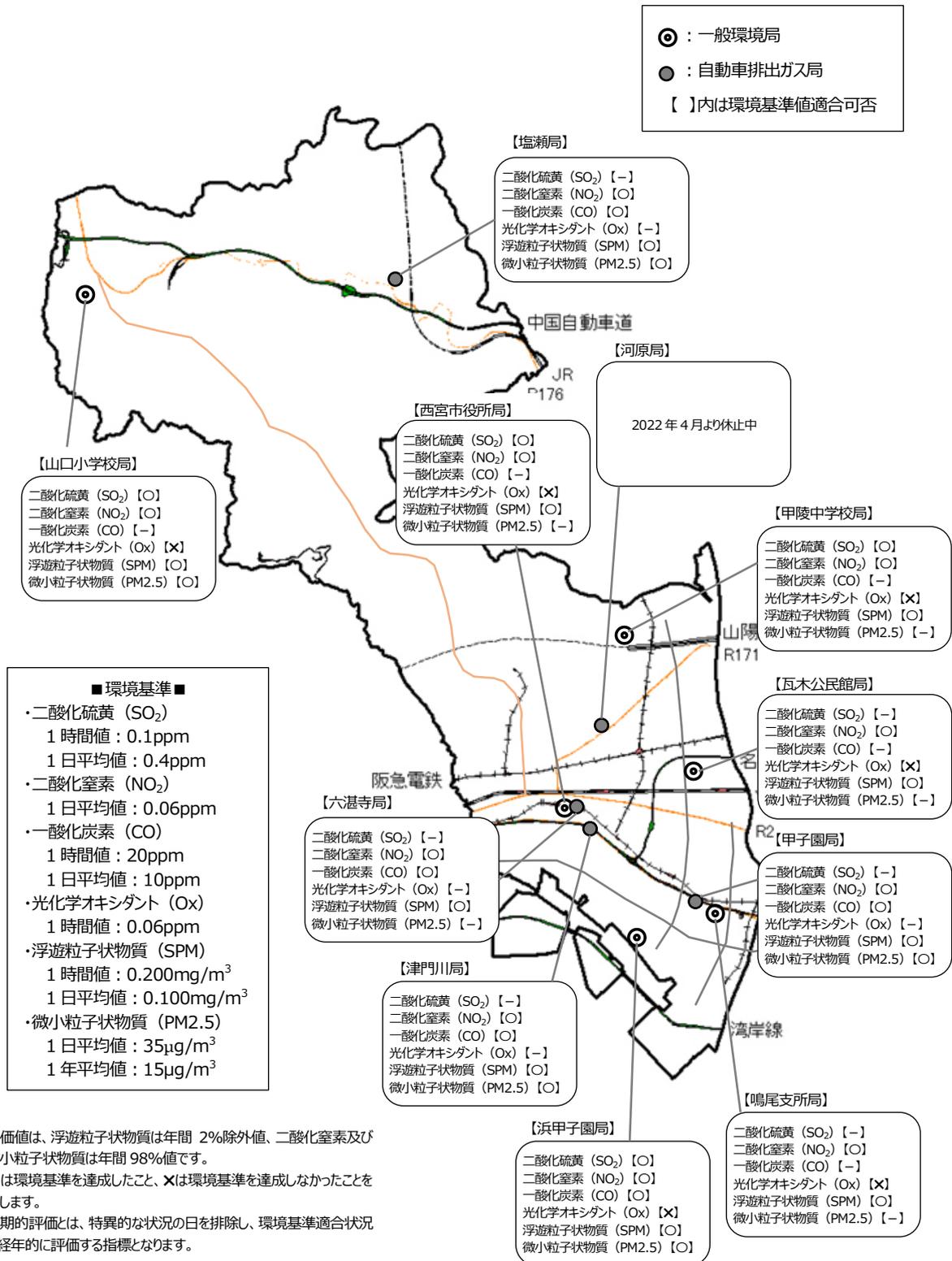
微小粒子状物質（PM_{2.5}）は観測を始めた 2011 年度以降、減少傾向にあり、2022 年度は全測定地点で環境基準を達成しました。

光化学オキシダント（Ox）の経年変化をみると、近年緩やかな増加傾向にあり、全測定地点で環境基準を超えています。近年の光化学オキシダント濃度の上昇の原因として、中国など大陸から光化学オキシダントの生成原因物質が日本上空に流れ込んでくる問題などが考えられ、全国的に見ても環境基準をほとんど達成できていない状況です。

◇環境基準達成状況（2022 年度）

		二酸化硫黄 (SO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (Ox)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
一般環境 大気測定局	西宮市役所	適合	適合	適合	未測定	不適	未測定
	鳴尾支所	未測定	適合	適合	未測定	不適	未測定
	瓦木公民館	未測定	適合	適合	未測定	不適	未測定
	甲陵中学校	適合	適合	適合	未測定	不適	未測定
	山口小学校	適合	適合	適合	未測定	不適	未測定
	浜甲子園	適合	適合	適合	適合	不適	適合
自動車排出 ガス測定局	六湛寺	未測定	適合	適合	適合	未測定	未測定
	津門川	未測定	適合	適合	適合	未測定	適合
	河原	2022（令和4）年4月より休止中					
	甲子園	未測定	適合	適合	適合	未測定	適合
	塩瀬	未測定	適合	適合	適合	未測定	適合

大気環境の状況（二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・
一酸化炭素・光化学オキシダント・微小粒子状物質）



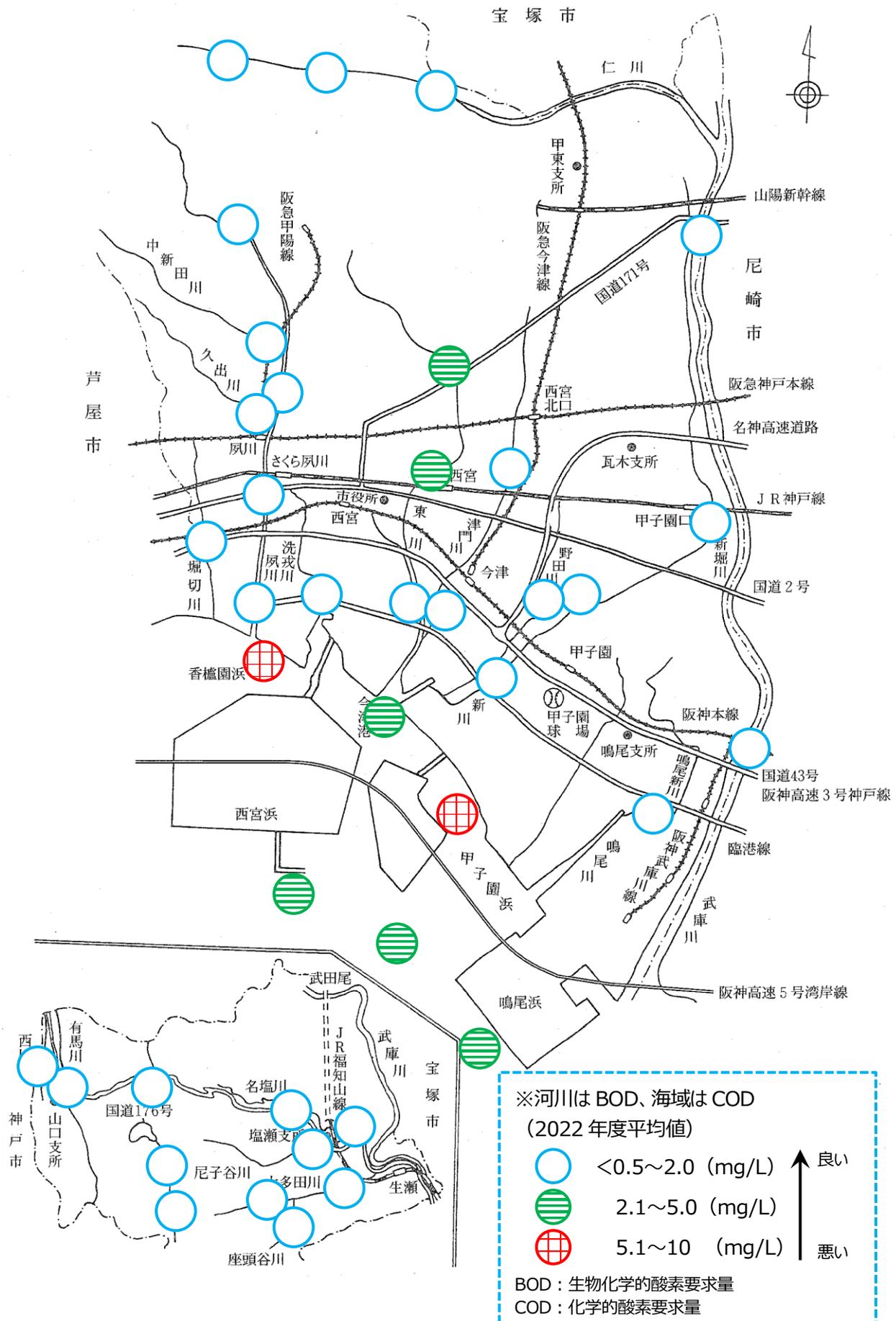
②水質汚濁

本市の公共用水域は、市街地を流下して大阪湾に注ぐ河川及び大阪湾の沿岸地域から成っています。河川や海域といった公共用水域の水質保全と水質汚染の監視のため、武庫川や夙川を含む市内の主要 20 河川で 34 地点、海域において甲子園浜や香櫨園浜など 6 地点のほか、新池や甲陽大池などのため池 4 地点で定期的に調査を実施しています。

かつては工場・事業場からの排水や家庭から出る生活排水によって公共用水域の水質は芳しくありませんでした。しかし、水質汚濁防止法などの施行によって工場・事業場からの汚濁物質の排出が規制されるとともに、公共下水道の整備・普及が進んだため、環境基準点である夙川橋において河川における代表的な有機汚濁の指標である BOD(生物化学的酸素要求量)の改善率が、2005 年から 2007 年までの 3 年間とその 10 年前の 3

年間との比較で全国 1 位になるなど、市内の河川の水質状況は著しく改善されました。

その一方で、流入する河川水の水質が改善されたにも関わらず、海域の水質についてはあまり改善が進んでいません。COD(化学的酸素要求量)は 6 地点すべて環境基準値を満足していますが、依然として春夏季には赤潮(富栄養化に伴うプランクトンの大量増殖)が発生したり、秋冬季には青潮(貧酸素状態)が発生したりする場合があります。その主な理由としては、本市の海域は瀬戸内海(大阪湾)の中の一文字防波堤の内側のさらに埋立地の周辺という強い閉鎖性水域に位置するために、海水の入れ替えが進みにくいこと、過去に排出された汚濁物がヘドロとなって海底に分解されずに沈んで蓄積されていることなどがあげられます。



③騒音・振動

本市は、主要幹線道路による自動車公害、大阪国際空港による航空機騒音、山陽新幹線による鉄道公害

と、市域の広範囲にわたり、交通騒音・振動による影響を受けています。

◇自動車騒音、振動

本市の主要幹線道路である国道 2 号（六湛寺町 10）、43 号（久保町 1）、171 号（河原町 1）、176 号（山口町上山口）での自動車騒音、振動の結果は下表のとおりです。

騒音については、一部の地点で環境基準を上回っていますが、振動については、全ての地点で要請限度以下の値となっています。

自動車騒音、振動（国道 2 号・六湛寺町 10）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
69	66	42	37	23,424	2023 年 3 月 14 日

自動車騒音、振動（国道 43 号・久保町 1）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
67	64	49	47	55,318	2022 年 6 月 7 日

自動車騒音、振動（国道 171 号・河原町 1）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
74	72	39	36	34,662	2023 年 2 月 14 日

自動車騒音、振動（国道 176 号・上山口）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
68	64	37	31	22,434	2022 年 5 月 10 日

騒音に関する環境基準（昼※1）70dB（夜）65dB

振動に関する要請限度【国道 2 号(六湛寺町 10)、43 号(久保町 1)】(昼※2) 70dB（夜）65dB

振動に関する要請限度【国道 171 号(河原町 1)、176 号(山口町上山口)】(昼※2) 65dB（夜）60dB

※1・・・昼は AM6:00~PM10:00

※2・・・昼は AM8:00~PM7:00

◇航空機騒音

大阪国際空港(伊丹空港)は内陸部の住宅の密集した市街地に位置し、利用する際の交通の便は良いものの、離陸のコースは西宮市・尼崎市境界上空を飛行するため、騒音について対策の必要な空港でもあります。

本市においては、毎年 10 月、定点で 2 日間、航空機騒音の有人測定を行っています。環境基準値は 57dB 以下で、2018 年度~2022 年度において、環境基準を達成しています。

航空機騒音 測定結果（単位 dB）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
測定結果（2 日平均）	53	53	50	50	52

測定地点：西宮市立共同利用施設段上センター

◇新幹線騒音・振動

山陽新幹線は、1972年3月15日新大阪～岡山間が開通し、1975年3月10日には博多まで延長されました。本市の通過距離は高架部分約1.6km（武庫川から上甲東園6丁目まで）、トンネル部分約4.7km（上甲東園6丁目から芦屋市境まで）の計

6.3kmです。

騒音の環境基準は70dB以下です。一方、振動に係る環境基準はありませんが、指標として70dBの指針値（昭和51年環境省勧告）があります。2022年度は騒音、振動ともに前年度とほぼ同程度の結果でした。

2022年度 騒音測定結果（単位 dB・パワー平均値）

測定地点	側道端	25m※	50m※
上大市5丁目南	66	64	62
上大市5丁目北	67	65	60
上大市1丁目南	67	65	58
上大市1丁目北	67	67	66
松籟荘南	68	63	61
松籟荘北	68	66	61

2022年度 振動測定結果（単位 dB・算術平均値）

測定地点	側道端	25m※	50m※
上大市5丁目南	55	55	52
上大市5丁目北	59	57	56
上大市1丁目南	56	55	52
上大市1丁目北	55	55	52
松籟荘南	55	55	51
松籟荘北	59	55	51

※測定地点の25m・50mは、軌道中心からの距離。但し、上大市5丁目北は37m、上大市1丁目北は43m、松籟荘南は41mです。

※連続して測定した20本のうち、上位10本の騒音パワー平均値、振動算術平均値が評価値になります。

④ 土壌汚染

土壌は、水や大気とともに環境の重要な構成要素であり、人をはじめとする生物の生存基盤として、また、農作物を育てる物質循環の要として重要な役割を担っています。

土壌汚染とは、揮発性有機化合物や重金属類、農薬等といった有害物質によって土壌が汚染された状態をいいます。原因としては、工場・事業場の操業時に有害物質を不適切に取り扱ってしまった場合や、有害物質を含む液体を地下に浸透させてしまった場合などといった事業活動による人為由来によるものと、もともと自然にその土地の土壌に含まれている自然由来によるものがあります。

す。本市の場合、六甲山系の地質により蛍石（主成分はふっ化カルシウム）が多く含まれている土壌ではふっ素、海域に近い、または近かった場所では、鉛、砒素、ふっ素などが、自然由来により土壌に多く含まれています。

土地の土壌汚染を把握するため調査契機や調査方法、また、土壌汚染がある土地が見つかったときに健康被害が生じないように適切な土地の管理の仕方を定めた土壌汚染対策法が施行されています。本市としては、同法の事務を取り扱うとともに、土壌汚染に関連の深い地下水について、概況調査や継続監視調査を定期的に実施し、汚染の把握に努めています。

⑤ 悪臭

悪臭については、悪臭防止法で 22 物質が規制されていますが、規制物質以外の多数の物質からなる複合臭気による悪臭苦情があります。2022 年度に本市にせられた苦情のうち、悪臭に関するものは 14 件あり、苦情総数の約 20%を占めています。本市では、これらの苦情について

の原因調査、発生源への立入り調査などを行い解決に努めていますが、同じ臭いでも人によって感じ方の違いがあることや、発生源が小規模事業場 や個人住宅の場合が多く、完全な対策が困難なこともあり、抜本的な苦情解決に至らない場合もあります。

⑥ 地盤沈下

地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰な汲み上げによって帯水層の水圧が低下し、粘土層に含まれている水が絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起こるためです。こうして起きた地盤沈下は、地下水位が回復しても元に戻ることはほとんどなく、建造物の損壊や大雨による浸水などの被害をもたらすことがあります。

地盤沈下の観測には定期的な水準測量が有効であり、国土地理院および近隣府県市で構成する阪神地区

地盤沈下調査連絡協議会の測量計画に合わせて、本市においても市域南部に設置している約 100 個の標石に対して約 110km の観測網を構築して、一級水準測量を定期的実施しています。

近年の状況を見ると、大阪平野を縦断する上町断層の東側で若干隆起、本市を含む西側で若干沈降の傾向がみられます。ただし、本市南部地域において最も変動の大きい埋立地においても、最大で年 1cm から 2cm までの沈降に留まっています。

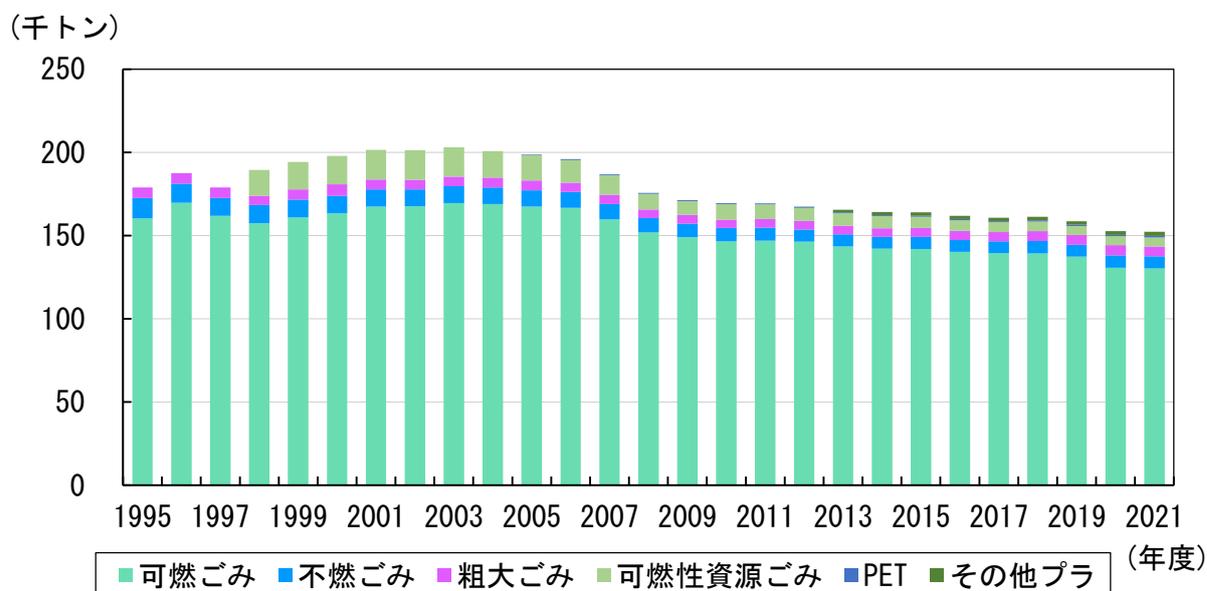
(9) 廃棄物

① 一般廃棄物

家庭や事業所等から排出される一般廃棄物は、西部総合処理センターと東部総合処理センターの2か所の処理施設で処理しています。2007年度の「チャレンジにし

のみや25」策定以降、本市が処理しているごみの量は、2021年度では、年間152,257トン、1人1日あたりのごみの排出量は863gとなり、減少傾向にあります。

ごみの状況



② 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により事業者の処理責任が定められています。

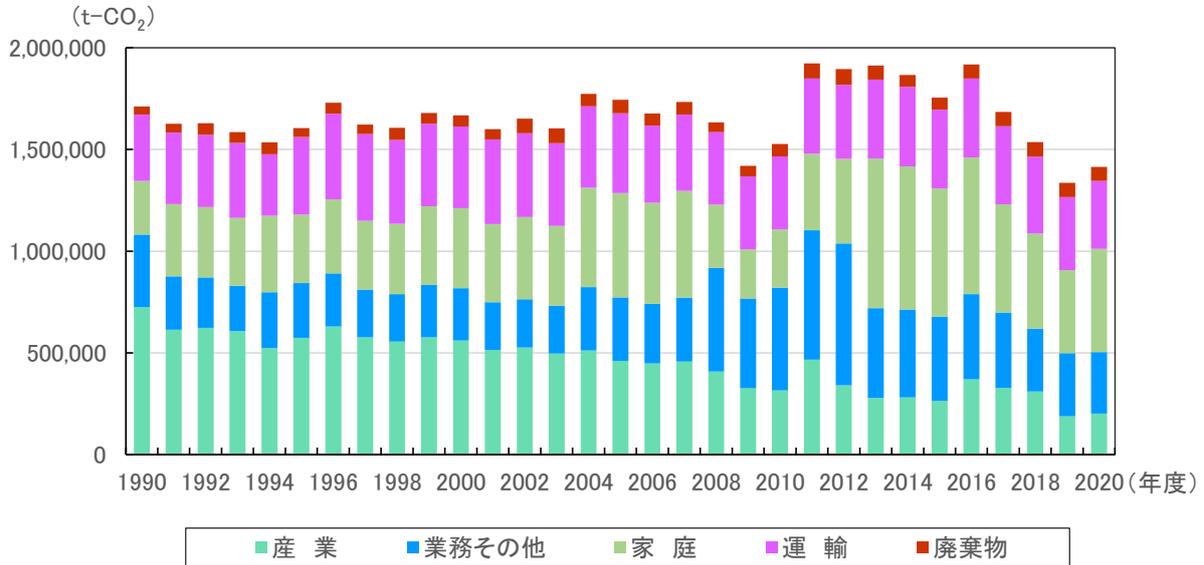
本市では、産業廃棄物処理業者や排出事業者の指導、産業廃棄物の不法投棄等の監視、苦情処理などを行っています。

③温室効果ガス排出量

西宮市域から排出された 2020 年度の温室効果ガスの総排出量は 1,414,821 t-CO₂となっています。東日本大震災以降、原発停止等により電力排出係数が増

加したため、総排出量は増加しましたが、近年は省エネの取り組みが進んだことや、電力排出係数の低減により減少傾向にあります。

温室効果ガスの部門別排出量の推移



(10)都市基盤

①上水道

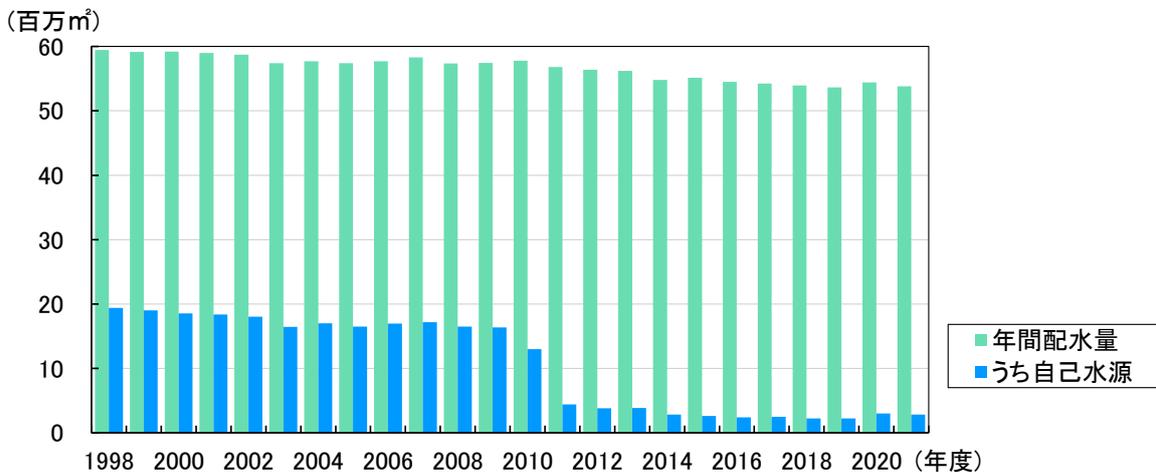
市制施行前の 1922 年に着工した本市の上水道は、2021 年度においては人口普及率は 99.9%になっています。

2021 年度の年間配水量は 53,814,342 立方メートルとなっており、うち他団体からの受水が 50,965,012

立方メートル、自己水源が 2,849,330 立方メートルとなっています。

自己水源を浄水処理していた越水浄水場が 2010 年から、鯨池浄水場が 2011 年から処理を停止したため、自己水源での配水量が以前と比較して減少しています。

上水道の概況



②下水道

本市の下水道事業は、1951 年より始まり、順次整備が進められました。当初は、浸水対策事業として雨水排水中心に開始されましたが、1970 年に枝川浄化センターが完成し(一部)、汚水排水の浄化が始まりました。

その後、市内に複数の浄化センターが整備されるなどして、西宮市内の大部分の汚水を処理できるようになり、夙川の水質改善率(10 年前と比較)が 2007 年度の環境省の調査で全国 1 位になるなど、下水道整備に

よる環境改善の効果がはっきり出ているといえます。

2022 年 3 月末における全市人口に対する下水道の人口普及率は 99.9%となっています。

河川の水質などの環境改善に寄与してきた下水道は、現在、大雨が降ることによって発生する市街地での浸水被害を少しでも軽減できるようにするために、市内の学校や公園などに雨水を一時的に貯める施設を整備するなど、雨水浸水対策にも取り組んでいます。

下水道の普及状況

	行政区域	処理区域
面積	10,018 ha	4,824.80 ha
人口	483,537 人 (a)	483,257 人 (b)

人口普及率 (b/a) 99.9%

③都市緑化

都市公園は、市街化された地域において緑地空間(オープンスペース)を確保し、過密化した都市の防災や緊急時の避難場所、あるいは身近なレクリエーションやコミュニティの場としての役目と、アスファルトとコンクリートで固められた都市のクーラーや空気浄化装置の役目も果た

しています。

2020 年 3 月末現在、都市公園は 523 か所、489.09ha で、市民 1 人あたり面積は、10.03 平方 m となっています。

(11)交通

本市は、兵庫県の東南部、大阪湾北部沿岸にあり、東は武庫川・仁川を境に尼崎・宝塚両市に、西は芦屋市に、北は六甲山系北部で神戸市にそれぞれ接し、阪神地域の中央部に位置しています。西宮市の道路交通を見ても、南部は国道2号・43号・171号、名

神高速道路、阪神高速神戸線・湾岸線があり、北部は国道176号、中国自動車道、阪神高速北神戸線といった主要な道路が整備されています。また、西宮市では、鉄道駅は23駅あり、鉄道の利便性が高いと言えます。

2. 計画策定の体制

【西宮市環境審議会】

2023年10月1日現在（敬称略）

選任区分	氏名	職業等
市民代表	池永 浩一郎	公募
市民代表	藤原 春善	公募
市民代表	中村 堯夫	西宮市環境衛生協議会 副会長
学識経験者	上田 萌子	大阪公立大学大学院農学研究科 准教授
学識経験者	○大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科 教授
学識経験者	◎岸川 洋紀	武庫川女子大学 生活環境部 准教授
学識経験者	能登 康夫	西宮自然保護協会 会長
産業界代表	松原 茂	ひょうご六甲農業協同組合（西宮地区） 理事
産業界代表	山本 真作	西宮商工会議所 副会頭
労働者代表	小山 珠次	西宮労働者福祉協会 理事

※任期：2025年6月30日まで

（氏名欄の◎は「会長、部会長」、○は「副会長、副部会長」を示す。）

【西宮市環境計画推進パートナーシップ会議】

2023年10月1日現在（敬称略）

選任区分	氏名	職業等
市民	樋口 賢一	西宮市環境衛生協議会 会長
市民	畑田 良昭	西宮コミュニティ協会 副理事長
市民	○清水 明彦	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 副理事長
市民	内田 宏美	西宮市青少年愛護協会 平木地区会長
市民	山崎 由美	甲東エココミュニティ会議 代表
市民	津高 絵美	公募市民
市民	達川 明久	公募市民
学識経験者	平井 規央	大阪公立大学大学院 教授
学識経験者	張野 宏也	神戸女学院大学 教授
学識経験者	石丸 京子	園田学園女子大学 非常勤講師
学識経験者	花田 真理子	大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員
学識経験者	石川 雅紀	叡啓大学 特任教授
学識経験者	北詰 恵一	関西大学 教授
学識経験者	◎狹間 恵三子	大阪商業大学 教授
事業所	藤田 邦夫	西宮商工会議所 専務理事
事業所	贄田 祥有	生活協同組合コープこうべ 第2地区本部 マネージャー
事業所	鈴木 暁	西宮労働者福祉協議会 副会長
事業所	曾我 浩	日本盛株式会社 専務取締役

※任期：2025年6月30日まで

（氏名欄の◎は「会長、部会長」、○は「副会長、副部会長」を示す。）

3. 計画策定の経過

日程	会議名	議題
2017年 5月24日(水)	第1回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 西宮市の環境施策について (2) 専門部会委員選出
2017年 7月26日(水)	第1回 環境計画策定部会	(1) 新環境計画の改定方針について (2) アンケート案について (3) ワークショップ案について
2017年10月11日(水)	第1回庁内委員会	(1) 現計画の各目標の評価及び事業一覧
2017年10月18日(水)	第2回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 新環境計画の改定について (2) 各部会の報告について
2017年10月30日(月)	第1回環境審議会	(1) 新環境計画の改定について(諮問)
2017年11月21日(火)	第2回 環境計画策定部会	(1) 計画改定の振り返りについて (2) 第1回環境審議会等の報告について (3) 施策体系の検討について
2017年12月21日(木)	第3回 環境計画策定部会	(1) 素案の検討について
2018年 2月 7日(水)	第3回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 素案の検討について (2) 各部会の報告について
2018年 5月31日(木)	第1回環境審議会	(1) 素案の検討について
2018年 7月27日(金)	第1回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 素案の検討について (2) 各部会の報告について
2018年10月5日(金)	第2回環境審議会	(1) 新環境計画の改定について(答申)
2018年10月16日(火)	第2回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 素案の検討について (2) 各部会の報告について
2019年 2月14日(木)	第3回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) パブリックコメントの結果報告について (2) 各部会の報告について
2023年 5月15日(月)	第1回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間見直しについて
2023年 7月25日(火)	第1回環境審議会	(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間改定について(諮問)
2023年10月24日(火)	第2回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間見直しについて(協議) (2) 各部会報告(報告) (3) 周年記念事業について(報告)
2023年11月24日(金)	第2回環境審議会	

4. 諮問書・答申書

諮問書

西環企発第 000030 号

令和 5 年 7 月 25 日

(2023 年)

西宮市環境審議会

会長 岸川 洋紀 様

西宮市長 石井登志郎

第 3 次西宮市環境基本計画の変更について（諮問）

本市では、平成 15 年に「環境学習都市宣言」を行い、これを具体化するため、平成 17 年 3 月に「新環境計画」を、令和元年に「第 3 次西宮市環境基本計画」を策定し、令和 10 年度を目標年度として、環境の保全に関する様々な施策を展開し、一定の成果を挙げてきました。

一方で、地球規模の気候変動へ対応するため、国は 2050 年カーボンニュートラルを表明し、そして本市においてもこれを受け「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明するなど、国内外の環境をめぐる動きにも大きな変化が見られます。これら国内外の社会情勢を踏まえて、環境問題を取り巻く新たな動向等に対応していく必要があることから、「第 3 次西宮市環境基本計画」の中間年度である今年度において見直しを行い、新たな環境施策の展開を図る必要があります。

このため、西宮市環境基本条例第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、第 3 次西宮市環境基本計画の変更について、貴審議会に諮問します。

5. 市民ワークショップの実施内容

- 日 時：2017年10月1日(日)13:30~17:00
- 場 所：西宮市 市民会館 中会議室 401
- 参加者数：39名(公募市民1名、エココミュニティ会議9名、事業者5名、西宮市環境計画推進パートナーシップ会議等11名、教育関係1名、大学生6名、行政職員6名)+事務局関係者14名
- 目 的：西宮市では、これまで市民、事業者、行政、専門家などによるパートナーシップによって計画を推進してきたことから、第3次西宮市環境基本計画の策定に当たり、西宮市の環境基本計画の基盤とも言える「パートナーシップによる計画の推進」の第一歩となることを目的として市民ワークショップを開催した。
- 内 容：
 - 1.あいさつ・趣旨説明
 - 2.計画策定に向けたこれまでの取り組みとワークショップ結果の活かし方
 - 3.勉強会
 - テーマ：西宮市の環境における人づくり、まちづくりのこれから
 - 講 師：NPO 法人 子ども環境活動支援協会(LEAF)理事 小川雅由 氏
 - 4.ワークショップ
 - 「まちの未来」について～学びあい、支えあうまちはどんなまち？
 - ①これまで経験した環境体験・学習、
 - ②西宮の良いところ・大切にしたいこと、
 - ③西宮の気になること、改善が必要だと思うこと、
 - ④未来(約30年後)に日常的に取り組んでいきたいこと、またその未来を実現するために、どんなことを学べばよい？
 - の4点について意見交換を行った。
 - 班の考えをまとめる～未来の西宮に向けて「大切なキーワードを考えよう」
 - ⑤⑥自分の班や他の班の発表で良いと思った点、
 - ⑦これからの西宮で大切にしたいこと、
 - ⑧そのためにしなければいけないこと(自らが、連携して)、
 - ⑨班のキャッチコピーについて意見を行った。
 - 5.発表
 - ①各班発表
 - ②講師からのコメント



○実施結果

①あなたは、いつごろ、どんな場面で環境について体験や学習をしましたか？

- ・身近な自然の中での体験・学習の他に、学校や地域主催、団体・職場主催の活動での様々な体験や学習があげられた。

特に、自然体験は子どもの頃(家庭)で多くあげられており、参加者の印象に残っている様子が見える。

②現在の西宮で良いところ・大切にしたいことは？

- ・山、川、海の「自然が豊か」であること、住宅街の景観や緑、公園等の「景観・良好な住環境」があること、幼児から大人まで「環境学習の場」があること、「人とのつながり」があること、そのほか、「祭り」や「阪神淡路大震災の経験」があげられた。

③現在の西宮で気になるところ・改善が必要だと思われることは？

- ・道路空間や騒音、アスファルト面が多い(土面が少ない)などの「都市空間における課題」や、「開発による自然減」、「自然の管理」について課題があげられた。

- ・また、「自然災害への対応」や「世代間ギャップ、知識の共有の希薄」等も各グループからあげられた。

④未来の西宮で日常的に取り組んでいきたいことは？その未来を実現するために、いつ、どんなことを学べば良い？

- ・未来の西宮の未来の姿としては、「子どもが生き抜く力を持つこと」、「人と人とのつながりを大切にする力」などの環境の個別分野にとどまらない姿や、「今ある豊かな自然環境の維持」「防災教育」「企業と連携による環境ビジネス」があげられた。

※⑤、⑥はそれぞれ、それぞれの意見で良いと思った点なので、④、⑦に含まれるため割愛

⑦これからの西宮で大切にしたいこと

- ・世代間ギャップや全ての人に関わるコミュニティなどの「人と人とのつながり、コミュニケーション」、「子どもたちの生きる力」、地域愛を育み「西宮らしさ」、「人と自然が共生する」、「自然災害に備える(防災)」というキーワードがあげられた。

⑧そのためにしなければいけないこと

- ・自らの取り組みとしては、日々の取り組み(節水、節電、ごみ減量)や学びを共有することなどがあげられた。連携しての取り組みとしては、官民や各世代をつなげる取り組みや様々な主体が参加する対話の場や楽しく集まる場をつくることなどが共通してあげられた。

⑨大切なキーワード(各班のキャッチコピー)

- ・自然から生きる力を学ぶ
- ・次世代につなげる人と自然の共生のまちへ～学ぶ・知る・伝える～
- ・守る、つながる、思いと場を共有する、学び続ける(西宮の文化、市民としてのプライド)
- ・学びあい、つながるまち にしのみや
- ・つながり合う街 西宮～私たちの、私たちによる、私たちのためのまちづくり～

- 日 時：2023年8月6日(日)14:00~16:00
- 場 所：西宮市 アクト西宮東館 6階 大学交流センター 講義室 1
- 参加者数：16名（エココミュニティ会議10名、大学生5名、西宮市若手職員1名）+事務局関係者9名
- 目 的：西宮市では、これまで市民、事業者、行政、専門家などによるパートナーシップによって計画を推進してきたことから、第3次西宮市環境基本計画の中間見直しに当たり、地域の方や若者の意見を反映させることを目的として西宮の環境・地域について考えるワークショップを開催した。
- 内 容：
- 1.あいさつ・趣旨説明
 - 2.西宮市環境基本計画及びゼロカーボン、ワークショップのルールについて説明
 - 3.ワークショップ
 - グループワーク
 - ①自慢したい西宮の環境
 - ②地域活動への若者の参加を高める方法
 - ③ゼロカーボンに向けて、私たちにできること
 の3点について意見交換を行った。
 - 班の考えをまとめる～各テーマについて取りまとめを行った。
休憩中に、良いと思った意見に「いいねシール」を各自貼付け
 - 4.発表
各班発表
 - 5.意見交換・交流
各班が作成した模造紙を自由に見学しながら、意見交換、交流を行った。



- 実施結果
- ①自慢したい西宮の環境
 - ・教育・自然・地域・行政・交通・その他の6グループに分けられた
 - ・自然が多く、酒造りに適したきれいな水が流れている
 - ・地域と行政のつながりが強い
 - ・学校がたくさんあり、環境学習にも力を入れている

- ・大阪や神戸に近く、交通インフラが整っている
- ②地域活動への若者の参加を高める方法
- ・興味を引き付ける何かが必要であり、きっかけ・どうやって・広報・その他に分けられた
 - ・地域交流を学校授業の一環に組み込む、地域の大学や学校をつなげてもらうといったことや、親子の会話により、子どもから大人に参加のきっかけを作ってもらう
 - ・楽しめるイベントを考え、受け入れ側の体制を整えることやボランティアだけに頼らないことが大切
 - ・広報不足なので、ポスターや SNS 等いろんな媒体で広報すること
 - ・事前にイベントの詳しい内容を伝えるとともに、参加者の声を発信する
 - ・講義の空きコマに参加できる活動や、土日や夜の活動を増やす他、学校での行事として地域活動への参加を募り、活動から地域に関心を持ってもらう
- ③ゼロカーボンに向けて私たちができること
- ・教育・ごみ・アイデア・啓発・自然・事業者に分けられた
 - ・生ごみの堆肥化や ESG 投資など、環境のために出来ることについて学ぶ
 - ・クールスポットを用意する
 - ・カーボンフットプリントやフードマイレージ、ゼロカーボン等、言葉自体や意味を知らない人もいるため、言葉と意味を広める
 - ・レンタサイクルや徒歩を使い、出来るだけ車を使わない移動を行う。車を使うときもエコドライブを意識する
 - ・宅配ボックスを設置しやすくし、再配達のエネルギーを削減する
 - ・間伐や森林整備を行う
 - ・地産地消が市民として力の入れやすいゼロカーボンに向けてできることだと思う

6. 西宮市環境基本条例

(平成17年3月30日)

(西宮市条例第31号)

沿革

平成25年7月10日 条例3号 [1]

目次

第1章 総則 (第1条—第6条)

第2章 持続可能なまちづくりに向けた基本的施策 (第7条—第15条)

第3章 持続可能なまちづくりの推進に関する施策等

第1節 環境学習の推進 (第16条・第17条)

第2節 参画と協働による施策の推進 (第18条—第21条)

第3節 循環型社会に関する施策の推進 (第22条—第24条)

第4節 自然と共生するまちづくりに関する施策の推進 (第25条・第26条)

第5節 人と人との共生に関する施策の推進 (第27条・第28条)

第6節 地球環境保全に向けた国際的協力の推進 (第29条・第30条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市が環境学習都市宣言を基本理念としてまちづくりを行うに当たり、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めることにより、市、事業者及び市民の参画と協働による環境学習を通じ、21世紀の世界に誇ることのできる持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境学習

人間と自然との関係を考え、環境に対する理解を深め、自然、歴史、文化、産業及び伝統等の地域資源を活用し、地域や地球環境との望ましい関係を構築するために学び合うことをいう。

(2) 環境保全活動

地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全を主たる目的として自発的に行われる活動のうち、環境の保全上直接の効果を有するものをいう。

(3) 持続可能なまちづくり

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる公正で平和な社会を構築することをいう。

(4) 循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(5) 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(6) 生物多様性の保全

様々な野生生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境又は生育環境で繁殖を続けている状態を保全することをいう。

(7) 地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(8) 公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある生物及びその生息環境又は生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本方針）

第3条 環境学習を通じた持続可能なまちづくりは、次に掲げる基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、推進しなければならない。

- (1) 環境学習の推進により、環境に配慮した行動を実践できる市民を育成すること。
- (2) 市、事業者及び市民の参画と協働により、地域社会に根づいた環境活動を行うこと。
- (3) 環境と経済との調和を維持し、循環型社会の構築を図ること。
- (4) 生物多様性の保全に配慮した、自然と共生するまちづくりを行うこと。
- (5) 人類共通の課題である地球環境保全に貢献するため、広域的な連携を図ること。

（市の責務）

第4条 市は、持続可能なまちづくりに向けた総合的かつ計画的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、基本方針にのっとり、自らの責任と負担において自らの活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 3 市は、事業者及び市民が行う環境保全活動に参画し、及び支援するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの責任と負担において事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、再生資源その他環境への負荷の低減に効果的な原材料等を使用するように努めるとともに、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 事業者は、地域社会の構成員であることを自覚し、持続可能なまちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策及び市民が行う環境保全活動に参画し、及び協力しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、日常活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、持続可能なまちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策及び事業者が実施する環境保全活動に参画し、及び協力しなければならない。

第2章 持続可能なまちづくりに向けた基本的施策（環境計画の策定等）

第7条 市長は、環境施策を推進するための基本的な指針となる計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、環境計画を事業者及び市民の参画と協働により定めるとともに、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市環境審議会の意見を聴かななければならない。〔1〕
- 3 市長は、環境計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境計画を変更する場合について準用する。

（環境計画推進のための組織の設置）

第8条 市長は、環境計画を市、事業者及び市民の参画と協働により推進し、並びに推進状況の把握及び継続的改善のための手段を検討するため、市、事業者及び市民によって構成されるパートナーシップ組織の設置に努めるものとする。

2 市長は、環境計画の進捗状況について、定期的な監査及び改善指導を実施するために、市、事業者及び市民の参画と協働による評価組織の設置に努めるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境計画の推進に関する施策の実施状況及び評価結果について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(財政的措置等)

第10条 市は、環境施策の推進を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第11条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設等の環境への負荷を低減するための施設及び公園、緑地等の快適な環境を確保するための施設の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、事業者及び市民の環境保全活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(環境の状況の把握及び公表)

第13条 市は、健康を損なうおそれのある化学物質の状況その他の環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備及び調査を実施するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査により明らかとなった環境の状況について、必要に応じて公表するものとする。

(環境に係る苦情の処理)

第14条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(環境影響評価)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業で、環境への負荷の大きい事業を行う事業者が、その実施に当たり、あらかじめ、当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 持続可能なまちづくりの推進に関する施策等

第1節 環境学習の推進

(環境学習の推進等)

第16条 市、事業者及び市民は、環境学習都市宣言の理念に基づき、環境学習を自ら進んで行うとともに、他の者が行う環境学習に、相互に協力しなければならない。

2 市及び事業者は、その雇用する者に対し、環境保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境学習を実施しなければならない。

3 市は、環境保全活動及び環境学習を行う事業者及び市民と適切な連携を図るとともに、その支援に努めるものとする。

(環境学習に係る施策の体系的実施)

第17条 市は、環境学習を推進するため、次に掲げる施策を体系的に実施するものとする。

(1) 環境学習に係る基本の方針を策定すること。

(2) 環境学習を先導する人材を育成すること。

(3) 環境学習の推進の拠点となる施設及び環境学習に活用できる施設を整備し、並びに各施設をネットワーク化すること。

(4) 各世代に応じた環境学習システム及び環境学習プログラムを作成すること。

(5) 環境学習に関する情報を収集し、及び提供すること。

第2節 参画と協働による施策の推進

(事業者及び市民の参画の機会の確保)

第18条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、事業者及び市民が参画する機会を確保し、並びに事業者及び市民の意見の反映に努め、その連携と協力のもとに施策を推進しなければならない。

(市、事業者及び市民の協働による取組)

第19条 市、事業者及び市民は、それぞれが担うべき責務及び役割を自覚し、協働して積極的に持続可能なまちづくりの推進に関する活動に取り組むよう努めなければならない。

(地域における環境保全活動等の推進)

第20条 事業者及び市民は、地域における環境保全活動等の推進に努めるものとする。

2 市は、地域における事業者及び市民の協働による取組を支援するものとする。

(広域的施策の推進)

第21条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第3節 循環型社会に関する施策の推進

(廃棄物の発生抑制等に係る措置)

第22条 市、事業者及び市民は、廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用、エネルギー消費の抑制等により、環境への負荷の低減を図る等自主的な環境の管理に必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する物品等の利用の促進)

第23条 市、事業者及び市民は、自ら環境への負荷の低減に資する物品等の利用を図るよう努めるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第24条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止に資するため、自動車の使用抑制等による二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民による二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動を促進するため、地球温暖化の防止に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 自然と共生するまちづくりに関する施策の推進

(生物多様性の保全のための措置)

第25条 市、事業者及び市民は、野生生物の種の保存とともに、生物多様性の保全が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自然と共生するまちづくりのための措置)

第26条 市、事業者及び市民は、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が保全され、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう、自然と共生するまちづくりのために必要な措置を講ずるものとする。

第5節 人と人との共生に関する施策の推進

(人と人との共生するまちづくりのための措置)

第27条 市、事業者及び市民は、身近な自然、歴史、文化その他の地域の特性との調和を図るとともに、人と人が共生するまちづくりに必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の保全)

第28条 市、事業者及び市民は、市民の健康を守り、生活環境を保全するため、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動その他環境保全上の支障の抑制に努めるものとする。

第6節 地球環境保全に向けた国際的協力の推進

(地球環境保全に係る施策の推進)

第29条 市、事業者及び市民は、自らの活動が地球環境保全と密接に関係することを認識し、地域をあげて地球環境保全のための活動に積極的に取り組まなければならない。

2 市は、関係機関との適切な役割分担の下に、地球環境保全のための施策を率先して推進するものとする。

(国際的協力の推進)

第30条 市、事業者及び市民は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と連携し、環境に関する国際的協力の推進に努めるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に西宮市環境保全条例を廃止する条例（平成16年西宮市条例第29号）による廃止前の西宮市環境保全条例（平成8年西宮市条例第20号）第6条第1項の規定により定められている環境計画は、この条例第7条第1項の規定により定められた環境計画とみなす。

(西宮市附属機関条例の一部改正)

第3条 西宮市附属機関条例（平成11年西宮市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

付 則（平成25年7月10日西宮市条例第3号〔1〕西宮市附属機関条例付則9条による改正付則抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年8月1日から施行する。〔以下略〕

7. 用語解説

用語	意味
＜あ行＞	
アスベスト	天然にできた鉱物繊維で、熱に強く、摩擦に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っている。石綿は、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫（悪性の腫瘍）などの病気を引き起こす恐れがある。
一酸化炭素（CO）	炭素を含んだ物を燃焼すると発生する。燃焼が完全なときは二酸化炭素になるが、不完全燃焼の時に一酸化炭素が発生する。主な発生源は自動車排出ガス（移動発生源）が挙げられる。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう。一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水」に分類される。また「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類される。
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。
エシカル消費	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことをいう。私たち一人ひとりが、社会的な課題に気づき、日々の消費を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみるのが、エシカル消費の第一歩となる。
エネルギーコスト	電気・ガス等の光熱費、灯油、ガソリンなどにかかる費用のことをいう。
オオキンケイギク	北米原産の多年草で、5月～7月に黄色のコスモスに似た花を咲かせる。強靱でよく生育することから、かつては法面緑化に使用されたり、苗として販売されたりしていたが、在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境への影響が大きいため、2006年から外来生物法の特定外来生物に指定され、運搬や、栽培、譲渡などが原則として禁止された。
温室効果ガス	地球温暖化に影響を及ぼすガスのことをいう。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
＜か行＞	
外来生物	人間による意図的または非意図的な活動によって、本来持つ移動能力を超えて、他の地域に持ち込まれ、野外に生息、生育している生物のことをいう。
化学的酸素要求量（COD）	COD（Chemical Oxygen Demand）ともいう。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に、消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。
環境基準	環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および騒音にかかる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定しており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

用語	意味
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいう。
気候変動 適応計画	気候変動適応法第7条の規定により、政府が策定する。気候変動の影響による被害を最小化する施策を、計画的に講ずることにより、国民の生命・財産の保全を図るとともに、生活の質の維持を図り、被害を受けた際に迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指し、今後おおむね10年間にわたる基本的方向を示すもの。気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行うことを「緩和」、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する（または温暖化の好影響を増長させる）ことを「適応」という。
グリーンインフラ	森林、農地、海岸などの自然が持つ多様な機能（水質浄化、保水等）を活用した道路・港湾・上下水道などのインフラ整備をとおり、生物多様性を保ちつつ、防災・減災等の効果も得る仕組みのこと。
光化学オキシダント (Ox)	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称のことをいう。
ごみ減量等推進員	市長が2年の任期で委嘱し、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保に向け、地域活動を推進するリーダーのことをいう。
〈さ行〉	
最終処分場	最終処分を行う施設であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類される。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことをいう。
サーキュラーエコノミー	循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保持・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条4項で規定される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める20種類の廃棄物のことをいう。
事業系ごみ	廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物のことをいう。
次世代自動車	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことをいう。
持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる公正で平和な社会のことをいう。
循環型社会	製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

用語	意味
省エネルギー診断	工場や事業場などにおいて、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかなどの現状を把握し、省エネルギーに関する改善の可能性を把握するための調査のことをいう。
食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいう。
ステークホルダー	組織やプロジェクトなどの活動に対して直接的あるいは間接的に影響を受けたり、影響を及ぼしたりする全ての個人や団体のことで、利害関係者を指す。
生活系ごみ	一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のことをいう。
生態系	太陽光線、土、水、大気、野生生物の 5 つの要素が互いに関係しあいながら循環していること（日本生態系協会）。環境問題とは、5 つの要素のどれかへの影響を指す。生態系とは、まさに人間生活の基盤となる。
生態系サービス	私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、これらの恵みを「生態系サービス」と呼ぶ。
生物化学的酸素要求量（BOD）	BOD（Biochemical Oxygen Demand）ともいう。汚水中に存在する有機物などの汚濁物質が、微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のことをいう。数値が大きいほど、その水が汚れていることを意味する。
ゼロカーボン	二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。「脱炭素」、「カーボンニュートラル」、「ネットゼロ」とも呼ばれている。
<た行>	
ダイオキシン類	塩素を含む有機化合物の一種で、ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、焼却過程などで非意図的に生成され、内臓障害や発がん性などの健康被害が知られている。
電動車	電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車の 4 種の自動車を指し、バッテリーに蓄えられた電気を動力の全て又は一部として使用し、走行する自動車をいう。
電力排出係数	電気事業者が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素（CO ₂ ）を排出したかを表す指標で、「実二酸化炭素排出量 ÷ 販売電力量」で算出される。
特定外来生物	外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものの中から外来生物法に基づき指定された生物（生きているものに限られ、卵、趣旨、再生可能な器官も含まれる）をいう。特定外来生物に指定された生物は、①輸入、②飼養や運搬、③野外に放つことが原則として禁止される。 なお、2023 年 4 月 1 日に施行された改正外来生物法では、特定外来生物の種類ごとの特性を踏まえ、一律に飼養や譲渡等を規制するのではなく、輸入、放出、販売又は頒布を目的とした飼養及び譲渡し等を主に規制することが可能な仕組みとなった。アカミミガメとアメリカザリガニは、2023 年 6 月 1 日から一般家庭等での飼養等や少数の相手への無償での譲渡し等については許可無しで行うことができる条件付特定外来生物に指定された。

用語	意味
<な行>	
ネイチャー・ポジティブ (自然再興)	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味する。
<は行>	
ヒートアイランド	都市部において、人口物の増加、コンクリートやアスファルト面の増加、冷暖房などの人口排熱の増加により、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。
富栄養化	湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。
フードドライブ	家庭で余っている食料品を学校や職場、イベント等に持ち寄り、地域の福祉団体や施設などに寄付する活動のこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	粉じん、ばいじんのうち 10 ミクロン以下の物質で、発生原因は、自然的なものとしては、風による舞い上がりなど、また、石炭、石油などの燃料の燃焼物の破壊などがあげられ、大気中に比較的長時間滞留する。呼吸器系への影響が大きく、せき、痰をひきおこし、特に粒径の小さいものは肺胞などに沈着する。
ベオグラード憲章	1975 年に開催されたベオグラード会議で作成された憲章。環境の状況、環境の目標、環境教育の目標、環境教育の目的、対象、環境教育プログラムの指針となる原則の 6 構成よりなり、環境教育のフレームワークとなっている。
PCB 廃棄物	不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油、熱媒体等広い用途に使用されていた。生態による毒性が高く、脂肪組織に蓄積しやすい。
<ら行>	
リサイクルプラザ (資源循環)	西宮市におけるリサイクルを推進するために設置された粗大ごみ展示・活用施設。西宮市西部総合処理センター内にあり、ごみとせずに再度使ってもらうため、粗大ごみの中からまだ使えそうな家具などを展示し、市民の方で欲しい人がいれば持ち帰ることができる。
リターナブルびん	使用済みのびんを返却、詰め替えをすることによって、何度も使用できるびんのことをいう。 店舗等から回収されたリターナブルびんは、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて再品化される。
レッドリスト	日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたものをいう。

第3次西宮市環境基本計画 中間改定ポイント

	現行	改定案
1	<p>・ 3. 環境目標と行動目標</p> <p>基本目標を実現するために、4つの環境目標と3つの行動目標を掲げます。 4つの環境目標は、相互に関連し合い、全てが統合的に達成されることで持続可能なまちづくりにつながります。</p> <p>3つの行動目標は、4つの環境目標の行動指針を示します。</p> <p>【環境目標】</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>1. 低炭素 二酸化炭素の排出が少ないまちへ 地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素を削減するため、省エネルギーの促進及び再生可能エネルギー普及拡大を図り、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めます。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>3. 生物多様性 生き物のつながりが豊かな恵みを育むまちへ あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取組を進めます。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>2. 資源循環 ごみを減らし、資源を有効活用するまちへ 循環型社会の構築に向けて、2Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取組を進めます。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>4. 安全・快適 安全・快適な生活環境をくらしの中で築くまちへ 良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。</p> </div> </div>	<p>・ 3. 環境目標と行動目標</p> <p>基本目標を実現するために、4つの環境目標と3つの行動目標を掲げます。 「ゼロカーボン」「資源循環」「生物多様性」「安全・快適」をそれぞれ分野別に体系的に施策を進めるための環境目標として設定します。 ただし、特定の環境分野に関する課題を直接的に解決するためではなく、それぞれの施策が複数の環境課題を解決していくことを意識して取り組むことも重要です。 国が2023年6月9日に閣議決定した「令和5年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」では、炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成の実現の重要性や、気候変動と生物多様性などの環境課題の相互関連性を指摘しています。 こうしたことから、本市が環境学習都市宣言を行ったことを踏まえ、環境に関するすべての分野に共通し、分野横断的の4つの環境目標を達成するため「学びあい」「参画・協働」「国際交流・貢献」の3つを行動目標として設定します。</p> <p>【環境目標】</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>1. ゼロカーボン 二酸化炭素排出量実質ゼロのまちへ 省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの最大限の導入など、地球温暖化対策に取り組み、「2050年ゼロカーボンシティにのみや」の実現に向けた取組を進めます。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>3. 生物多様性 生き物のつながりが豊かな恵みを育むまちへ あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取組を進めます。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>2. 資源循環 ごみを減らし、資源を有効活用するまちへ 循環型社会の構築に向けて、2Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取組を進めます。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>4. 安全・快適 安全・快適な生活環境をくらしの中で築くまちへ 良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。</p> </div> </div>
2	<p>・ 1. 計画の位置づけ・役割</p> <p>本計画は、文教住宅都市宣言（1963年）、平和非核都市宣言（1983年）の考え方をさらに発展させた環境学習都市宣言（2003年）の基本理念をベースとして、環境施策を推進するための基本的な指針を定めたものです。</p> <p>市の最上位計画である西宮市総合計画を環境政策面から支える環境行政の基本計画として位置づけられています。また、下位計画として、各環境分野を対象に、具体的な施策・行動計画を示した個別計画を策定しています。</p>	<p>・ 1. 計画の位置づけ・役割</p> <p>本計画は、西宮市環境基本条例に基づく、持続可能なまちづくりに向けた施策を推進するための計画であり、第5次西宮市総合計画と整合を図りながら推進していく部門別計画と位置づけられています。 また、本計画の個別計画である西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や、西宮市一般廃棄物処理基本計画、未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略などと整合を図るとともに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」といいます。）第8条に基づく行動計画を包含し、具体的な取り組みを推進するものです。</p>

2. 各目標の基礎となる視点

西宮市が育ててきた環境と学びあいの文化

西宮市は、全国初の環境学習都市宣言を行い、「環境学習」をあらゆる取り組みの中心においてきました。私たちは、日々の暮らしの中での気づきをきっかけとして、取り巻く環境に対する理解を深め、自然や歴史、文化、産業、伝統といった地域の資源を活用しながら、学びあいの文化を育ててきました。この学びあいの文化を伝

え、広げていくために、市民、事業者、行政などが互いに地域社会に関わりつづけていく参画と協働のしくみが重要です。身近な環境問題は、今や国境を越えて広がる人類共通の課題となっています。人と人のつながりの中で学びあう文化を通して地球環境との望ましい関係を築いていくことが大切です。

自ら考え行動できる人材づくり

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）（平成 23 年 6 月改正）では、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育の充実などが盛り込まれました。環境保全活動のすそ

野を広げていくにあたり、学校等での環境教育の充実はもちろんのこと、地域社会において、市民・事業者・行政などの参画・協働による実践的な人材づくりとその活用が求められています。

コラム 環境目標と行動目標のつながり

「環境目標は 4 つあるけど、このうちどれが一番重要なんだろう。」



「なるほど！じゃあ、3 つの行動目標との関係はどうなっているの？」
「3 つの行動目標は、環境目標を達成するとき

2. 環境学習の定義と各目標の基礎となる視点

環境教育は、1972 年の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、「国際環境教育会議」の「ベオグラード憲章」（1975 年）などにおいて内容が明確化され、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示されました。つまり、行動に結びつく人材を育てることが重要な目的とされています。

本市では、「石油コンビナート建設反対運動」「甲子園浜理立事業反対運動」など地域住民や事業者が地域の自然や子供たちの教育環境を自主的に守ってきた歴史があります。

1992 年には環境省のこどもエコクラブの基本モデルとなった「地球ウォッチングクラブ・にのみや（EWC）」

西宮市が育ててきた環境と学びあいの文化

西宮市は、全国初の環境学習都市宣言を行い、「環境学習」をあらゆる取り組みの中心においてきました。私たちは、日々の暮らしの中での気づきをきっかけとして、取り巻く環境に対する理解を深め、自然や歴史、文化、産業、伝統といった地域の資源を活用しながら、学びあいの文化を育ててきました。この学びあいの文化を伝

がスタート。子供たちとサポーター（学校や地域団体）の自主性を重視し、地域に根差した環境学習の取組を進めてきました。

こうした歴史背景や取組を反映する形で行われた環境学習都市宣言では、環境学習都市の理念を述べた「宣言文」の他に、わたしたちの役割を示した 5 つの「行動憲章」で構成され、行動憲章では「実現」「実践」「行動」などといった言葉が登場します。

本市における「環境学習」とは、単に「教育を受けること」や「学習すること」だけでなく、環境に係る実践活動や体験も含む概念です。「環境学習都市」を実現していくためには、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全など私たちが直面する課題に、市民・事業者・行政といった主体が「学びあい」ながら自発的にかつ連携しながら取り組んでいく必要があります。

え、広げていくために、市民、事業者、行政などが互いに地域社会に関わりつづけていく参画と協働のしくみが重要です。身近な環境問題は、今や国境を越えて広がる人類共通の課題となっています。人と人のつながりの中で学びあう文化を通して地球環境との望ましい関係を築いていくことが大切です。

3. 環境目標

環境目標	
 【1】 低炭素	地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素を削減するため、省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの普及拡大を図り、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めます。

現在の私たちの生活は電気やガス、ガソリンなどを利用し便利かつ快適なものとなりましたが、その代償として大量の温室効果ガスを排出した結果、地球温暖化を招き、異常気象や干ばつ、自然災害、動植物の絶滅など様々な形で私たちの生活に影響を及ぼしています。2015 年 12 月に採択されたパリ協定では、地球温暖化を防ぐため、今世紀後半には世界の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすることを目指すとしています。

こうした動きの中、本市では、地球温暖化対策を行うために「西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市民・事業者に対し、地球温暖化対策について知識と理解を深め、行動を促し、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及により、市域の温室効果ガスの歳出削減に取り組んでいきます。

指標等	
	2016 年 4 月から始まった電力小売自由化により、市域における電力使用量の把握が困難になったため、温室効果ガス排出量の算出に影響が出ています。このため、市民を対象にした「省エネ行動モニター事業」を実施し、省エネ行動によるエネルギー削減効果や社会情勢等を踏まえて、2020 年度に指標を定めます。それまでの間、引き続き「2020 年度の温室効果ガス排出量を 1990 年度比 10%削減」を指標とします。

3. 環境目標

環境目標	
 【1】 ゼロカーボン	省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの最大限の導入など、地球温暖化対策に取り組み、「2050 年ゼロカーボンシティにのみや」の実現に向けた取組を進めます。

現在、私たちの生活は電気やガス、ガソリンなどを利用して快適なものとなってきましたが、その代償として大量の温室効果ガスを排出した結果、地球温暖化の進行に伴う気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、日本においても、集中豪雨や大型台風などが原因の大規模な災害へとつながっています。

現在、地球温暖化対策は世界的な課題であり、2050 年までに世界の温室効果ガス排出量正味ゼロを達成することが世界全体の目標として掲げられています。我が国でも 2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、本市においても、2021 年 2 月に「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明し、2050 年まで

に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指しています。「2050 年ゼロカーボンシティ」を実現していくためには、大幅な技術革新とその導入が前提となりますが、各主体が「自分ごと」として、できることから行動を起こし、ライフスタイルや事業活動の転換を図っていくこともこれまで以上に重要となります。

そのため、本市においても市域の二酸化炭素削減のため、地球温暖化対策を計画的に進めるため、「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しています。市民、事業者、行政の参画と協働により中期目標の達成と「2050 年ゼロカーボンシティ」に向けて取り組むことを目指しています。

指標等	
	2028 年度の二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 46%以上削減します。 【参考目標】（国の計画期間による） 2030 年度の二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 48%以上削減します。

5

環境目標	
 【2】 資源循環	循環型社会の構築に向けて、2 Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

高度経済成長により、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが進展し、私たちは多くの物に支えられ、便利で豊かな生活を送ってきました。その一方で、地球上の限りある資源を大量に消費することにより、天然資源の枯渇、廃棄物の増加による最終処分場の不足、プラスチックごみによる生物や生態系への悪影響などの問題が発生しています。

地球規模での環境問題となっている廃棄物の問題解決と資源循環を推進するためには、市民・事業者・行政などがこれらの問題を認識し、「循環型社会」の構築に向けて行動していく必要があります。

本市においては、ごみの排出量は全体で減少傾向

となっているものの、事業系ごみについては増加傾向となっており、事業者による廃棄物の排出抑制が喫緊の課題となっています。各主体がそれぞれの役割を果たしながら、2 Rと分別・リサイクルの取り組みを推進するとともに、廃棄物の適正処理を実施していく必要があります。

「西宮市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみを発生させない社会の確立や分別の徹底とリサイクルの推進、適正で効率的なごみ処理体制の構築を基本方針として、ごみの排出量の削減と最終処分率の低減などを目標とする取り組みを進め、持続可能な「循環型社会」の構築を目指していきます。

指標等					
	ごみ総排出量 10.8%削減 (2016年度比) 1人1日 976g → 871g		最終処分率 13.1% →11.9% (2016年度比) (1.2ポイント改善)		温室効果ガス削減量 28.1%削減 (2016年度比) (※廃棄物分野に限る)

環境目標	
 【2】 資源循環	循環型社会の構築に向けて、2 Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

高度経済成長により、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが進展し、私たちは多くの物に支えられ、便利で豊かな生活を送ってきました。その一方で、地球上の限りある資源を大量に消費することにより、天然資源の枯渇、廃棄物の増加による最終処分場の不足、プラスチックごみによる生物や生態系への悪影響などの問題が発生しています。

地球規模での環境問題となっている廃棄物の問題解決と資源循環を推進するためには、市民・事業者・行政などがこれらの問題を認識し、「循環型社会」の構築に向けて行動していく必要があります。

本市においては、ごみの排出量は全体で減少傾向

となっているものの、事業系ごみについては増加傾向となっており、事業者による廃棄物の排出抑制が喫緊の課題となっています。各主体がそれぞれの役割を果たしながら、2 Rと分別・リサイクルの取り組みを推進するとともに、廃棄物の適正処理を実施していく必要があります。

「西宮市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみを発生させない社会の確立や分別の徹底とリサイクルの推進、適正で効率的なごみ処理体制の構築を基本方針として、ごみの排出量の削減と最終処分率の低減などを目標とする取り組みを進め、持続可能な「循環型社会」の構築を目指していきます。

指標等					
	ごみ総排出量 10.8%削減 (2016年度比) 1人1日 976g → 871g		最終処分率 13.1% →11.9% (2016年度比) (1.2ポイント改善)		温室効果ガス削減量 18.8%削減 (2016年度比) (※廃棄物分野に限る)

6

4. 行動目標

行動目標	
 【1】 学びあい	すべての人が、生涯にわたり環境について学びあうまちのしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

私たちの生活様式の変化によって、地球温暖化、生物多様性の喪失、廃棄物の増大・資源の枯渇など様々な環境問題が発生し、深刻化しています。

こうした課題を解決するためには、私たちのくらしと自然とのつながりを理解し、自然、歴史、文化や産業と環境との関わりを学び、私たちの生活行動が環境に

どのような影響を及ぼすかを考え、一人ひとりが社会のありかたやくらしを見直していく必要があります。

家庭や学校、職場、地域などのあらゆる場において、生涯にわたり環境に関する知識や知恵を学びあうしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高め、環境学習を軸とした持続可能なまちづくりを進めていきます。

● 取り組み

学びあうまちのしくみづくり

環境保全に関する知識や理解を深め、環境に関して学ぶ力を育成するため、環境学習を幼少期から生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じて体系的に

実施するなど、日常的・継続的に学びあうまちのしくみづくりを進めます。

4. 行動目標

行動目標	
 【1】 学びあい	すべての人が、生涯にわたり環境について学びあうまちのしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

私たちの生活様式の変化によって、地球温暖化、生物多様性の喪失、廃棄物の増大・資源の枯渇など様々な環境問題が発生し、深刻化しています。

こうした課題を解決するためには、私たちのくらしと自然とのつながりを理解し、自然、歴史、文化や産業と環境との関わりを学び、私たちの生活行動が環境に

どのような影響を及ぼすかを考え、一人ひとりが社会のありかたやくらしを見直していく必要があります。

家庭や学校、職場、地域などのあらゆる場において、生涯にわたり環境に関する知識や知恵を学びあうしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高め、環境学習を軸とした持続可能なまちづくりを進めていきます。

指標等		
にしのみやエコ活動 ^{*1}	 延べ参加率 ^{*2} 50%	^{*1} 環境学習や環境に関する実践、体験活動のこと ^{*2} 複数の活動の参加者を含むため延べ参加率としています

※本指標は、3つの行動目標に共通する指標として設定しました。

● 取り組み

学びあうまちのしくみづくり

環境保全に関する知識や理解を深め、環境に関して学ぶ力を育成するため、環境学習を幼少期から生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じて体系的に

実施するなど、日常的・継続的に学びあうまちのしくみづくりを進めます。

No.	意見	市の対応及び考え方
1	骨子案を見ても何をしたいのかわからないので、明確に示し、計画を立てるべき。	今回の中間改定は、環境教育等促進法に基づく行動計画として位置づけを行い、環境学習の今後の方向性を示すとともに、低炭素社会から脱炭素社会に舵を切った国内外の動向を踏まえ、区域施策編の改定に関連した記述内容の変更を行うのが主眼。 また、第1回の審議会では骨子案をお示ししたため、次回の審議会では具体的内容や取組について素案をお示しする。
2	シンプルの方がよいと思う。	現行の計画は、個別計画である地球温暖化対策実行計画、一般廃棄物処理基本計画、生物多様性にしのみや戦略に具体的な施策等が記述されているため、重複しないようシンプルな内容としている。中間改定においても、コンセプトはそのまま読みやすく、わかりやすいまとめ方としたいと考えている。
3	中間改定だが、大きな改定内容になっている。ゼロカーボンや環境教育推進法の行動計画としての位置づけは望ましい方向への改定内容である。そのうえで、環境学習の基本的な考え方を最初に持ってきているのは、どのような考え方からか。	環境学習の定義が誤解されやすく、中間改定の意義を伝えるため環境基本計画の冒頭で環境学習について再定義したいと考え、骨子案では第1章の冒頭にお示ししていた。 その後事務局内部で検討を重ね、4章の施策体系の記述の次に記載することとした。「環境学習の定義と各目標の基礎となる視点」の中で「環境学習」を定義し、「実践」を含む概念として環境基本計画の推進における位置づけを含めお示しできたと考えている。【素案 p.20】
4	環境目標と行動目標のつながりや4つの環境目標の関係をコラムとしてまとめているが、別立てで整理するとともに、環境学習を横軸に置き、総合的な取組として環境目標と具体的な個別目標の関係を示した方がよいのではないか。	現環境基本計画は個別計画が充実しているため内容がシンプルとなっており、中間改定においてもコンセプトはそのまま継続する予定。 これまでも第4章の中で、環境目標と行動目標の関係性についてコラムに記載していたが、第1章の「環境目標と行動目標」においても環境目標間の相互関連性や、本市が環境学習都市宣言を行ったことを踏まえ、行動目標を分野横断的に環境目標を達成するために設定したことを記述した。【素案 p.8】
5	環境目標の「安全・快適」は、従来、美化活動を指標としているが、行動目標に再掲するのであれば、「安全・快適」の指標は環境基準との関わりにはどうか。現状の基本計画では環境基準関係のデータが示されていないうえに、環境基準関連の個別計画がないため、環境基本計画で扱っていくべきだと思う。	市民参画のもと作っていく計画ということで、現計画の策定時、市民が自覚できる指標として設定している。環境基準関連の項目については、引き続き、環境報告書で確認していく。なお、行動目標の指標については、「わがまち美化活動」の再掲とせず、新たに「にのみやエコ活動」の延べ参加率とし、市内の環境美化・学習に関する活動の参加率を指標とすることとした。【素案 p.40】
6	低炭素について、詳細がないためなぜ削減できているのかわからない。 排出係数が減ったために削減できだけととられかねない。 何によって削減できているのかが分かれば、今後何をしていくべきなのかが明確になると思う。	二酸化炭素排出量の低減の主な要因は、排出係数の低減に加え、製造品出荷額の減少や省エネ機器等の導入等様々な要因が絡まったことによると考えられる。 今後、更なる二酸化炭素排出量削減に向けた取組について、温対部会での議論を踏まえ、第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に盛り込む予定である。
7	デコ活について。兵庫県内でも様々な行政が参加しているが、西宮市は参加していない。参加していない理由と今後の予定を伺いたい。	脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動という趣旨には賛同ではあるが、新国民運動官民連携協議会への参画については、参加団体数等の状況を勘案し、引き続き情報収集を行ったうえで判断したいと考えている。
8	36,37ページの「あらゆる世代が参加できる環境学習」の仕組みづくりはとても大事である。どのように仕組みづくりを進めていくのか、今後情報を示してほしい。	小学生を中心とした現行の仕組みを補完する取組として、中高生や地域団体に属さない人、転入したばかりの人にも学びの提供ができるよう、環境学習プログラムの開発、社会教育施設との連携の強化等の施策の取組を進めていく。【素案 p.46~47】

No.	意見	市の対応及び考え方
9	生物多様性の環境目標の指標について、種の多様性だけが入っているが、生態系の多様性や遺伝子の多様性についての指標を入れていないのはなぜか。	「環境目標」の「生物多様性」については、具体的な項目については個別計画の「生物多様性にしのみや戦略」に記述している。今回、「生物多様性にしのみや戦略」の改定を行わないため、指標は従前のままとしているが、数値で表すことができ、かつ経年変化を追って示せるものとしている。
10	「生物」の範囲はどこまでなのか。区分けや資料を提示してほしい。また、国内外来種、国外外来種をどのように区分けしているのか等、説明資料があるとよい。	環境基本計画の抱える分野は広く、詳細については「生物多様性にしのみや戦略」に記述している。なお、「生物」の明確な定義は困難だが、「生物多様性にしのみや戦略」では「第2章 現状と課題」において「植物・植生」「動物」「外来生物」についての現状分析を行っている。種数についても詳細を記載しているが、菌類やプランクトン等は確認できていないものもあるため、計上していない。街中で見られ、人の目で確認できる植物や動物、昆虫が主な対象となっている。 外来種については、日本に元々いなかったと思われるものを外来種として扱っている。
11	外来種の数が特定外来生物種よりも少ないのはなぜか。	あくまで市で実施した調査で発見された生きもので、把握できていない外来種もいるかもしれない。資料として提示できる範囲での記載にしている。
12	環境目標を低炭素からゼロカーボンにしているが、ゼロカーボンの定義がない。排出をゼロにするとの誤解を受けるかもしれない。また、目標では、排出量46%削減としているが、46%削減がどの程度ゼロカーボンに貢献するのか、排出量の削減とゼロカーボンの関係についても示した方がよいのではないか。	ゼロカーボン等の用語については、注釈を記載する等説明を追加した。【素案 p.25～27、資料編 7.用語解説】 また、削減目標およびゼロカーボンとの関連性等については、温対部会での議論を踏まえ、第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に盛り込む予定である。
13	一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、重要事項が多い。容器プラに加えて製品プラについても回収していくことだが、これは気候変動対策としても非常に先進的な施策である。基本計画である以上、市としてはこういう取組で行っていくということが明確にわかるよう、気候変動と生物多様性や循環など横断的になるところをメリハリをつけて情報発信していくことが重要だと思う。	国においても「生物多様性国家戦略」において生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応の重要性を強調している他、「令和5年度 環境白書・循環型社会白書」「生物多様性白書」において炭素中立、循環経済、自然再興の同時達成の重要性を示しています。計画の中間改定においては第1章の「環境目標と行動目標」においても環境目標間の相互関連性や、本市が環境学習都市宣言を行ったことを踏まえ、行動目標を分野横断的に環境目標を達成するために設定したことを記述した他【素案 p.8】、第4章のコラムにおいても【素案 p.21】「環境目標と行動目標のつながり」、【素案 p.31】「プラスチックごみの現状」。【素案 p.36】「生物多様性の新たな世界目標」において、環境課題の相互関連性について紹介しています。
14	当日配布資料の環境目標の資源循環において、温室効果ガス削減量が下方修正されているが、この背景を教えてください。	別途作成している区域施策編に合わせて設定している。可燃ごみのプラスチック割合からCO ₂ の排出量を算出しているが、一般廃棄物処理基本計画と区域施策編で係数が異なっていたので区域施策編のものに合わせている。
15	目標値を下げたのではなく、算定方法の変更によるもので、ゼロカーボンへと歩んでいると考えていいのか。	使用する数値を区域施策編に合わせているが、可燃ごみ内のプラスチックを減らす姿勢は変わっていない。
16	資料1のP49の市民参加の枠組みを変更する点について、環境審議会とPS会議では性質が異なる。審議会では指定樹木の解除などの審議がされているが、PS会議の機能も保たれ、環境審議会にまとめていくという理解でいいのか。現況の環境審議会はPS会議のようなディスカッションをするような性質ではないので確認したい。	以前と比べ、審議会での議論の内容が変わってきている。また、審議会の体制も参画と協働の条例の関係で市民参画に基づいて運営されている。ただし、審議会に参加されている委員の人数が少ないため、PS会議の良いところを残しながら審議会と合わせ、PS組織として各部会を設けて議論するパートナーシップの形は残して、個別の委員会という形へスライドしていくイメージを持っている。

No.	意見	市の対応及び考え方
17	P47ページについて。環境教育のバージョンアップとして、こども中心に加えて大学や公民館、図書館が中心となって地域おこしも行っていくとある。回答者数が少ないが、アンケートの20歳代未満の意見として環境学習に取り組む団体や事業者の支援や環境に関する専門人材の育成について、西宮市に期待していることが読み取れる。小学生から社会人になるまで西宮で人材の循環ができれば、企業にとっても知識のある新社会人を採用できるのではないかと。	課題である中学生以上の環境学習をどうするかについて、ゼロカーボンへの道を歩んでいくことになることもたちを応援したいと思っている。中学生の理科部等とどう連携していくかといったことにも取り組みたいと思っている。企業や団体の支援として、環境学習のパートナーシッププログラムがあり、多くの市民に団体や企業が行っている環境学習に参画してもらえるように広報の支援などを行っている。支援体制の充実も検討していきたい。
18	市の令和4年度の決算は40億円の赤字が出ている。事業を進めるうえで、お金や人、情報を組み合わせてやっていかなければいけないが、財政が非常に厳しい。赤字の理由はわからないが、これからの行政施策に影響が出てくるのではないかと。来年度は予算や人員の削減を行うという話を聞いた。計画の見直しにも影響が出てくるのではないかと。市の財政を考えたときにこれからどう進んでいくのか。健全な財政なくして健全な行政は成り立たないと思っている。一部の税は余っているが全体では赤字といった歪な財政になっていることを職員全員が踏まえて行政運営を行って欲しい。	市長は令和7～8年には一定の予算を立てて、それ以降には職員や市民にこれらの計画や改革をして良かったと思っていただけるようにしたいと言っている。影響についても、影響はあると考えている。悪い影響については最小限に抑えたい。職員の削減となると市の体力が落ちるため、AIやDXなどの技術革新をもって、人を減らせるところは減らして、他市と比較して抜きでいる費用があれば、そこから削っていく。市が一丸となって進めていくが、計画が100%実行できるかは今の段階では自信がない。
19	P47の環境学習のバージョンアップについてだが、先生の働き方改革で時間がとりにくくなっている。実際に活動していても時間が取れない、エココミュニティ会議がやりたいからやっているかと捉えられているような行事もある。市の計画では学校はどこまで時間を割くことになっているのか。	自然学校などの大きな環境学習については県の事業として実施している。また、学校独自の取組みについては年間計画に組み込まれており、それに基づき実施している。
20	地域の活動にも参加される方が限定されており、今でも厳しいのに地域団体に属さない方まで参加となると難しい。市ではどのように考えているのか。PTAや地域の団体等もやめていく方が多く、イメージと真逆の方向に進んでいる。そのうえで人員が削減されるのであれば、市民や団体はどう考えてかかわってほしいのか。コミュニティスクールにも参加しているが、地域の方が参加するというような形ではなく、運営についても学校や地区によってばらつきがある。エコの部分で、学校とエココミュニティ会議が一緒になれば推進もできると思うが、学校側がわかっておらず連携が切れてしまっている。学校にもエコ担当の方がいるが、把握されている人と把握していない人がいる。管理職などに連携でき、一律ある程度のことかわかる誰かがいればいいと思う。	今年度から全ての学校にコミュニティスクールが導入され、市民の方にも学校運営に携わっていただくというシステムを公立の小中学校で進めていきたい。PTAについては学校ごとの事情にもよるので、そこを教育委員会が強く進めていくのは難しい。教職員数は法律により人数が決まっているので、児童生徒数や学級数に変化がなければ減少することは無いが、学校を支援していただく方々の配置時間や人数が減っていく可能性はある。
21	改定版のP37とP40について、資料2で「わがまち美化活動」は再掲せず「わがまちエコ活動」の延べ参加率としたと書かれている。P37では「わがまち美化活動」の参加率20%を目指している。これについては従前と変わらず、異論はないが、P40では「わがまち美化活動」を再掲せず、延べ参加率50%を目指すとしている。市民活動として色々あるが、どのような考えで50%になったのか。	安全快適の目標である「わがまち美化活動」を含んだうえで、あらゆる環境活動への市民の方の参加が分かるような目標を行動目標の指標として設定した。学校教育と連携しながら進めている環境学習や取組みに参加している方の人数や環境学習施設の来場者などを足し合わせると、コロナ前は40%ほどであった。コロナで減少している参加者数をコロナ前に戻し、多くの方にご参加いただくということでも過半数を目標とした。

No.	意見	市の対応及び考え方
22	わがまち活動を再掲とせず、と書かれていることについてはどうということなのか。	骨子案の段階では安全快適の目標と行動目標の指標に同じエコ活動を入れていたが、審議会でエコ活動を安全快適に持ってくるのは適さないという意見が出た。環境に配慮する基準などを使うのが適切ではないかとの意見もあったが、市民・事業者が参加できる指標を設定する方が良いのではないかと、という本計画策定時の考えに基づき、安全快適の指標に美化活動を、エコ活動を行動目標に設定した。
23	エココミュニティ会議を設置した当初、市民と行政が一丸となり、自分たちが役に立っているという実感や意気込みがあった。コロナ禍や高齢化で活動のエネルギーが落ちてきており、ごみ減量推進委員の役割も形骸化してきているように感じる。冊子にもエココミュニティ会議の記載が少ない。学校との関係も少なくなって、代わりにコミュニティスクールが頑張ってくれている。エココミュニティ会議について本当に必要なか考えてほしい。目標が達成できる他の方法で、地域の方とごみの削減を行うなど、前向きに考えてほしい。	計画には書き切れていないが、エココミュニティ会議の役割は重要だと思っている。高齢化の問題は感じており、市の中でも地域の様々な団体と係る課同士で定期的に会議を行っている。地域活動の中で委員の負担軽減をどうするか、補助金以外にも情報発信や事務負担の軽減など支援の在り方を考えていきたい。
24	周年記念事業について、目標参加人数はどの程度を考えているのか。	今回が初のイベントなのではっきりとした数字は難しいが、3000名程度を予想している。
25	以前は市民活動カードがあったが、今年からなくなって小学生とその親だけの活動になっている。以前はあらゆる世代にカードが配られていたことを考えると、「世代広く」と言うところが引かかる。限定されていることが気になるので代替りのものを考えてほしい。	市民活動カードについては、中学生以上に配布を行っていたが、普及が進んでいかない状況にあった。そこで、中学生以上に対する環境学習をどのような手法で普及させていくか議論を行い、エコスタンプを押印するカードの対象については、家庭を中心に広げるツールとしての役割を重視し、小学生とその親を対象とさせてもらった。中学生以上の市民に向けた施策については、引き続き、検討していく。
26	西宮市の良いところはEWCのカードシステム・エココミュニティ会議・PS会議だと思っている。エコカードは今年からのやり方だと、中学生から親になるまで、小学生のいない市民は除かれる。エコ活動をした方にエコカードを配布すれば普及するのではないか。	EWC事業、エココミュニティ会議、環境計画推進パートナーシップ会議のいずれも、環境学習都市である本市にとって、重要な取組や活動であると認識している。 ※エコスタンプを押印するカードの配布対象は、意見25の回答のとおり。
27	P40のエコ活動とエコカードはリンクしているのか。リンクしたほうが良いと思う。	にしのみやエコ活動には、アースレンジャー認定者数なども含む予定のため、エコカードとリンクするものである。
28	P20~21にかけてページ下部が空いているのが気になる。素敵な取組なのでもう少し記載してもいいのではないか。	EWC事業については、行動目標「学びあい」の部分にコラムとして掲載を行うこととした。
29	P43にアンケート結果の概要が書かれているが、ワークショップも同様に記載してはどうか。	ワークショップについては、行動目標「参画・協働」の部分にコラムとして掲載を行うこととした。
30	エココミュニティ会議の活動を育てることが大切だと考えている。学校にも素晴らしい先生はいるが、移動して続けられないということもあり、そういう時に、地域がしっかりしていることが大事だと思う	地域に根差した環境活動の推進に向けて、引き続き、エココミュニティ会議のサポートを行う。
31	P49の推進体制について、PS会議は様々な立場の方が集まっており、この体制が消えるのはどうかと思う。	PS会議の良いところは残し、個別の部会、委員会という形にスライドさせたいと考えています。

環境に関する市民アンケート調査結果

「第3次西宮市環境基本計画」及び「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中間見直しにあたり、脱炭素化の社会動向など、計画策定以降の変化を的確に捉えるとともに、市への要望などを把握し、同計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施しました。

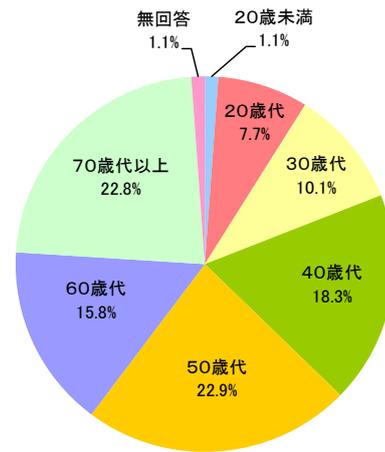
市民アンケート調査の概要は、以下のとおりです。

項目	調査結果
対象	西宮市在住の18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
調査方法	直接郵送法 （回答は郵送またはWEBを選択）
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・あなた自身について・環境全般について・お住まいの地域の環境や日々の暮らしについて・市の環境づくりの方向性について・環境学習や環境活動について・地球温暖化対策、気候変動について
実施期間	2023年6月23日～7月10日
回収状況	1,046件（回収率：34.9%） 郵送：717件 WEB：329件

■ あなた自身について

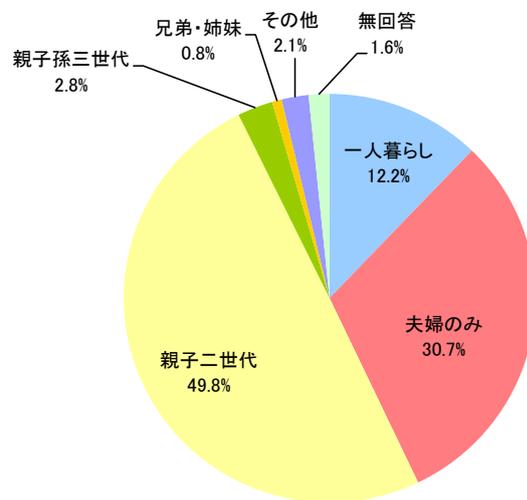
①年齢

年齢は、「50歳代（22.9%）」が最も多く、次いで「70歳以上（22.8%）」、「40歳代（18.3%）」、「60歳代（15.8%）」、「30歳代（10.1%）」、「20歳代（7.7%）」、「20歳未満（1.1%）」の順でした。



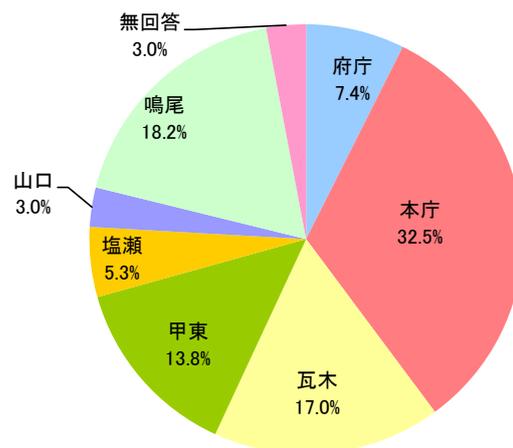
②家族構成

家族構成は、「親子二世帯（49.8%）」が最も多く、次いで「夫婦のみ（30.7%）」、「一人暮らし（12.2%）」、「親子孫三世帯（2.8%）」、「兄弟・姉妹（0.8%）」の順でした。



③お住いの地区

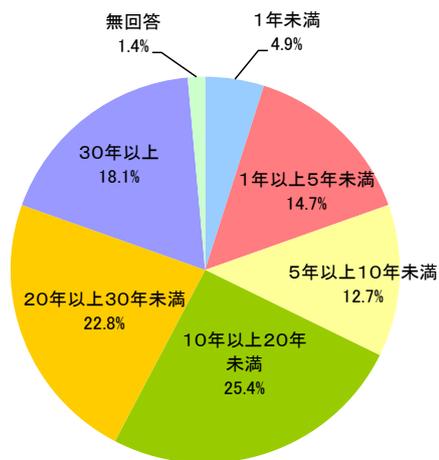
お住いの地区は、「本庁（32.5%）」が最も多く、次いで「鳴尾（18.2%）」、「瓦木（17.0%）」、「甲東（13.8%）」、「府庁（7.4%）」の順でした。



④居住年数

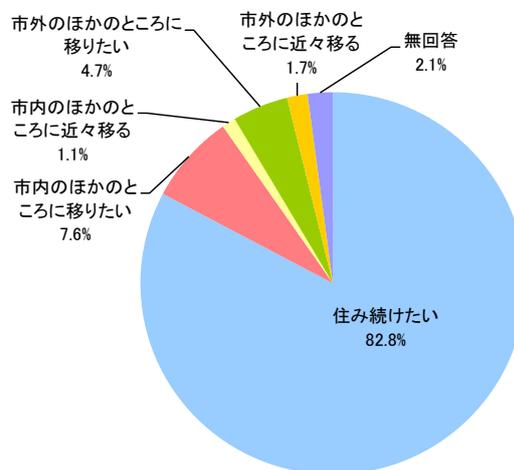
居住年数は、「10年以上20年未満（25.4%）」が最も多く、次いで「20年以上30年未満（22.8%）」、「30年以上（18.1%）」、「1年以上5年未満（14.7%）」、「5年以上10年未満（12.7%）」、「1年未満（4.9%）」の順でした。

居住年数が10年以上の市民が、全体の66.3%を占めていました。



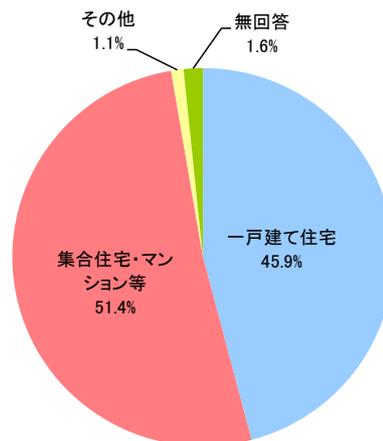
⑤今後の居留意向

今後の居留意向は、「住み続けたい（82.8%）」が最も多く、大半の市民は今後も西宮市に住み続けたいと考えています。



⑥お住いの形態

お住いの形態は、「集合住宅・マンション等（51.4%）」が最も多く、次いで「一戸建て住宅（45.9%）」でした。



■ 環境全般について

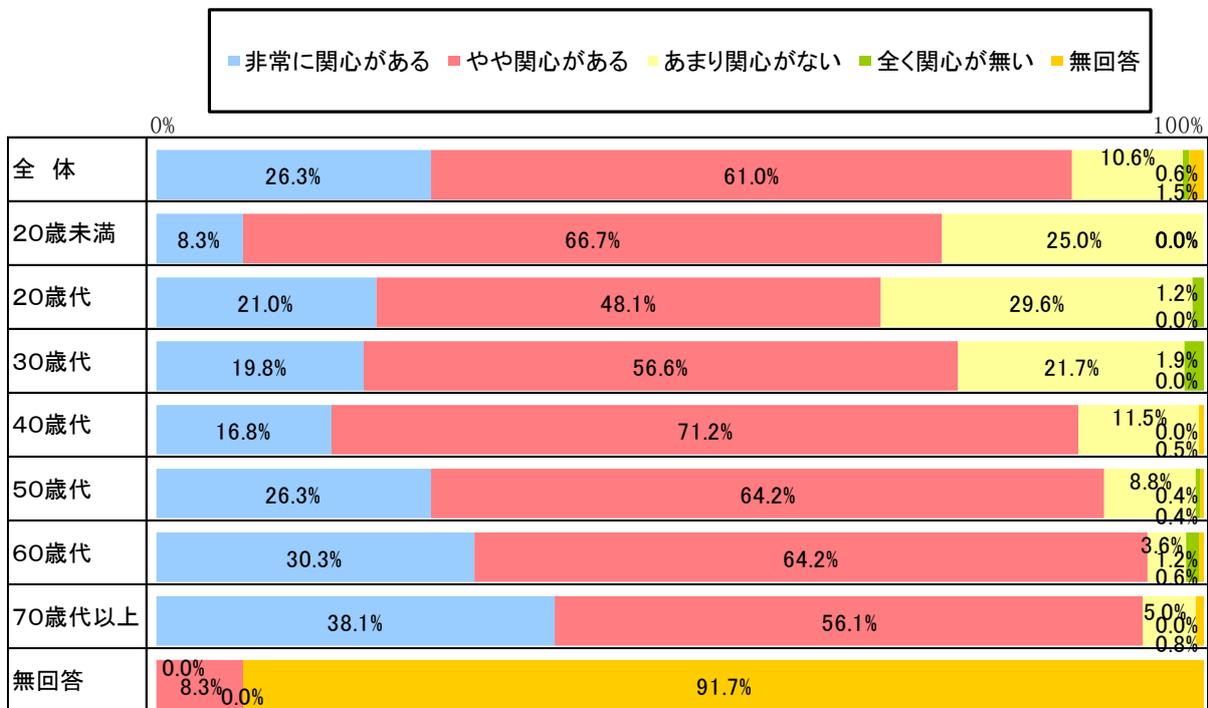
問 1 あなたは、近年の環境問題に関心がありますか。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

全体では「やや関心がある（61.0%）」の割合が最も高く、次いで「非常に関心がある（26.3%）」、「あまり関心がない（10.6%）」「全く関心がない（0.6%）」の順でした。

「やや関心がある（61.0%）」及び「非常に関心がある（26.3%）」より、全体の 87.3% の市民が環境に関心をもっていました。

年代別では、「やや関心がある」及び「非常に関心がある」より、関心のある割合が最も高い年齢は 60 歳代（94.5%）、次いで 70 歳代以上（94.2%）、50 歳代（90.5%）、40 歳代（88.0%）の順でした。

一方、関心の無い割合の最も高い年齢は 20 歳代（29.6%）でした。年齢が高くなると関心がある割合が高くなる傾向でした。



問2 あなたは、約10年前と比べて環境に配慮した生活をするようになりましたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

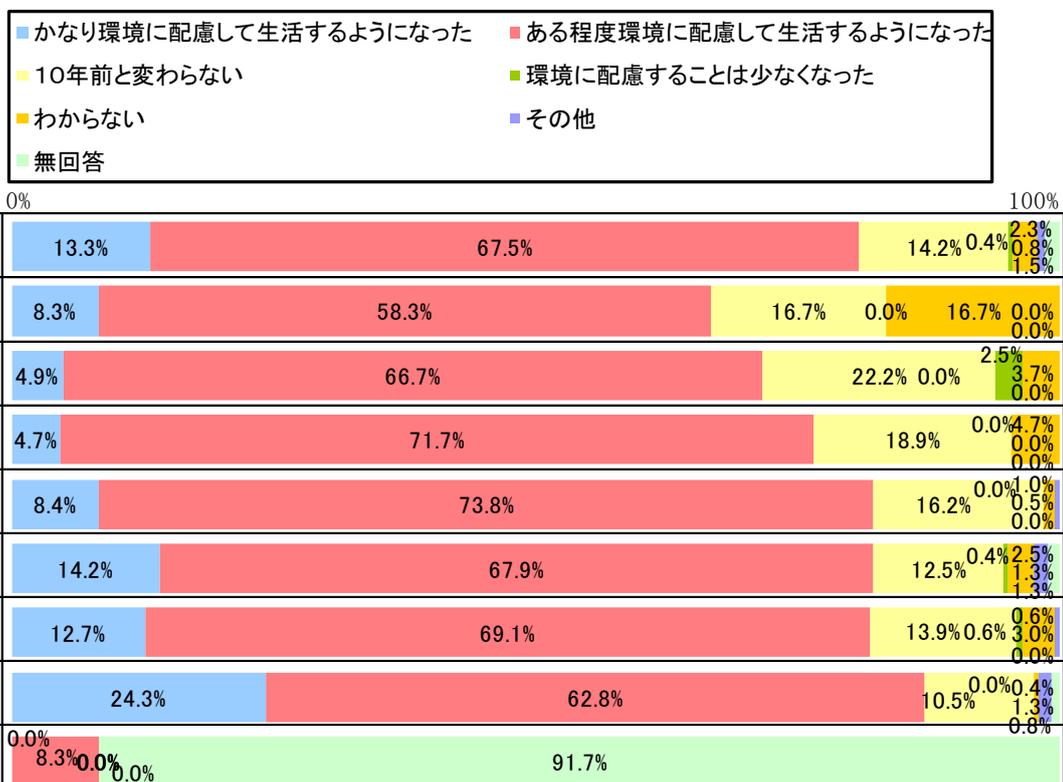
全体では「ある程度環境に配慮して生活するようになった（67.5%）」の割合が最も高く、次いで「10年前と変わらない（14.2%）」、「かなり環境に配慮して生活するようになった（13.3%）」、「わからない（2.3%）」の順でした。

「ある程度環境に配慮して生活するようになった（67.5%）」及び「かなり環境に配慮して生活するようになった（13.3%）」より、全体の80.8%の市民が約10年前と比べて環境に配慮した生活をしています。

年代別では、環境に配慮して生活をするようになった割合が最も高い年齢は、70歳代以上（87.1%）、次いで40歳代（82.2%）、50歳代（82.1%）、60歳代（81.8%）の順でした。

「10年前と変わらない」の回答の割合が最も高い年齢は20歳代（22.2%）、次いで30歳代（18.9%）、20歳代未満（16.7%）の順でした。

年齢が高くなると環境に配慮して生活をするようになった割合が高くなる傾向でした。



■ お住まいの地域の環境や日々の暮らしについて

問3 お住まいの周辺環境（身近な環境）について、どの程度、満足していますか。あなたの考えや意見に近い番号1つに○をつけてください。（お住まいの周辺とは、日常の買い物や、通勤、通学、散歩など、おおむね歩いていける範囲（小学校区程度）とお考え下さい。）

全体の19項目の設問で「十分に満足」が最も多かったのは「交通手段の便利さ（34.5%）」、次いで「甲山・夙川・甲子園浜などの自然の風景（27.4%）」、「緑の多さ（25.0%）」の順でした。

一方、「非常に不満」が最も多かったのは「渋滞の少なさ（12.9%）」、次いで「道の歩きやすさ（9.9%）」、「海や川や水のきれいさ（7.9%）」の順でした。

交通手段が便利で、自然風景や緑の多さに十分満足している市民が多いものの、渋滞や道の歩きやすさ、海や川のきれいさに、不満を持っています。

これらについて年代別にみると、「交通手段の便利さ」については、「十分に満足」の割合が最も高かったのは20歳未満（58.3%）で、反対に「やや不満」及び「非常に不満」の回答の割合が最も高かったのは70歳代以上（30.1%）でした。年齢が高くなるほど「交通手段の便利さ」に不満を抱えている割合が高くなる傾向がありました。

「甲山・夙川・甲子園浜などの自然の風景」については、「十分に満足」の割合が最も高かったのは20歳未満（41.7%）で、反対に「やや不満」及び「非常に不満」の回答の割合が最も高かったのも20歳未満（25.0%）でした。

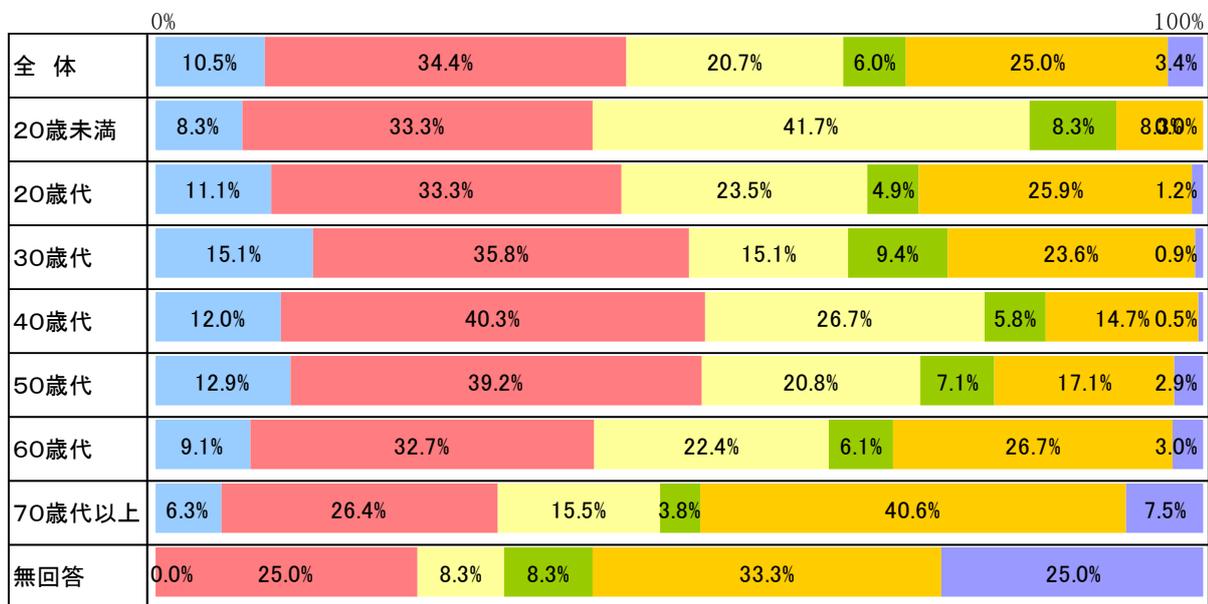
「緑の多さ」については「十分に満足」の割合が最も多かったのは20歳代（28.4%）で、年代ごとの特徴は見られませんでした。一方で「やや不満」及び「非常に不満」の回答割合は20歳未満（41.6%）で最も高くなりました。

「渋滞の少なさ」について「やや不満」及び「非常に不満」の回答の割合が最も高かったのは40歳代（59.1%）、次いで30歳代（56.6%）、50歳代（50.5%）の順でした。

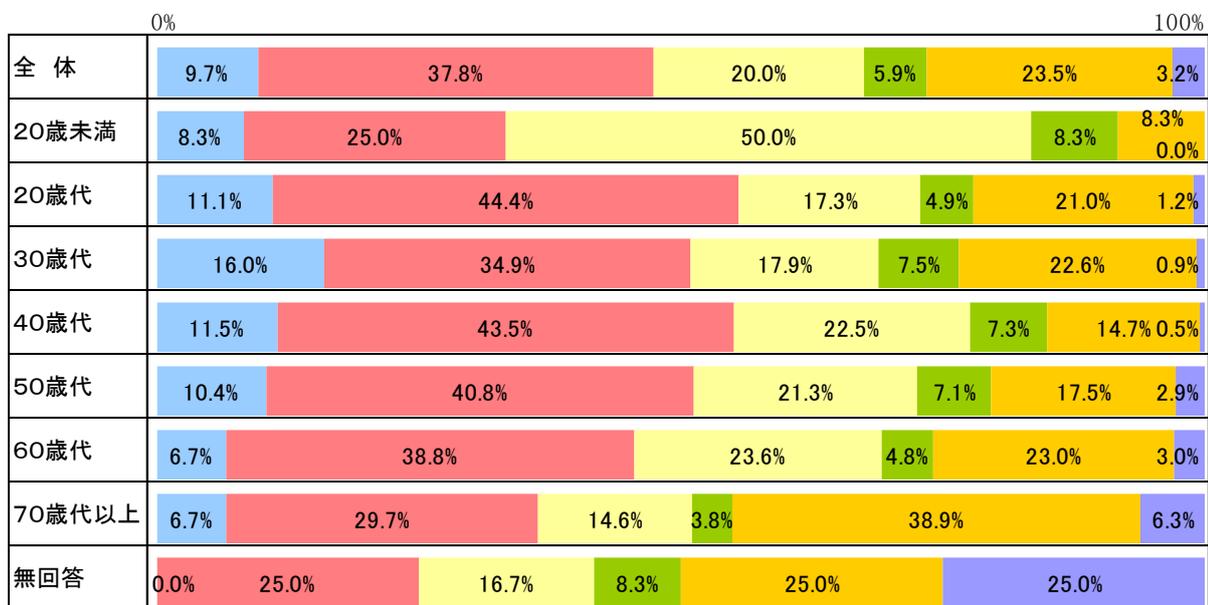
「道の歩きやすさ」については「やや不満」及び「非常に不満」の回答の割合が最も高かったのは30歳代（47.2%）で、次いで60歳代（44.8%）、70歳代以上（39.5%）となりました。

「海や川や水のきれいさ」については、「やや不満」及び「非常に不満」の回答の割合が最も高かったのは40歳代（50.3%）で、次いで20歳未満（50.0%）、30歳代（47.1%）となりました。

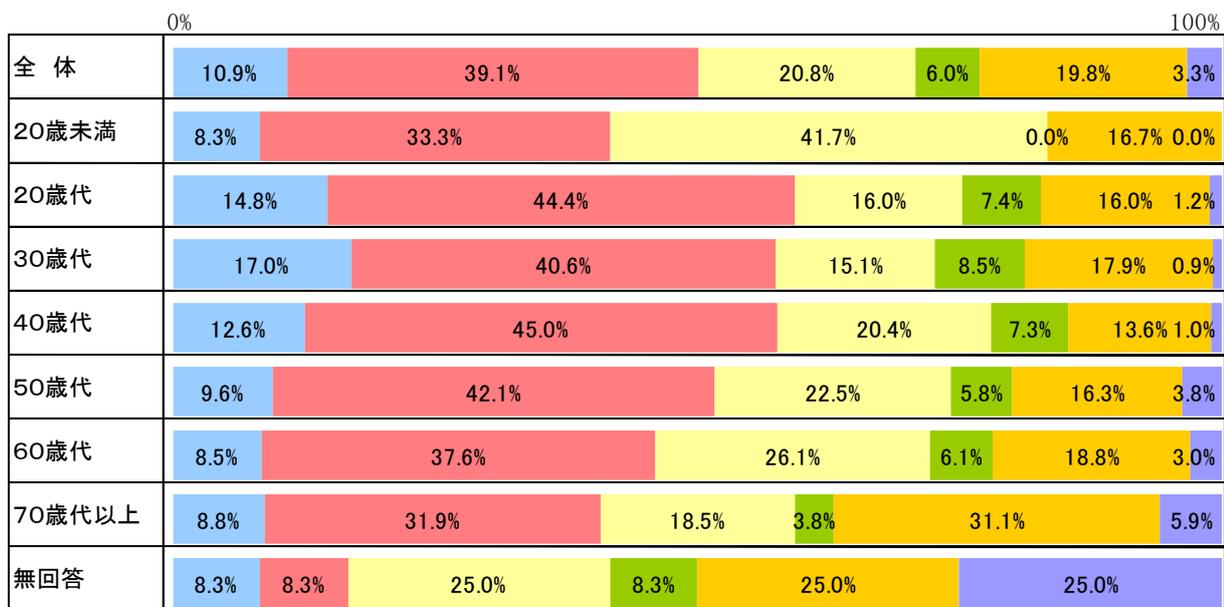
問3-1 川や海での水遊びや水とのふれあい



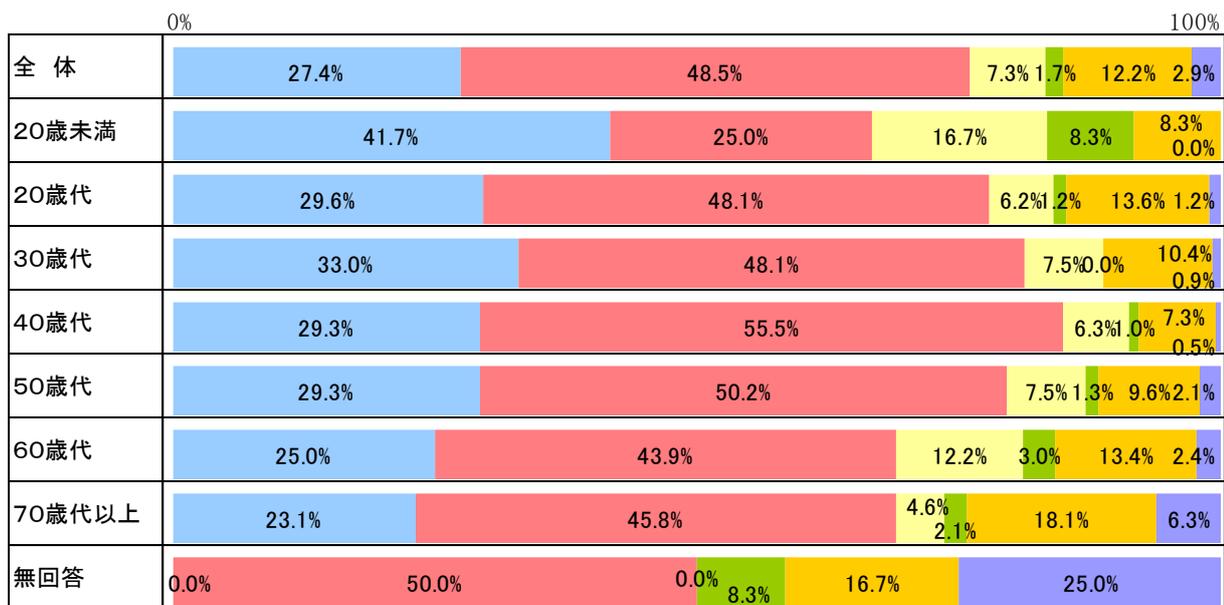
問3-2 山・川・海での生きものとのふれあい



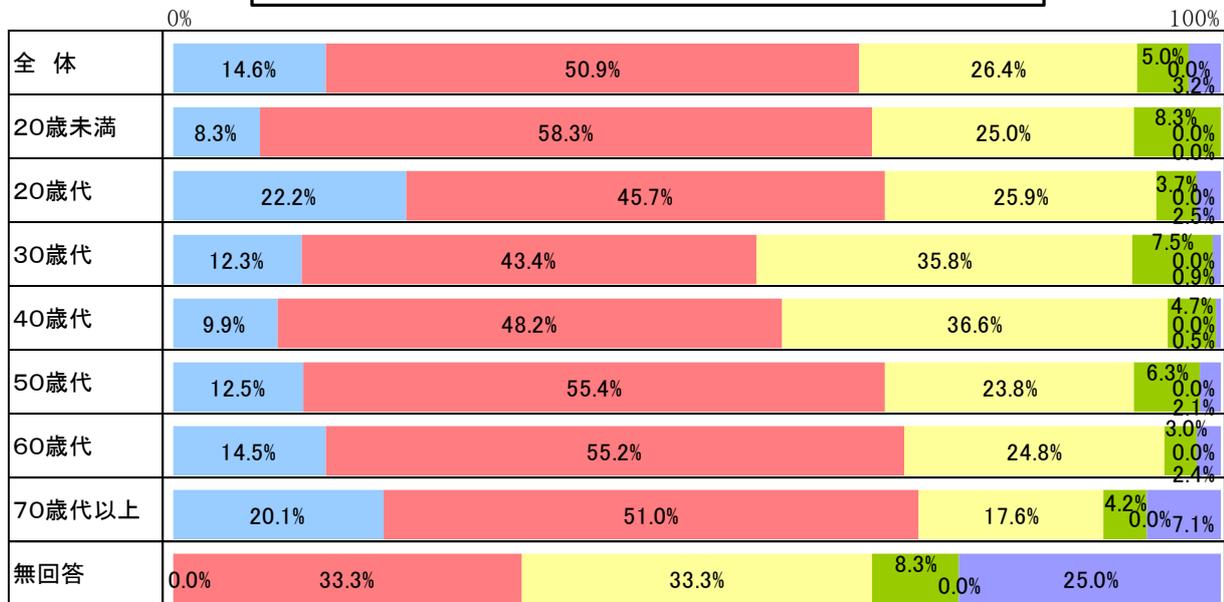
問3-3 まちなかでの野鳥や昆虫とのふれあい



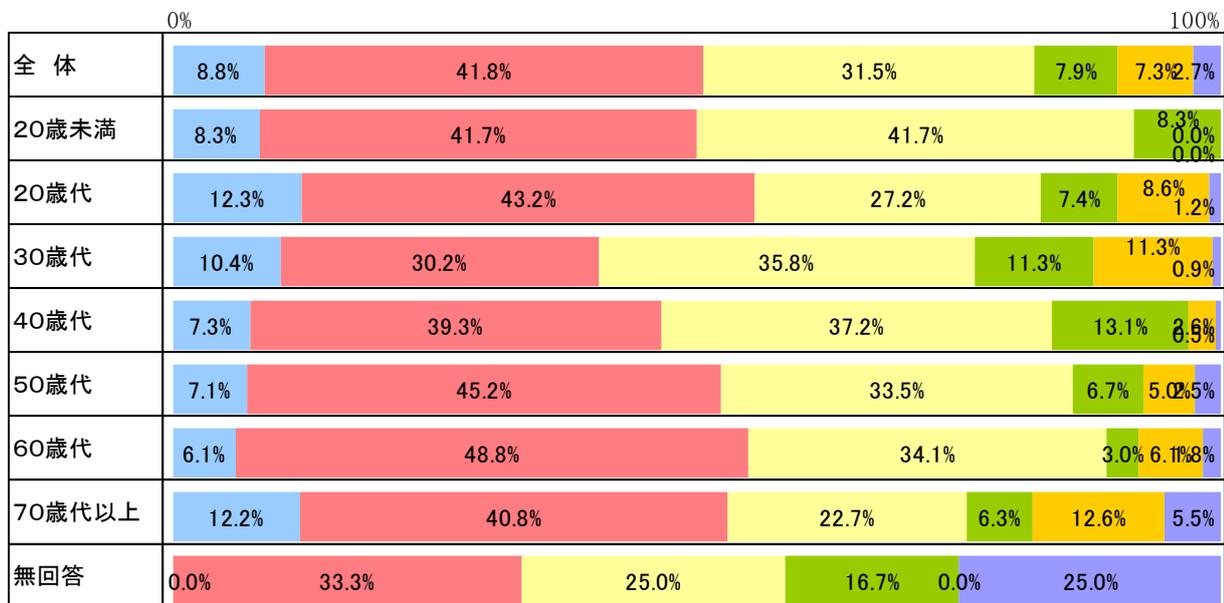
問3-4 甲山・夙川・甲子園浜などの自然の風景



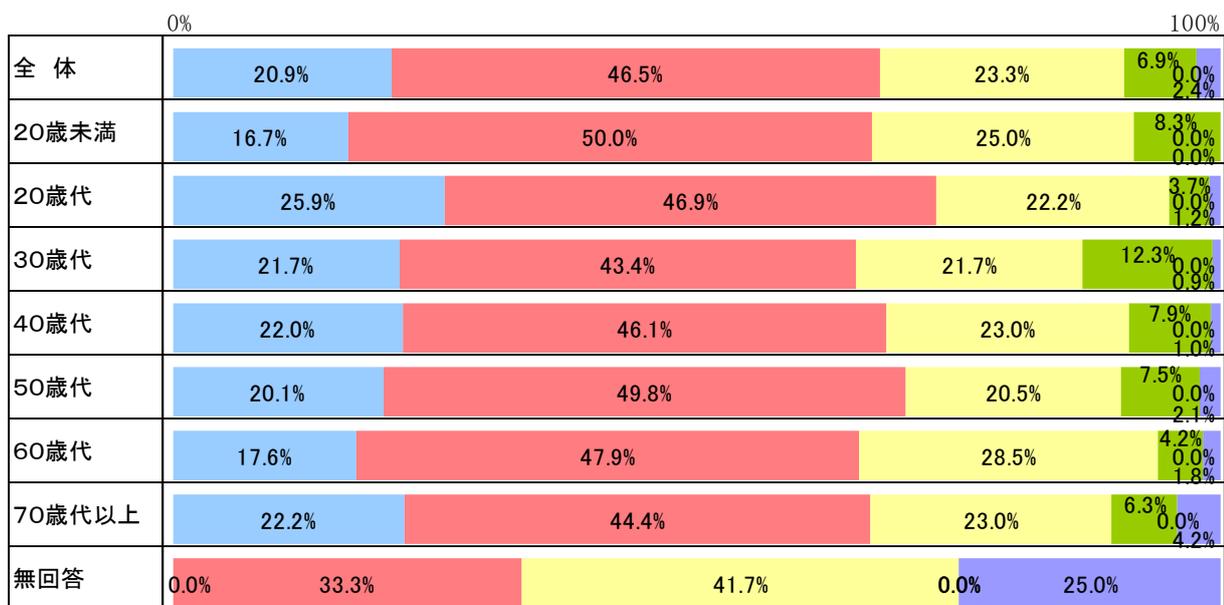
問3-5 空気のきれいさ



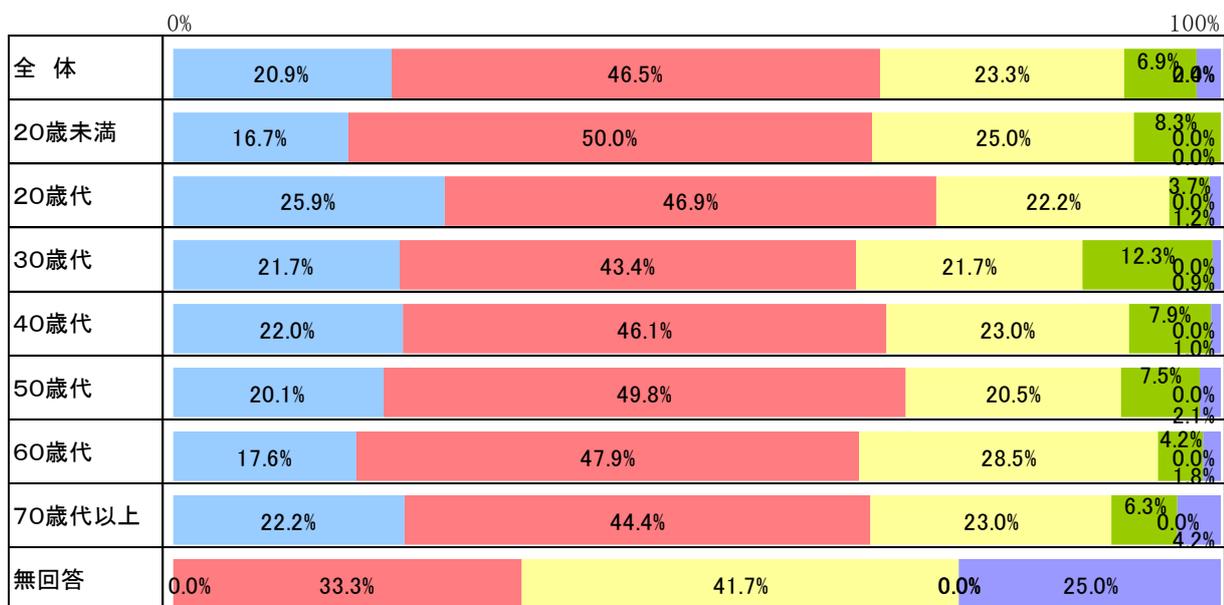
問3-6 海や川や池の水のきれいさ



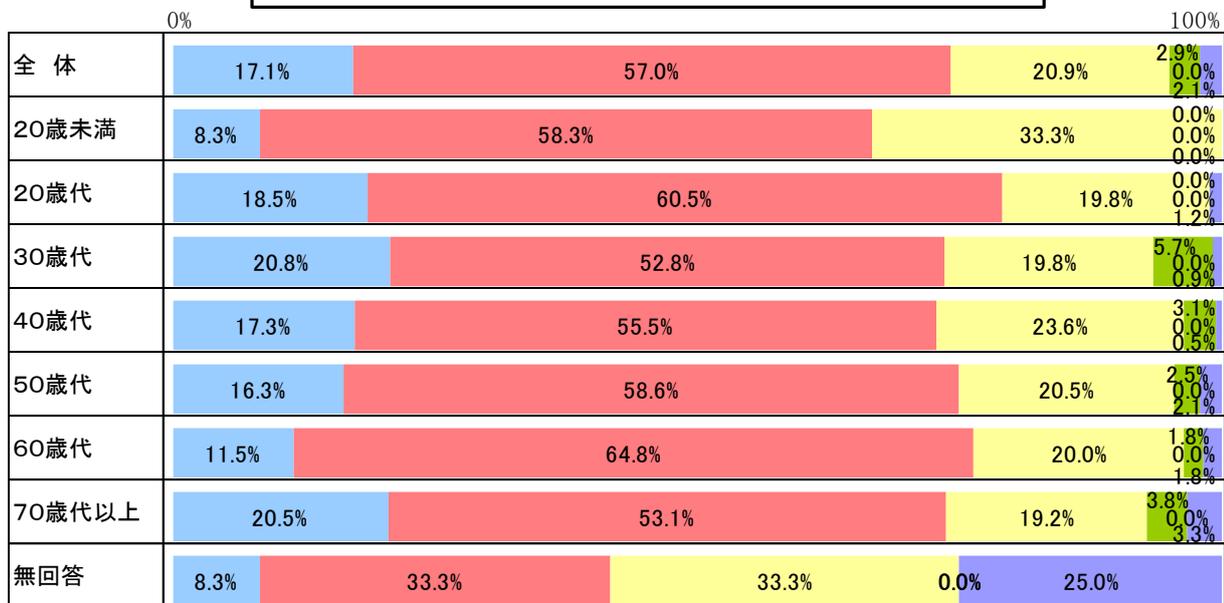
問3-7 緑の多さ



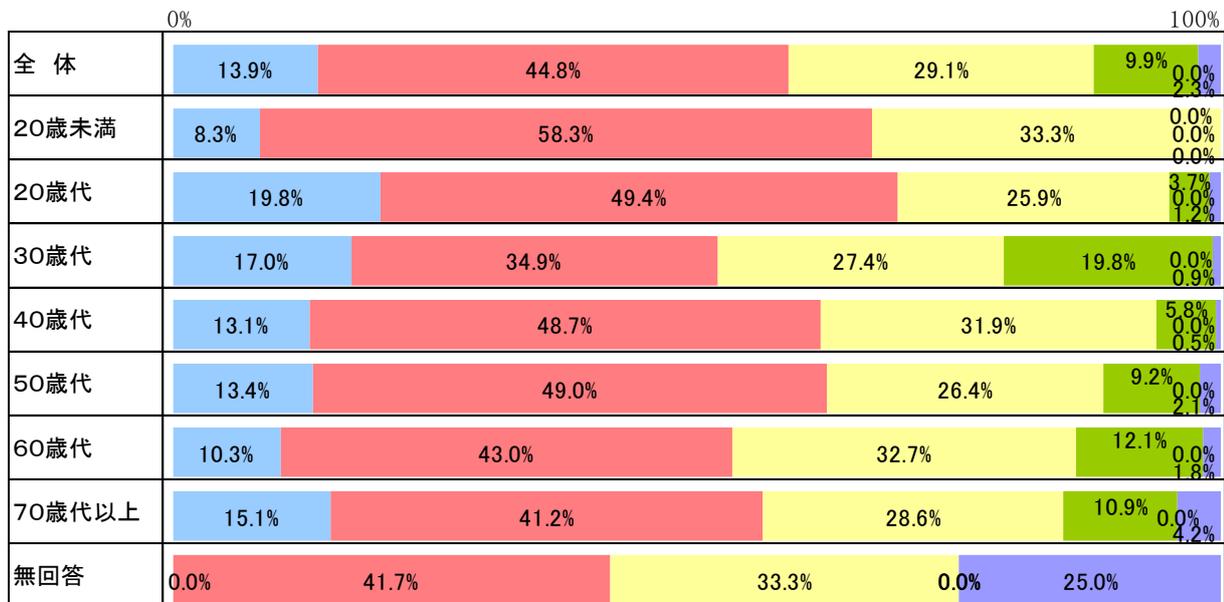
問3-8 まちの静けさ



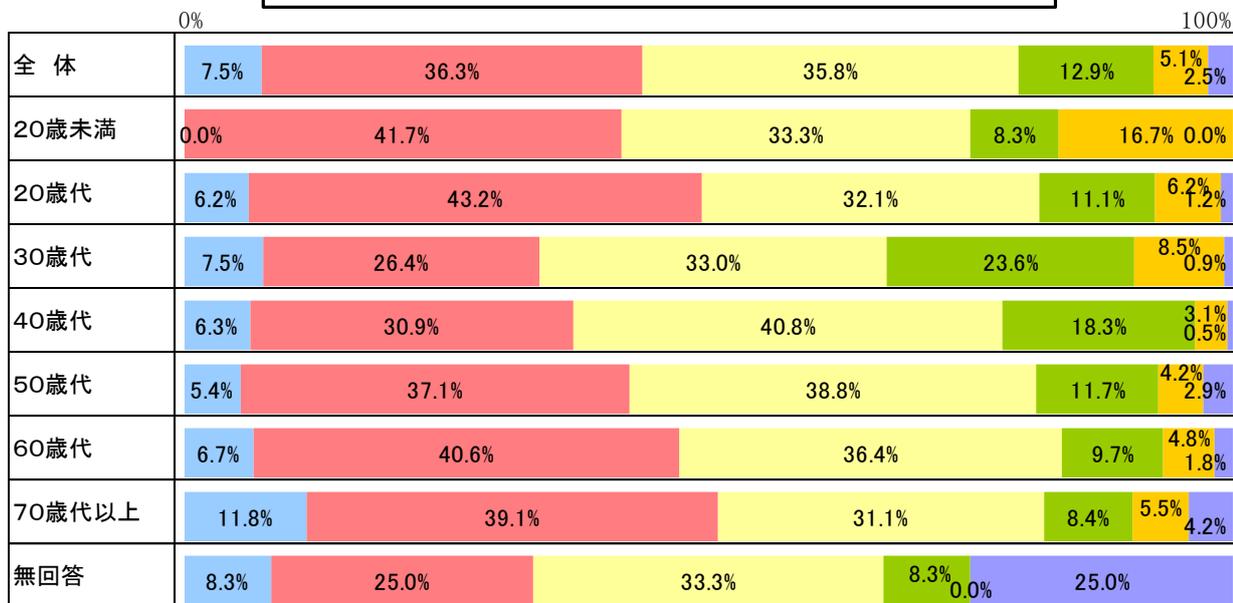
問3-9 まちの清潔さ



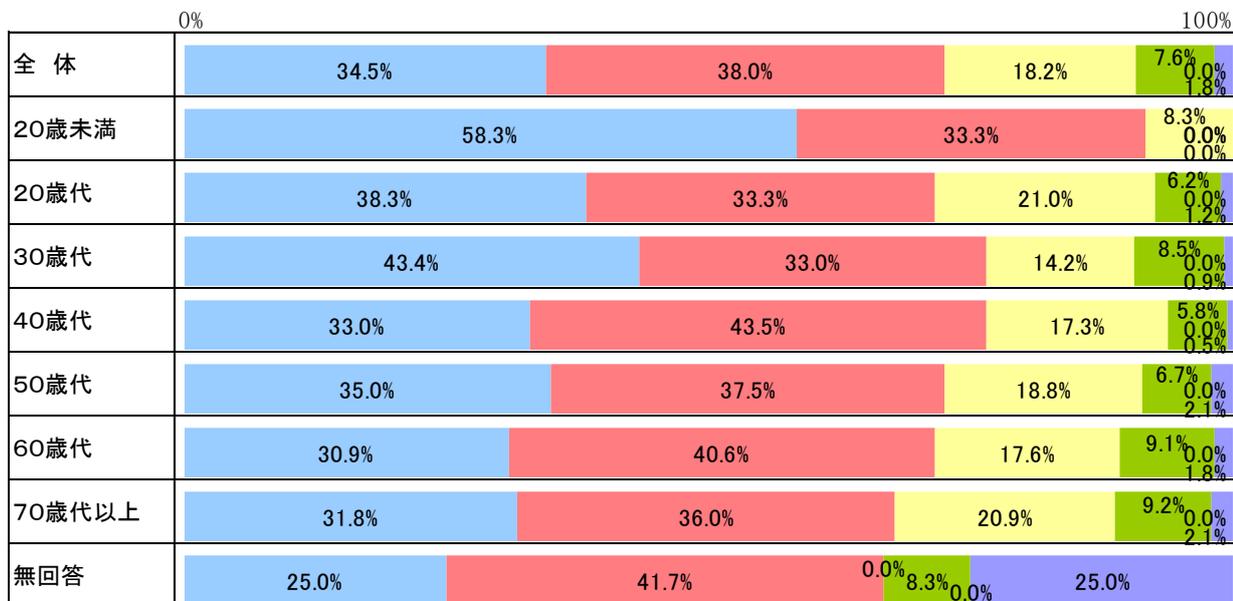
問3-10 道の歩きやすさ



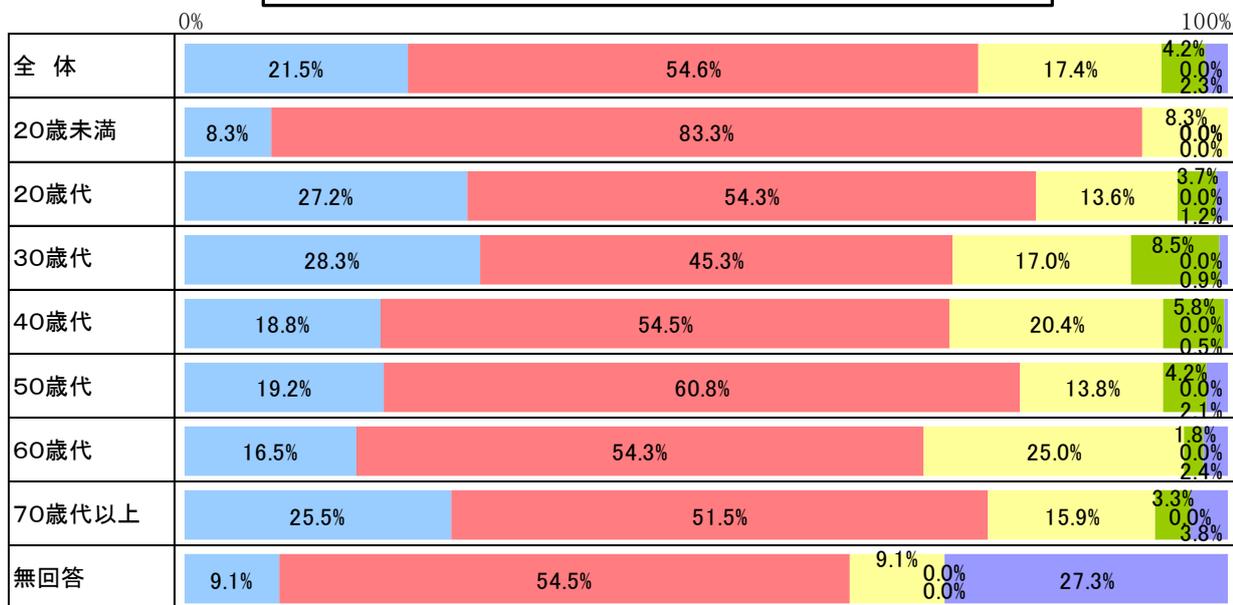
問3-1-1 渋滞の少なさ



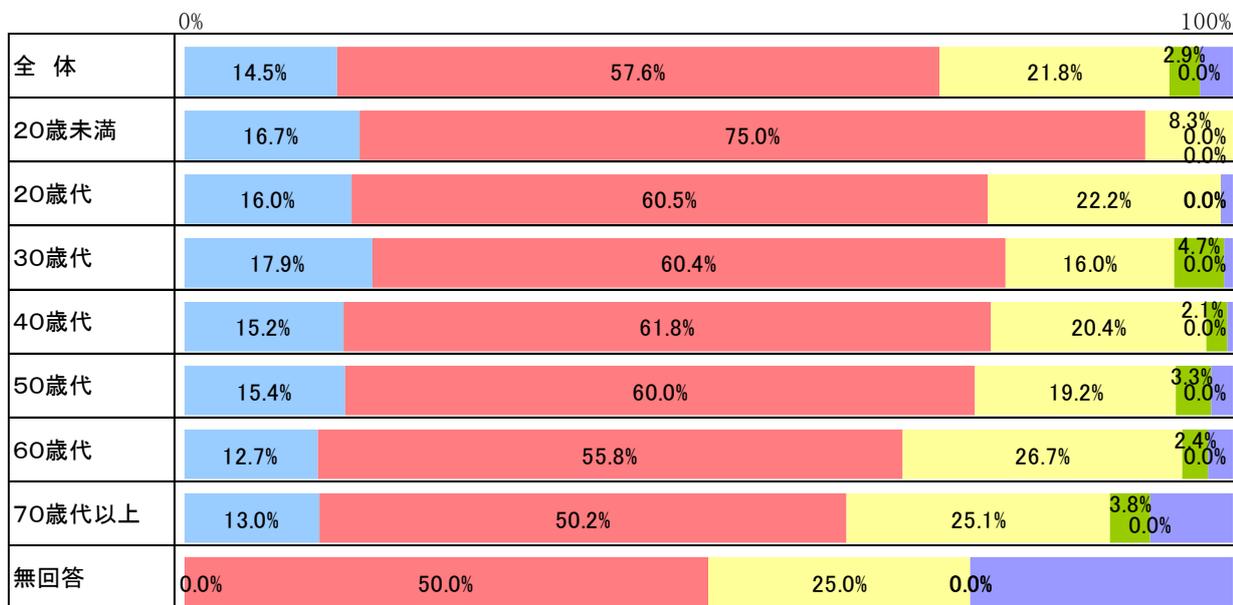
問3-1-2 交通手段の便利さ



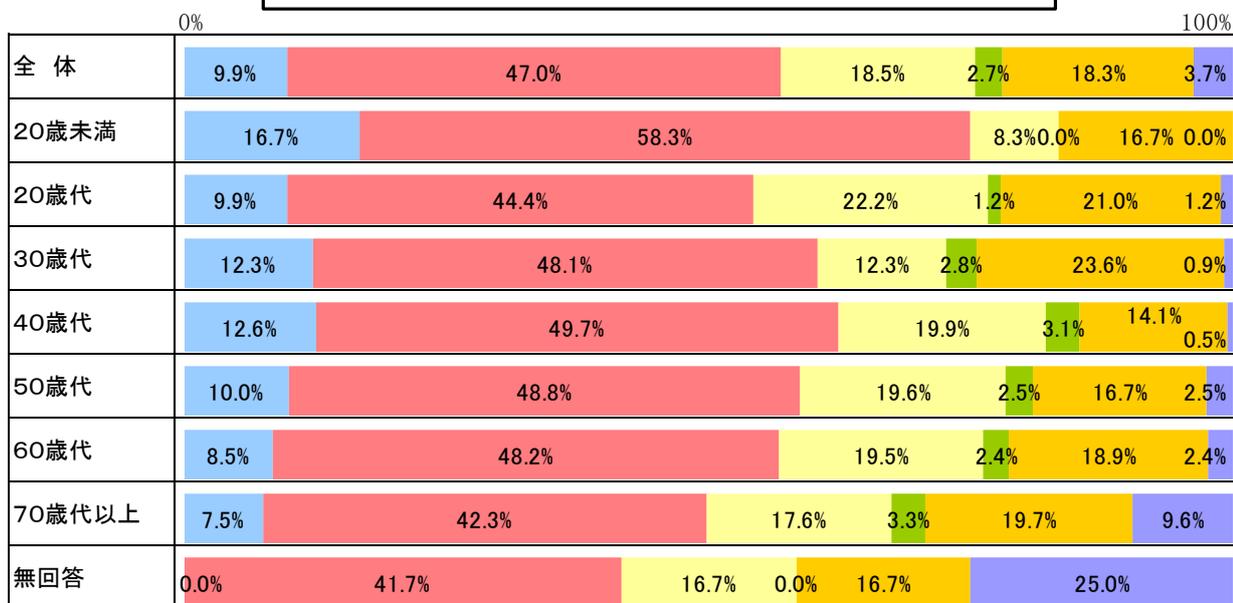
問3-13 公園や緑地



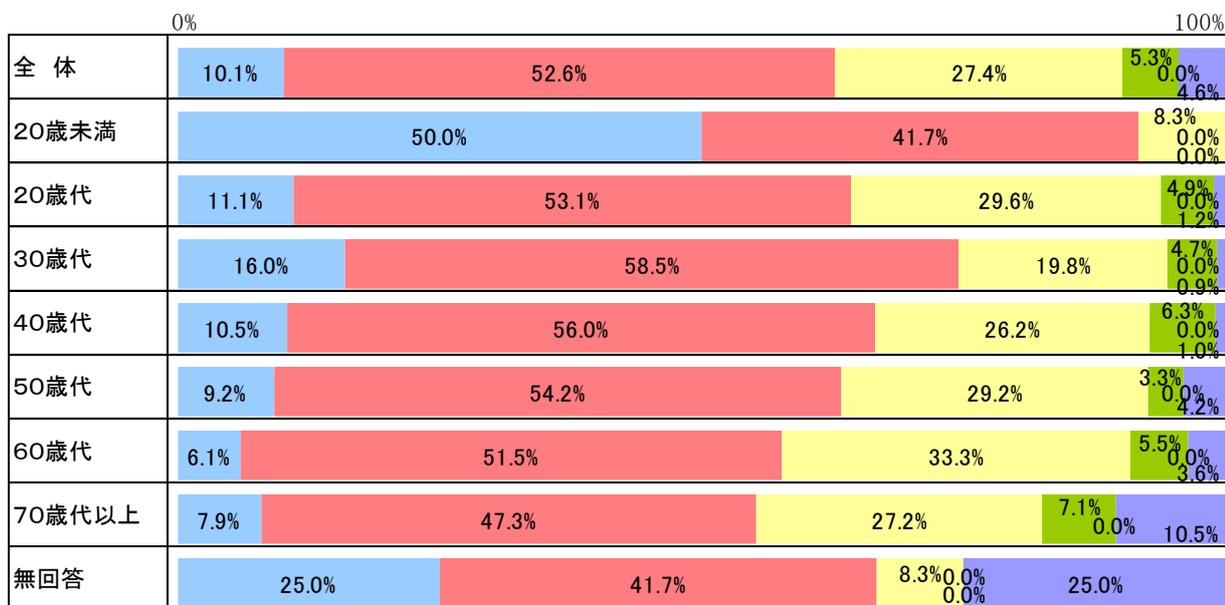
問3-14 歴史的雰囲気やまちの景観、まちなみ



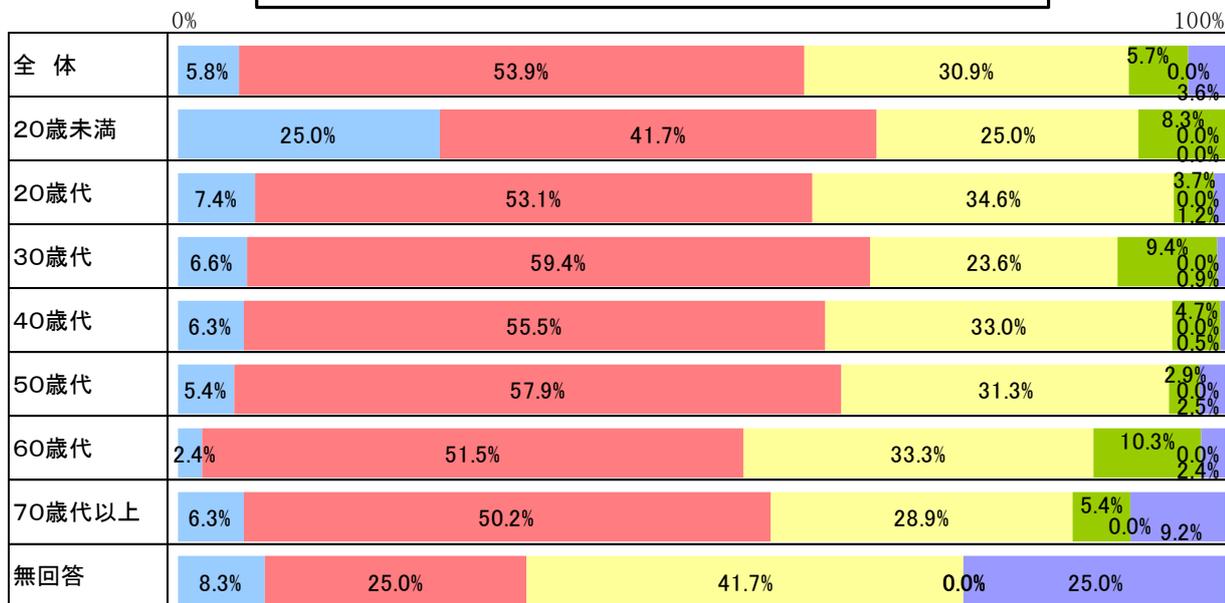
問3-15 文化財の保存活用



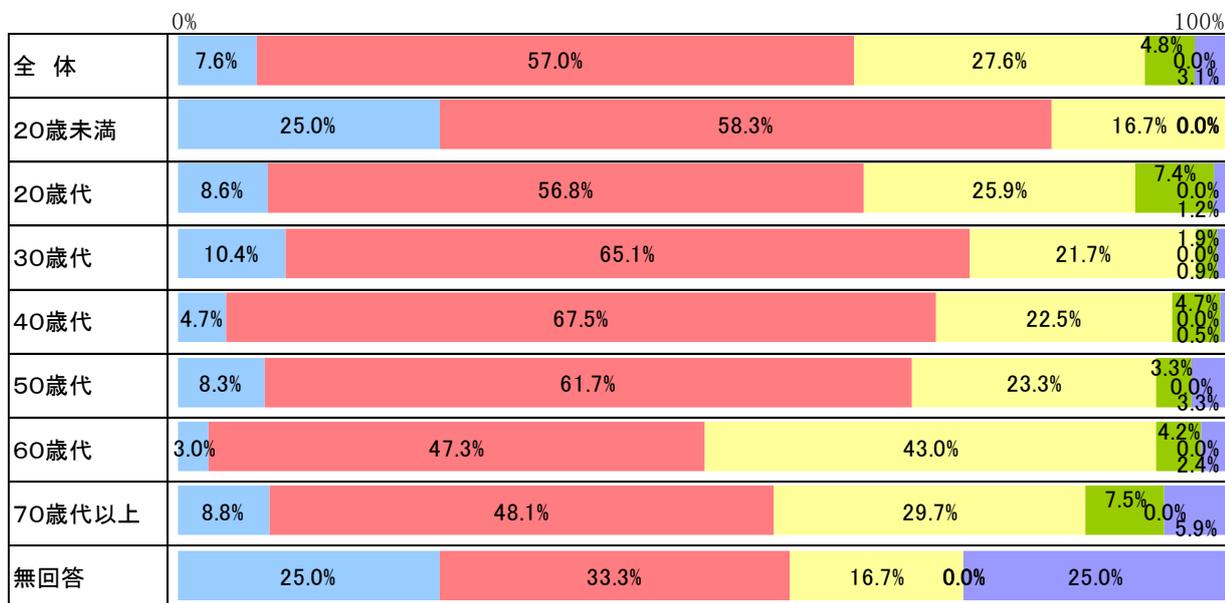
問3-16 まつりや伝統行事



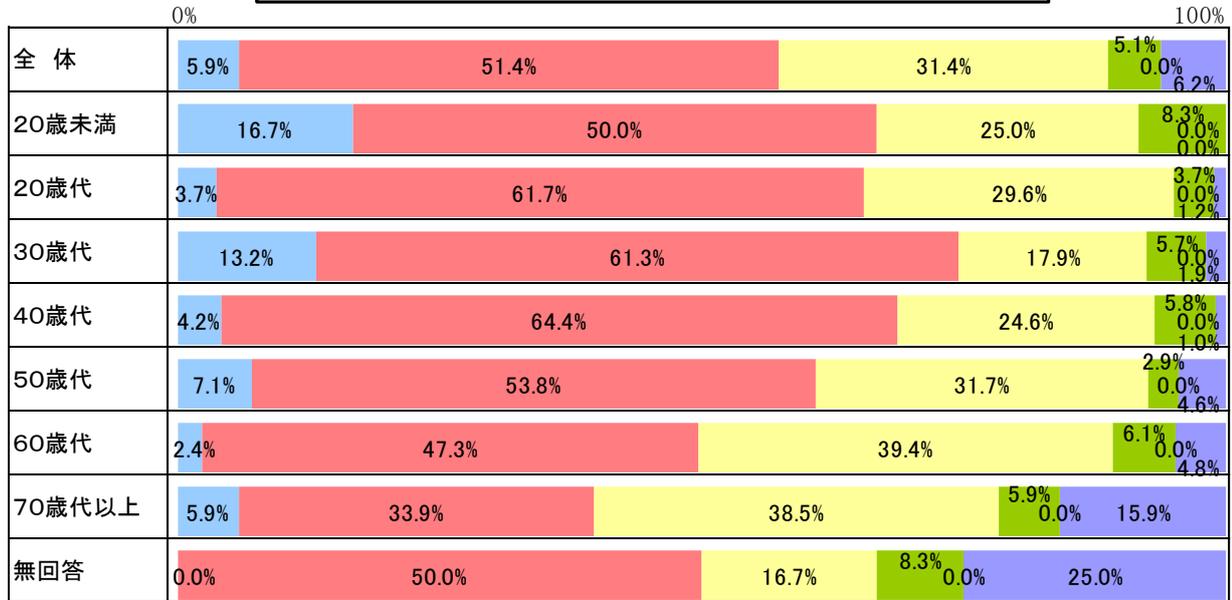
問3-17 大雨や自然災害への備え



問3-18 コミュニティ（地域活動）の活発さ



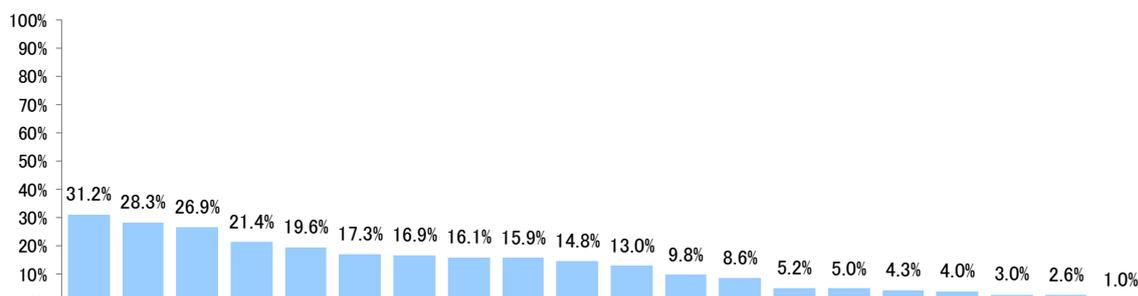
問3-19 自然観察会、体験会などの環境学習、イベント等の活発さ



問3-2 今後、お住いの周辺環境をよりよくしていくために重要と考える項目について、問3の番号1～19の中から3つまでお答えください。

全体では「大雨や自然災害への備え（31.2%）」の割合が最も高く、次いで「まちの清潔さ（28.3%）」、「道の歩きやすさ（26.9%）」の順でした。一方、「文化財の保存活用（1.0%）」の割合が最も低い回答でした。

年代別では、50歳代、60歳代、70歳代以上について、割合の最も高かった回答は「大雨や自然災害への備え」でした。一方、20歳代、30歳代、40歳代について、割合の最も高かった回答は「まちの清潔さ」でした。年齢が高くなると「大雨や自然災害への備え」、年齢が低くなると「まちの清潔さ」とそれぞれ異なる傾向を示しました。



	大雨や自然災害への備え	まちの清潔さ	道の歩きやすさ	交通手段の利便さ	空気のきれいさ	緑の多さ	渋滞の少なさ	海や川や池の水のきれいさ	まちの静けさ	公園や緑地	特にない	甲山・夙川・甲子園浜などの自然の風景	コミュニティ（地域活動）の活発さ	歴史的雰囲気やまちの景観、まちなみ	川や海での水遊びや水とのふれあい	まつりや伝統行事	自然観察会、体験会などの環境学習、イベント等の活発さ	山・川・海での生きものとのふれあい	まちなかでの野鳥や昆虫とのふれあい	文化財の保存活用	
全体	31.2	28.3	26.9	21.4	19.6	17.3	16.9	16.1	15.9	14.8	13.0	9.8	8.6	5.2	5.0	4.3	4.0	3.0	2.6	1.0	
20歳未満	41.7	25.0	41.7	16.7	8.3	16.7	16.7	8.3	8.3	16.7	8.3	8.3	0.0	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	0.0	8.3
20歳代	25.9	38.3	27.2	28.4	28.4	18.5	16.0	12.3	19.8	11.1	4.9	4.9	12.3	2.5	6.2	9.9	6.2	0.0	3.7	2.5	
30歳代	26.4	36.8	33.0	20.8	24.5	7.5	31.1	16.0	16.0	17.9	6.6	10.4	5.7	3.8	9.4	8.5	0.9	4.7	3.8	0.0	
40歳代	25.1	36.1	25.7	23.6	23.0	20.4	22.5	26.2	15.2	19.4	4.7	9.9	6.3	2.6	9.4	4.2	3.7	3.1	2.6	0.0	
50歳代	35.0	30.4	29.6	21.7	20.0	19.2	18.8	16.3	18.8	12.1	10.0	10.8	5.4	5.4	4.2	2.9	3.3	1.3	2.1	1.3	
60歳代	39.4	23.0	30.9	20.0	13.9	26.7	13.3	11.5	15.8	18.2	12.1	10.3	10.9	7.3	0.0	1.2	6.1	3.0	1.8	1.2	
70歳代以上	29.3	16.7	18.8	18.8	16.3	10.9	7.5	13.4	13.0	11.7	28.0	9.6	13.0	6.3	3.3	4.2	4.2	4.6	2.9	0.8	

上位1位を示す。

上位2位を示す。

問4 あなたが（または、あなたの家庭で）日ごろ行っている環境保全の取り組みについてお聞きします。以下の1～21のそれぞれの取り組みについて、あてはまる番号1つに○をつけてください。

全体の21項目の設問で「ごくふつうにしている」が最も多かったのは「ごみ、たばこの吸いがら等のポイ捨てをしないようにする（ごみを持ち帰る）（82.6%）」、次いで「ごみの分別収集、資源回収に協力する（75.5%）」、「余分な包装を断ったり、買い物袋（マイバッグ）を持参する（72.9%）」の順でした。

一方、「することは難しい」が最も多かったのは「生ごみのたい肥化を行う（または、デイスポージャーを活用している）（59.9%）」、次いで「エネルギー消費量の見える化またはHEMS（家庭用エネルギーマネジメントシステム）を導入している（49.9%）」、「地域で、講演会や自然観察会などの環境保全活動やイベントに参加する（42.0%）」となりました。

これらについて年代別の回答割合を見ると、「ごみ、たばこの吸いがら等のポイ捨てをしないようにする（ごみを持ち帰る）」については、「ごくふつうにしている」の回答の割合は全世代で約8割でした。

「ごみの分別収集、資源回収に協力する」について、「ごくふつうにしている」の回答の割合が最も高かったのは60歳代（81.8%）でした。一方、20歳代（58.3%）は最も低く、年齢が高くなると割合が高くなる傾向でした。

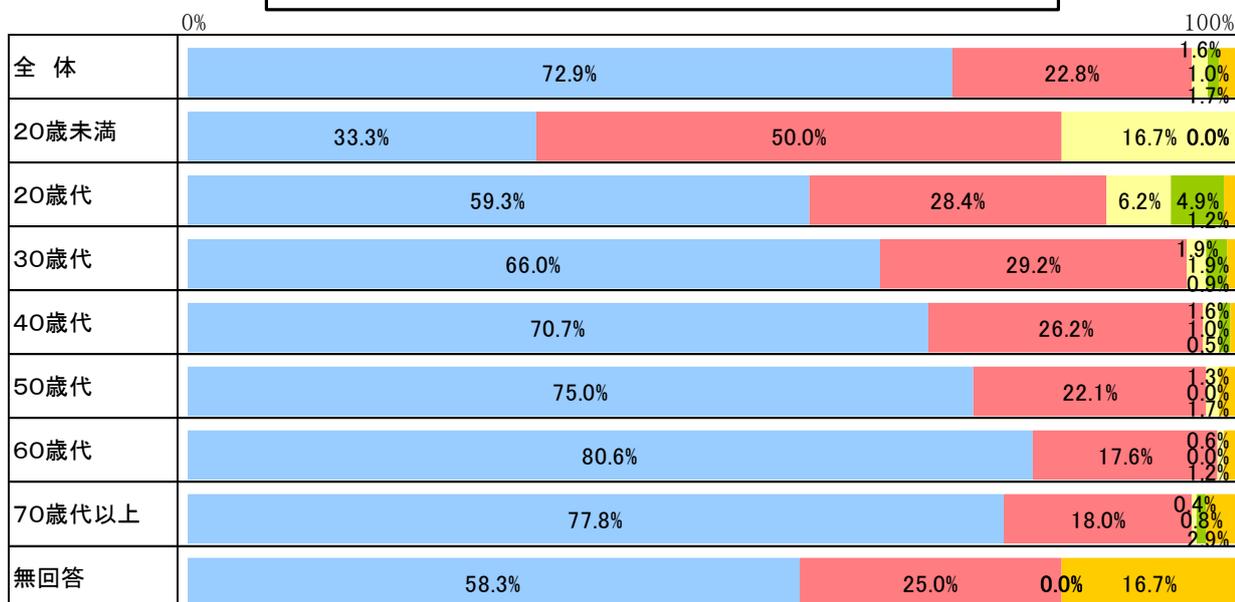
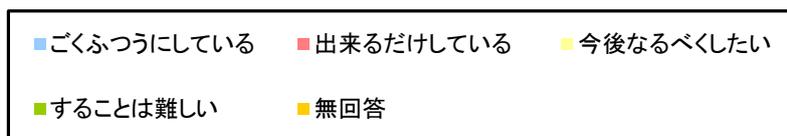
「余分な包装を断ったり、買い物袋（マイバッグ）を持参する」について、「ごくふつうにしている」の回答の割合が最も高かったのは60歳代（80.6%）でした。年齢が高くなると割合が高くなる傾向でした。

「生ごみのたい肥化を行う（または、デイスポージャーを活用している）」について、「することは難しい」の回答割合が最も高かったのは60歳代（67.3%）、次いで50歳代（64.2%）、40歳代（61.3%）の順でした。

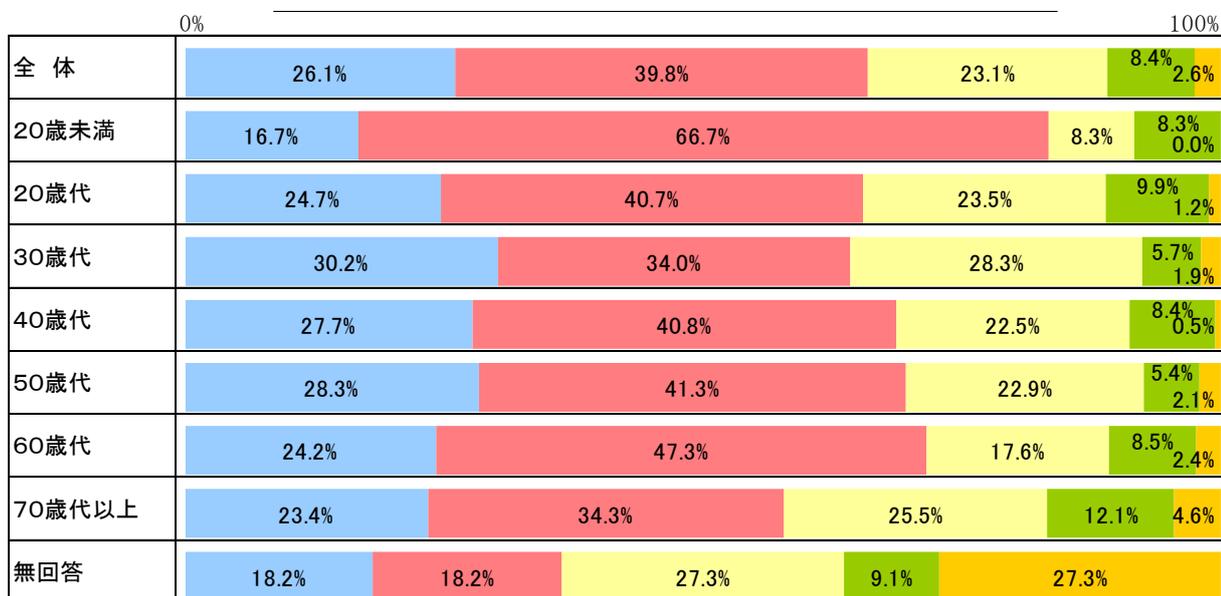
「エネルギー消費量の見える化またはHEMS（家庭用エネルギーマネジメントシステム）を導入している」について、「することは難しい」の回答割合が最も高かったのは40歳代（54.5%）で、次いで60歳代（53.9%）、50歳代（53.8%）の順でした。

「地域で、講演会や自然観察会などの環境保全活動やイベントに参加する」については、「することは難しい」の回答割合が最も高かったのは30歳代（55.7%）で、次いで20歳代（46.9%）、40歳代（46.1%）となりました。一方、全ての世代で3割以上が「今後なるべくしたい」と回答しています。

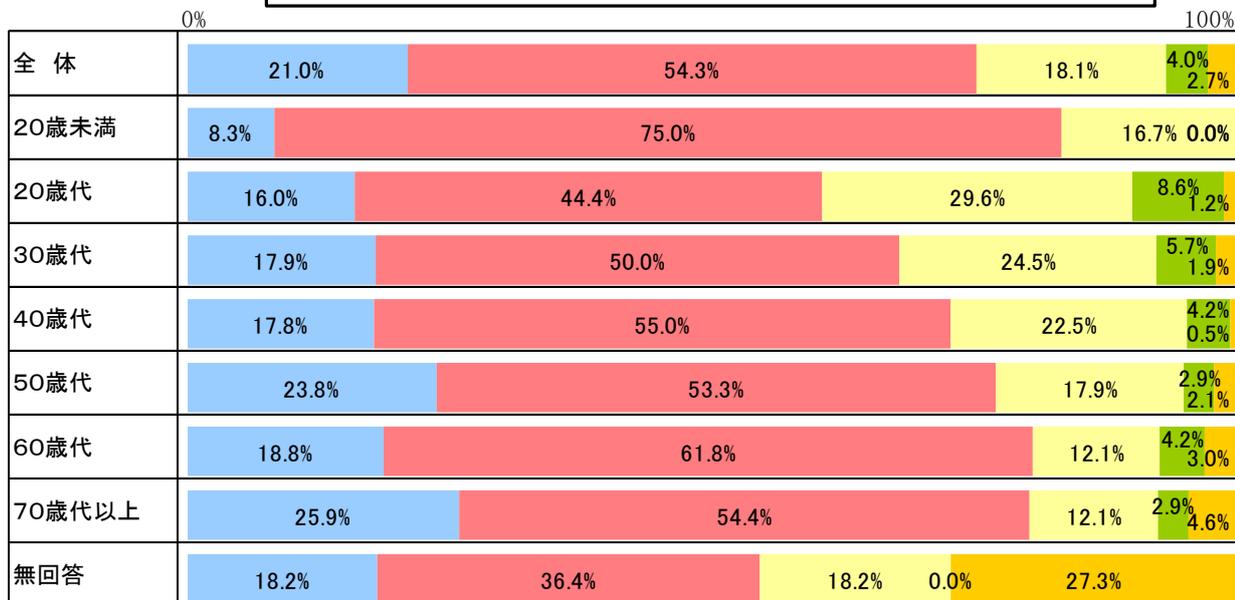
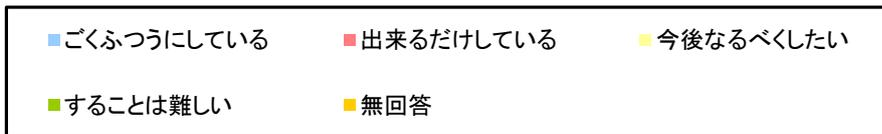
問4-1 余分な包装を断ったり、買い物袋（マイバッグ）を持参する



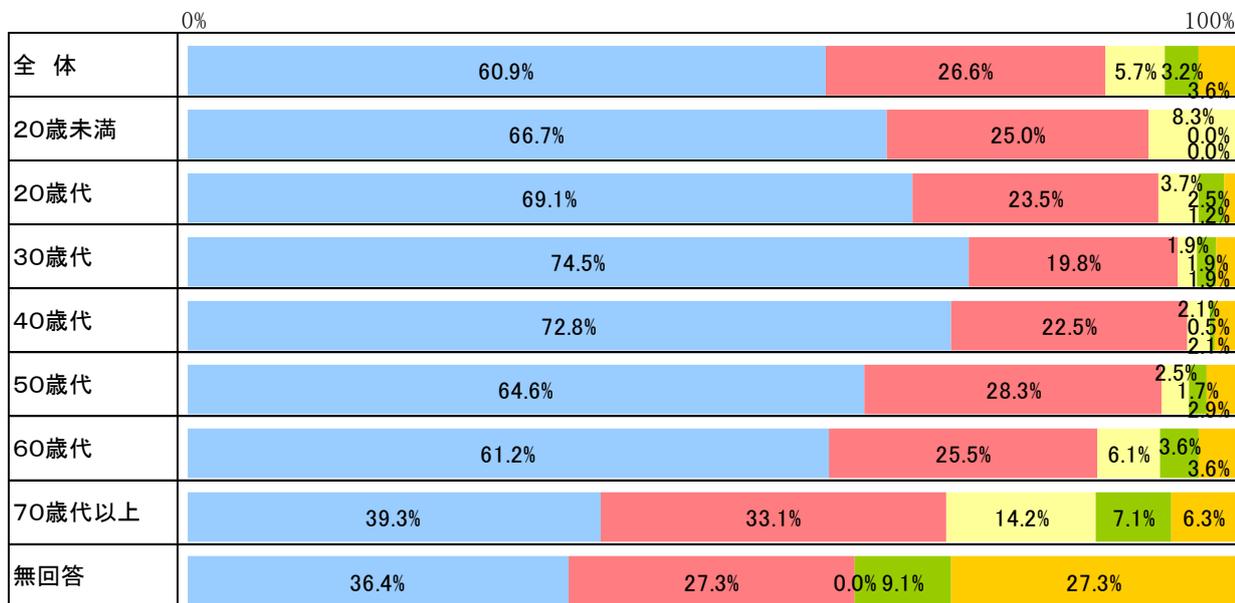
問4-2 できるだけ新しい物を買わず、修理して使う。



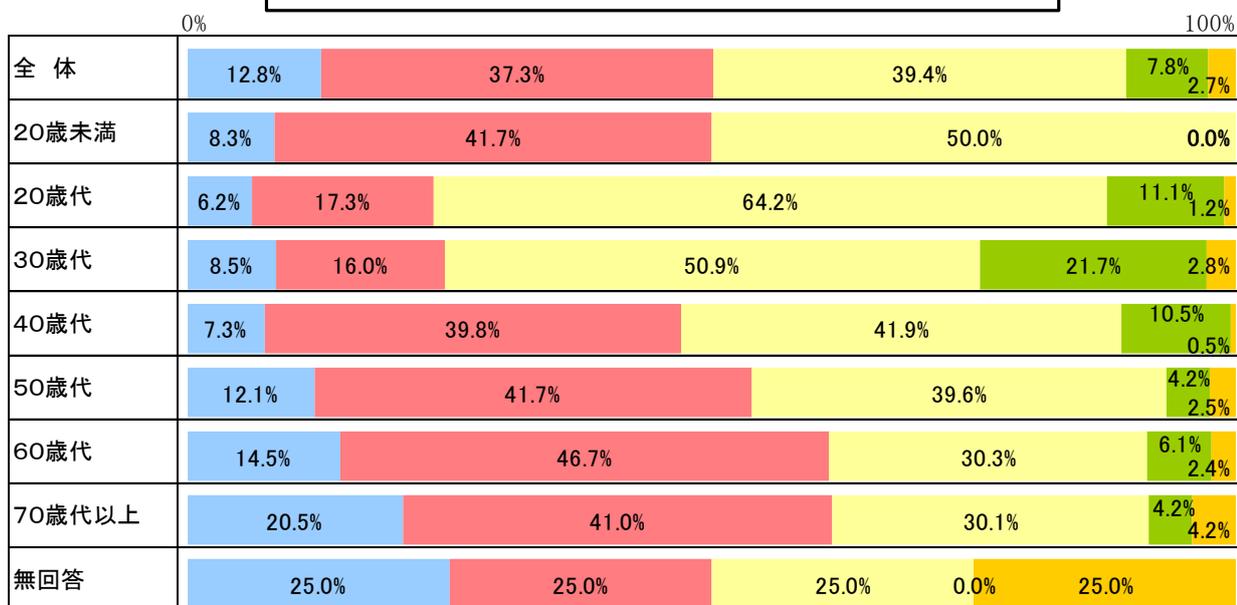
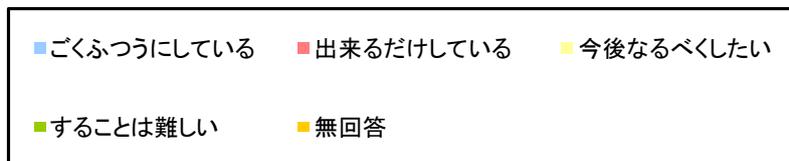
問4-3 衣類を長く着用する、古着を購入する、不要な衣類をリサイクルするなどサステナブルファッションを実践する



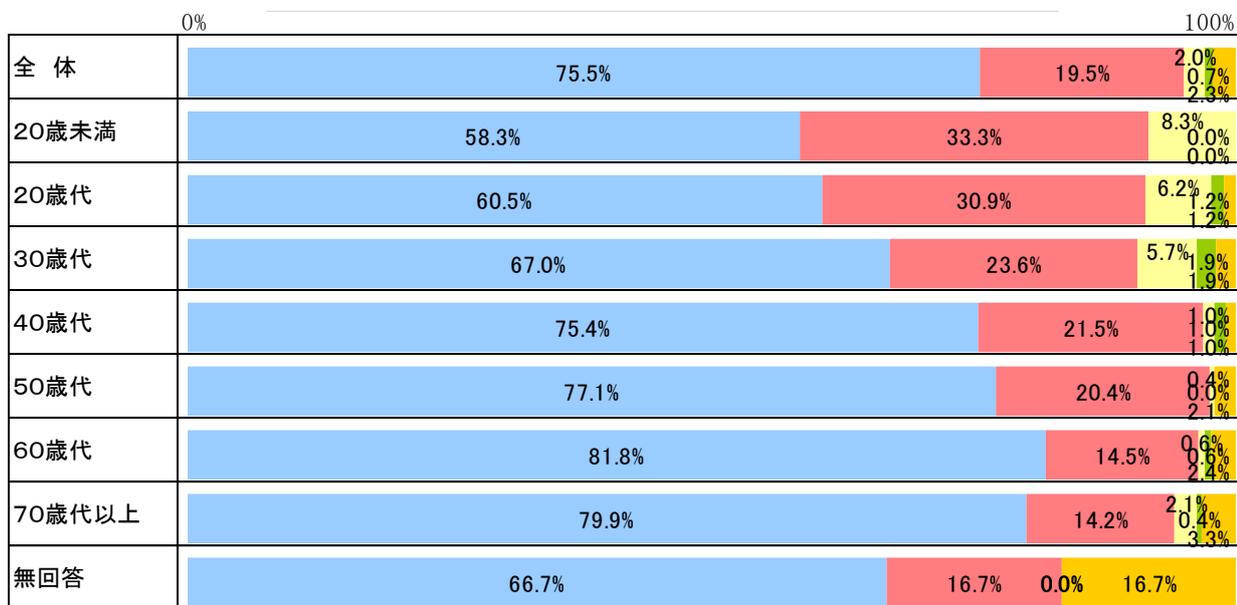
問4-4 詰め替え商品を買う。



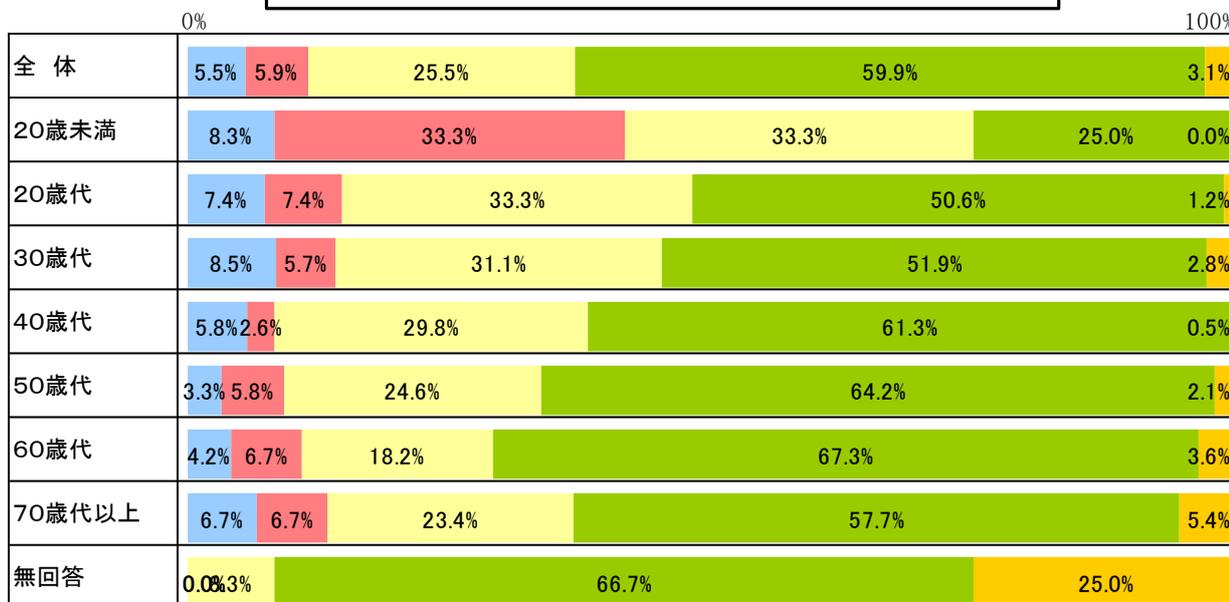
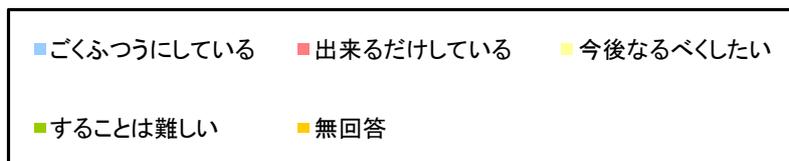
問4-5 日用品において、エコマーク、グリーンマークなど環境に配慮した製品を購入する。



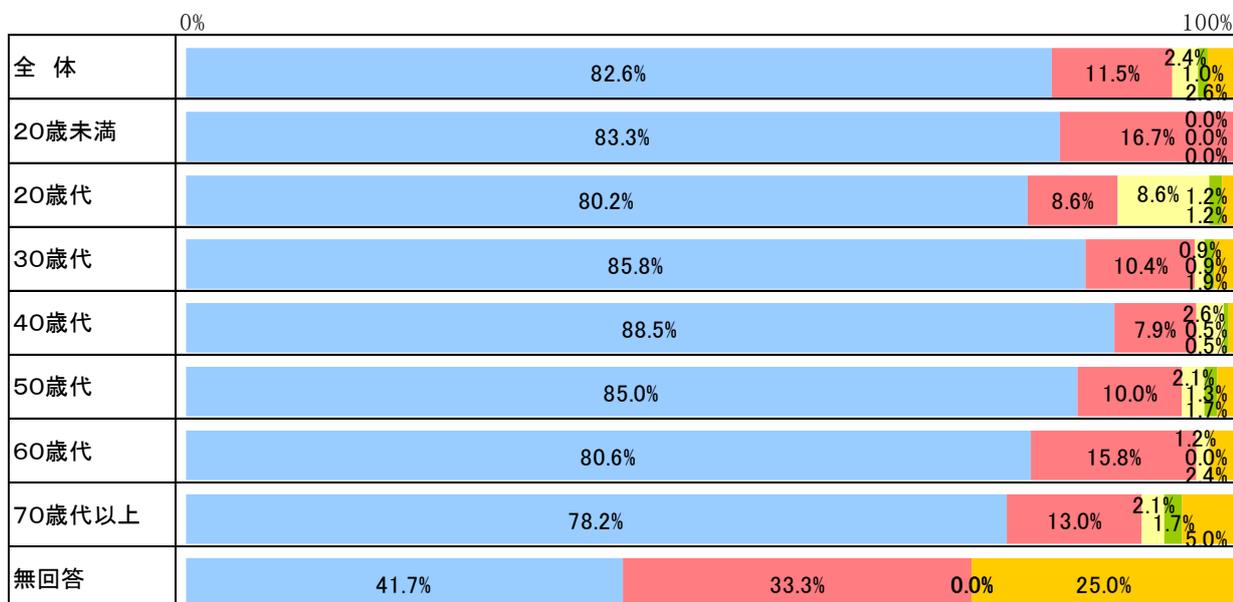
問4-6 ごみの分別収集、資源回収に協力する。



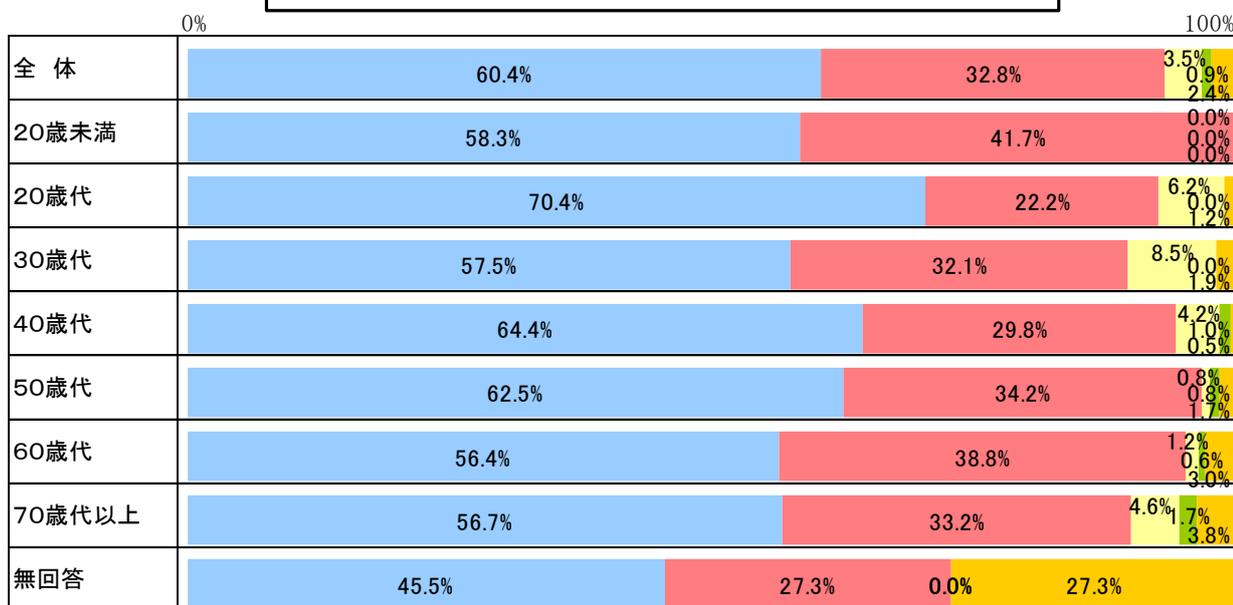
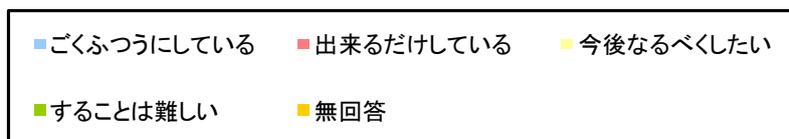
問4-7 生ごみのたい肥化を行う（または、デスポーザーを活用している）



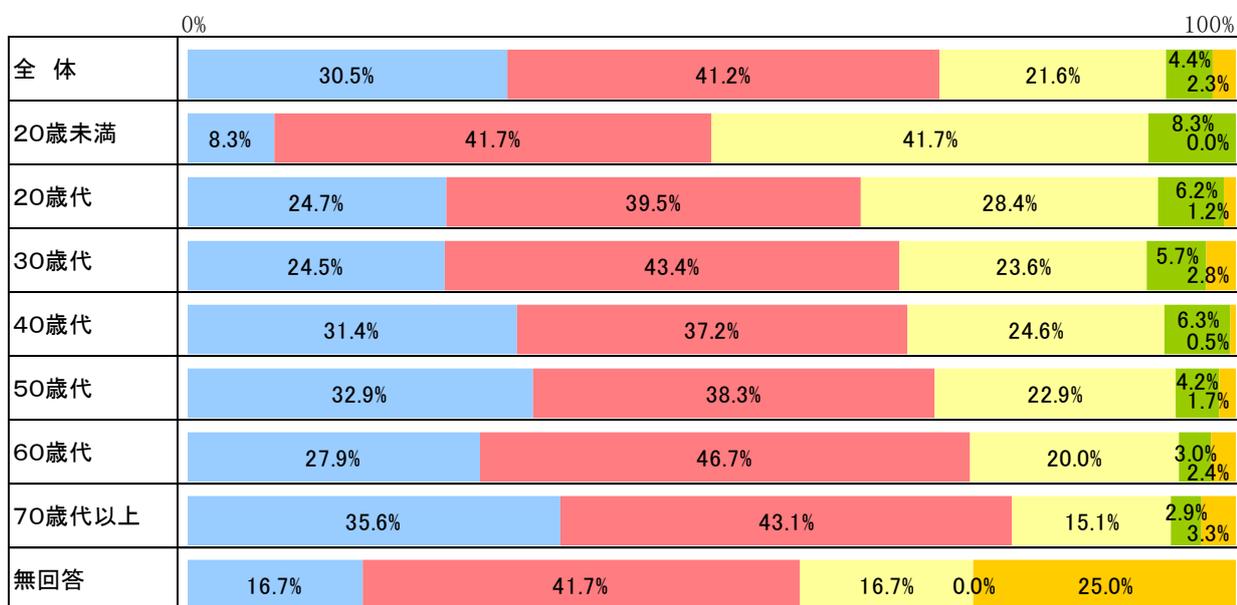
問4-8 ごみ、たばこの吸い殻等のポイ捨てをしないようにする（ごみを持ち帰る）



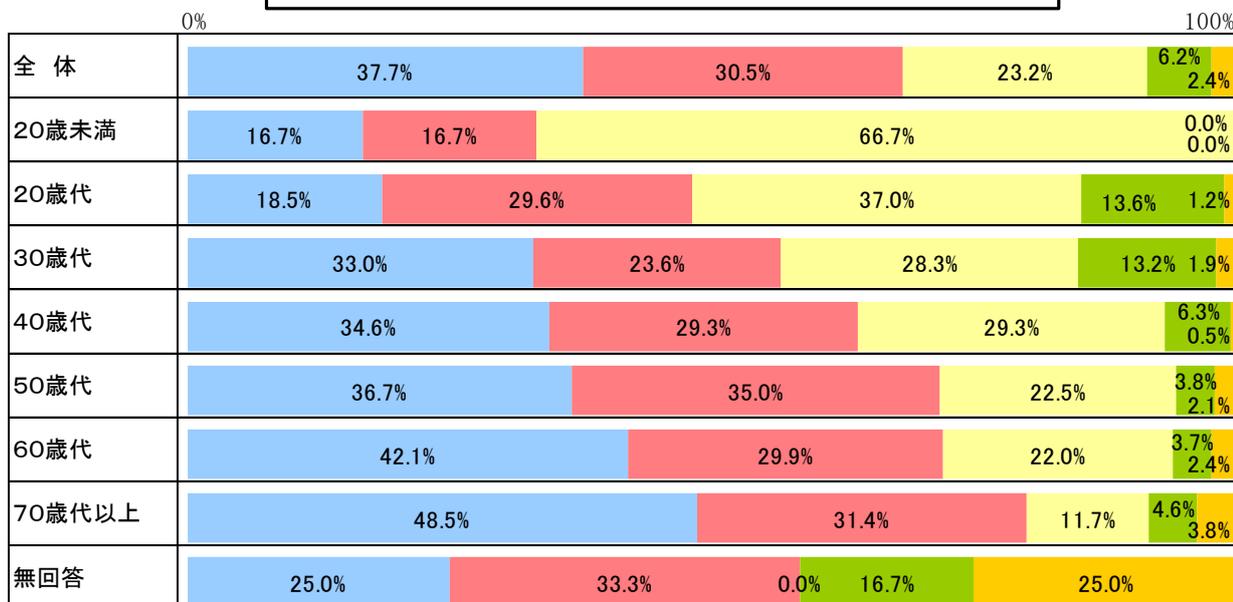
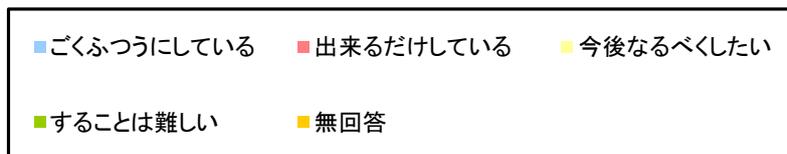
問4-9 食べ残しをしないようにする。



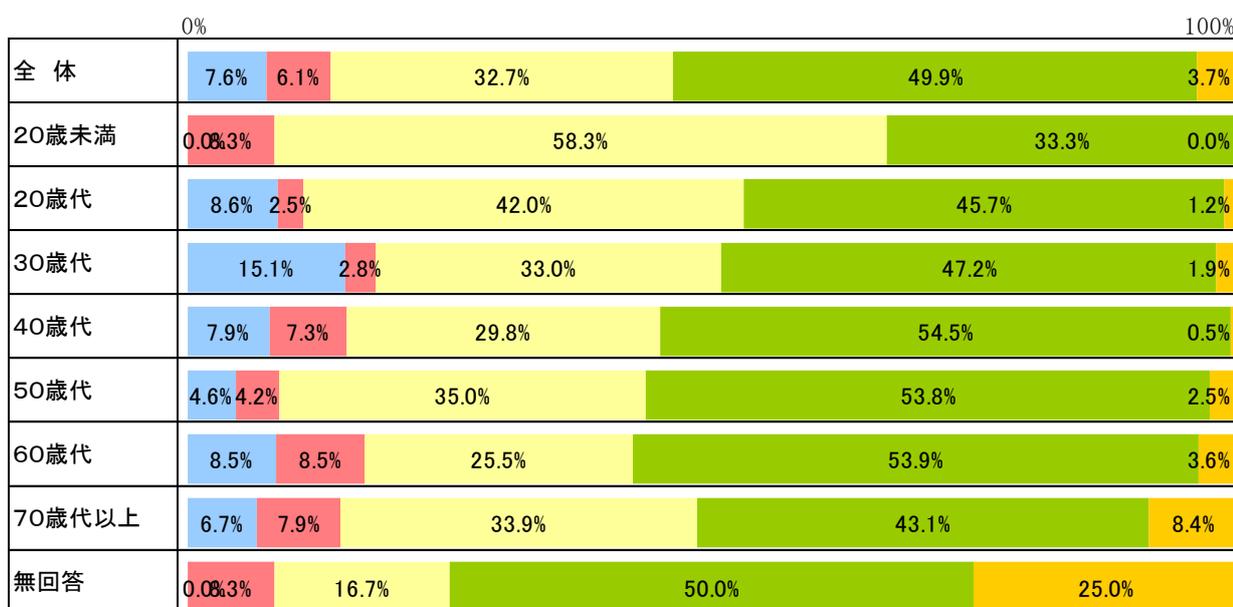
問4-10 待機電力のカットに努める（例：長時間使用しない時にはコンセントを抜く、など）



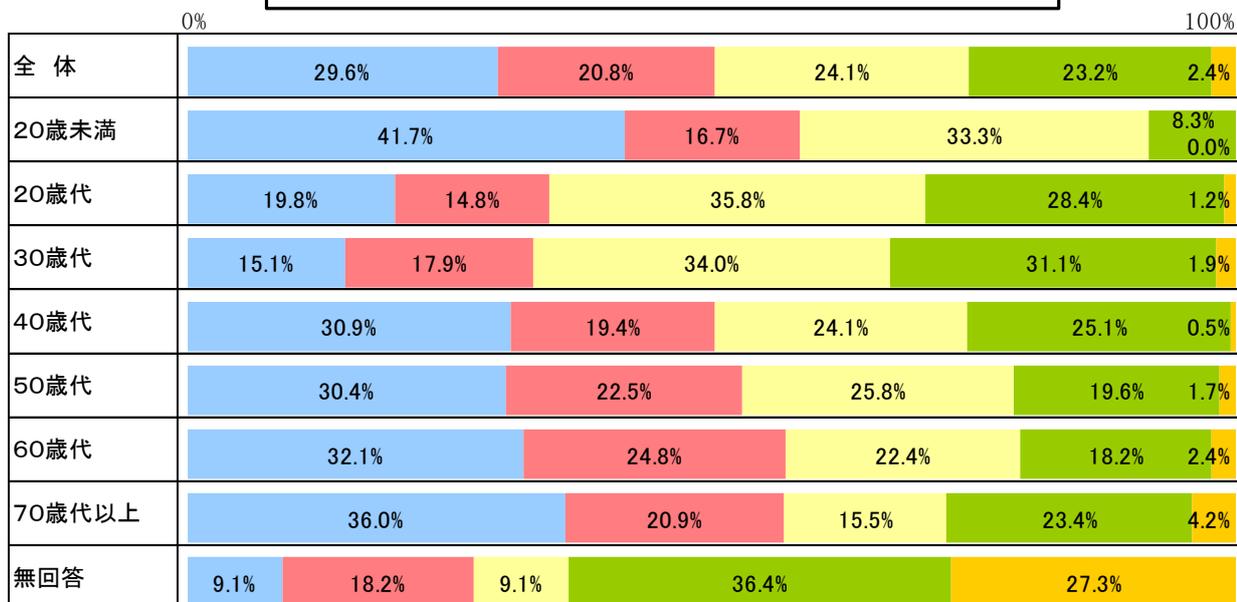
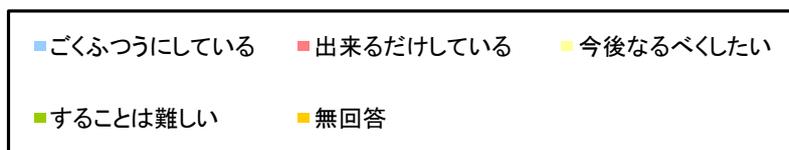
問4-1-1 毎月の自宅のエネルギー消費量（または光熱費）を把握している。



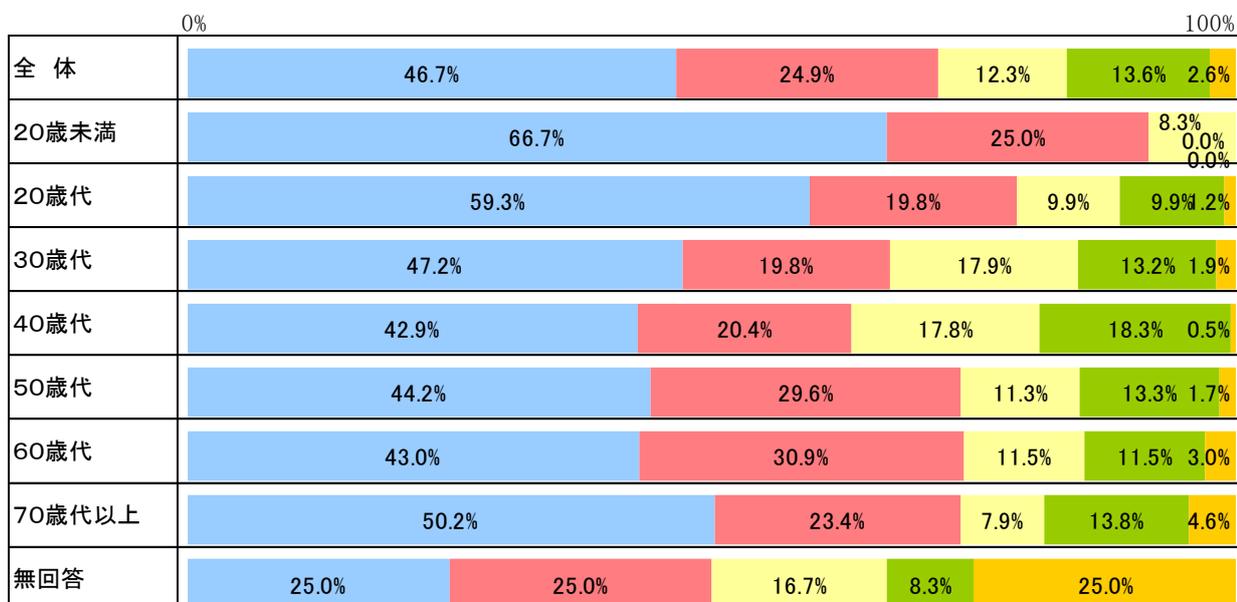
問4-1-2 エネルギー消費量の見える化またはHEMS（家庭用エネルギーマネジメントシステム）を導入している。



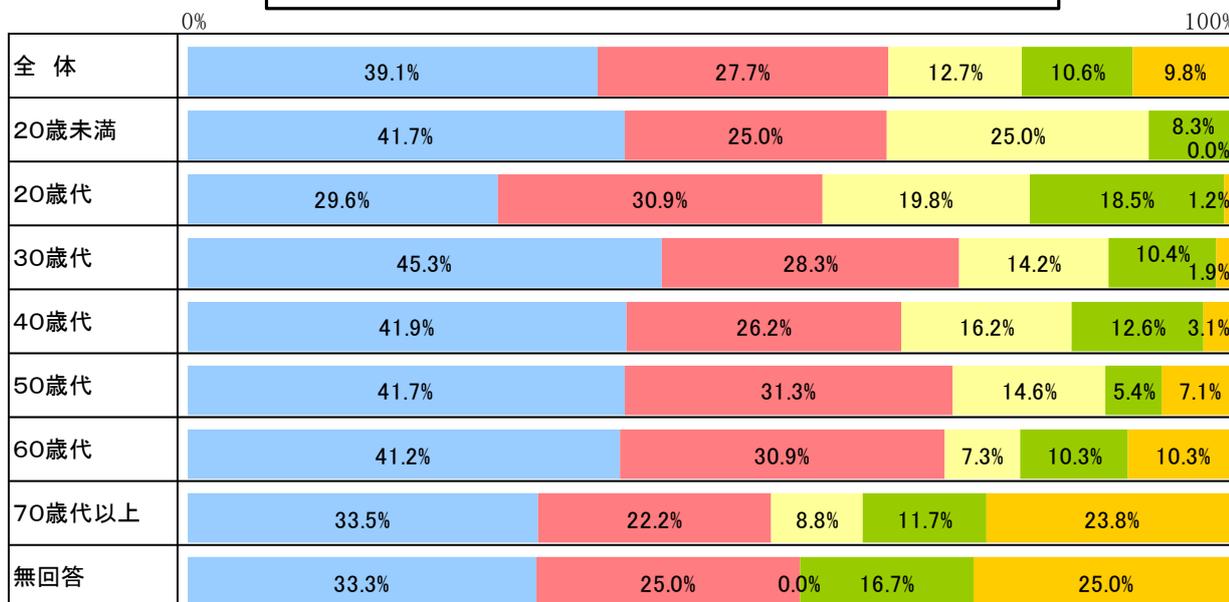
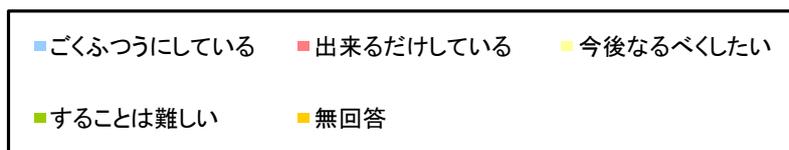
問4-13 お風呂の水を洗濯などに再利用するなど、節水に努める。



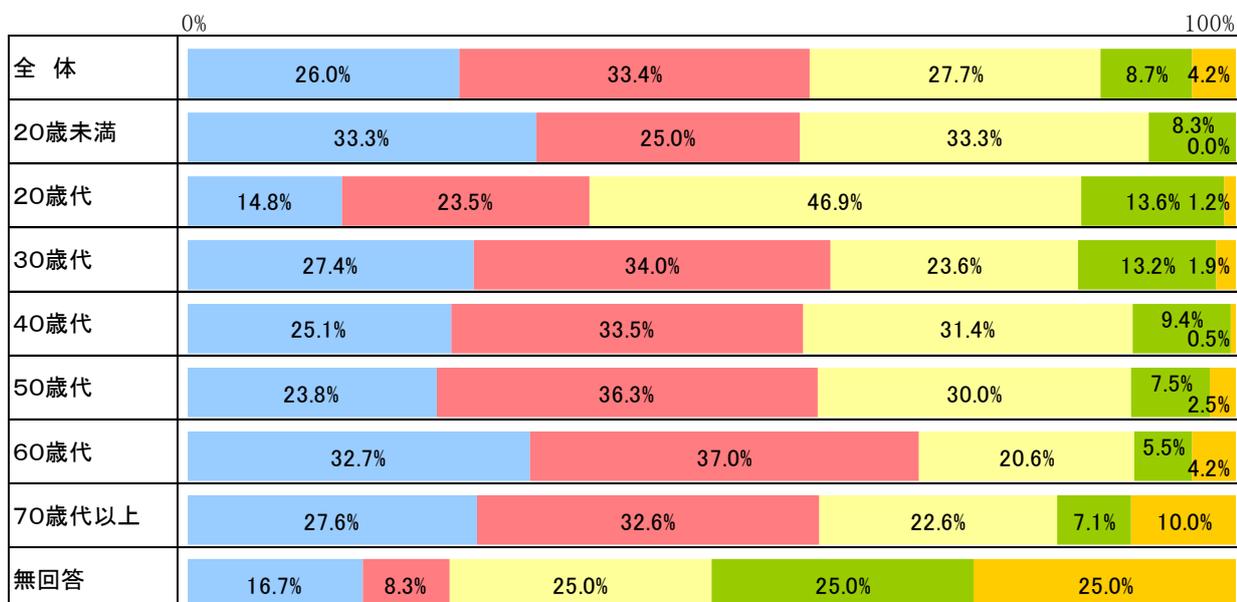
問4-14 バスや電車等の公共交通や徒歩・自転車で移動している（自家用車の利用を控える）。



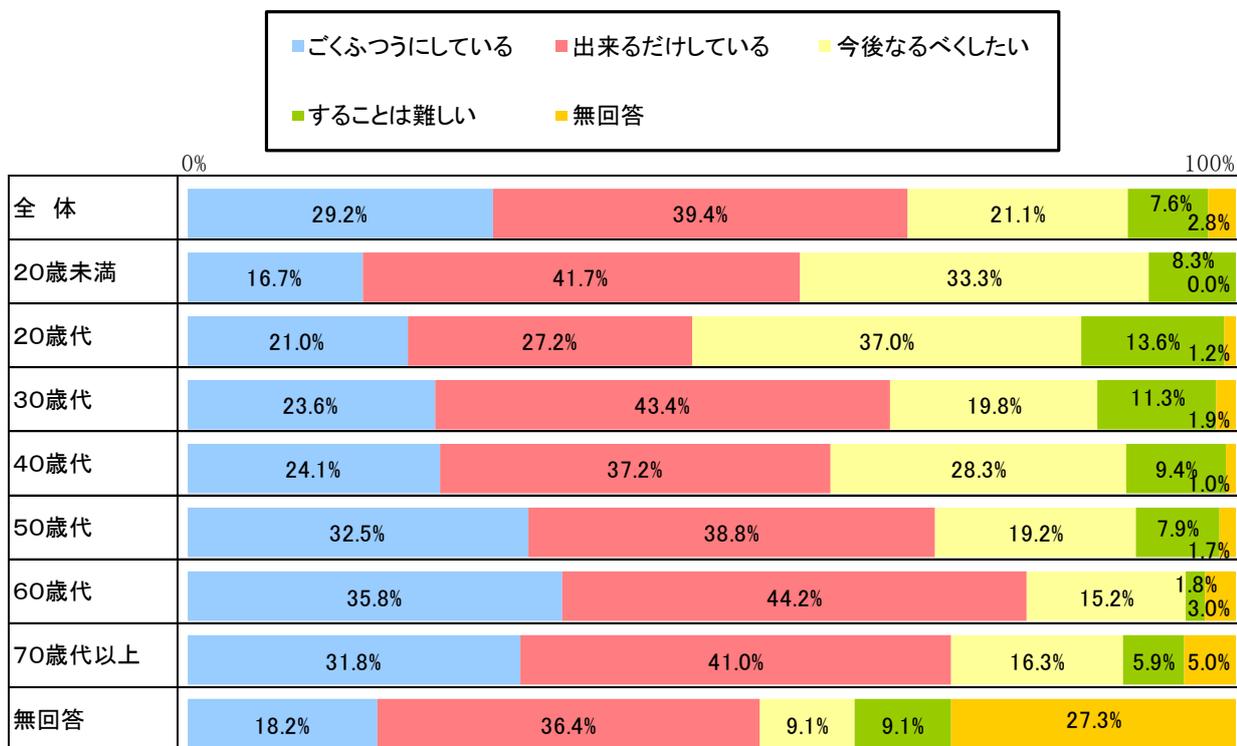
問4-15 自動車を使うときはアイドリングストップなどのエコドライブに心がけている。



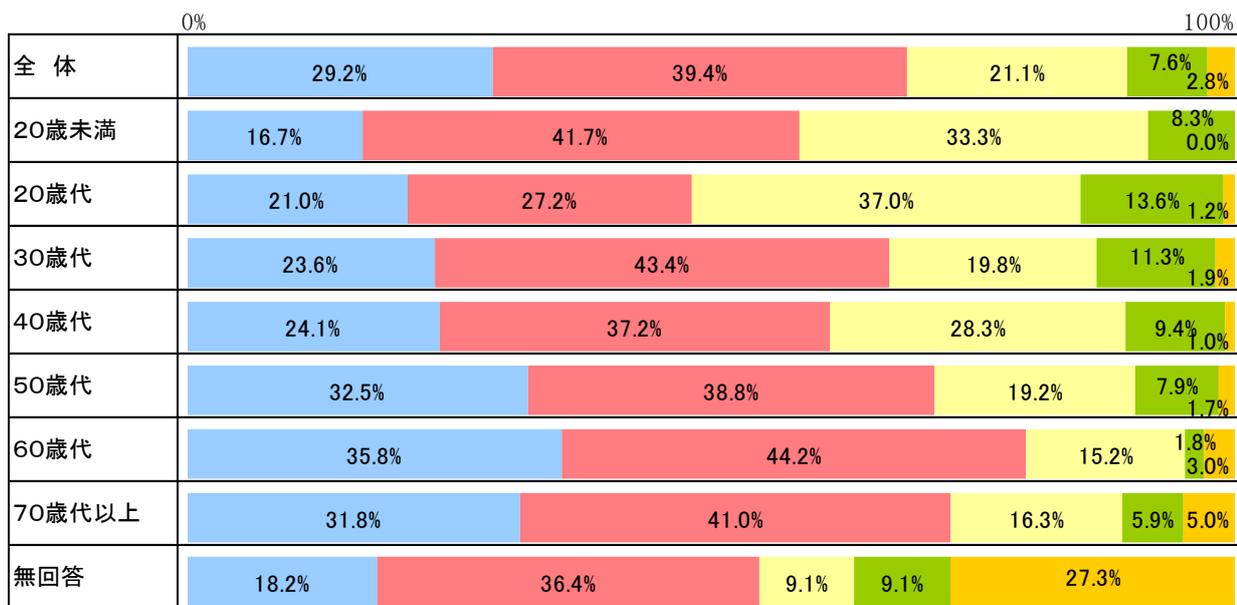
問4-16 省エネ型の家電製品やエコカーなど更新時期に環境性能の高い商品を購入する



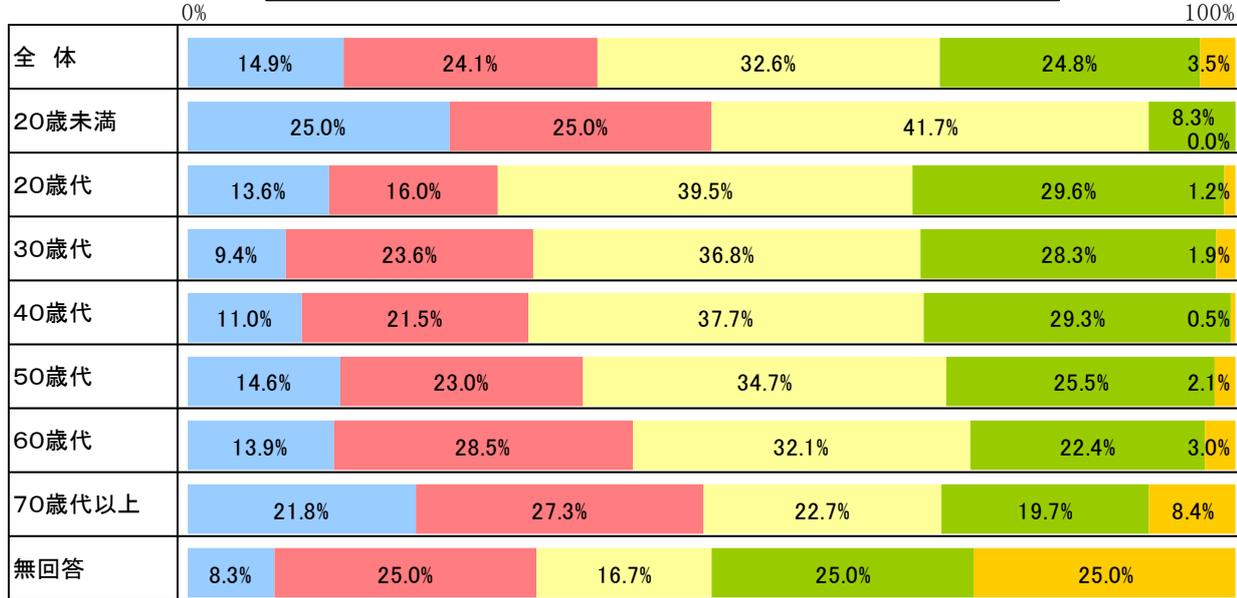
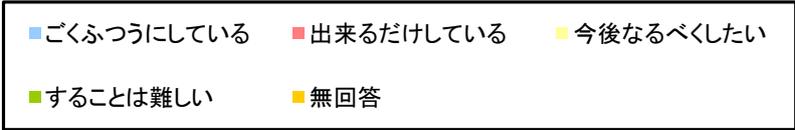
問4-17 旬の食材や地元産の食材を選んで購入する。



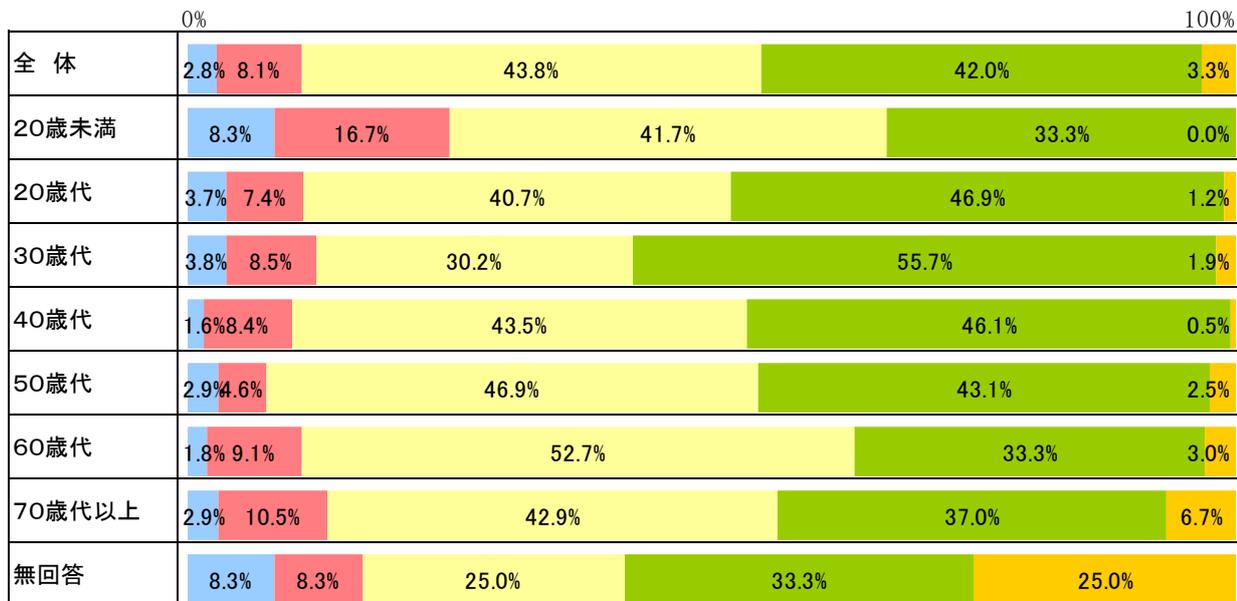
問4-18 宅配ボックス（宅配ロッカー）の利用などできるだけ宅配便を1回で受け取るようにしている。



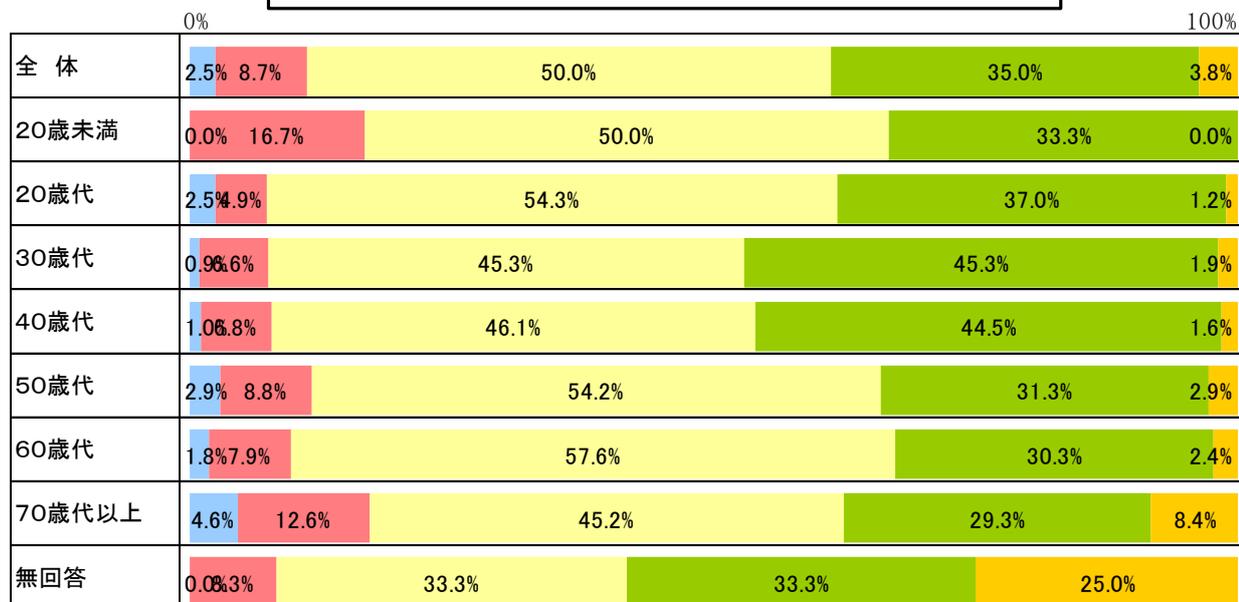
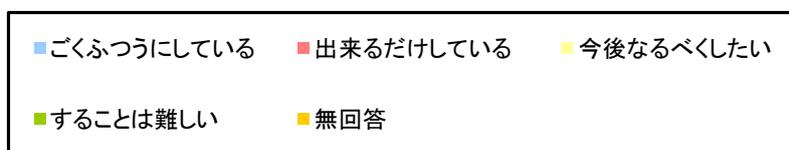
問4-19 家の周りや地域で緑を増やすようにする。



問4-20 地域で、講演会や自然観察会などの環境保全活動やイベントに参加する



問4-2.1 環境保全のための寄付に参加する。

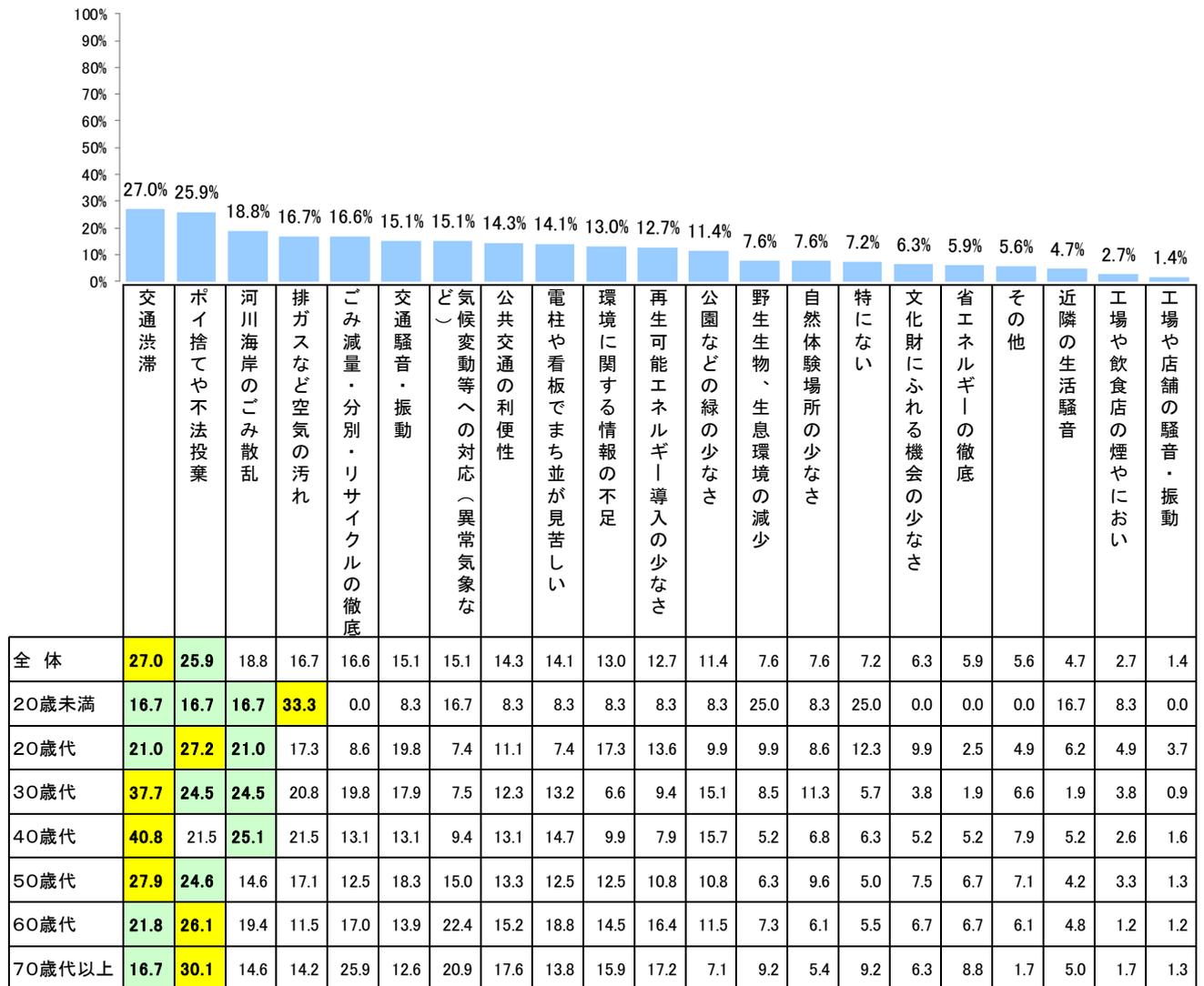


■ 市の環境づくりの方向性について

問5 西宮市が環境に関して抱えている問題点は何だと思いますか。あてはまる番号を3つまで選んで○をつけてください。

全体では「交通渋滞（27.0%）」の割合が最も高く、次いで「ポイ捨てや不法投棄（25.9%）」、「河川海岸のごみ散乱（18.8%）」の順でした。一方、「工場や店舗の騒音・振動（1.4%）」割合が最も低い回答でした。

年代別では、30歳代、40歳代、50歳代について、割合の最も高かった回答は「交通渋滞」でした。60歳代、70歳代以上について、割合の最も高かった回答は「ポイ捨てや不法投棄」でした。20歳代未満について、割合の最も高かった回答は「排ガスなど空気の汚れ」でした。



上位1位を示す。

上位2位を示す。

問6 本市は、令和3年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指し、脱炭素社会の実現に向けて取り組みを進めています。「ゼロカーボン、カーボンニュートラル、脱炭素社会」※についてお尋ねします。あなたはこの言葉を知っていますか。あてはまる番号を**1つ**選んで○をつけてください。

全体では「言葉は知っているが意味は分からない（41.8%）」の割合が最も高く、次いで「意味を含め知っている（41.1%）」、「言葉自体を知らない（15.7%）」の順でした。「言葉は知っているが意味は分からない（41.8%）」及び「言葉自体は知らない（15.7%）」より、全体の57.5%の市民が言葉の意味を知らない回答でした。

年代別では「意味を含め知っている」の回答の割合が最も高かった年齢は60歳代（49.7%）、次いで70歳代（41.8%）、50歳代（41.7%）、30歳代（40.6%）の順でした。

「言葉は知っているが意味は分からない」及び「言葉自体は知らない」より、言葉の意味を知らない回答の割合が最も高かったのは20歳代未満（83.4%）、次いで40歳代（63.9%）、20歳代（63.0%）、30歳代（57.6%）の順でした。



	（%）			
全体	41.1%	41.8%	15.7%	1.4%
20歳未満	16.7%	66.7%	16.7%	0.0%
20歳代	37.0%	35.8%	27.2%	0.0%
30歳代	40.6%	34.0%	23.6%	1.9%
40歳代	35.6%	44.5%	19.4%	0.5%
50歳代	41.7%	45.4%	11.3%	1.7%
60歳代	49.7%	38.8%	9.7%	1.8%
70歳代以上	41.8%	42.3%	13.8%	2.1%
無回答	41.7%	41.7%	16.7%	0.0%

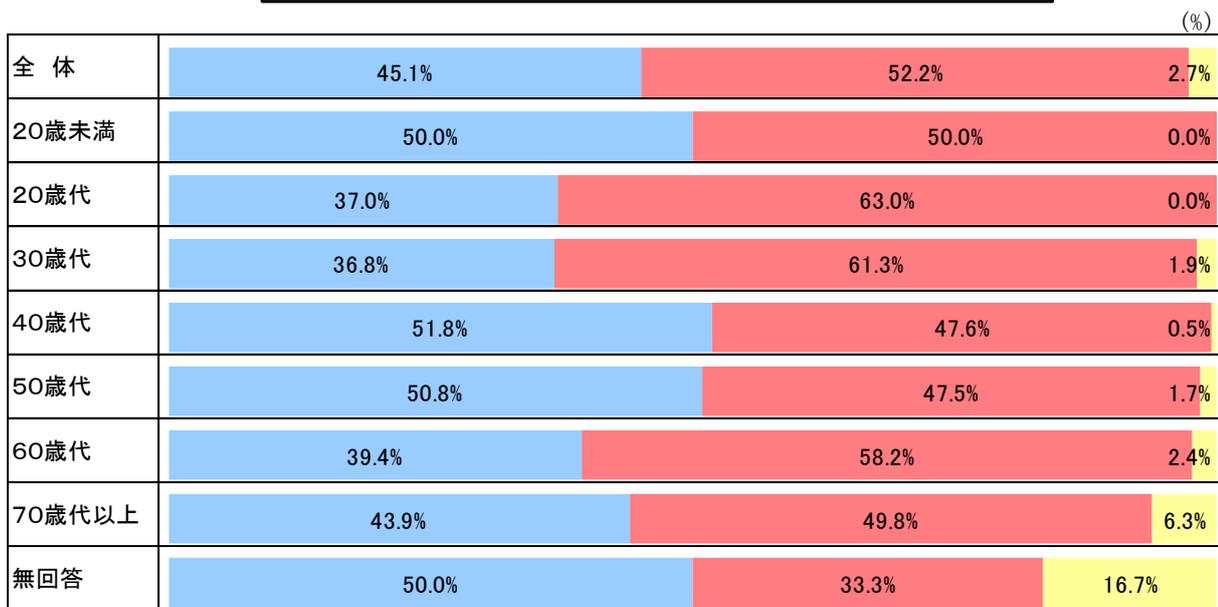
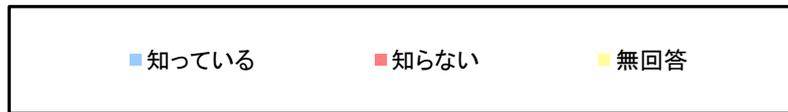
■ 環境学習や環境活動について

問7 本市には、山、海、川の各生態系について学べる施設（甲子園浜自然環境センター、甲山自然環境センター、環境学習サポートセンター等）があります。あなたはそれらの施設を知っていますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

全体では「知らない（52.2%）」の割合が最も高く、次いで「知っている（45.1%）」の回答でした。市民の半数以上が、山、海、川の各生態系について学べる施設を知らない回答でした。そのため、これらの施設を知ってもらう必要があります。

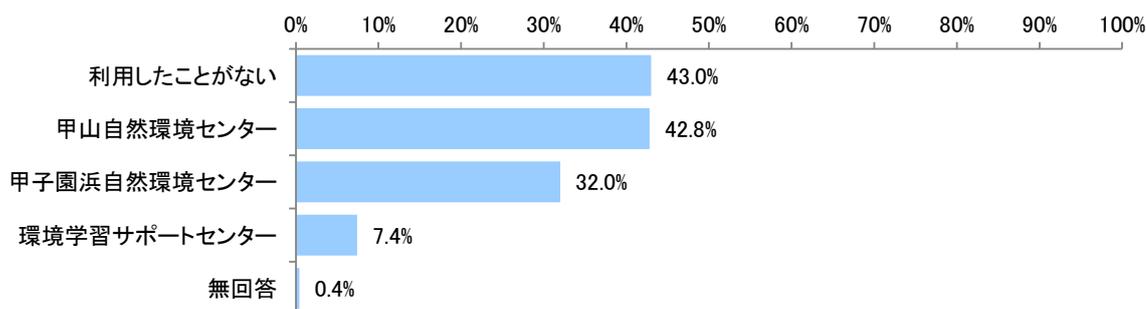
年代別では「知っている」の回答の割合が最も高かった年齢は40歳代（51.8%）、次いで50歳代（50.8%）、20歳代未満（50.0%）、70歳代以上（43.9%）の順でした。

一方、「知らない」の回答の割合が最も高かった年齢は20歳代（63.0%）、次いで30歳代（61.3%）、60歳代（58.2%）、20歳代未満（50.0%）の順でした。



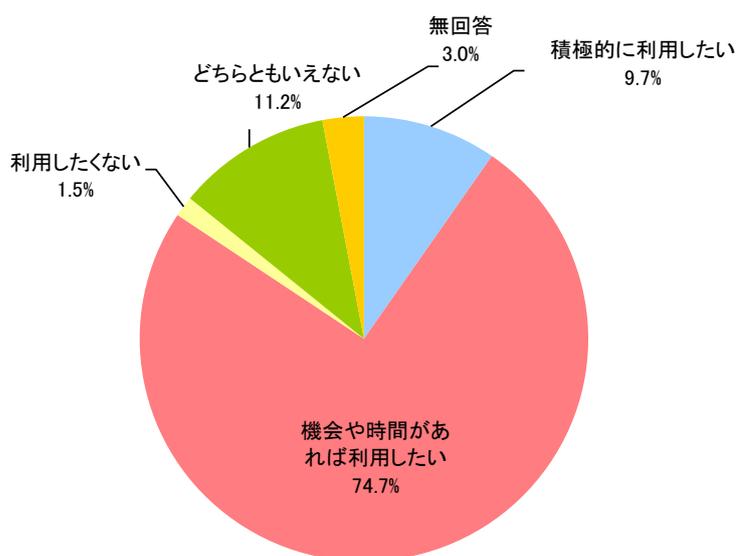
問 7 - 2 問7で「1. 知っている」を選んだ方にお尋ねします。それらの施設のうち、利用したことがあるものすべてに○をつけてください。

施設を知っている市民の中で「利用したことがない（43.0%）」が最も多く、次いで「甲山自然環境センター（42.8%）」、「甲子園浜自然環境センター（32.0%）」、「環境学習サポートセンター（7.4%）」の順でした。



問 7 - 3 問7-2で1～3を選んだ方にお尋ねします。それらの施設の利用等について、あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

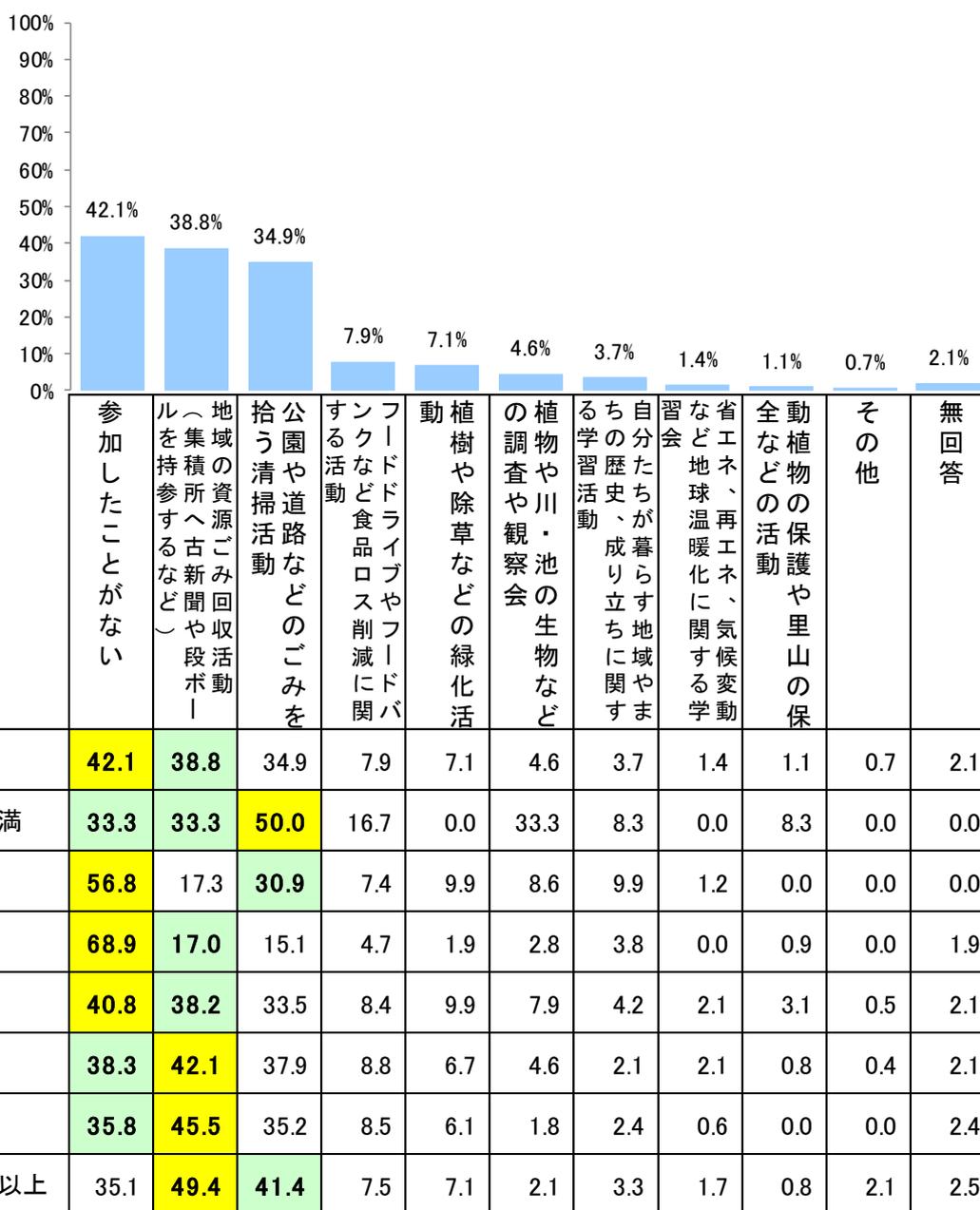
施設を利用したことがある市民の中で「機会や時間があれば利用したい（74.7%）」が最も多く、次いで「どちらともいえない（11.2%）」、「積極的に利用したい（9.7%）」、「利用したくない（1.5%）」の順でした。「機会や時間があれば利用したい（74.7%）」が非常に多いことから、施設の利用に満足していると考えられます。



問 8 あなたは、地域の環境活動に参加したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

全体では「参加したいことがない (42.1%)」の割合が最も高く、次いで「地域の資源ごみ回収活動 (集積所へ古新聞や段ボールを持参するなど) (38.8%)」、「公園や道路などのごみを拾う清掃活動 (34.9%)」の順でした。一方、「動植物の保護や里山の保全などの活動 (1.1%)」の割合が最も低い回答でした。

年代別では、20歳代、30歳代、40歳代について、割合の高かった回答は「参加したいことがない」でした。50歳代、60歳代、70歳代以上について、割合の高かった回答は「地域の資源ごみ回収活動」でした。20歳代～40歳代は参加したことの割合が高いことから、参加を促す対策が必要と考えられます。



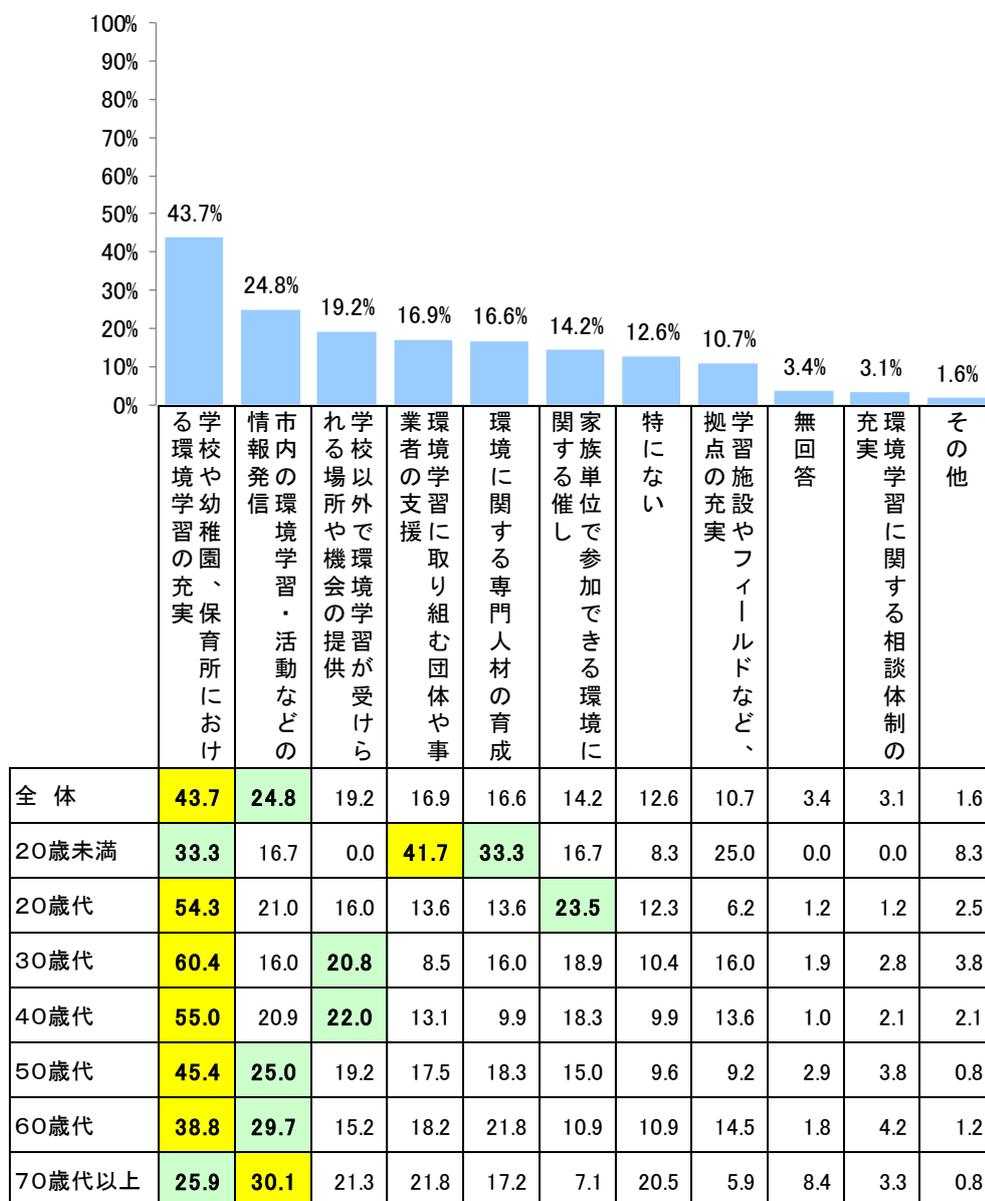
上位1位を示す。

上位2位を示す。

問9 環境学習を進めていく上で、西宮市が重点的に取り組むべきことは何だと考えますか。あてはまる番号を2つまで選んで○をつけてください。

全体では「学校や幼稚園、保育所における環境学習の充実（43.7%）」の割合が最も高く、次いで「市内の環境学習・活動などの情報発信（24.8%）」、「学校以外で環境学習が受けられる場所や機会の提供（19.2%）」の順でした。一方、「環境学習に関する相談体制の充実（3.1%）」の割合が最も低い回答でした。

年代別では、20歳代～60歳代について、割合の高かった回答は「学校や幼稚園、保育所における環境学習の充実」でした。20歳代未満で割合の高かった回答は「環境学習に取り組む団体や事業者の支援」、70歳代以上は「市内の環境学習・活動などの情報発信」でした。また、上位2位については、世代ごとに異なる傾向を示しました。



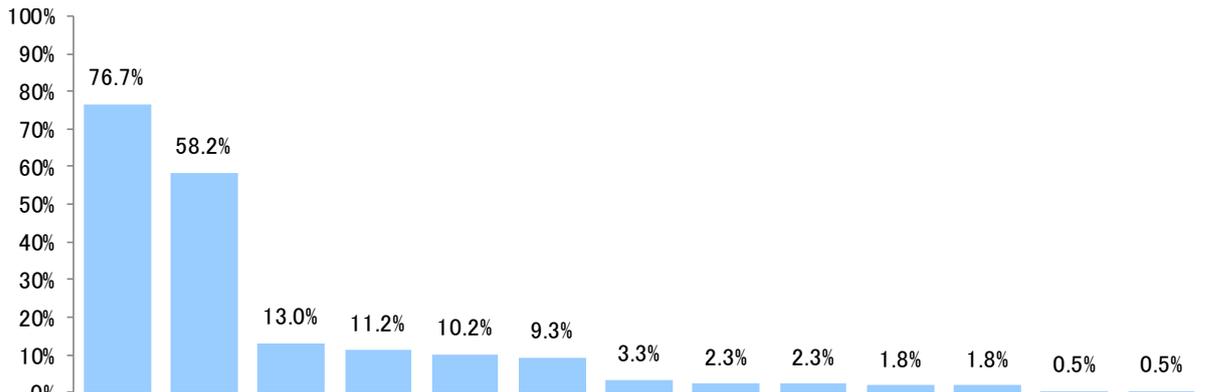
上位1位を示す。

上位2位を示す。

問 10 あなたは市の環境施策に関する情報を主にどこから得ていますか。あてはまる番号をすべてに○をつけてください。

全体では「市政ニュース（76.7%）」の割合が最も高く、次いで「地域情報誌「宮っこ」（58.2%）」、「市のホームページ（13.0%）」の順でした。

年代別では20歳代未満、30歳代～60歳代、70歳代以上について、割合の高かった回答は「市政ニュース」でした。20歳代について、割合の高かった回答は「地域情報誌「宮っこ」」でした。全ての世代について、「市政ニュース」より情報を得ているのが高い傾向でした。



	市政ニュース	地域情報誌「宮っこ」	市のホームページ	友人・知人・家族	情報は得ていない	子どもの学校からの配布	CA TV 1ch	FMコミュニティFM	EWニュース	市公式ツイッター	その他	市公式フェイスブック	EWホームページ
全体	76.7	58.2	13.0	11.2	10.2	9.3	3.3	2.3	2.3	1.8	1.8	0.5	0.5
20歳未満	50.0	33.3	16.7	25.0	25.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0
20歳代	32.1	35.8	13.6	17.3	38.3	1.2	1.2	3.7	0.0	2.5	3.7	0.0	0.0
30歳代	59.4	41.5	5.7	9.4	20.8	22.6	1.9	1.9	4.7	1.9	2.8	0.9	1.9
40歳代	79.1	56.0	11.0	5.8	7.3	27.2	2.1	1.0	5.8	4.7	2.1	0.5	1.0
50歳代	81.3	60.8	17.1	9.6	6.7	6.3	3.8	2.1	2.5	1.3	2.1	0.8	0.4
60歳代	85.5	67.3	15.8	7.3	6.1	0.6	2.4	3.6	0.0	1.8	1.2	0.0	0.0
70歳代以上	89.1	67.4	11.7	18.0	3.3	1.3	5.9	2.5	0.4	0.0	0.4	0.0	0.0

上位1位を示す。

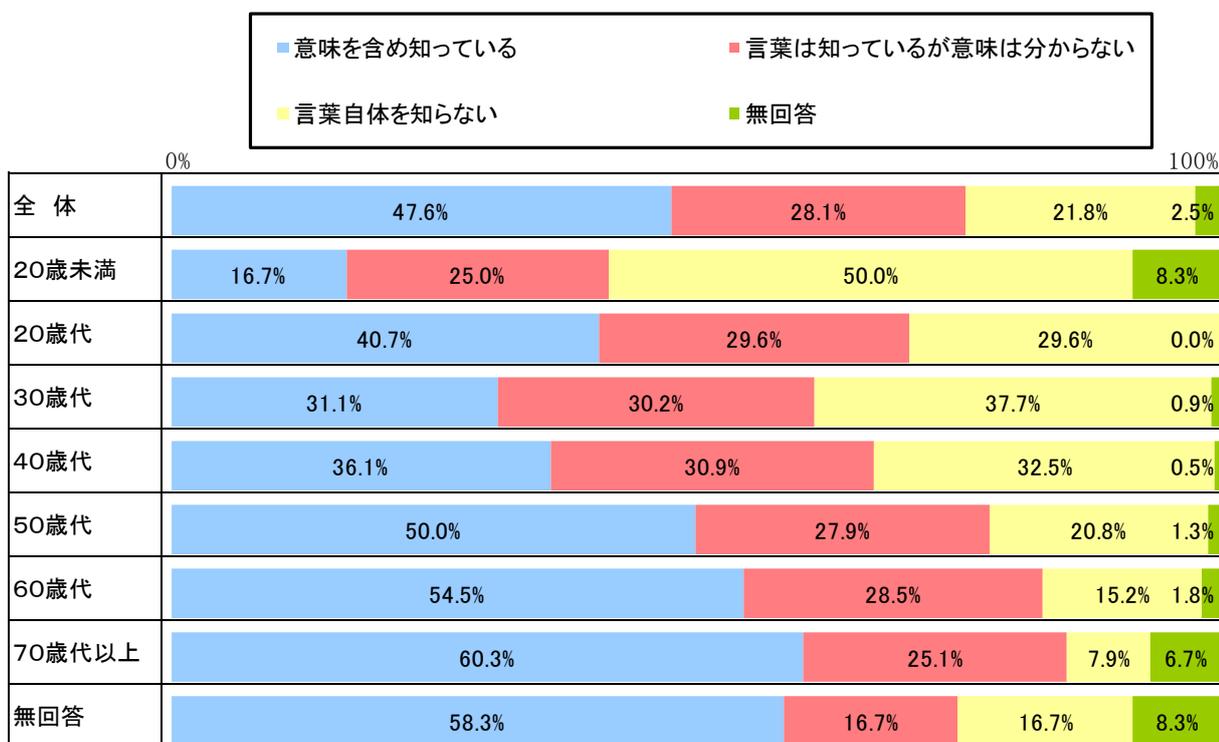
上位2位を示す。

問 11 「気候変動の影響への適応」についてお尋ねします。あなたはこの言葉を知っていますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

全体では「意味を含め知っている（47.6%）」の割合が最も高く、次いで「言葉は知っているが意味は分からない（28.1%）」、「言葉自体を知らない（21.8%）」の順でした。「言葉は知っているが意味は分からない（28.1%）」及び「言葉自体を知らない（21.8%）」より、全体の49.9%の市民が言葉の意味を知らない回答でした。

年代別では「意味を含め知っている」の回答の割合が最も高かった年齢は70歳代以上（60.3%）、次いで60歳代（54.5%）、50歳代（50.0%）、20歳代（40.7%）の順でした。

一方、「言葉は知っているが意味は分からない」及び「言葉自体を知らない」より言葉自体を知らない回答の割合が最も高かった年齢は20歳代未満（75.0%）、次いで30歳代（67.9%）、40歳代（63.4%）、20歳代（59.2%）の順でした。20歳代未満については、言葉自体を知らない回答の割合が最も高かったことから「気候変動の影響への適応」等の環境学習は必要だと考えられます。



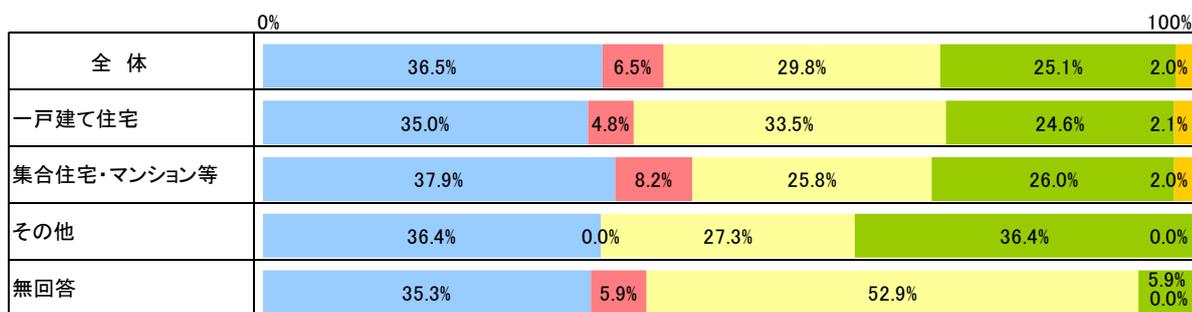
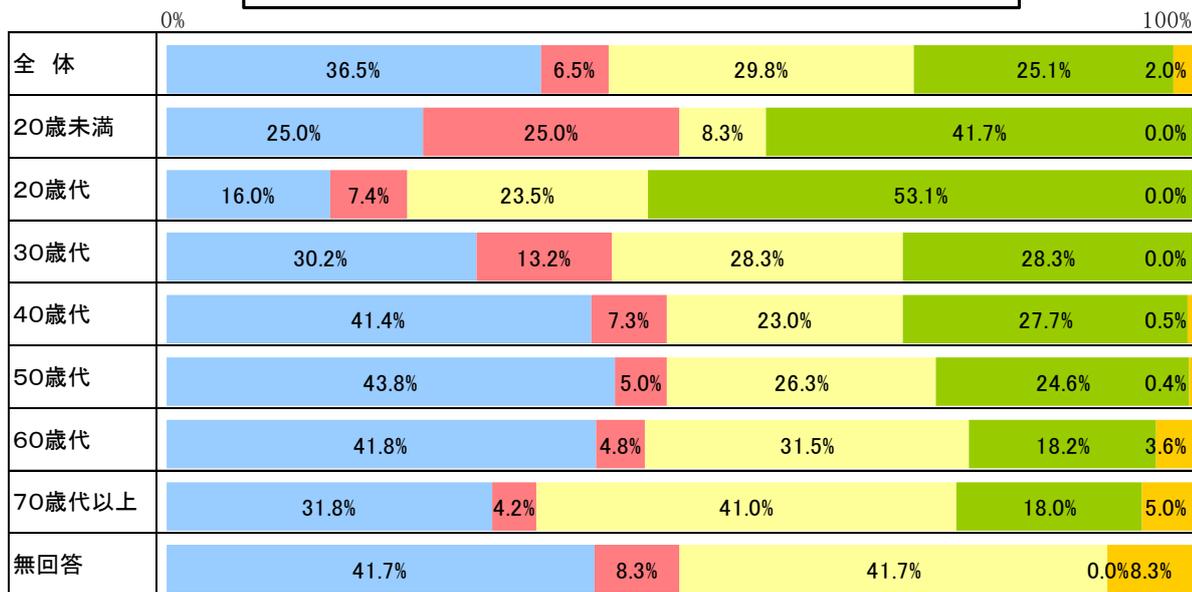
問 12 近年、電力及びガスの小売が全面自由化され、一般家庭でも電気及びガスの購入先を選ぶことができるようになったことを受け、あなたは自宅の電力・ガスの購入先を変更、または見直す予定はありますか。それぞれ、あてはまる番号を 1つ 選んで○をつけてください。

【電力について】

全体では「変更した (36.5%)」の割合が最も高く、次いで「今後も見直さない (29.8%)」、「わからない (25.1%)」、「今後見直す予定 (6.5%)」の順でした。

年代別では「変更した」の回答の割合が最も高かった年齢は 50 歳代 (43.8%)、次いで 60 歳代 (41.8%)、40 歳代 (41.4%)、70 歳代以上 (31.8%) の順でした。一方、「今後も見直さない」の回答の割合が最も高かった年齢は 70 歳代 (41.0%)、次いで 60 歳代 (31.5%)、30 歳代 (28.3%)、50 歳代 (26.3%) の順でした。

住いの形態で「変更した」の回答の割合が最も高かったのは「集合住宅・マンション等」、次いで「その他」、「一戸建住宅」の順でした。

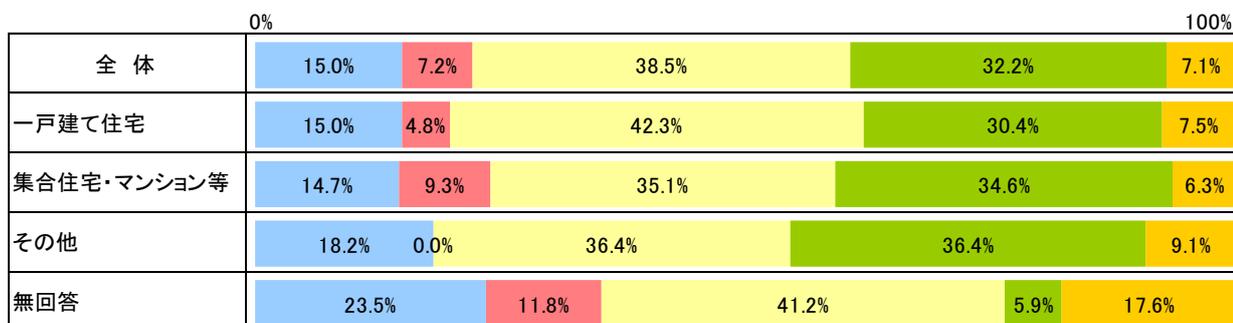
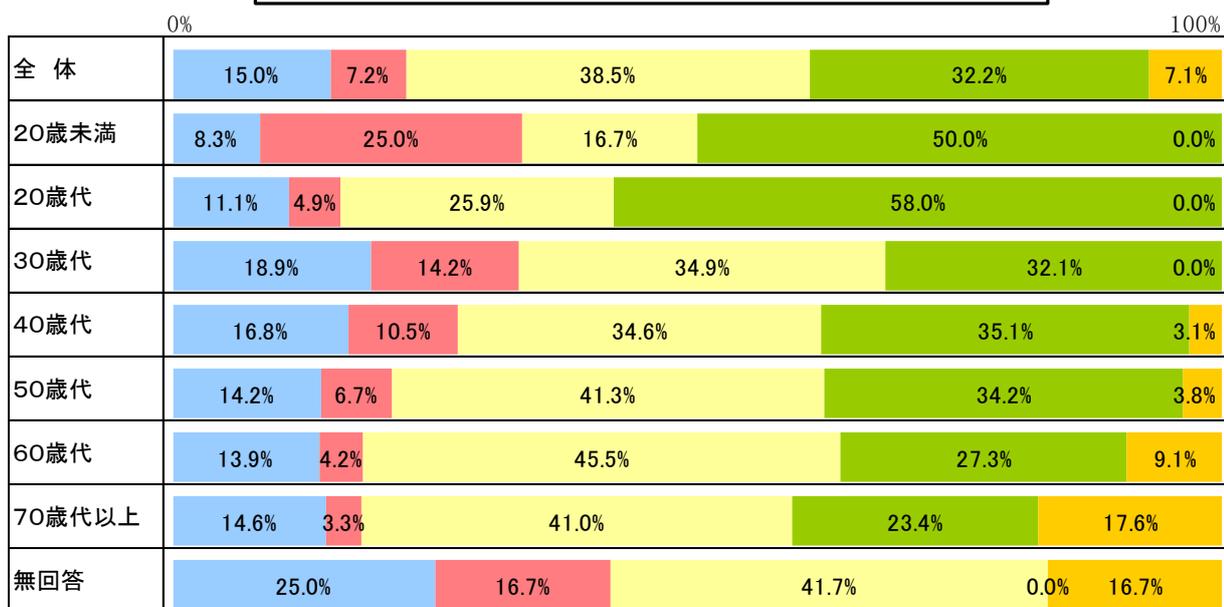
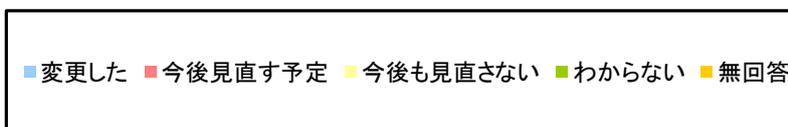


【ガスについて】

全体では「今後も見直さない（38.5%）」の割合が最も高く、次いで「わからない（32.2%）」、「変更した（15.0%）」、「今後見直す予定（7.2%）」の順でした。

年代別では「変更した」の回答の割合が最も高かった年齢は30歳代（18.9%）、次いで40歳代（16.8%）、70歳代以上（14.6%）、50歳代（14.2%）の順でした。一方、「今後も見直さない」の回答の割合が最も高かった60歳代（45.5%）、次いで50歳代（41.3%）、70歳代以上（41.0%）、30歳代（34.9%）の順でした。

住いの形態で「変更した」の回答の割合が最も高かったのは「その他」、次いで「一戸建て住宅」、「集合住宅・マンション等」の順でした。

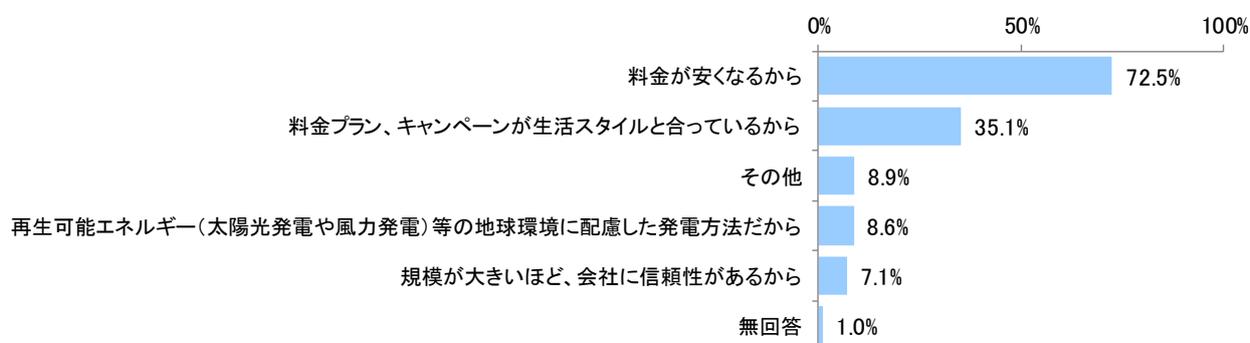


問 13 問 12 で「1. 変更した」「2. 今後見直す予定」を選んだ方にお尋ねします。変更した、または見直しを予定している理由として、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

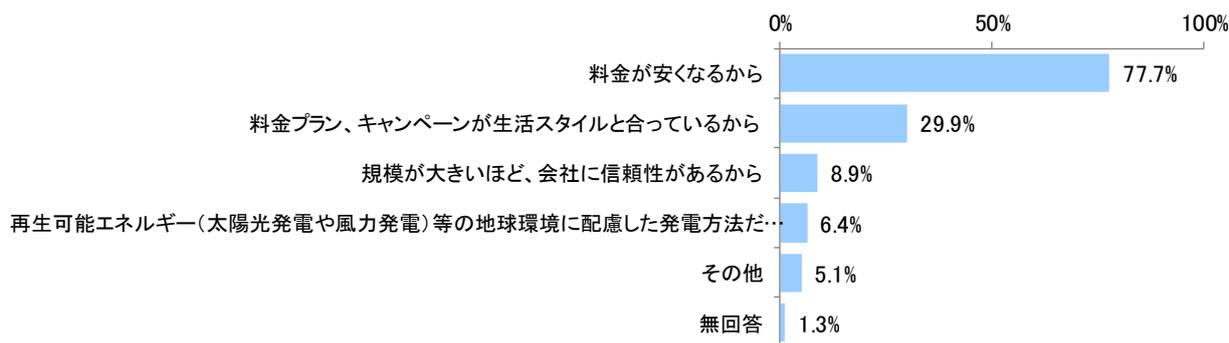
問 12 の電力で変更した市民の中で「料金が安くなるから (72.5%)」が最も多く、次いで「料金プラン、キャンペーンが生活スタイルと合っているから (35.1%)」の順でした。

一方、ガスで変更した市民の中で「料金が安くなるから (77.7%)」が最も多く、次いで「料金プラン、キャンペーンが生活スタイルと合っているから (29.9%)」の順でした。

電力



ガス



問 14 あなたの家では将来、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用に向け、以下の1～14の関連機器等について、設置・利用や取組のお考えはありますか？それぞれの関連機器について、最も近い番号を**1つ**選んで○をつけてください。

全体の14項目の設問で「利用している」が最も多かったのは「電気照明のLED電球への買い替え（63.8%）」、次いで「省エネ家電への買い替え（テレビ、冷蔵庫、エアコン等）（31.1%）」、「宅配ボックス（宅配ロッカー）（28.1%）」の順でした。

一方、「導入する予定はない・できない」が最も多かったのは「太陽熱利用システム（83.0%）」、次いで「ZEH、ZEH+、LCCM住宅（80.9%）」、「太陽光発電設備（79.2%）」の順でした。

「太陽光発電設備」について、「利用している」の回答は全体の5.6%でした。また、「利用している」の回答の割合が最も高かった年齢は40歳代（10.0%）でした。住いの形態別にみると、「利用している」の回答の割合は「一戸建住宅（11.1%）」、「集合住宅・マンション等（0.9%）」でした。さらに、20歳代～40歳代にかけて、「利用している」の回答の割合が高くなる傾向から、新築時に設置している可能性が高いと考えられます。

「高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ等）」について、「利用している」の回答の割合は全体で18.7%、回答の割合が最も高かった年齢は40歳代（27.2%）でした。太陽光発電設備と同様に40歳代が最も高い割合を示しました。

「家庭用蓄電池」について、「利用している」の回答の割合は全体で2.6%と低く、回答の割合が最も高かった年齢は30歳代（5.7%）でした。

住いの形態別にみると、「利用している」の回答の割合が最も高かったのは「一戸建住宅（4.2%）」でした。また、「一戸建住宅」の27.3%の市民は「今後導入を考えたい」と回答しています。

「省エネ家電への買い替え（テレビ、冷蔵庫、エアコン等）」について、「利用している」の回答の割合は全体で31.1%でした。また、20歳代～60歳代の約4割が「今後導入を考えたい」と回答しました。

「電気照明のLED電球への買い替え」について、「利用している」の回答の割合は全体で63.8%を占めていました。電気照明のLED電球への買い替えは、進んだと考えられます。

「次世代自動車」について、「利用している」の回答の割合は全体で7.9%、回答の割合が最も高かった年齢は50歳代（11.3%）でした。「利用している」の回答の割合が最も低かった年齢は30歳代（3.8%）でしたが、「5年以内に導入する予定である」の回答の割合が最も高い結果でした。また、「今後導入を考えたい」の回答が、全世代で3割近くを占めていました。

「住宅の断熱化（二重サッシ、遮蔽（しゃへい）フィルムなど）」について、「利用している」の回答の割合は全体で20.3%、回答の割合が最も高かった年齢は40歳代（25.1%）でした。住いの形態別にみると「利用している」の回答の割合が最も高かったのは「一戸建住宅（28.5%）」でした。「利用している」の回答の割合が20歳代から40歳代にかけて増加傾向を示しており、新築時に設置していると考えられます。

「ZEH、ZEH+、LCCM住宅」について、「利用している」の回答の割合は全体で1.1%、回答の割合が最も高かった年齢は30歳代（4.7%）でした。全世代で利用している市民が少ないものの、若い世代で今後導入を考えたいという回答の割合が高い傾向でした。

問1 4—1 太陽光発電設備



(%)

全体	5.6%	0.3%	9.5%	79.2%	5.5%
20歳未満	8.3%	0.0%	16.7%	75.0%	0.0%
20歳代	4.9%	1.2%	22.2%	71.6%	0.0%
30歳代	8.5%	0.9%	5.7%	83.0%	1.9%
40歳代	10.0%	0.5%	11.6%	77.4%	0.5%
50歳代	4.6%	0.0%	8.8%	83.8%	2.9%
60歳代	1.8%	0.0%	7.3%	86.1%	4.8%
70歳代以上	4.6%	0.0%	6.7%	73.2%	15.5%
無回答	0.0%	0.0%	16.7%	66.7%	16.7%

	0% 100%				
全体	5.6%	0.3%	9.5%	79.2%	5.5%
一戸建て住宅	11.1%	0.0%	14.2%	69.3%	5.4%
集合住宅・マンション等	0.9%	0.4%	5.2%	88.1%	5.4%
その他	0.0%	9.1%	9.1%	81.8%	0.0%
無回答	0.0%	1.8%		76.5%	11.8%

問1 4—2 太陽熱利用システム



(%)

全体	1.4% 0.3%	9.7%	83.0%	5.6%
20歳未満	8.3% 0.0%	16.7%	75.0%	0.0%
20歳代	1.2% 0.0%	21.0%	77.8%	0.0%
30歳代	0.8% 0.3%	8.5%	87.7%	1.9%
40歳代	3.7% 0.0%	10.5%	85.3%	0.5%
50歳代	1.3% 0.0%	10.0%	85.4%	3.3%
60歳代	0.6% 0.0%	6.1%	87.9%	5.5%
70歳代以上	0.8% 0.4%	7.1%	75.7%	15.9%
無回答	0.0% 0.0%	16.7%	75.0%	8.3%

	0%	100%		
全体	1.4% 0.3%	9.7%	83.0%	5.6%
一戸建て住宅	2.7% 0.4%	14.2%	76.3%	6.5%
集合住宅・マンション等	0.2% 0.2%	5.8%	88.8%	5.0%
その他	0.0%		100.0%	0.0%
無回答	5.9% 0.0%	11.8%	76.5%	5.9%

問 1 4—3 家庭用燃料電池（エネファーム）



(%)

全 体	4.4%	0.6%	11.8%	77.7%	5.5%
20歳未満	8.3%	0.0%	16.7%	75.0%	0.0%
20歳代	6.2%	2.5%	22.2%	69.1%	0.0%
30歳代	4.7%	0.9%	11.3%	81.1%	1.9%
40歳代	3.7%	0.0%	15.2%	80.6%	0.5%
50歳代	5.0%	0.8%	10.4%	80.8%	2.9%
60歳代	4.2%	0.0%	8.5%	82.4%	4.8%
70歳代以上	3.3%	0.4%	9.2%	70.7%	16.3%
無回答	8.3%	0.0%	8.3%	75.0%	8.3%

	0%					100%
全 体	4.4%	0.6%	11.8%	77.7%	5.5%	
一戸建て住宅	8.1%	0.8%	17.1%	68.8%	5.2%	
集合住宅・マンション等	1.1%	0.4%	7.4%	85.3%	5.8%	
その他	0.0%			100.0%	0.0%	
無回答	5.9%	0.0%	5.9%	76.5%	11.8%	

問1 4—4 高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ等）



(%)

全 体	18.7%	1.1%	16.6%	58.3%	5.4%
20歳未満	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	
20歳代	9.9%	1.2%	27.2%	60.5%	1.2%
30歳代	15.1%	1.9%	15.1%	67.0%	0.9%
40歳代	27.2%	2.1%	12.0%	57.6%	1.0%
50歳代	19.2%	1.3%	16.7%	60.4%	2.5%
60歳代	19.4%	0.0%	20.6%	55.2%	4.8%
70歳代以上	16.4%	0.8%	13.9%	53.4%	15.5%
無回答	16.7%	0.0%	16.7%	58.3%	8.3%

	0% 100%				
全 体	18.7%	1.1%	16.6%	58.3%	5.4%
一戸建て住宅	30.7%	1.3%	17.1%	45.7%	5.2%
集合住宅・マンション等	8.0%	0.9%	16.2%	69.3%	5.6%
その他	18.2%	9.1%	9.1%	63.6%	0.0%
無回答	17.6%	0.0%	17.6%	58.8%	5.9%

問14-5 家庭用蓄電池



(%)

全体	2.6%	1.0%	20.3%	70.1%	6.1%
20歳未満	0.0%		33.3%	66.7%	0.0%
20歳代	4.9%	1.2%	22.2%	71.6%	0.0%
30歳代	5.7%	1.9%	17.0%	73.6%	1.9%
40歳代	3.7%	0.5%	23.6%	70.7%	1.6%
50歳代	1.3%	2.1%	21.3%	71.7%	3.8%
60歳代	1.8%	0.0%	19.4%	73.3%	5.5%
70歳代以上	1.7%	0.4%	17.2%	64.0%	16.7%
無回答	0.0%		25.0%	66.7%	8.3%

	0%				100%
全体	2.6%	1.0%	20.3%	70.1%	6.1%
一戸建て住宅	4.2%	1.3%	27.3%	61.0%	6.3%
集合住宅・マンション等	0.6%	1.3%	14.3%	77.7%	6.1%
その他	0.0%	9.1%	0.0%	90.9%	0.0%
無回答	0.0%		23.5%	70.6%	5.9%

問14-6 省エネナビ※5、HEMS※6などの家庭での消費電力等を即時に目で見えて確認できる機器



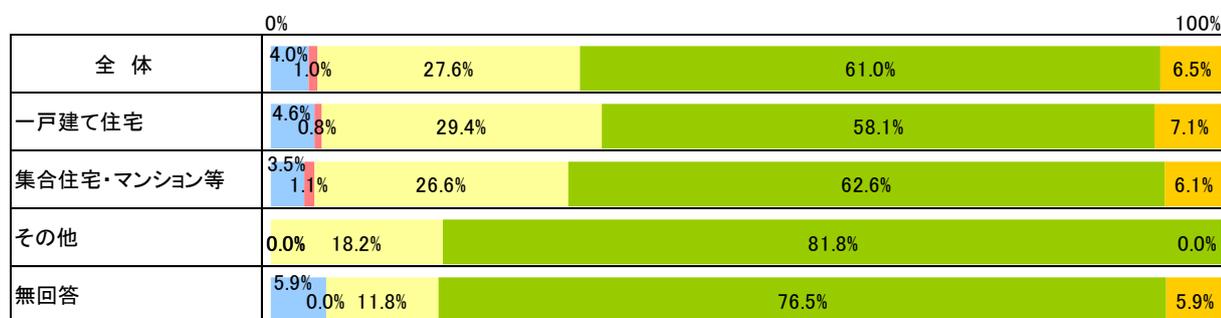
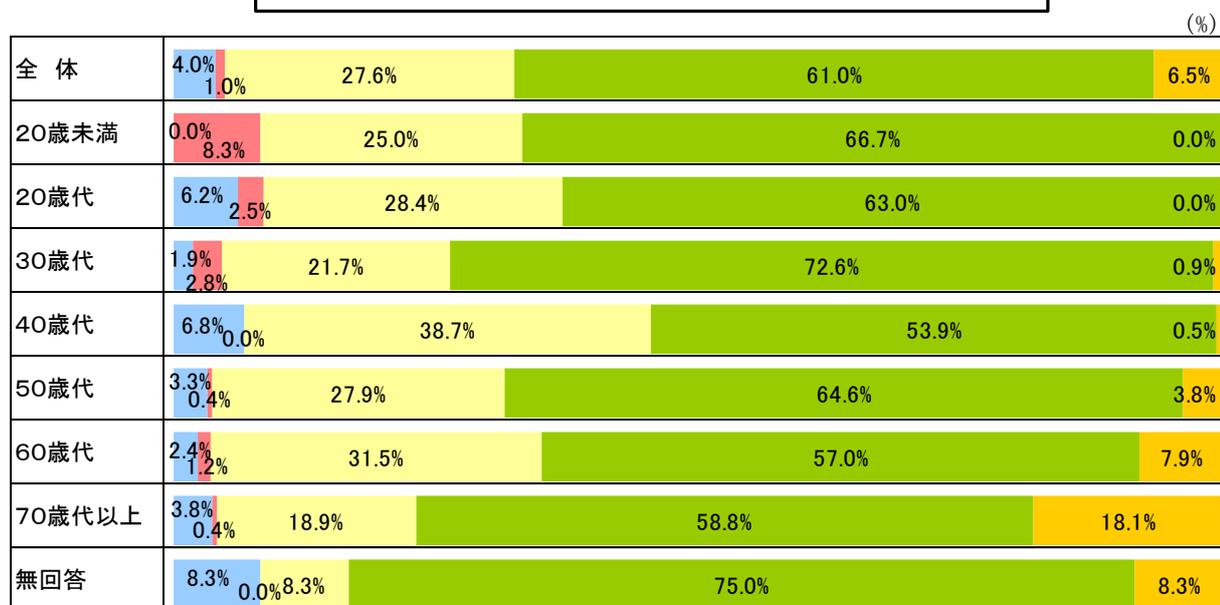
(%)

全体	5.0% 0.7%	17.3%	71.2%	5.8%
20歳未満	0.0% 0.0%	25.0%	75.0%	0.0%
20歳代	3.7% 2.5%	22.2%	71.6%	0.0%
30歳代	9.4% 1.9%	14.2%	73.6%	0.9%
40歳代	7.9% 1.0%	20.9%	69.6%	0.5%
50歳代	2.5% 0.4%	17.1%	77.1%	2.9%
60歳代	3.6% 0.0%	14.5%	75.8%	6.1%
70歳代以上	5.0% 0.0%	16.3%	61.5%	17.2%
無回答	0.0% 0.0%	8.3%	83.3%	8.3%

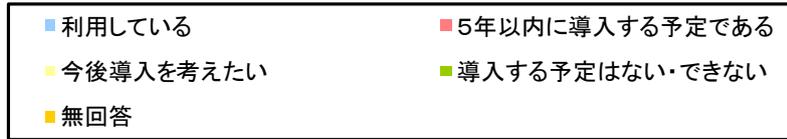
0% 100%

全体	5.0% 0.7%	17.3%	71.2%	5.8%
一戸建て住宅	7.7% 0.2%	18.8%	67.3%	6.0%
集合住宅・マンション等	2.6% 0.9%	16.0%	74.7%	5.8%
その他	0.0% 9.1%	18.2%	72.7%	0.0%
無回答	5.9% 0.0%	17.6%	70.6%	5.9%

問14-7 再生可能エネルギーの比率の高い電力会社との契約あるいは「再エネ電力メニュー」への切り替え



問1 4—8 省エネ家電への買い替え（テレビ、冷蔵庫、エアコン等）

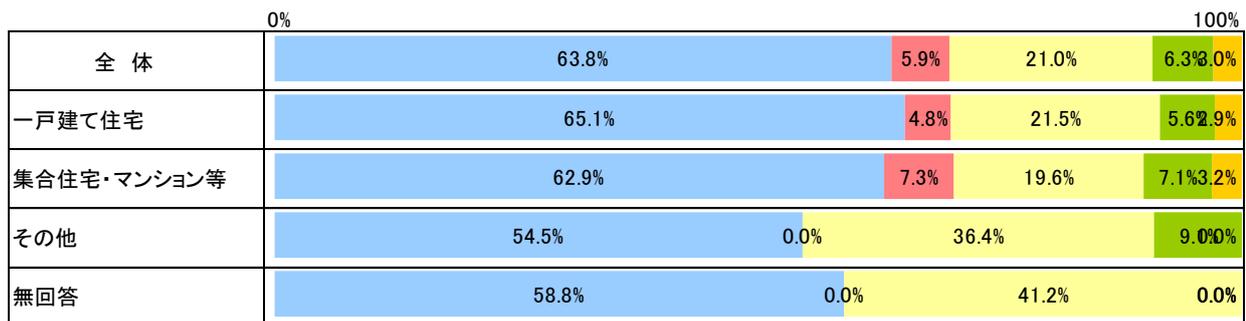
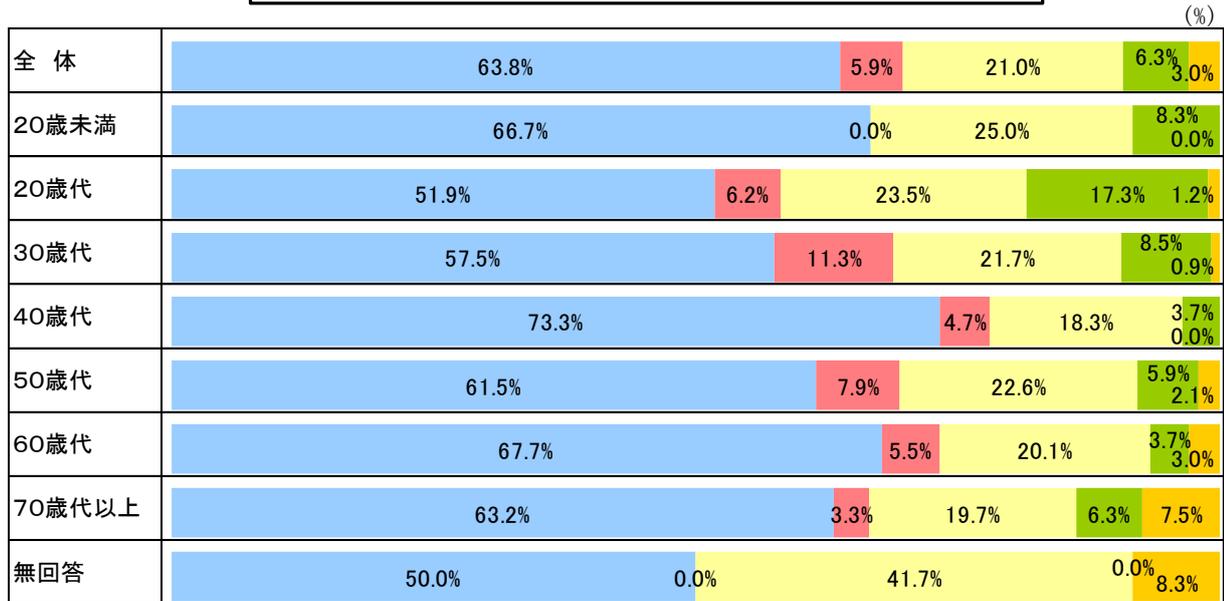


(%)

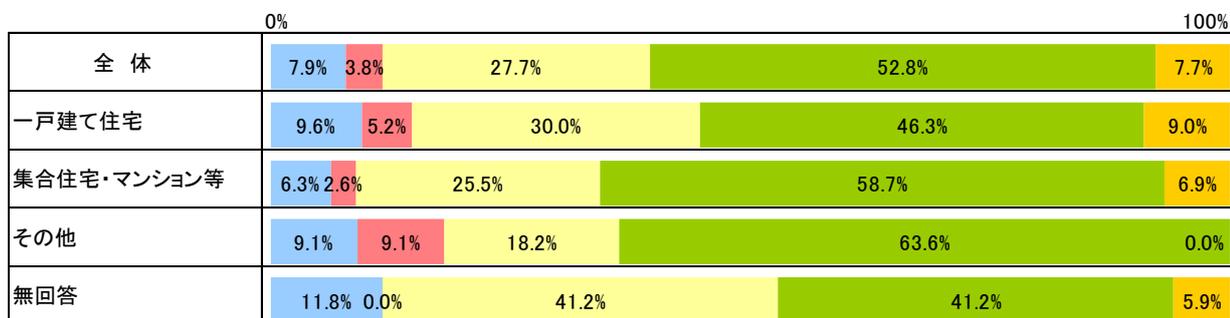
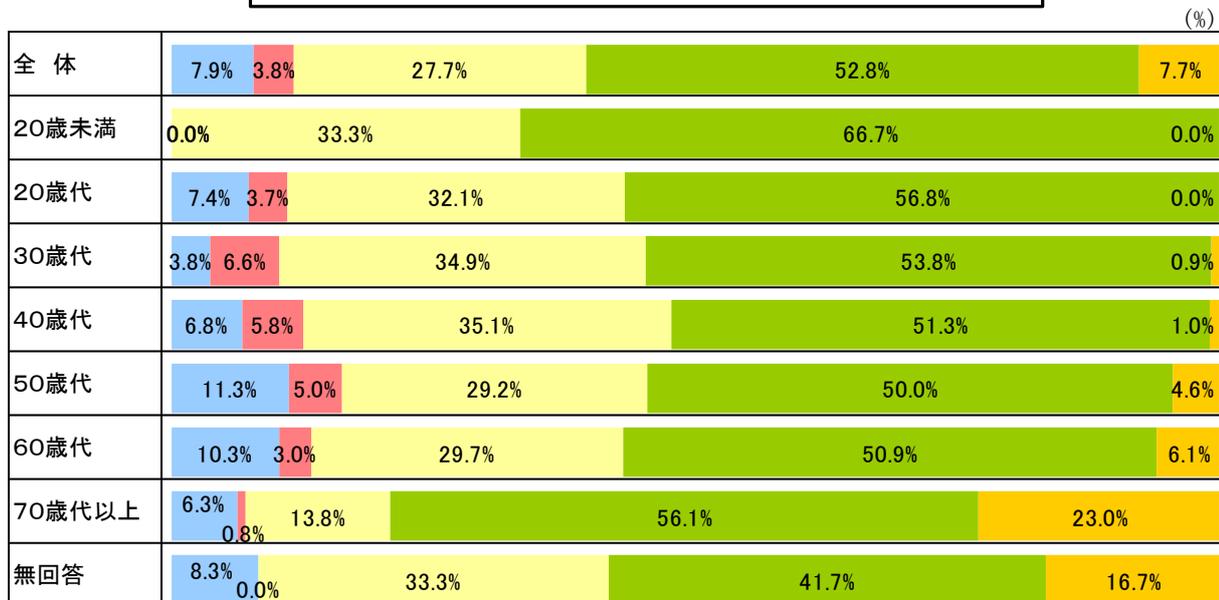
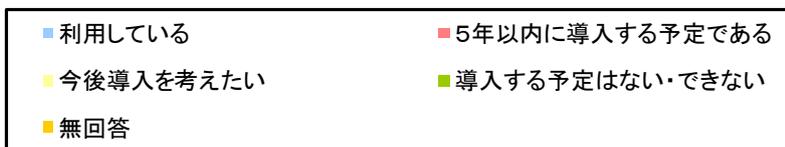
全 体	31.1%	9.6%	42.7%	13.2%	3.4%
20歳未満	8.3%	8.3%	50.0%	33.3%	0.0%
20歳代	22.2%	9.9%	38.3%	29.6%	0.0%
30歳代	31.1%	10.4%	41.5%	17.0%	0.0%
40歳代	34.0%	12.6%	45.5%	7.0%	0.5%
50歳代	31.3%	13.8%	39.2%	12.9%	2.9%
60歳代	36.4%	7.3%	46.1%	6.1%	4.2%
70歳代以上	29.1%	4.6%	43.0%	15.2%	8.0%
無回答	33.3%	0.0%	50.0%	8.3%	8.3%

	0%				100%
全 体	31.1%	9.6%	42.7%	13.2%	3.4%
一戸建て住宅	34.9%	9.2%	39.0%	12.7%	4.2%
集合住宅・マンション等	27.9%	10.2%	45.6%	13.6%	2.6%
その他	18.2%	9.1%	45.5%	27.3%	0.0%
無回答	35.3%	0.0%	52.9%	5.9%	5.9%

問 1 4—9 電気照明のLED電球への買い替え



問14-10 次世代自動車



問14-11 V2H（ビークトルトゥホーム）

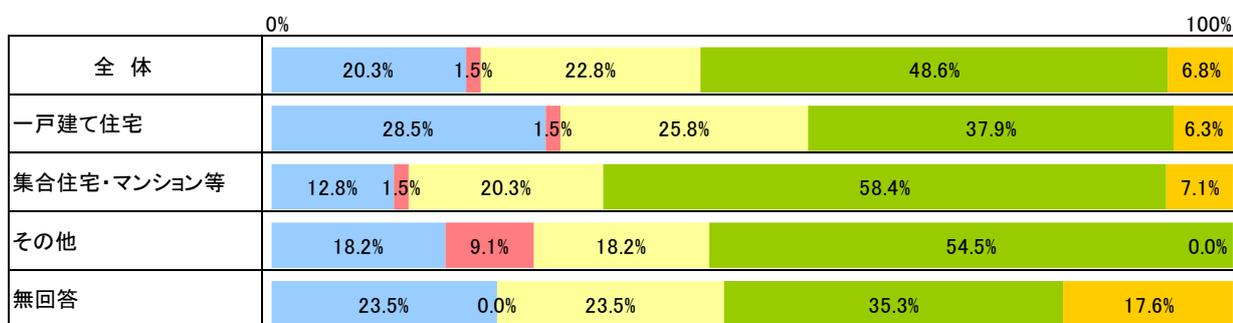
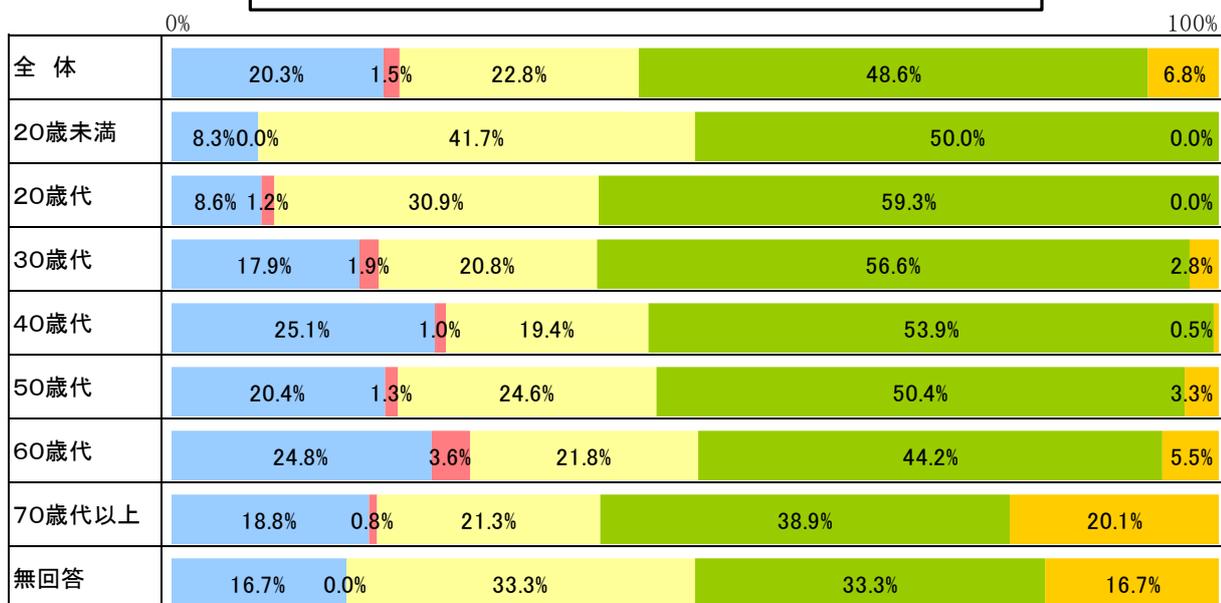


(%)

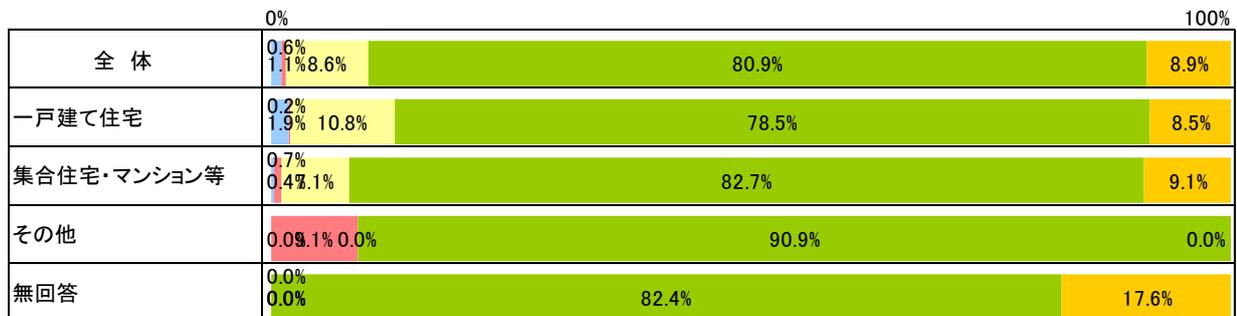
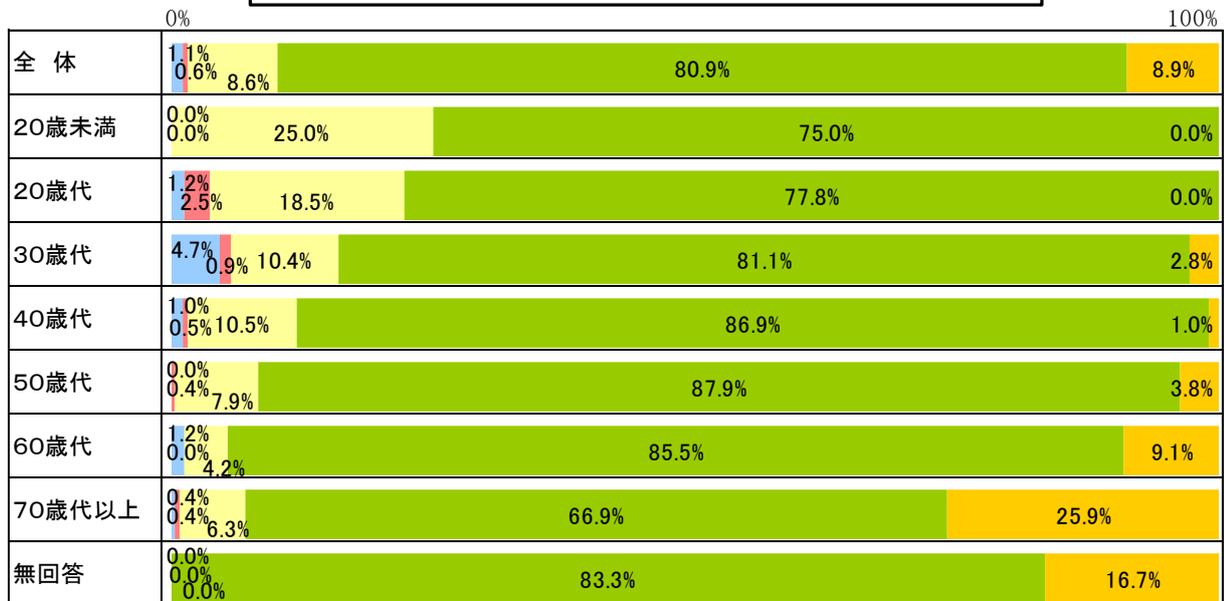
全体	1.0% 1.1%	14.2%	73.2%	10.6%
20歳未満	0.0% 16.7%	8.3%	66.7%	8.3%
20歳代	0.0% 3.8%	18.8%	76.3%	1.3%
30歳代	0.0% 1.9%	16.0%	78.3%	3.8%
40歳代	1.0% 0.0%	18.8%	79.1%	1.0%
50歳代	0.8% 0.8%	15.0%	78.3%	5.0%
60歳代	2.4% 0.0%	12.7%	74.5%	10.3%
70歳代以上	0.8% 0.4%	8.8%	59.8%	30.1%
無回答	8.3% 0.0%	8.3%	66.7%	16.7%

全体	0% 1.1%	14.2%	73.2%	10.6%
一戸建て住宅	0.6% 1.3%	19.2%	67.3%	11.7%
集合住宅・マンション等	1.1% 0.9%	10.1%	78.2%	9.7%
その他	0.0%	100.0%	0.0%	
無回答	5.9% 0.0%	11.8%	64.7%	17.6%

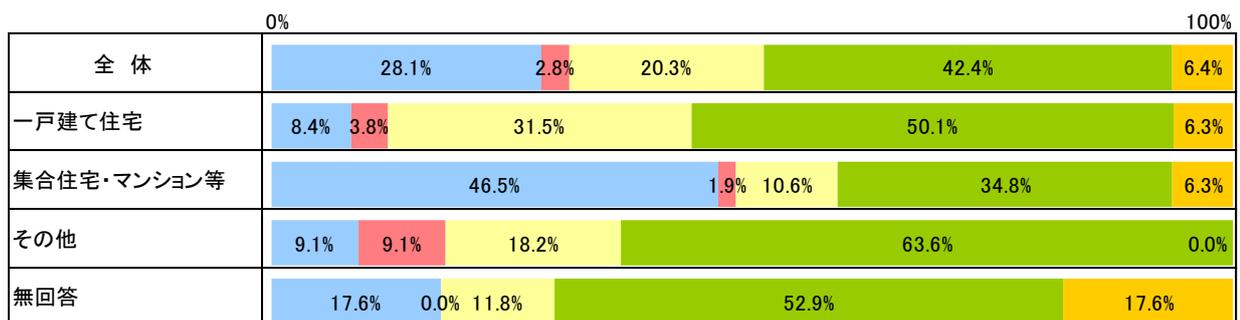
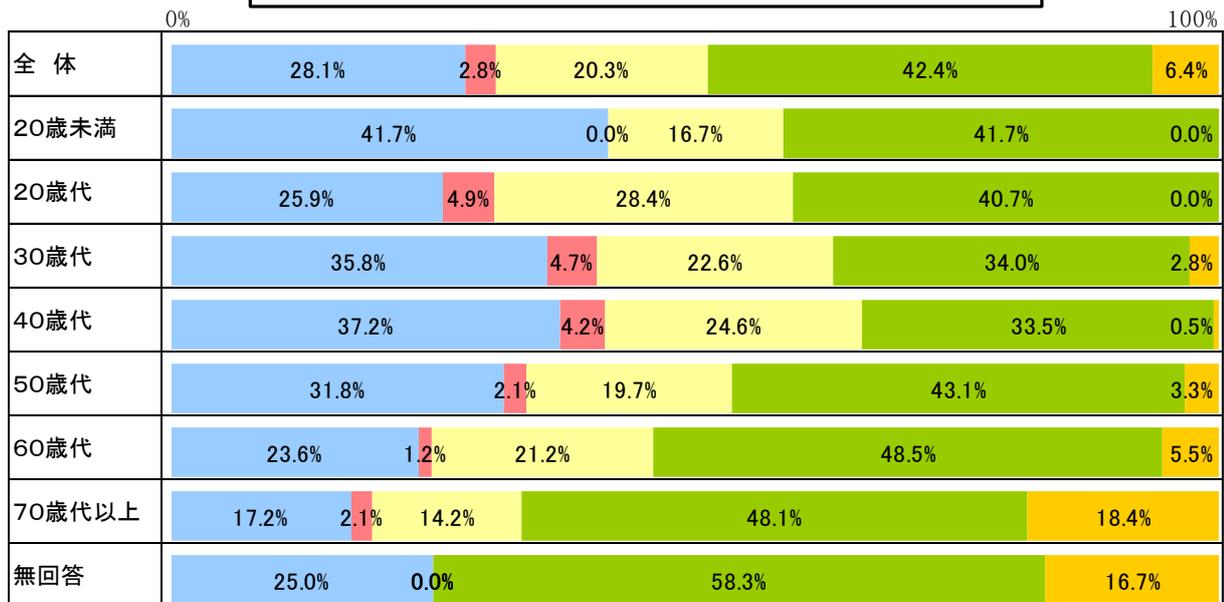
問1 4—1 2 住宅の断熱化（二重サッシ、遮蔽（しゃへい）フィルムなど）



問14—13 ZEH、ZEH+、LCCM住宅



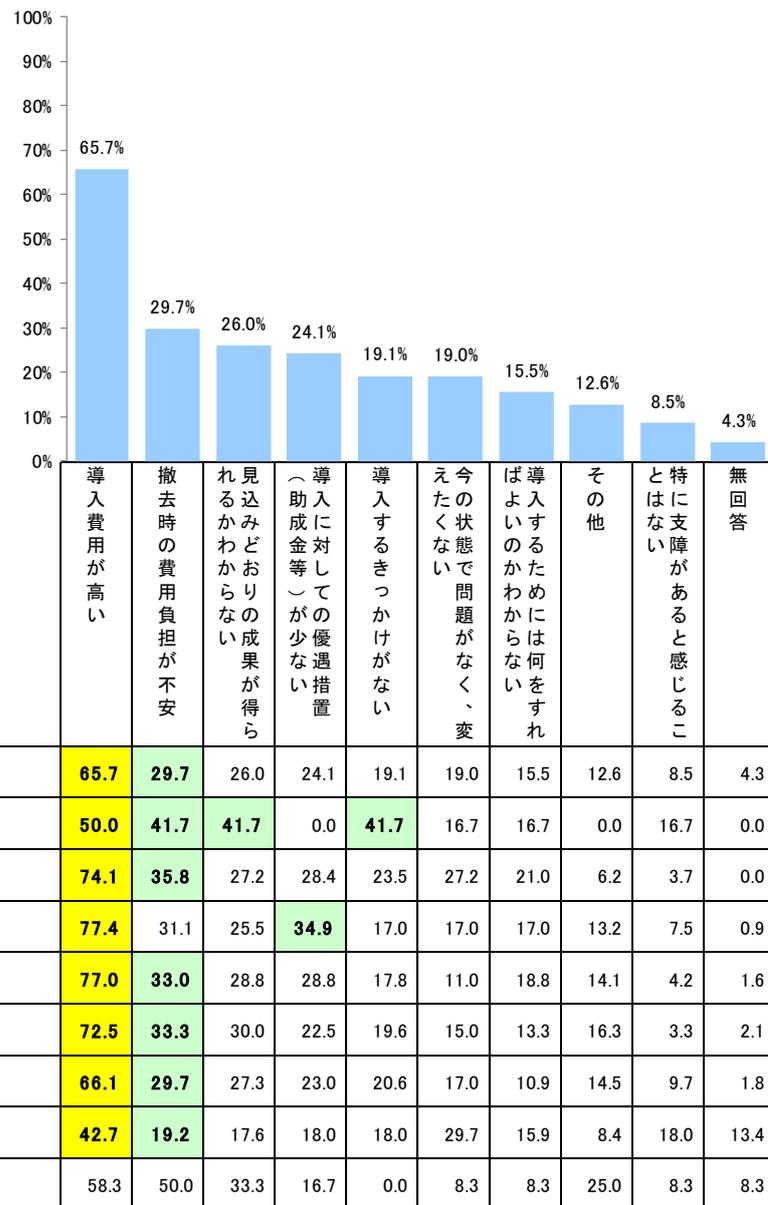
問14-14 宅配ボックス（宅配ロッカー）



問 15 問 14 にあるような省エネ・再生エネ機器を導入するのに、支障があると感じるものは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

全世代で「導入費用が高い（65.7%）」の回答の割合が最も高く、次いで「撤去時の費用負担が不安（29.7%）」、「見込みどおりの成果が得られるかわからない（26.0%）」の順でした。

年代別では 20 歳代～50 歳代の約 7 割の市民は「導入費用が高い」と感じています。また、「導入に対しての優遇措置（助成金等）が少ない」について、回答の割合が最も高かったのは 30 歳代（34.9%）でした。



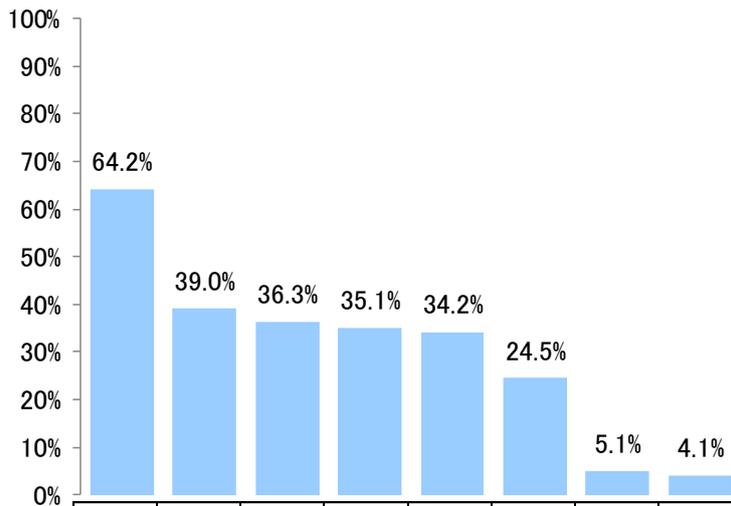
上位1位を示す。

上位2位を示す

問 16 気候変動による影響として、あなたが感じていることはありますか。あなたが感じている番号を 3 つまで 選んで○をつけてください。また、可能であれば西宮市内での具体的な体験などを記入してください。

全体で「自然災害・沿岸域 (64.2%)」が最も多く、次いで「水環境・水資源 (39.0%)」、「健康 (36.3%)」の順でした。

すべての年齢で「自然災害・沿岸域」が最も多い回答でした。



	自然災害・沿岸域	水環境・水資源	健康	農業・森林・水産業	国民・都市生活	自然生態系	特に影響を感じていない	産業・経済活動
全体	64.2	39.0	36.3	35.1	34.2	24.5	5.1	4.1
20歳未満	58.3	33.3	33.3	41.7	33.3	33.3	8.3	0.0
20歳代	60.5	37.0	32.1	43.2	35.8	23.5	9.9	6.2
30歳代	65.1	29.2	42.5	43.4	33.0	21.7	5.7	6.6
40歳代	69.1	38.7	38.7	35.1	29.8	20.9	4.7	4.7
50歳代	69.6	44.2	30.4	35.8	35.0	29.6	2.5	4.2
60歳代	70.9	38.8	35.2	34.5	36.4	25.5	3.0	3.6
70歳代以上	53.1	39.3	41.0	27.2	36.0	23.0	6.3	2.1

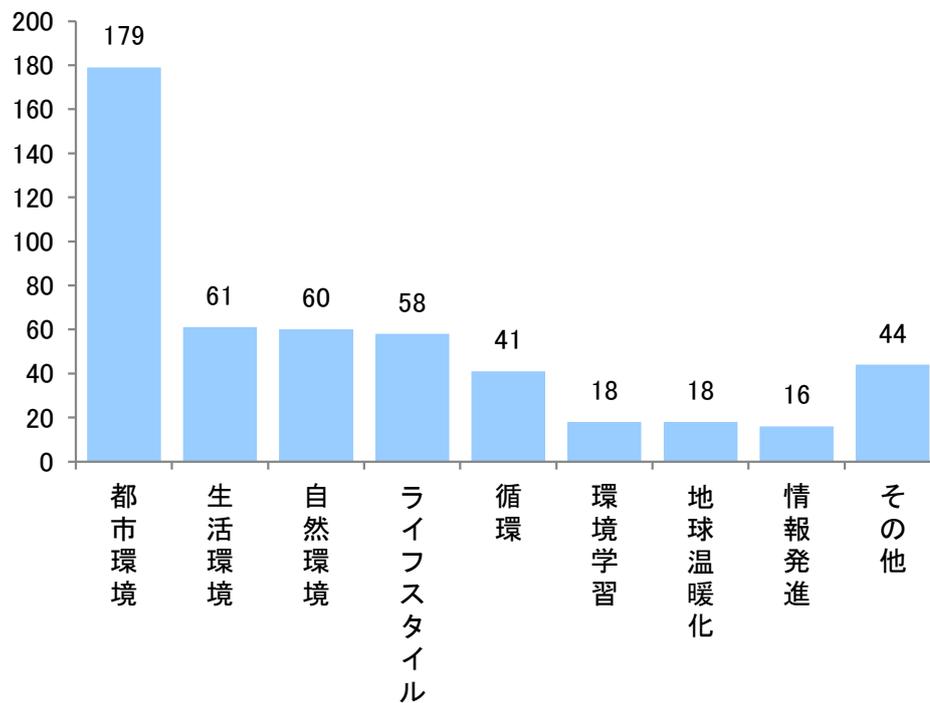
上位1位を示す。

上位2位を示す。

問 17 その他、市の良好な環境づくりについて、ご意見・ご提案等がありましたら、ご自由にお書きください。

ご意見・ご提案等について、最も多かった意見は「都市環境（179件）」でした。道路の渋滞、道路整備、公園整備、都市開発の意見が多く占めておりました。

「生活環境（61件）」はカラスの意見、「自然環境（60件）」は、山・川・海、景観の自然等について、「ライフスタイル（58件）」はマナーの意見、「循環（41件）」はゴミ袋、ポイ捨ての意見、「環境学習（18件）」は子供への環境教育の意見、「地球温暖化（18件）」は太陽光発電の意見、「情報発信（16件）」は市の情報発信の意見、「その他（44件）」補助、法令関係の意見が、それぞれありました。



西宮の環境・地域について考えるワークショップ報告書

1. ワークショップ概要

(1) 趣旨

本年度は、西宮市環境学習都市宣言から 20 周年であり、「第 3 次西宮市環境基本計画」の中間改定を行う年である。現在改定を進めている環境基本計画に地域の方や若者の意見を反映させるため、「自慢したい西宮の環境」や「地域活動への若者の参加を高める方法」、「ゼロカーボンに向けて、私たちにできること」についてのワークショップを行った。

(2) 実施要項

日時	2023 年 8 月 6 日（日） 14:00～16:00	
場所	アクタ西宮東館 6 階 大学交流センター講義室 1	
参加者	対象者	エココミュニティ会議の参加者（10 名） 大学生（5 名）・西宮市若手職員（1 名）
	進行役	エヌエス環境株式会社（6 名）
	事務局	西宮市 環境企画課
ワークショップの形式	ワールドカフェ方式でエココミュニティ 3 グループ、大学生・若手職員 3 グループが入れ替わる形で全ての議題についてグループディスカッションを行い、その後それぞれの議題について発表。 良いと思った意見に、「いいねシール」を各自貼り付け	

(3) ワークショップの進め方

【開会・導入説明】

西宮市環境基本計画およびゼロカーボン、ワークショップのルールについて説明

【グループワーク】

①自己紹介

②「自慢したい西宮の環境」、「地域活動への若者の参加を高める方法」、「ゼロカーボンに向けて、私たちにできること」について 1 ターム（15～20 分）毎でディスカッション

タームごとにグループを入れ替え、全員が 3 つの議題について意見交換

③最初のテーブルに戻り、初めに議論したテーマについてのまとめ（20 分）

④休憩・いいねシールの貼り付け

⑤グループ発表（各グループ 3 分）

【閉会・アンケート記入】

アンケート記入後、終了

2. ディスカッションまとめ（発表概要）

- 「自慢したい西宮の環境」
 - 教育・自然・地域・行政・交通・その他の6グループに分けられた
 - 自然が多く、酒造りに適したきれいな水が流れている
 - 地域と行政のつながりが強い
 - 学校がたくさんあり、環境学習にも力を入れている
 - 大阪や神戸に近く、交通インフラが整っている

- 「地域活動への若者の参加を高める方法」
 - 興味を引き付ける何かが必要であり、きっかけ・どうやって・広報・その他に分けられた
 - 地域交流を学校授業の一環に組み込む、地域の大学や高校をつなげてもらうといったことや、親子の会話により、子供から大人に参加のきっかけを作ってもらおう
 - 楽しめるイベントを考え、受け入れ側の体制を整えることやボランティアだけに頼らないことが大切
 - 広報不足なので、ポスターやSNS等いろんな媒体で広報すること
 - 事前にイベントの詳しい内容を伝えるとともに、参加者の声を発信する
 - 講義の空きコマに参加できる活動や、土日や夜の活動を増やす他、学校での行事として地域活動への参加を募り、活動から地域に関心を持ってもらう

- 「ゼロカーボンに向けて私たちができること」
 - 教育・ごみ・アイデア・啓発・自然・事業者に分けられた
 - 生ごみの堆肥化やESG投資など、環境のために出来ることについて学ぶ
 - クールスポットを用意する
 - カーボンフットプリントやフードマイレージ、ゼロカーボン等、言葉自体を知らない人も多いため、言葉と意味を広める
 - レンタサイクルや徒歩を使い、出来るだけ車を使わない移動を行う。車を使うときもエコドライブを意識する
 - 宅配ボックスを設置しやすくし、再配達のエネルギーを削減する
 - 間伐や森林整備を行う
 - 地産地消が市民として力の入れやすいゼロカーボンに向けてできることだと思う

3. アンケートまとめ

全体的に意見の言いやすい雰囲気だったものの、自己紹介の時間が短いといった意見や、人によって時間が長い、短いといった意見も得られた。

ワークショップ参加により得た新たな気づき・視点については、ゼロカーボンやカーボンフットプリント等新しい知識や取組を知れたことや大学生や他地域の方との交流、意見を得られてよかったといった回答が寄せられた。また、行政が市民の意見をくみ上げようとしていることが嬉しいといった意見もあった。

他地域の活動内容等、交流の機会が欲しいといった要望のほか、ディスカッションのテーマを事前に知らせておいた方がいいのではないかといった意見もあった。

4. 当日の様子

(1) ディスカッション



(2) 発表・記念撮影

「自慢したい西宮の環境」



「地域活動への若者の参加を高める方法」



「ゼロカーボンに向けて私たちにできること」



5. 意見概要

「自慢したい西宮の環境」



【教育】

- ・武庫川女子大 ●
- ・教育 ●
- ・エコカード ●
- ・学校がいっぱい ●
- ・環境学習について触れる機会がある(エコカード) ●

【地域】

- ・コミュニティスクール ●
- ・地域が学校に協力 ●●●
- ・人が協力的 ●
- ・地域活動に差がある ●
- ・地域と子どもたちとの距離が近い ●
- ・ラジオ体操 ●
- ・コミュニティづくりがさかん ●
- ・地域イベント ●

【交通】

- ・大阪にも神戸にもすぐ行ける、行きやすい ●●●
- ・交通網の充実 ●●
- ・地利 (大阪にも神戸にも出やすい) ●

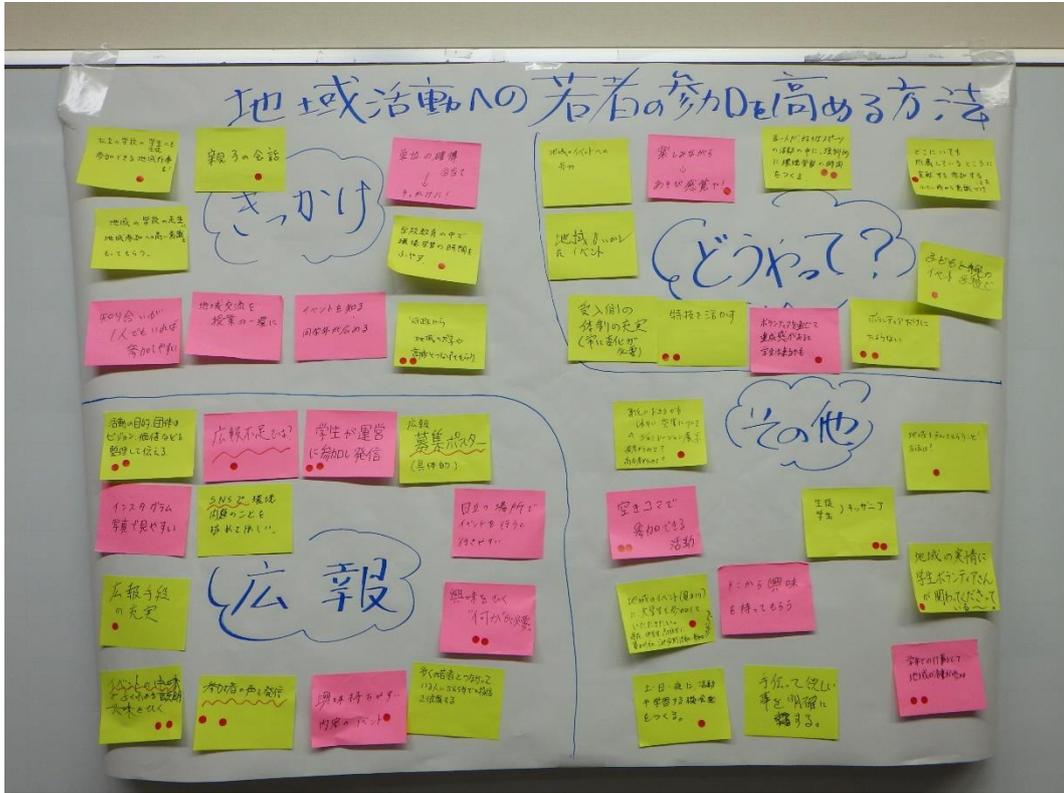
【行政】

- ・手続き LINE でできる ●
- ・基盤整備が充実 ●
- ・文教住宅都市 ●
- ・子育て環境が充実 ●
- ・公園 ●
- ・ステキな指定ごみ袋が導入された ●
- ・地域・行政・事業所の協力関係がよい ●●
- ・西宮市公式 LINE ●●

【自然】		
<ul style="list-style-type: none"> ・鮎がいます● ・甲子園浜● ・眺望のすばらしさ ・西宮のシンボル甲山 ●●●● ・生態系が良い ・お酒 ・海（西宮港）で釣りができる（ブリ、チヌ、アジ、サバ、他）●● ・町中にコイ・サギが多い（生物が多い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・灘五郷の一つ●● ・地下水●●●● ・ほたるがとぶ所がある（仁川、夙川、山口町） ●●● ・夙川 ・川、海、山 ・気候。暮らしやすい ・少し昔に比べて環境（自然）が年々悪化している ●● ・六甲山● 	<ul style="list-style-type: none"> ・桜と松林そのバックに甲山 ・山と海（環境の多様性） ・川あそびができる ・武庫川 ・宮水●●● ・生物（植物、水生生物）が外来生物が優先して ・甲陽園大池で釣りができる
【？】		
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史を感じられる場所がたくさんある ・買い物が便利 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲子園球場● ・雰囲気落ち着いているように感じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・おしゃれ、高級感 ・西宮ガーデンズがある ●●

※●は「いいねシール」

「地域活動に若者の参加を高める方法」



【きっかけ】

- ・私立の学校の学生、生徒にも参加できる地域行事を●
- ・地域交流を授業の一環に
- ・地域の学校の先生に地域参加への高い意識を持ってもらう
- ・単位の獲得目当て→きっかけに
- ・知り合いが1人でもいれば参加しやすい
- ・行政から地域の大学や高校とつなげてもらう●●
- ・イベントを知る、同学年が広める
- ・親子の会話●
- ・学校教育の中で環境学習の時間をふやす●

【どうやって?】

- ・どこにいても所属しているところに貢献する、参加することを小さい時から意識つけ●
- ・楽しみながら→遊び感覚で●
- ・受入側の体制の充実（常に変化が必要）
- ・ボランティアだけに頼らない●●
- ・ボランティア活動を通じて達成感があると学生は来るかも●
- ・地域のイベントへの参加
- ・特技を生かす●●
- ・若い人が好きなスポーツ活動の中に、強制的に環境学習の時間を作る●●
- ・地域力をいかしたイベント
- ・子供と親のイベントを学校で●

【広報】

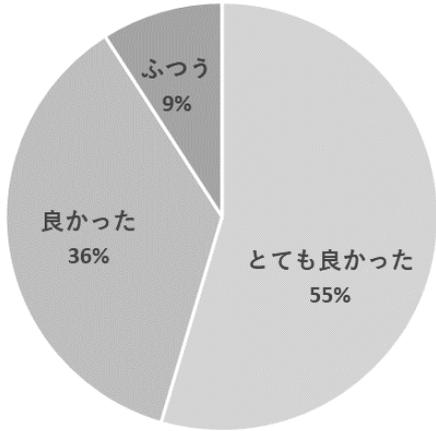
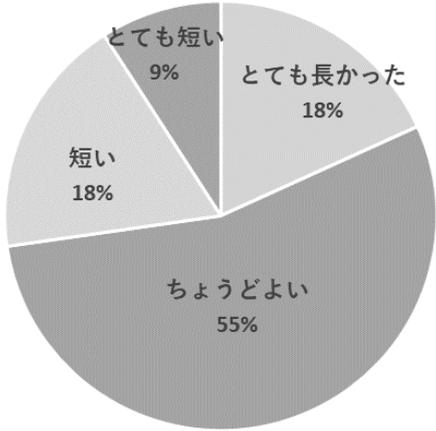
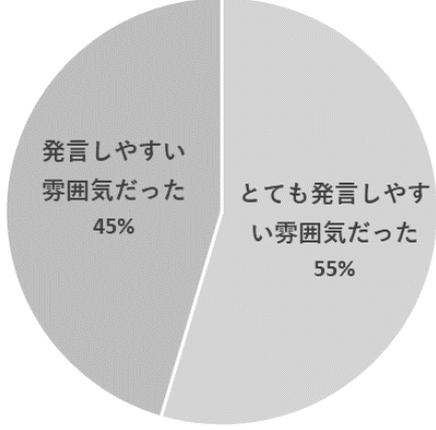
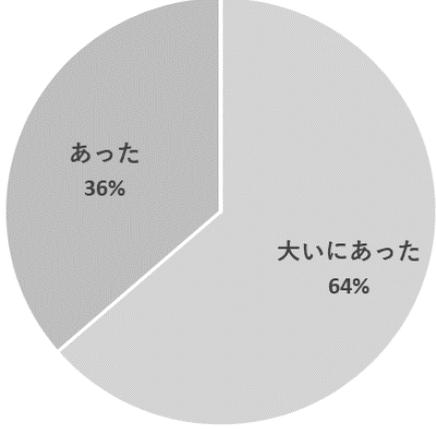
- ・ 広報募集ポスター（具体的に）
- ・ SNS で環境問題のことを広めてほしい
- ・ 目立つ場所でイベントを行うと行きやすい●
- ・ 広報不足では？●
- ・ イベントの中身がよくわかる説明、興味をひく●●
- ・ 参加者の声を発信
- ・ 多くの若者と繋がっている人に SNS 等での投稿を依頼する●●
- ・ 学生が運営に参加し発信●●
- ・ 興味をひく“何か”が必要●●
- ・ 活動の目的、団体のビジョン、価値などを整理して伝える●●
- ・ インスタグラム。写真で見やすい●●
- ・ 広報手段の充実●
- ・ 興味を持ちやすい内容のイベント●●

【その他】

- ・ 地域のイベント（夏祭り）に、大学生も参加していただきたい。現在、中学生、高校生に夏祭りでのごみ分別活動に参加いただいている●
- ・ 土日、夜に活動や学習する機会をつくる●
- ・ 地域の実情に学生ボランティアさんが関わってくださっている●
- ・ 手伝って欲しいことを明確にする●●
- ・ そこから興味を持ってもらう●
- ・ 地域を知ってもらうこと、方法は？●
- ・ 学校での行事として地域の活動に参加●●
- ・ 学生、生徒キッズニア●●
- ・ 空きコマで参加できる活動●
- ・ 身近におきるかもしれない災害についてのシミュレーション展示。若者からみて？高齢者からみて？●

<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の活用● 		
【事業者】		
<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブ ・宅配ボックスの活用● ・流通の共同化 	<ul style="list-style-type: none"> ・節電節水 ・省エネ家電の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスをなくすため「手前取り」
【アイデア】		
<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンフィルターは2週間に一度清掃する● ・省エネ家電の購入● 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却グッズ ・クールビズ ・服のリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参 ・クールスポット●●●
【啓発】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンに向けてと いうことがよくわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンフットプリント、フードマイレージを考えた消費を●●● 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンを広める● ・ゼロカーボンを簡単に、西宮市流に言い換える●
【ゴミ】		
<ul style="list-style-type: none"> ・分別、再利用 ・地域で（大人から子どもまで）ごみの減量に取り組むしくみ作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量 ・ごみ削減。食べ残し→フードロス 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源とゴミの分別 ・身近な取り組み。自分の出すごみを意識する
【自然】		
<ul style="list-style-type: none"> ・植林● 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備●● 	

6. 参加者アンケート結果

<p>Q1 本日のワークショップ（交流会）の内容は、全体的にいかがでしたか？</p>	<p>Q2 本日は約2時間で実施いたしましたが、時間的にはいかがでしたか？</p>																		
 <table border="1"> <caption>Q1: 本日のワークショップ（交流会）の内容は、全体的にいかがでしたか？</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>良かった</td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>とても良かった</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>ふつう</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	良かった	36%	とても良かった	55%	ふつう	9%	 <table border="1"> <caption>Q2: 本日は約2時間で実施いたしましたが、時間的にはいかがでしたか？</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とても短かい</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>短い</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>ちょうどよい</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>とても長かった</td> <td>18%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	とても短かい	9%	短い	18%	ちょうどよい	55%	とても長かった	18%
回答	割合																		
良かった	36%																		
とても良かった	55%																		
ふつう	9%																		
回答	割合																		
とても短かい	9%																		
短い	18%																		
ちょうどよい	55%																		
とても長かった	18%																		
<p>Q3 自由にご自身の言いたいことを発言できる雰囲気でしたか？</p>	<p>Q4 新たな気づきや視点など、得るものがありましたか？</p>																		
 <table border="1"> <caption>Q3: 自由にご自身の言いたいことを発言できる雰囲気でしたか？</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発言しやすい雰囲気だった</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>とても発言しやすい雰囲気だった</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	発言しやすい雰囲気だった	45%	とても発言しやすい雰囲気だった	55%	 <table border="1"> <caption>Q4: 新たな気づきや視点など、得るものがありましたか？</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あった</td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>大いにあった</td> <td>64%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	あった	36%	大いにあった	64%						
回答	割合																		
発言しやすい雰囲気だった	45%																		
とても発言しやすい雰囲気だった	55%																		
回答	割合																		
あった	36%																		
大いにあった	64%																		
<p>Q4 その内容についてもご記入ください</p>																			
<ul style="list-style-type: none"> ・西宮他地域の方との交流。若い方々の活動内容、意気込み ・大学生の意見がよい ・カーボンフットプリントなど新しい知識を得られました ・知らない用語や視点で現在の状況を聞くことができた ・西宮市の地域の方の活動を知れたこと ・ゼロカーボンについて具体的な取り組みがわかりました ・若い方の意見の中で得るものがあった。高齢者だけの集まりではなく、とてもよかった 																			

- ・大学生の方も積極的に参加して下さりうれしいです。若い人の考えを大事にしたい
- ・行政が意見を吸い上げようとしてくれているのが嬉しいです

Q5 本ワークショップ（交流会）に関してお気づきの点

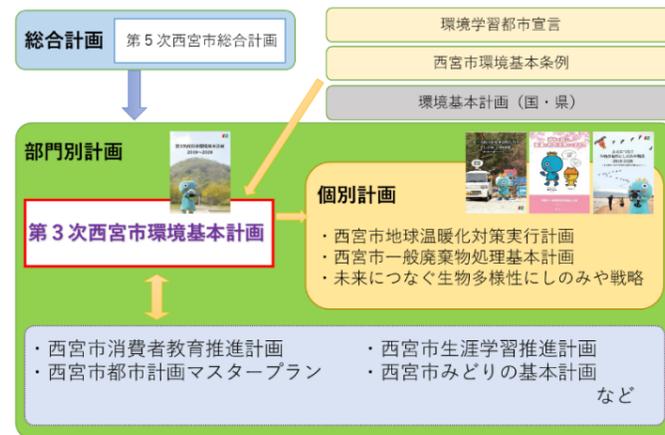
- ・他地域の活動内容をもっと知りたい。人となりをもっと交流できたらと思う。テーマは事前に知らせておいた方がよい。私は考えてきました
- ・ゼロカーボンについて、知らない言葉を学ぶことができた。大学生のかたと交流できて良かった。高校生とも話ができたなら良かった
- ・テーブルを移動するたびに自己紹介をする時間を取ってほしいなと思いました。
- ・西宮市の課題や現状について知ることが出来とても勉強になりました。意見が言いやすい環境だったのではないかなと思います
- ・皆さん楽しみながら参加されているのが、とてもこんごのはげみになり有難うございました
- ・大学生の方、他地域の方との交流が深まった。ワールドカフェ方式楽しかったです
- ・学生さんが参加されているのがとても良いと思いました。エココミ関係の方は普段から環境について意識されていると思うので、他の方にも広がると良いなと思いました。エココミの方同士の交流会もまたあれば嬉しいです(学校でのとりくみなども知りたい)

第3次西宮市環境基本計画の概要及び令和4年度実績の評価結果について

1. 計画の基本的事項

①計画の位置づけ

環境学習都市宣言を具体化するため、西宮市環境基本条例第7条第1項に基づき、環境施策を推進するための基本的な指針を定めたものである。西宮市総合計画の環境に関する部門別計画であり、さらに、下位計画として各環境分野を対象に、具体的な施策等を示した個別計画を策定している。



②計画の対象

自然、まち・くらし、人・文化、歴史・国際

③計画の期間

令和元年度（2019年度）～令和10年度（2028年度）までの10年間
 なお、取り組み状況を毎年把握し、中間年次である令和5年度（2023年度）に総合計画の改定状況や社会情勢等を考慮し、必要に応じて見直しを行う。

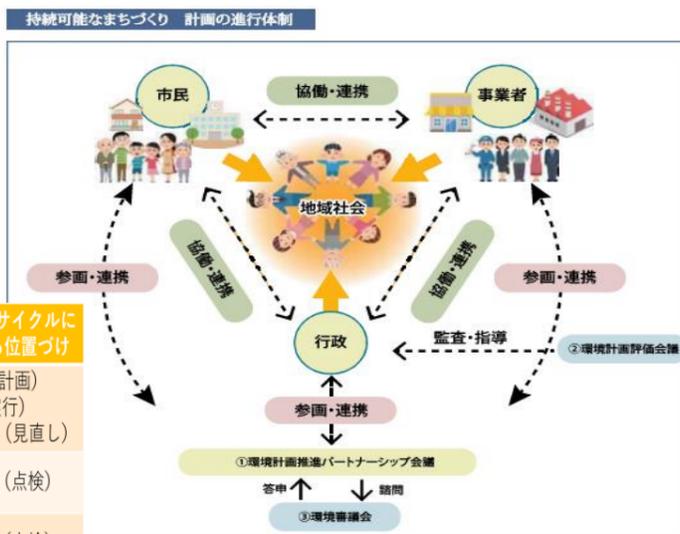
④計画の体系

望ましい環境像実現のため、4つの環境目標（低炭素、資源循環、生物多様性、安全・快適）と3つの行動目標（学びあい、参画・協働、国際交流・貢献）を設けている。行動目標は環境目標を達成するための行動指針として位置づけている。



⑤推進体制及び進行管理

市民・事業者自らが環境について考える姿勢を重視した推進体制としており、附属機関として環境計画推進パートナーシップ会議や環境審議会等を設置している。
 環境審議会の役割として、環境施策の推進や保護樹木等の指定・解除についての審議を行う。具体的には、毎年、環境計画の年次評価を行い、その意見をもとに環境計画推進パートナーシップ会議にて計画を推進していく。



会議名	役割	PDCAサイクルにおける位置づけ
環境計画推進パートナーシップ会議	市民・事業者・専門家・行政で構成。継続的な改善に向け、環境計画を推進する組織。	Plan (計画) Do (実行) Action (見直し)
環境計画評価会議	市の環境施策について、環境計画の進捗状況を監査し、改善・指導を行う外部監査の役割を担う。	Check (点検)
環境審議会	環境計画の策定、保護地区等の指定・解除並びに環境施策の推進について審議する役割を担う。	Check (点検)

2. 令和4年度の実績評価

1. 低炭素

【目標】

地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素を削減するため、省エネルギーの促進及び再生可能エネルギー普及拡大を図り、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めます。

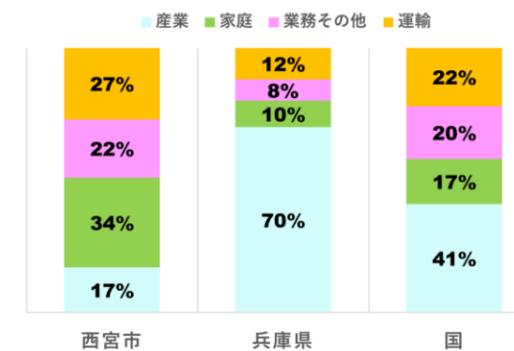
【数値目標及び進捗状況】

●令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25年度（2013年度）と比べ、**△26.0%**（目標は令和10年度（2028年度）に△35.0%）

●部門別でみると、基準年度比で、産業部門では**△27.5%**、業務その他部門では**△31.5%**、家庭部門では**△31.0%**と運輸部門では**△14.3%**と大幅に減少している。廃棄物部門では**1.3%**増で、一般廃棄物の焼却量は減少傾向にあるものの、プラスチック類の含有率が増加していることが増加の要因と考えられる。

●本市と兵庫県・国の温室効果ガス排出量の構成割合では、本市は、兵庫県や国と比べ、産業部門の割合が低く、家庭部門の割合が高くなっている。

二酸化炭素排出量の構成割合



※1 温室効果ガス排出量の算定は各種統計データの集計・公表が2年遅れとなるため、令和2年度（2020年度）が最新値となります。
 ※2 平成28年度以降は、電力小売全面自由化により、電力使用量の把握が困難となったため概算値となります。

令和2年度（2020年度）二酸化炭素排出量※

	平成25年度 2013年度 (基準年度)	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和10年度 2028年度 (計画目標)
二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	1,912,988	1,336,187	1,414,821	1,243,442
		△30.2%	△26.0%	△35.0%
電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.522	0.352	0.362	-

部門別の二酸化炭素排出量

	平成25年度 2013年度 (基準年度)	令和2年度 2020年度	増減量	増減率
産業	277,915	201,382	△76,533	△27.5%
業務その他	442,130	302,988	△139,142	△31.5%
家庭	735,453	507,531	△227,922	△31.0%
運輸	388,503	333,011	△55,492	△14.3%
廃棄物	68,987	69,909	922	1.3%
合計	1,912,988	1,414,821	△498,167	△26.0%

二酸化炭素排出量の部門

部門	対象
産業	製造業、建設業・鉱業、農林水産業
業務その他	事務所ビル、店舗、病院、宿泊施設、公共施設など
家庭	戸建住宅、集合住宅（一般家庭）
運輸	自動車、鉄道、船舶
廃棄物	一般廃棄物の処理

- 市民や事業者への支援・啓発
 - 再生可能エネルギーの導入拡大や二酸化炭素の排出の少ないライフスタイルへ転換（省エネ家電の買替促進等）
 - プラごみ削減運動の推進や給水スポット整備、事業者との連携による再生可能エネルギー導入拡大等
- 環境に配慮した都市基盤の整備
 - 自転車利用環境の改善や「生物多様性にしのみや戦略」及び「みどりの基本計画」に基づく緑化の推進
- 行政の一事業者としての率先した行動
 - 公共施設における再生可能エネルギーや省エネ機器の導入（照明機器のLED化の推進、建築物のZEB化等）

第3次西宮市環境基本計画の概要及び令和4年度実績の評価結果について

2. 資源循環

【目標】

循環型社会の構築に向けて、2Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

【数値目標及び進捗状況】

●令和4年度（2022年度）の1人1日あたりのごみ総排出量は、基準年度である平成28年度（2016年度）と比べ、**△12.8%**（目標は令和10年度（2028年度）に△10.8%）となり、令和5年度（2023年度）の中間目標を達成している。

●令和4年度（2022年度）の1人1日あたりのごみ総排出量が**△12.8%**となっている要因は、主に令和4年7月からの指定ごみ袋制度の本格導入による効果と考えられる。

●数値目標達成に向けた指標では、令和4年度（2022年度）の1人1日あたりの生活系ごみ排出量は473gとなり、基準年度と比べ**△7.3%**となっている。

●飲食店などの営業自粛などにより事業系ごみの排出量は基準年度である平成28年度（2016年度）から大幅に減少しており、令和4年度（2022年度）の1日あたりの事業系ごみ排出量は143tと、基準年度に比べ**△19.2%**減少している。

●令和4年度（2022年度）の最終処分率は、基準年度と比べ**△0.5ポイント**となっており、前年度である令和3年度（2021年度）と同程度である。

●令和4年度（2022年度）の温室効果ガス排出量は、基準年度と比べ**+18.7%**となっており、前年度である令和3年度（2021年度）より**22,085 t -CO₂**減少している。

【今後の展開】

- 生活系ごみの削減（食品ロス対策、プラスチックごみの削減など）
製品プラスチック一括回収の導入、食品ロスやワンウェイプラスチックごみの削減、代替素材への転換等に向けたプラスチックごみ対策の推進など
- 事業系ごみの削減
事業系古紙類の再資源化の推進、事業系食品ロスの削減に向けた啓発（西宮市食品ロス削減パートナー制度）など
- ごみの適正処理及びリサイクル率の向上
ごみの分別の徹底や搬入ごみの展開検査の実施など

ごみの減量に係る実績及び数値目標

目標	内容	平成28年度 2016年度 (基準年度)	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度 (中間目標)	令和10年度 2028年度 (計画目標)
1	ごみ総排出量 (g/人・日)	976	915	851	915	871
			△6.3%	△12.8%	△6.3%	△10.8%
2	最終処分率 (%)	13.1	12.5	12.6	12.4	11.9
			△0.6P	△0.5P	△0.7P	△1.2P
3	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	44,953	75,430	53,345	37,759	32,322
			+67.8%	+18.7%	△16.0%	△28.1%

数値目標達成に向けた実績及び指標

指標	内容	平成28年度 2016年度 (基準年度)	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度 (中間目標)	令和10年度 2028年度 (計画目標)
1	生活系ごみ排出量 (集団回収、資源A・B、 小型家電BOX回収を除く) (g/人・日)	510	514	473	480	459
			+0.8%	△7.3%	△5.9%	△10.0%
2	事業系ごみ排出量 (t/日)	177	154	143	156	141
			△13.0%	△19.2%	△11.9%	△20.0%
3	リサイクル率 (%)	14.5	13.8	15.6	18.9	22.0
			△0.7P	1.1P	+4.4P	+7.5P

3. 生物多様性

【目標】

あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取り組みを進めます。

【数値目標及び進捗状況】

●長期目標では、令和4年度（2022年度）末時点で、令和元年（2019年）1月時点の392種から、絶滅が確認された種はいない。

●短期目標では、市内における生き物の種数について、令和4年度（2022年度）に17種が追加されている。これにより、長期目標である市内における生き物の生息・生育状況については、平成24年（2012年）3月末時点の3,637種より755種増加し、令和4年（2022年）3月末時点では4,392種となっている。

長期目標及び短期目標

	内容	現状 (令和4年度(2022年度)実績)
長期目標	① 市内で種の絶滅を招かない 392種(令和元年(2019年)1月時点)	現在、絶滅が確認された種はない ※兵庫県RL、環境省RL掲載種を対象
	② 市内における生き物の生息・生育状況を把握する 平成24年(2012年)3月末時点:3,637種	令和4年(2022年)3月末時点:4,392種 (昨年度より17種追加)
短期目標	① 市内で生息・生育が確認されている生き物の種数の増加(在来種が対象)	令和4年度(2022年度)追加種数:17種 ※在来種:16種 外来種:1種
	② 市民等の生物多様性への関わりの拡大	平成30年度(2018年度)(戦略見直し年):11,736人 令和4年度(2022年度)(戦略4年目):1,685人

短期目標(市民等の生物多様性への関わりの拡大)の内訳

	内容	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
生物調査関係	写真の応募数(延人)	68	364	61
	生きもの調査隊での生きもの 情報登録数(延人)	193	0	58
	いきものはっけん(夏)	0	0	489
	いきものはっけん(冬)	0	0	485
甲山自然環境 センター関係	養成講座	0	0	116
	ボランティア活動	0	189	238
	イベント・その他	150	8	238
	合計(人数)	411	561	1,685

【今後の展開】

- 市民等の生物多様性への関わりの拡大
地域活動や各種研修などによる市民等の関わりの拡大
- 地域と連携した緑のまちづくりの推進
花と緑のまちづくりの推進、地域のコミュニティづくりの活動支援、「はなパル」の育成、公園の清掃維持管理の地域団体への委託等
- 植物生産研究センターを活用した生物多様性保全の取り組み
植物生産研究センター並びに花工房において、甲山湿原や社家郷山など西宮市内自生植物の増殖・育成を市民ボランティアと共に行い、関連施設や植栽地へ提供する。

第3次西宮市環境基本計画の概要及び令和4年度実績の評価結果について

4. 安全・快適

【目標】

良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。

【数値目標及び進捗状況】

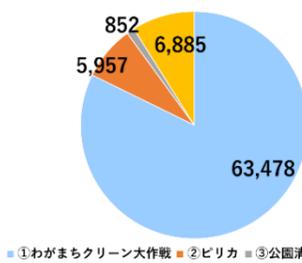
《わがまち美化活動》※わがまちクリーン大作戦など、地域・学校等で、まちをキレイにする活動のこと

●令和4年度（2022年度）の実績は、前年度実績（8.3%）から**+7.6%**改善したものの、新型コロナウイルス感染症による地域活動の減少等により**15.9%**に留まる。

●わがまち美化活動に占める割合は、わがまちクリーン大作戦（例年、6月と12月の年2回実施）の参加者数が大半を占めている。令和4年度（2021年度）は、新型コロナウイルスの影響により年1回の開催となった令和3年度（2021年度）に比べて、参加者数は増加している。

●市民、事業者が日々行っている清掃活動を「見える化」し、まちの美化活動の裾野を広げるため、令和3年（2021年）2月より、ごみ拾いアプリ（ピリカ）を導入し、令和4年度（2022年度）末時点では、5,957人の参加があり、増加傾向にある。

わがまち美化活動（内訳）



わがまち美化活動延べ参加率

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和10年度 2028年度 (計画目標)
わがまち美化活動 延べ参加率	8.3%	15.9%	20.0%

わがまちクリーン大作戦の推移



《大気汚染等の状況》

●大気環境については、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は全測定局で環境基準を達成した。

●水質環境については、市内の環境基準点がある武庫川及び夙川は環境基準を達成した。

大気汚染常時監視結果

物質名	結果の概要
二酸化硫黄 (SO ₂)	一般環境大気測定局の4局全てで 環境基準を達成
二酸化窒素 (NO ₂)	一般環境大気測定局の6局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
一酸化炭素 (CO)	一般環境大気測定局の1局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
光化学オキシダント (OX)	一般環境大気測定局の6局全てで 環境基準は未達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	一般環境大気測定局の6局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	一般環境大気測定局の1局、自動車排出ガス測定局の3局全てで 環境基準を達成

騒音・振動測定調査結果

	騒音		振動	
	昼	夜	昼	夜
A 国道2号（六湛寺町10）	69	66	42	37
B 国道171号（河原町1）	74	72	39	36
C 国道43号（久保町1）	67	64	49	47
D 国道43号（津門川町6）	65	62	44	43
E 国道176号（生瀬東町）	72	66	30	25
F 国道176号（山口町上山口）	68	64	37	31

騒音の環境基準・・・昼 70dB、夜 65dB

振動の要請限度・・・ACDE 昼 70dB、夜 65dB、BF 昼 65dB、夜 60dB

【今後の展開】

1. わがまち美化活動の促進

- ・「わがまちクリーン大作戦」の新規参加団体の登録促進及び市民参加への啓発
- ・ごみ拾いアプリ「ピリカ」の利用促進

2. 大気汚染等の状況の把握

引き続き、市内の大気汚染等の状況を把握し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図る。

1. 学びあい

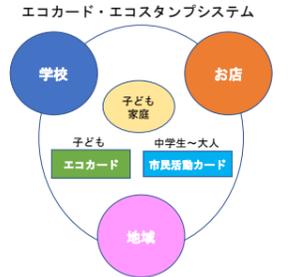
【目標】

すべての人が、生涯にわたり環境について学びあうまちのしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

【進捗状況】

《EWC エコカード》※1：環境について学んだり、環境にやさしい商品を購入した時などにスタンプを押してもらうことができる小学生向けのカードのこと。

●例年、小学生を対象に EWC エコカードを配布しており、エコスタンプを 10 個集めると「アースレンジャー（地球を守る人）」に認定されます。令和2年度（2020年度）以降は従来のアースレンジャーとは違う方法で認定を行い、令和4年度（2022年度）のアースレンジャーの認定率は10.9%となっています。



EWC事業実績



【今後の展開】

引き続き、全ての世代が日常生活の中で環境活動に取り組めるしくみの構築を進める。

2. 参画・協働

【目標】

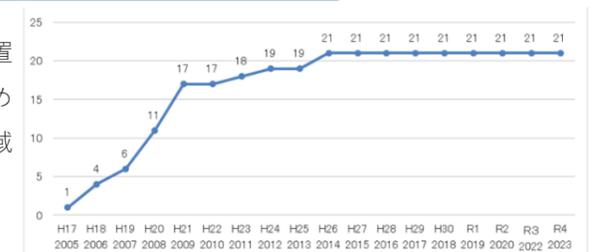
市民・事業者・行政などの各主体、各世代の自律と協働、参画により地域力を高め、環境活動を進めます。

【進捗状況】

《エココミュニティ会議》

●地域に根ざした環境活動の輪を広げるため、各地域で設置が進んでおり、平成17年度（2005年度）に学文地域で初めて発足して以降、令和4年度（2022年度）では市内21地域で設置されている。

エココミュニティ会議設置数



【今後の展開】

引き続き、市民・事業者・行政などの各主体が連携・協力する機会を創出し、地域で生じる様々な課題解決につなげていく。

3. 国際交流・貢献

【目標】

国際的視野をもち、世界の人々と協力して、より良い地球環境を未来に残すことに貢献します。

【進捗状況】

●EWC環境パネル展は、コロナ禍である現状を踏まえ、令和4年度（2022年度）は、海外2か国から461点の作品の応募がありました。

【今後の展開】

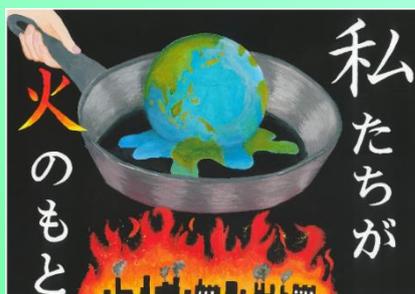
引き続き、広域的な観点から環境保全への取り組みを通じて、国際交流・貢献を推進する。



令和5年度(2023年度)版

環境報告書

「第3次西宮市環境基本計画」令和4年度(2022年度)実績



西宮市

Annual Report on the Environment in

Nishinomiya 2022

《表紙の絵》令和5年度 環境ポスター展の優秀作品

環境学習都市宣言

いま、地球は危機に瀕しています。これまでの社会経済活動や私たち人間の暮らしが、地球温暖化や砂漠化などの問題を引き起こし、自らの生存基盤でもある環境を脅かしています。

西宮市では、市民が主体となって、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川などの美しい河川、大阪湾に残された貴重な甲子園浜・香櫨園浜をはじめとした豊かな自然を守るとともに、公害問題にも取り組むなど、良好な環境をもつ都市を目指してきました。また、阪神・淡路大震災の体験を通じて、自然の力の大きさとその中で生かされている私たちの存在を改めて学びました。

西宮の環境を、そして地球の未来を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが社会のありかたや暮らしを見直さなければなりません。

環境学習とは、私たちの暮らしが自然にどう支えられ、自然をどう利用してきたかを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことです。

私たちは、世代を超えて、家庭・地域・学校・職場などの様々な場所で、市民・事業者・行政の協働によって、人と人との新しい交流を生み出し、環境学習活動を支えるしくみをつくっていきます。

西宮に住み、学び、働くすべての人々が、文教住宅都市宣言（1963年）、平和非核都市宣言（1983年）の精神とあゆみを再認識し、環境学習を軸とした21世紀の持続可能なまちづくりを進めることをここに宣言します。

行動憲章

私たち西宮市民は、参画と協働の環境学習を通じて、21世紀の世界に誇ることのできる持続可能な都市を実現します。

1. 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。
2. 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPOなどとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。
3. 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にしたい循環型都市を築きます。
4. 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人との共生する、公正で平和な社会を実現します。
5. 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

平成 15 年 12 月 14 日

兵庫県 西宮市

目次

1.計画の基本的事項	P4
2.環境目標1 低炭素	P9
3.環境目標2 資源循環	P18
4.環境目標3 生物多様性	P25
5.環境目標4 安全・快適	P33
6.行動目標1 学びあい	P42
7.行動目標2 参画・協働	P46
8.行動目標3 国際交流・貢献	P48
9.参考資料	P50
10.施策体系に基づく事業一覧	P51

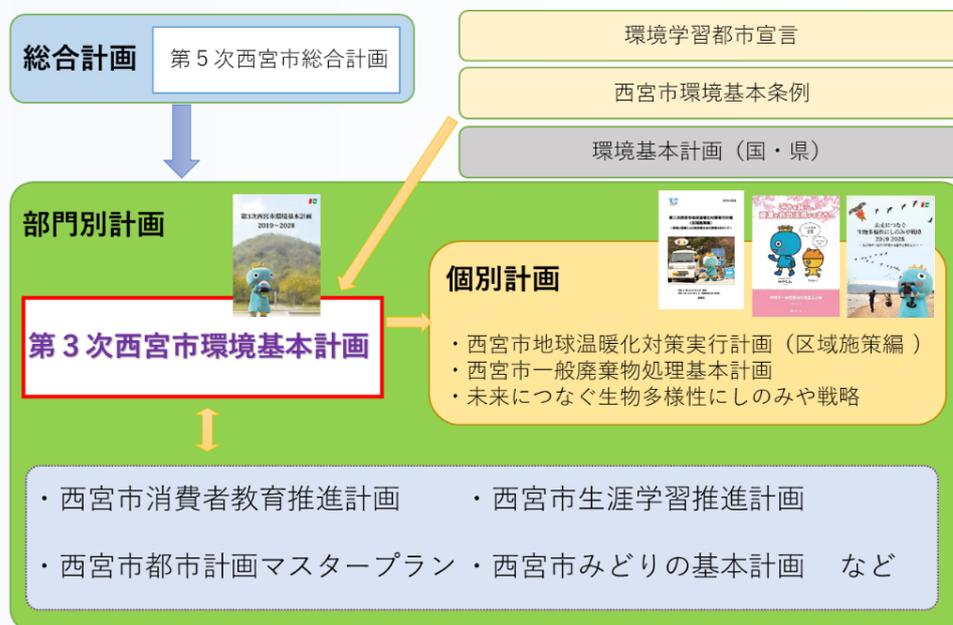
計画の基本的事項

◆これまでの経緯（「第3次西宮市環境基本計画」が策定されるまで）

平成6年度（1994年度）、「西宮市環境計画」を策定し、平成7年度（1995年度）から平成16年度（2004年度）までの10年間を計画期間として、本市の豊かな自然環境や恵まれた文化的環境などの西宮の地域特性を生かした環境づくりを進めてきました。その後、平成15年（2003年）に環境学習を通じた次世代を育むまちづくりを推進するため、新たな都市宣言として「環境学習都市宣言」を行いました。この宣言の内容を具体的に実現するための計画として、平成16年度（2004年度）「新環境計画」を策定し、平成31年（2019年）に「第3次西宮市環境基本計画」が策定されるまでの約15年間までの計画として、取り組んできました。そして、令和元年度（2019年度）から「新環境計画」で示された環境学習都市宣言の考え方を引き継ぎ、発展させるため「第3次西宮市環境基本計画」を策定しました。

◆「第3次西宮市環境基本計画」の位置づけ

「第3次西宮市環境基本計画」は、西宮市環境基本条例第7条第1項の規定に基づき、環境施策を推進するための基本的な指針となる計画として、平成31年（2019年）3月に策定したものです。本計画には、下位計画として、各環境分野を対象に、具体的な施策・行動計画を示した個別計画を策定しています。



◆計画期間

令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間

◆望ましい環境像

環境学習都市宣言の趣旨等を踏まえ設定された前計画の基本的な考え方を引き継ぎ、望ましい環境像を以下のように定めています。

『人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや』
～共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとあおい海～

◆まちづくりの目標

学びあい 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。

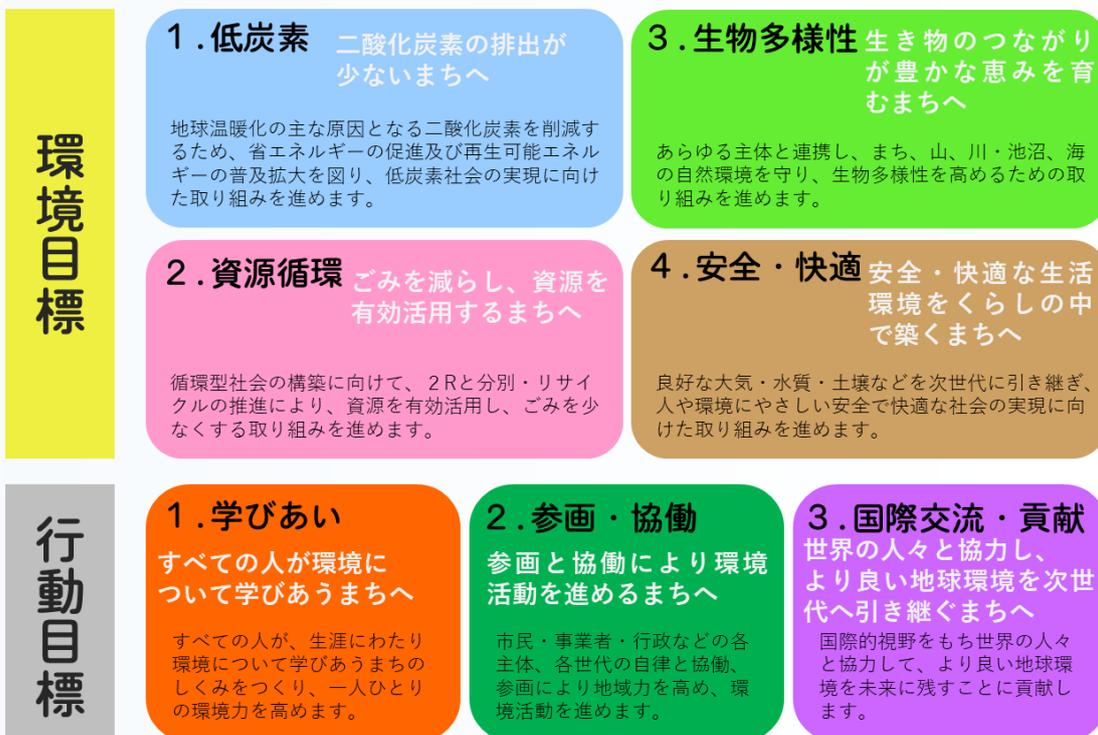
参画・協働 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPOなどとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。

循環 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にしたい循環型都市を築きます。

共生 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人との共生する、公正で平和な社会を実現します。

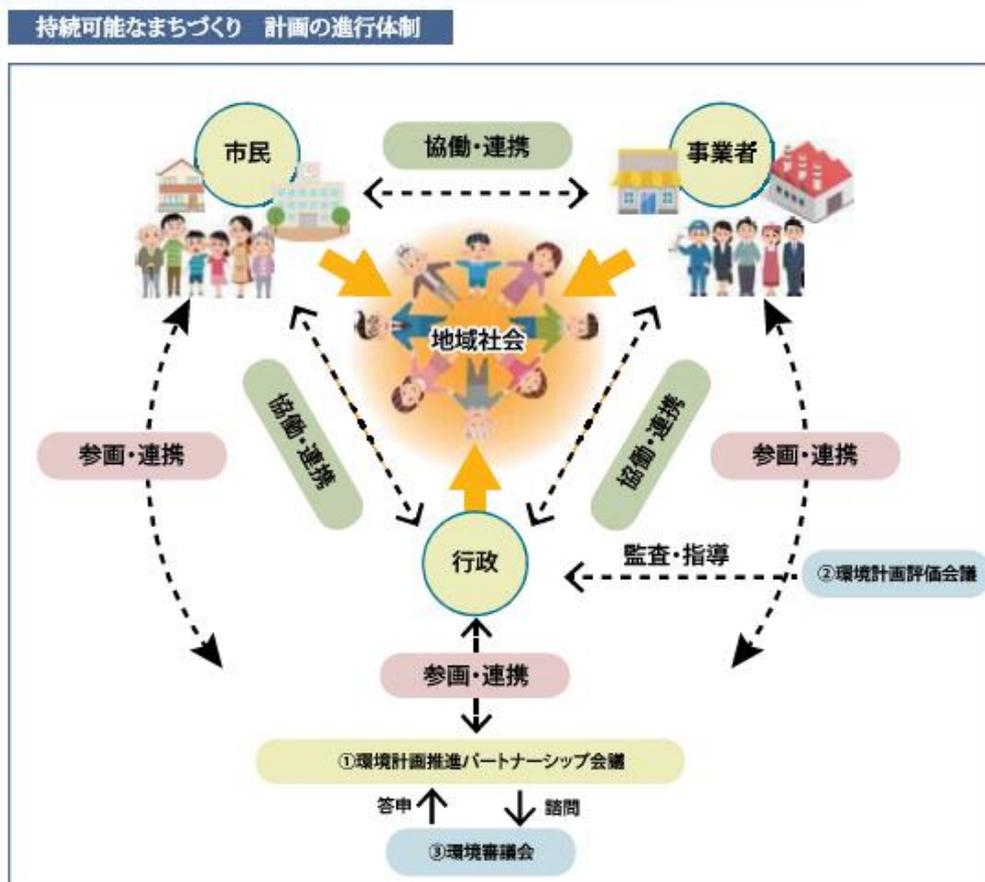
ネットワーク 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

◆環境目標と行動目標



◆計画の推進体制及び進行管理

計画の推進・進行管理については、年度ごとに、環境計画評価会議^{※1}において、市の環境施策の外部監査を行うとともに、施策の取組実績と目標の達成状況を取りまとめ、環境審議会に報告します。また、審議会での審議や評価を公表するとともに、市民・事業者等で構成された環境計画推進パートナーシップ会議において、次年度以降の施策に反映し、更なる取組を行います。^{※1} 令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。



会議名	役割	PDCAサイクルにおける位置づけ
環境計画推進パートナーシップ会議	市民・事業者・専門家・行政で構成。継続的な改善に向け、環境計画を推進する組織。	Plan（計画） Do（実行） Action（見直し）
環境計画評価会議	市の環境施策について、環境計画の進捗状況を監査し、改善・指導を行う外部監査の役割を担う。	Check（点検）
環境審議会	環境計画の策定、保護地区等の指定・解除並びに環境施策の推進について審議する役割を担う。	Check（点検）

◆SDGs（持続可能な開発目標）とは

気候変動や生物多様性の損失、貧困や格差、紛争や人権侵害など、世界には様々な課題があり、それらを解決し、より良い未来を目指すために世界が合意した目標のことで、SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、平成27年（2015年）9月に国連で採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由やジェンダーなど、社会のすみずみまで手を差し伸べる考え方を示しています。また、行政・地域・大学・NGO・市民等のあらゆる主体が参画することで、目標の達成を目指す考え方も含まれています。これは、環境学習都市として西宮市が掲げる持続可能なまちづくりの考え方、すなわち、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済の発展と公正で平和な社会の構築を目指す考え方につながるとなっています。



国連持続可能な開発目標（SDGs）			
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		各国内及び各国間の不平等を是正する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

出典：環境省-すべての企業が持続的に発展するために
-持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド【第2版】-

◆SDGsの17のゴールと第3次西宮市環境基本計画との関係

第5次西宮市総合計画に関連付けられているSDGsの17のゴールのうち、第3次西宮市環境基本計画に関連する主なゴールは次のとおりです。



◆施策体系

環境目標		施策	
1	低炭素	1	省エネルギーの推進・普及啓発
		2	再生可能エネルギーの導入・普及啓発
		3	地域環境の整備
		4	資源循環型社会の形成
		5	気候変動に対する適応策
2	資源循環	1	ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用
		2	環境にやさしいごみの適正処理の推進
3	生物多様性	1	多様な生き物の保全及びその生息・生育環境(生態系)の再生と創造
		2	まちの緑を育む
4	安全・快適	1	良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承
		2	人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進
		3	身近な自然、歴史や文化の次世代への継承
		4	自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

行動目標		施策	
1	学びあい	1	学びあうまちのしくみづくり
		2	環境学習都市を支える人材の育成
		3	環境学習を推進する場の充実
		4	環境に関する情報収集と公開
2	参画・協働	1	各主体の特性に応じた自律した活動を推進
		2	各主体・各世代の参画と協働の推進
3	国際交流・貢献	1	世界の国々との環境を通じた協力や交流の推進
		2	世界の人々への環境情報の発信

環境目標1 低炭素

目標

地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素を削減するため、省エネルギーの促進及び再生可能エネルギー普及拡大を図り、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●令和2年度(2020年度)の二酸化炭素排出量は、基準年度である平成25年度(2013年度)と比べ、26.0%減少(目標は令和10年度(2028年度)に35.0%削減)

	平成25年度 2013年度 (基準年度)	令和元年度 2019年度 ※	令和2年度 2020年度	令和10年度 2028年度 (計画目標)
二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	1,912,988	1,336,187	1,414,821	1,243,442
		△30.2%	△26.0%	△35.0%
電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.522	0.352	0.362	—

※温室効果ガス排出量の算定は各種統計データの集計・公表が2年遅れとなるため、令和2年度(2020年度)が最新値となります。

※平成28年度(2016年度)以降は、電力小売全面自由化により、電力使用量の把握が困難となったため、概算値。

なお、参考目標として、国の計画期間に合わせた目標期間によると、令和12年度(2030年度)の二酸化炭素排出量を平成25年度(2013年度)比で39.7%以上削減します。また、長期的な目標として、「2050年ゼロカーボンシナリオにのみや」を掲げ、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指します。

二酸化炭素排出量 = 活動量 × 温室効果ガス排出係数※1

※1 温室効果ガス排出係数とは、活動量当たりの温室効果ガスの排出量をいう。例えば、自動車でガソリンが1ℓ使われた場合、CO₂が2.32kg-CO₂排出されることになる。活動量の推計方法はP50参考資料を参照。

現状

平成27年(2015年)に開催されたCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)において、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして、全世界が産業革命以前に比べ、世界の気温の上昇を2°C以内にとどめ、できる限り1.5°C以内に抑えるという目標を掲げた「パリ協定」が採択され、平成28年(2016年)11月に発効しました。

令和元年(2019年)に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告においては、1.5°C以内に抑えるためには、「令和32年(2050年)までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。このため、国においては、令和2年

(2020年)10月に、令和32年(2050年)までにCO₂の実質排出量をゼロ(カーボンニュートラル)にするとの政策目標を表明し、「脱炭素社会」の実現が明確な目標として示されました。本市においても、令和3年度(2021年度)の施政方針において、市長が「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しており、地球温暖化の防止に向け、これまで以上に省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの普及と利用拡大を図っていく必要があります。

本市における令和2年度(2020年度)における本市の二酸化炭素排出量は、141.4万tCO₂となり、基準年度である平成25年度(2013年度)と比較して26.0%減少しています。

本市における二酸化炭素の排出特性は、国や兵庫県と比較して、産業部門の割合が少なく、家庭部門が多くを占める住宅都市としての特徴があります。

二酸化炭素排出量を部門別にみると、産業部門では、製造品出荷額の減少等により製造業が基準年度比で27.5%減少しています。また、業務その他部門では、基準年度比で31.5%の減少となっており、家庭部門においても、電化製品の省エネ性能の向上等により、基準年度比で31.0%の減少となっています。

運輸部門では、排出量の大部分を占める自動車部門について、燃費の改善等により、基準年度比で14.3%の減少となっています。一般廃棄物部門は、基準年度比ではほぼ横ばいとなっています。これは、一般廃棄物の焼却量は減少傾向にあるものの、プラスチック類(ビニールなど)の含有率が増加していることが影響していると考えられます。

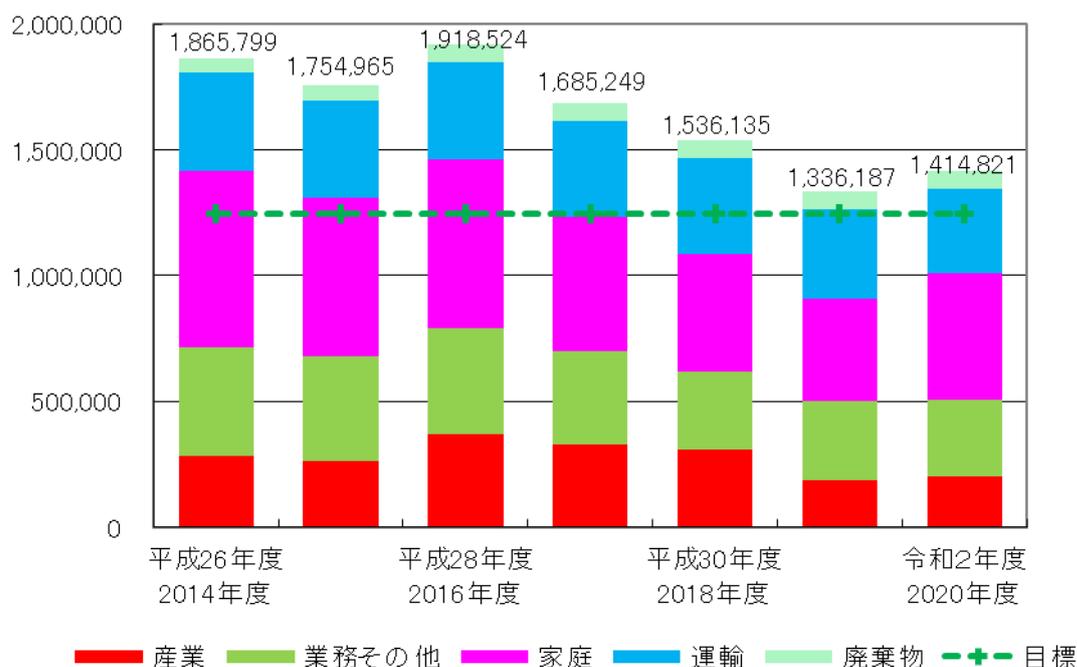


図 1-1 市域の部門別の二酸化炭素排出量の推移

取り組み

1. 地球温暖化対策に関する全体的な取り組み

◆「2050年ゼロカーボンシティ」

地球温暖化対策の推進に関する法律で、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされており、近年、脱炭素社会に向けて、2050年に二酸化炭素の実質排出量ゼロに取り組むことを表明する地方公共団体、いわゆる「ゼロカーボンシティ」が増えています。本市においても、令和2年度に市長が「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化対策に向けた取り組みを進めていくこととしています。

◆第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標の設定

市域の温室効果ガス削減に取り組む、地球温暖化対策を進めるため、平成31年(2019年)3月に第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。しかし、平成28年(2016年)4月から始まった電力小売自由化により、市域における電力使用量の把握が困難になったため、温室効果ガス排出量の算出に影響が出ていました。このことから、令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)にかけて、市域の電力使用量を推計するために、市民を対象にした「省エネ行動モニター事業」を実施し、令和4年(2022年)2月に省エネ行動によるエネルギー削減効果や社会情勢等を踏まえた二酸化炭素排出量削減目標を定めました。具体的には、中期目標として、令和10年(2028年度)の二酸化炭素排出量を平成25年度(2013年度)比で35.0%以上削減することを掲げています。

また、長期目標として、市民・事業者・行政の参画と協働により、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

◆西宮市役所E C Oプラン-第三次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）-の推進

市民・事業者の省エネ行動等に先んじて、市自らが率先して行動していくために、平成26年(2014年)10月に西宮市役所E C Oプラン-第三次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）-を策定し、市が行う事務事業について、温室効果ガス排出量を削減する取り組みを進めています。

この計画は、平成25年度(2013年度)を基準年度として、平成26年度(2014年度)から令和3年度(2021年度)までの8カ年で温室効果ガス排出量を8.0%以上削減することを目標としています。なお、目標数値は年1%以上のエネルギー消費量の削減を主眼としており、電力の排出係数を固定して設定しています。令和3年度(2021年度)は基準年度比7.5%の削減となっています。

令和5年(2023年)3月には、第4次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しました。これまで以上に、市役所自らの事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量の

削減等を率先して行うことにより、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、本市市域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。この計画では、令和10年度（2028年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で65%以上削減することを目標としています。なお、この計画では目標の設定や今後の排出量の算定において、電力の排出係数の変動を加味することとします。

※電力の排出係数 電力事業者が一定の電力を発電するためにどれだけ二酸化炭素を排出したかを表す指標

	平成25年度 2013年度 (基準年度)	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和3年度 2021年度 (計画目標)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	54,990	51,662	50,847	50,590
		△6.1%	△7.5%	△8.0%

表 1-1 市役所の事務事業に係る温室効果ガス排出量

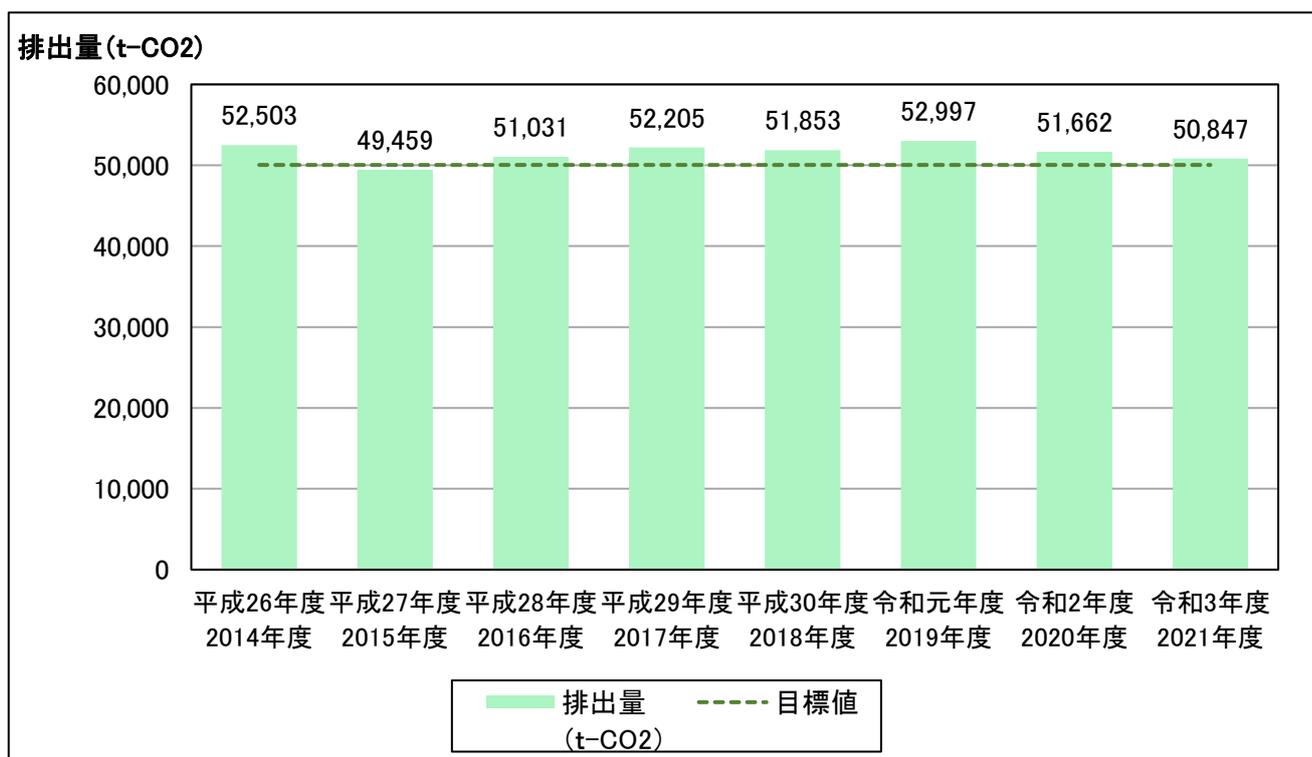


図 1-2 市役所の事務事業に係る温室効果ガス排出量の推移

◆ COOL CHOICE（クールチョイス）の推進

COOL CHOICE（クールチョイス）とは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する「賢い選択」を促す、国を挙げての国民運動です。本市においてもこの取り組みに賛同し、自ら取り組むとともに、市政ニュースやホームページなどで市民や事業者に周知しています。



図 1-3 クールチョイスロゴ

2. 省エネルギーの推進・普及啓発

◆市役所における省エネ行動の推進

・省エネの取り組みとして、毎年エコスタイルキャンペーン（夏季の省エネルギー対策）を実施しています。市が率先して軽装を実施することにより、来庁する市民や事業者にも地球温暖化防止及び省エネルギー対策への意識啓発とすることも目的としています。

・「西宮市環境マネジメントシステム」を運用し、環境に関する方針や目標を設定し、空調温度の適正化といった省エネなどのエコオフィス化に取り組んでいます。また、購入の必要性を十分に考え、環境に配慮した物品を優先的に購入する「グリーン購入」については、「西宮市グリーン購入推進ガイドライン」を策定し、市自らが率先して実施しています。

◆省エネ機器・改修の導入支援

・競争入札参加資格審査格付け基準でエコアクション 21 の認証取得事業者に対して加点項目を設け、事業所による環境配慮の取り組みを促進しています。

・固定資産税において、省エネ改修を行った住宅に対する減額措置や、一定の要件を備えた再生可能エネルギー発電設備に対する軽減措置を設けています。

◆省エネ行動につなげる環境学習の推進

・本市における温室効果ガスの排出特性は、国や兵庫県に比べ、家庭部門が占める割合が高くなっています。このため、ライフスタイルの転換など家庭でのエネルギー消費量を削減する取り組みが重要です。地球温暖化への関心を持ってもらうため、事業者等と連携した体験型環境学習の実施、出前講座などを実施しています。大阪ガスとの共催のエコクッキングでは、調理実習を通してごみの減量や調理過程における効率的エネルギーの使い方について学ぶ機会を提供し、小学生とその親子 35 名が参加しました。山村硝子との共催のイベントでは、オリジナルガラスびん工作体験や見学会を行いま



図 1-4 エコクッキング
（令和 4 年度実施の様子）

した。また、令和4年度(2022年度)は、「にしのみや省エネチャレンジ2022」として、「うちエコ診断」の受診を促進する「エコライフにしのみやキャンペーン」と省エネ家電への買い替えを促進する家電の買替キャンペーンを実施し、合計184件の応募がありました。

・8月には北口図書館において、「みんなで考える温暖化・環境～Let's think about global warming～」をテーマとした環境ブックフェアを開催し、環境問題に関するパネル展示や書籍紹介を行いました。

・食料が生産地から輸送される距離に輸送量かけたものを「フードマイレージ」といいます。フードマイレージが高いほど、それに係る輸送や保存等に多くのエネルギーを消費しているということになります。地産地消の取り組みは、食料の消費に係る環境負荷を低減することにつながります。このため、本市では、市内の農家による農産物の即売会や食育の出前講座、学校給食に市内産の野菜を使うなど、地産地消の取り組みを進めています。



図 1-5 緑のカーテン

・誰でも身近で簡単に取り組むことができる、省エネなどエコな活動として「緑のカーテン」づくりの普及・啓発を行っています。令和4年度(2022年度)は、学校園などの公共施設へのカーテン用植物苗の配付による普及・啓発を行いました。また、緑のカーテン制作・維持管理についてのパンフレットを作成し、啓発事業などを行いました。

◆市有施設における省エネルギーの取り組み

・LEDは消費電力が少なく、導入することで、省エネルギー化による二酸化炭素の排出量を削減することができます。

防犯灯は平成28年度(2016年度)に、公園灯は平成30年度(2018年度)に、それぞれLED化を完了しました。また、平成30年度(2018年度)より市道の道路照明灯のLED化を順次進めています。また、令和4年(2022年)2月には、「西宮市公共施設における照明設備のLED化基本方針」を策定し、令和8年度(2026年度)までに公共施設のLED照明の導入割合100%を目標にLED化を進めていきます。

・ESCO(Energy Service Company)とは、工場や事業所ビルにおける省エネルギーを推進するひとつのしくみです。ESCO事業者が施設の省エネルギーを請負い、削減された光熱水費の一部を請負の代価とすることで、依頼した側も請け負ったESCO事業者も利益を得ることができます。

本市では、これまで市内の防犯灯や介護老人保健施設「すこやかケア西宮」、大谷記念美術館においてESCO事業を導入しています。

3. 再生可能エネルギーの導入・普及啓発

◆太陽光発電設備等の普及拡大

令和4年度(2022年度)から省エネ設備及び再エネ設備の普及促進のため、本市を含む阪神7市1町と神戸市との連携により、戸建住宅を対象に太陽光発電と蓄電池設備の共同購入事業を実施しています。太陽光パネル8件、蓄電池設備9件、太陽光及び蓄電池設備19件の契約がありました。

また、事前に国の補助金を受けていることを条件に、戸建住宅におけるZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)や高性能建材を用いた既存住宅の断熱リフォームに対して補助を実施しています。

◆市有施設への太陽光発電設備の導入

市有施設の新築や大規模改修を行う際には、太陽光発電設備を率先して導入することとしています。これまでに本市の公共施設28箇所(令和5年(2023年)3月末現在)で太陽光発電設備を導入しています。また、環境学習用の太陽光発電設備を一部の学校に設置し、太陽光発電による発電量を表示するモニターを取り付け、児童への環境教育に役立てています。



図1-6 香櫨園小学校の太陽光発電設備

4. 地球環境の整備

◆次世代自動車・バスの普及促進

・電気自動車(EV)・燃料電池自動車(FCEV)・プラグインハイブリッド自動車(PHEV)など環境にやさしい次世代自動車・バスの普及を促進しており、市の公用車においても、次世代自動車の導入を進めています。

・低公害車の普及は、NO_x、PM等の排出ガス対策として有効ですが、二酸化炭素排出量削減による地球温暖化対策としての効果もあります。低公害車の普及促進を図るため、

民間のバス・トラック事業者を対象としてCNG(圧縮天然ガス)自動車および優良ハイブリッド自動車購入時の補助金交付制度を設けています。



図1-7 公用電気自動車

◆公共交通機関等の利用促進

・自家用車の利用に比べ、鉄道やバスなどの公共交通機関は、一人あたりの二酸化炭素排出量が少ないことから、公共交通機関の利用を促進する環境整備が必要です。本市では令和4年度(2022年度)に策定した「西宮市都市交通計画」に基づき、市内路線バス

停留所の上屋及びベンチの整備費用の補助、ノンステップバスの購入補助など公共交通機関の利便促進や環境にやさしい交通ネットワークの形成を図っています。また、転入者への公共交通情報の提供など、公共交通機関の利用促進の取組みを行っています。

・近年、モノや場所、サービスなどを多くの人と共有する「シェアリング・エコノミー」という取り組みが進んでいます。モノや空間などを共有することで、資源を効率的に活用し、ごみの発生量や温室効果ガス排出量の削減といった効果があります。シェアサイクルは、環境負荷の低い自転車を「共有」することで温室効果ガスの排出削減や資源の有効利用につながります。本市では、令和元年（2019年）7月から民間事業者と共同してシェアサイクルの利用動向調査を実施し、事業の効果や継続性を検証しています。



図1-8 シェアサイクル

◆緑化の推進

・緑は、大気中の二酸化炭素を吸収する役割を果たすことから、都市の緑を守り、次世代へ引き継ぐことが地球温暖化の防止につながります。本市では、「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略（2019～2028）」や「西宮市みどりの基本計画（2020～2029）」を策定し、それらの計画において緑化の推進を図っています。

・市民の参画と協働による公園・緑地の管理、生物多様性保全上重要な里地里山（ナシオン創造の森、甲山グリーンエリア、社家郷山）での保全活動の支援など、市民・事業者・行政の連携により市域における緑地の保全や緑化活動を実施しています。

5. 資源循環型社会の形成

・ごみの焼却処理により温室効果ガスが排出されることから、ごみを出さない循環型のライフスタイルに向けて、ごみの排出量を減らしていく必要があります。そのため、本市では、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、2Rと分別・リサイクルを目標に掲げ、近年特に問題となっている食品ロスやプラスチックごみの削減などごみの減量に取り組んでいます。

・西部総合処理センター及び東部総合処理センター焼却施設では、ごみ焼却時に発生する蒸気を施設内の諸設備で使用するほか、蒸気タービンによる発電を行い二酸化炭素排出量の削減を図っています。

6. 気候変動に対する適応策

・平成26年（2014年）に公表されたIPCCの第5次評価報告書では、世界の平均気温の上昇は避けられず、気温上昇を2℃未満に抑えられる可能性の高いシナリオでも、温室効果ガス排出量を2010年と比べて2050年までに40～70%削減し、2100年までにゼロ

またはそれ以下にする必要があるとされています。

このため、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行う「緩和」のみならず、既に起こりつつある、あるいは、将来予測される気候変動影響への防止・軽減の対策を行う「適応」を同時に進めることが求められています。

本市では、「緩和」策のほか、多発する自然災害の対策として、防災に関する出前講座、防災マップの作成や自主防災組織への支援、浸水対策であるオンサイト・オフサイト貯留施設の整備、気候変動により増加の恐れがある熱中症・蚊媒介感染症に関する情報提供などの「適応」策を実施しています。



図 1-9 緩和策と適応策（出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT））

環境目標2 資源循環

目標

循環型社会の構築に向けて、2Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●令和4年度（2022年度）の1人1日あたりのごみ総排出量は、基準年度である平成28年度（2016年度）と比べ、12.8%減少（目標は令和10年度（2028年度）に10.8%削減）

目標	内容	平成28年度 2016年度 (基準年度)	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度 (中間目標)	令和10年度 2028年度 (計画目標)
1	ごみ総排出量 (g/人・日)	976	915	851	915	871
			△6.3%	△12.8%	△6.3%	△10.8%
2	最終処分率 (%)	13.1	12.5	12.6	12.4	11.9
			△0.6P	△0.5P	△0.7P	△1.2P
3	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	44,953	75,430	53,345	37,759	32,322
			+67.8%	+18.7%	△16.0%	△28.1%

現状

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムにおいて、天然資源の枯渇や廃棄物の増加による最終処分場の不足、プラスチックごみによる生物や生態系への悪影響など様々な問題が発生しています。

本市では、平成31年（2019年）3月に、一般廃棄物処理基本計画を改定し、ごみを発生させない社会の確立や分別の徹底とリサイクルの推進、適正で効率的なごみ処理体制の構築を基本方針として、ごみの減量に向けた取り組みを進めています。本計画では、平成28年度（2016年度）を基準年度とし、目標年度である令和10年度（2028年度）までに「ごみ総排出量10.8%削減（1人1日871g）」、「最終処分率11.9%」、「温室効果ガス排出量28.1%削減」の3つの数値目標を設定しています。

令和4年度（2022年度）における本市のごみ総排出量（1人1日あたり）は、851gとなり、基準年度と比較して12.8%減少しており、中間年度の目標値を達成しています。

主な減少理由は、令和4年7月より指定ごみ袋制度を本格導入したことで、ごみ減量・再資源化促進に一定の効果があったことによるものです。

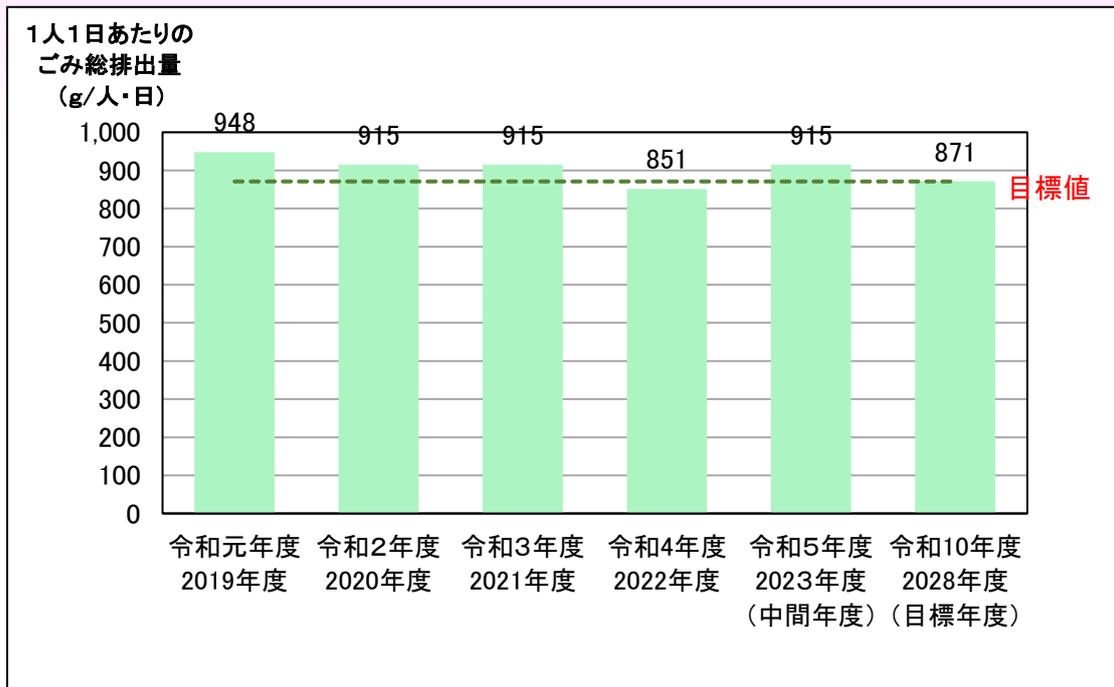


図 2-1 ごみ総排出量（1人1日あたり）の推移

また、令和4年度（2022年度）の最終処分率は、12.6%で、基準年度に比べて0.5ポイントの減少となっています。

一方、令和4年度（2022年度）の廃棄物処理時における温室効果ガス排出量は、53,345t-CO₂となっており、基準年度と比較して18.7%増加しています。

廃棄物焼却時における温室効果ガスは、可燃ごみの中のプラスチックを焼却した際に発生します。可燃ごみの中のプラスチック量は季節毎に実施しているごみ分析結果から算出しますが、そのプラスチック割合が増加したため、温室効果ガス排出量が増加しています。さらなるごみの減量化に向けて、市民・事業者とともに、廃棄物の発生抑制、再利用や再生利用、ごみの適正処理の取り組みを進める必要があります。

取り組み

1. ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用

◆ごみの分別収集・資源化

・ごみの減量化と資源の有効利用のため、ごみの分別収集及び資源化を行っています。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトルについては本市の焼却施設、破碎選別施設及びペットボトル処理施設において、その他プラについては民間事業者の施設において、中間処理を行った後、再資源化事業者に引き渡し、資源化しています。資源A（新聞・ダンボール・古着等）・資源B（雑誌・チラシ等）についても、収集したものを民間事業者に引き渡し、資源化を行っています。

・ごみの減量と分別排出の徹底を促進するため、令和4年4月より生活系および事業系指定ごみ袋制度を導入しました。ごみの分別区分の見直しを進め、リサイクル率の向上に取り組んでいます。

・貴金属やレアメタルなど貴重な資源が含まれている使用済小型家電については、市内の35箇所に回収ボックスを設置するとともに、宅配回収サービスを行い、回収したものは再資源化事業者に引き渡し、資源化しています。令和4年度（2022年度）は約54tの回収量がありました。

・ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚を図るため、資源の集団回収を実施する団体等に対して、再生資源集団回収実施団体奨励金を交付しています。令和4年度（2022年度）は約8,85tを回収し、575団体へ奨励金を交付しました。



図 2-2 使用済み小型家電回収ボックス

◆ごみを出さないライフスタイルの普及

・ごみを出さない「循環型ライフスタイル」の定着に向け、特に使い捨て容器ごみを削減する取り組みとして、マイバッグやマイボトルの利用を推進しています。

・レジ袋を削減するため、「西宮市レジ袋削減推進委員会」を設置し、レジ袋削減に賛同いただける事業者と協定を締結しています。

・協定を締結した事業者の店舗において、啓発品の提供や、ポスターの掲示などを行い、マイバッグの持参を呼び掛け、レジ袋の削減を進めています。

・資源物の回収促進、買い物袋持参運動、再生品の使用や販売など、ごみの減量化、再資源化に取り組む事業所をスリム・リサイクル宣言の店として指定し、市のホームページにて紹介しています。また、令和3年（2021年）10月には、「西宮市食品ロス削減パートナー制度」を創設しました。令和4年度（2022年度）は、106件の認定を行い、事業者と連携しながら事業系食品ロス削減について、さらなる啓発を進めます。



図 2-3 食品ロス削減パートナー認定ステッカー

◆食品ロス削減の促進

・食品ロスの削減を図るため、イベントや出前講座などを通じて啓発を行っています。また市内飲食事業関係者に対し、啓発ポップの設置及び食品廃棄物の減量への協力をお願いしており、市のホームページにて、協力事業者を紹介しています。

- ・令和4年度(2022年度)は、市内の食品系スーパーマーケット5事業者20店舗で、常設型フードドライブを実施しました。商業施設フードコート内でフードドライブのイベントを実施し、にしのみや市民祭りや消費生活展ではブースを設置し、食品ロスの削減協力を呼びかけました。
- ・市が備蓄している賞味期限の近い非常食を防災意識の啓発も兼ねて有効活用するため、小中学生に配布する取り組みを行いました。



図2-4 商業施設での
フードドライブイベント

◆プラスチックごみの削減

- ・プラスチックは軽量で耐久性が高く、安価で大量生産がしやすいことから、私たちの生活に欠かせない物となっています。

その一方で、プラスチックによる海洋汚染や生態系への影響、地球温暖化などの問題が生じています。そのため、プラスチックがもたらす海洋汚染などの環境への影響について、私たち一人ひとりが身近な問題として向き合い、日々の生活や事業活動の中でできることから積極的に取り組んでいくことが求められています。

本市では、令和3年度(2021年度)の施政方針において、市長が「プラスチックごみ削減運動の推進」を表明しており、令和4年(2022年)1月に「プラスチック・スマート・アクションにしのみや」と題し、市民・事業者とともにプラスチックごみの削減に向けた取り組み方針を策定しました。

- ・「プラスチック・スマート」とは、環境省が立ち上げた、海洋プラスチック問題の解決に向けた幅広い主体による連携した取り組みを後押しするキャンペーンです。本市もこの取り組みに賛同し、プラスチックごみの削減に向けた取り組みを推進しています。

- ・マイボトル専用の無料給水スポットを設置しています。現在、本庁舎等の公共施設11箇所に設置しており、NATSで連携して給水スポットの場所がわかる給水スポットマップを作成しています。



図2-5 プラスチック・スマート・アクション・にしのみやのリーフレット



図2-6 マイボトル専用の無料給水スポット

◆再利用の取り組み

- ・水路清掃により集めた土砂の有効利用のため、土砂の一部を消毒処理し「園芸用土砂」としてイベント時等に配布したり、図書館で活用できなくなった図書を市民に無料配布するなど、廃棄物の減量と資源の有効活用に取り組んでいます。

◆循環型社会の形成に向けた環境学習の推進

・持続可能な資源循環型社会の形成に向け、ごみ減量・再資源化の大切さを理解してもらうために、地域・学校への出前講座を実施しています。令和4年度（2022年度）は、小学校28校で3,095人が参加しました。

・60歳以上の市民を対象とした西宮市生涯学習大学「宮水学園」では、世界で問題となっている地球温暖化や異常気象に関する講座を実施しました。

・企業と連携して「親子で環境バスツアー」を実施し、循環型社会の推進についての理解向上を図っています。令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

・西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみ減量・再資源化の推進に向けた地域のリーダーとして、また市民と行政のパイプ役として、ごみ減量等推進員制度を設けています。令和4年度（2022年度）はごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして492名のごみ減量等推進員に対し委嘱を行いました。

・西部総合処理センター、東部総合処理センターでは、ごみ処理のしくみを知ってもらうため、ごみ処理場の施設見学を受け入れています。令和4年度（2022年度）は、94人が見学に来られ、ごみ処理場のしくみ等について説明しました。

・ごみ減量や地球温暖化防止に向けた取り組みの意義を伝えるために、環境啓発冊子「地球のために、考えよう！ー地球温暖化とごみー」を市内公立小学校4年生に配布しました。

・小学生・中学生を対象に環境ポスター展を実施し、子どもたちの環境問題やごみ減量、リサイクルに対する関心を高めるとともに、優秀なポスター作品を啓発資料に活用しています。

◆市民への啓発

・毎年開催しているにしのみや市民祭りにおいて、エコステーションを設置し、市民にごみの分別をよびかけています。

・西部総合処理センター内のリサイクルプラザでは、資源の再利用化の意識高揚を図るため、粗大ごみの中から使用可能な家具等を再利用し、必要とされる方に無償で提供しています。令和4年度（2022年度）は、21,404人が来場し、再利用件数は7,263件でした。

また、リサイクルプラザでは、毎年10月に粗大ごみの中から自転車や家具など簡単な点検や修理により使用可能なものを展示する「いきいきごみ展」を開催し、資源の大切さを啓発しています。



図 2-7 リサイクルプラザの様子

・平成29年（2017年）4月より、ごみカレンダーや分別マニュアルなどの情報を提供する「西宮版ごみ分別アプリ」を配信し、適切なごみと資源の分け方、出し方について周知を図っています。

・リユース促進を図るため、フリマアプリ「メルカリ」の出品体験教室を開催しています。令和4年度（2022年度）は3回実施し、参加者は合計104名でした。

・こどもが店主のフリーマーケットを開催しました。子供たちがコミュニケーションを通して、お金の扱い方とリユースの大切さを実践的に学ぶことができます。令和4年度（2022年度）は、510名が来場しました。

・令和2年（2020年）7月1日からレジ袋の有料化がスタートしました。この啓発の一環として、市内大型複合施設や鉄道駅にデジタルサイネージのポスターを掲出し、市内事業者と連携して市民に向けた啓発を行いました。



図 2-8 デジタルサイネージ

◆事業系ごみの減量

・市内の事業者を対象に、事業系一般廃棄物の再資源化、減量を推進するため、年1回、特定事業者該当する事業者の廃棄物管理責任者を対象とした事業系一般廃棄物研修会を実施し、分別の徹底、継続と一層の減量化・再資源化を啓発しています。令和4年度（2022年度）は、事業系指定ごみ袋制度の効果や産業廃棄物と一般廃棄物の廃棄物処理法上の解釈や課題等について専門家を招いて講義をおこないました。

・事業系廃棄物の減量と適正処理を推進するため、市内の大型複合商業施設の管理者へ廃棄物減量の協力依頼を行うとともに、テナント等へのアンケートの実施や、廃棄物減量に係る調査を実施しています。



図 2-9 事業系一般廃棄物研修会
(令和元年度実施の様子)

◆市の率先行動

・市では「西宮市環境マネジメントシステム」を運用し、環境に関する方針や目標を設定し、率先して廃棄物を削減するなどのエコオフィス化に取り組んでいます。また、購入の必要性を十分に考え、環境に配慮した物品を優先的に購入する「グリーン購入」を、市自らが率先して実施しています。

・紙類の資源化及びごみの発生抑制を促進するため、庁内で発生する古紙類、機密文書類、保存期間満了文書等を業者に引き渡し、資源化を行っています。令和4年度（2022年度）は、約192tの資源化を行いました。

・また、令和4年度（2022年度）は本庁舎周辺施設に分別ごみ箱を各フロア等に設置し、分別の適正化や廃プラスチックの再資源化にも取り組みました。

2. 環境にやさしいごみの適正処理の推進

◆一般廃棄物の適正処理

・ごみの円滑な処理体制を維持するため、中間処理施設として、西部総合処理センター及び東部総合処理センターの管理・運営を行っています。この2施設に、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を搬入し、焼却・破碎・選別などの中間処理及び資源化物の回収を行っています。



図 2-10 西部総合処理センター

・西部・東部総合処理センターへごみ収集車で搬入された燃やすごみに、不適物が混ざっていないかを調べる「展開検査」を随時実施し、不適物混入があれば一般廃棄物収集運搬許可業者へ発生を通知し、廃棄物の適正な排出について協力を依頼しています。令和4年度（2022年度）は、一般廃棄物収集運搬許可業者への文書指導は125件でした。また、不適正処理事案があった場合は、個別に適正処理の啓発を行っています。

・不法投棄に対しては、国・県・市の関係16機関からなる「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施しています。令和3年度（2021年度）の不法投棄処理件数は691件でした。

・古紙やアルミ缶等の資源持ち去り行為に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、平成29年（2017年）11月から資源物の持ち去りを禁止しています。啓発パトロールも実施し、令和4年度（2022年度）はパトロールにより10件の指導を行いました。

◆ごみ処理施設におけるエネルギーの有効活用

・西部総合処理センター、及び東部総合処理センター焼却施設において、ごみ焼却時に発生する蒸気を施設内の諸設備で使用するほか、蒸気タービンによる発電を行っています。令和4年度（2022年度）は、440,238 tの蒸気利用・49,614,000kWhの発電を行いました。

環境目標3 生物多様性

目標

あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

- 令和4年度（2022年度）末の市内で生息・生育が確認されている生き物の種数は前年度より17種増加したため、基準となる平成24年（2012年）3月末時点より755種増加

		内容	現状 (令和4年度(2022年度)実績)
長期目標	①	市内で種の絶滅を招かない 392種(令和元年(2019年)1月時点)	現在、絶滅が確認された種はない ※兵庫県R L、環境省R L掲載種を対象
	②	市内における生き物の生息・生育状況を把握する 平成24年(2012年)3月末時点:3,637種	令和4年(2022年)3月末時点:4,392種 (昨年度より17種追加)
短期目標	①	市内で生息・生育が確認されている生き物の種数の増加(在来種が対象)	令和4年度(2022年度)追加種数:17種 ※在来種:16種 外来種:1種
	②	市民等の生物多様性への関わりの拡大	平成30年度(2018年度)(戦略見直し年):11,736人 令和4年度(2022年度)(戦略4年目):1,685人

短期目標②の内訳

内容		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
生物調査関係	写真の応募数(延人)	68	364	61
	生きもの調査隊での生きもの情報登録数(延人)	193	0	58
	いきものはっけん(夏)	0	0	489
	いきものはっけん(冬)	0	0	485
甲山自然環境センター関係	養成講座	0	0	116
	ボランティア活動	0	189	238
	イベント・その他	150	8	238
合計(人数)		411	561	1,685

※写真の応募数及び生きもの調査隊での生きもの情報登録数は、1件=1人として換算し、延人数として数えています。

現状

本市は、大阪、神戸という大都市の中間にありながら、北部には六甲山系、南部には野鳥が飛来する貴重な干潟や自然海浜、またその2つをつなぐ軸となる武庫川、夙川などの豊かな自然に恵まれており、多様な動植物が生態系を構成しています。

しかしながら昨今、人間活動や開発行為による影響、地球温暖化による影響などにより、豊かな自然や生物の多様性に及ぼす影響が懸念される事態が進行しています。

こうした状況を踏まえ、平成24年（2012年）3月には、市内の自然環境や生物多様性に関してこれまでに実施してきた取り組みを体系的に整理し、市民・事業者・行政が共有できる基本指針として「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略」（以下「戦略」という。）を策定しました。その後、昨今の社会情勢や、本市における関連計画の改定などを受け、平成31年（2019年）3月に見直しを行っています。

この戦略では、将来像の実現に向けた2つの長期目標と、2つの短期目標を掲げています。令和4年度（2022年度）末時点での進捗状況は上記のとおりです。

長期目標では、現在、絶滅した種は認定されていません。市内で確認された生き物は、令和4年度（2022年度）には17種追加され、4,392種となっています。基準となる平成24年（2012年）3月末時点より755種追加となりました。

短期目標のうち、市民などの生物多様性への関わりを拡大を図る指標に関して、令和4年度（2022年度）は、生物調査やボランティア活動、イベント等に1,685人が参加しました。

今後、戦略の更なる推進を目指すためには、これまでの取り組みに加え、市民団体等の行政以外の活動を広く把握し、対外的に発信することや、各ボランティア団体の活動を情報共有できるような場を設け、活動の更なる発展につなげることが重要です。

取り組み

1. 多様な生き物の保全及びその生息・生育環境（生態系）の再生と創造

◆重要里地里山における保全活動支援

平成27年（2015年）12月に環境省より「生物多様性保全上重要な里地里山」として全国で500箇所が選定され、そのうち本市では、ナシオン創造の森（国見台1号緑地）、甲山グリーンエリア、社家郷山の3箇所が選定されました。

その内、甲山グリーンエリアでは、「甲山グリーンエリア地域連携保全活動計画」を平成26年（2014年）3月に策定し、市民・事業者・行政等各主体の協働により里山林の整備や湿原での落ち葉かき、間伐材を利用した薪づくりなどを行うことで、森林資源を循環利用する都市型里山として保全活動を進めています。

また、林野庁が実施する森林・山村多面的機能発揮対策交付金に随伴し、1団体に助成を行いました。

◆市民参画による公園・緑地の管理

・ナシオン創造の森での里山の保全や、甲子園浜や御前浜での海浜植物の保全など、市民ボランティアによる生物多様性保全の活動が継続的に行われています。

・公園の清掃等管理業務については、地域の自治会等に委託することで、地域の目の届く公園管理が可能になると考えています。令和4年度（2022年度）現在、市内の公園の内250箇所を合計203団体に委託し、清掃や草刈りなどを通じ、公園を地域の財産として守り育てていただいています。

◆ナラ枯れ被害後の森林整備等のあり方の検討

ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシによって、ブナ科の樹木の内、ナラ類やシイ・カシ類が集団的に枯れる伝染病です。

本市では、平成24年度（2012年度）に社家郷山キャンプ場周辺の2本のコナラで初めてナラ枯れの被害が確認されました。その後、平成28年度（2016年度）には、2,077本が確認され市内全域に被害が拡大しました。被害木については、危険木を中心に伐倒・くん蒸処理などを行っており、近年は減少傾向にあります。また、令和3年度（2021



図 3-1 ナラ枯れ被害の様子

年度）には仁川緑地における道路沿いの斜面地において、低木であるコバノミツバツツジを試験的に植栽しており、今後も引き続き経過観察を行っていきます。

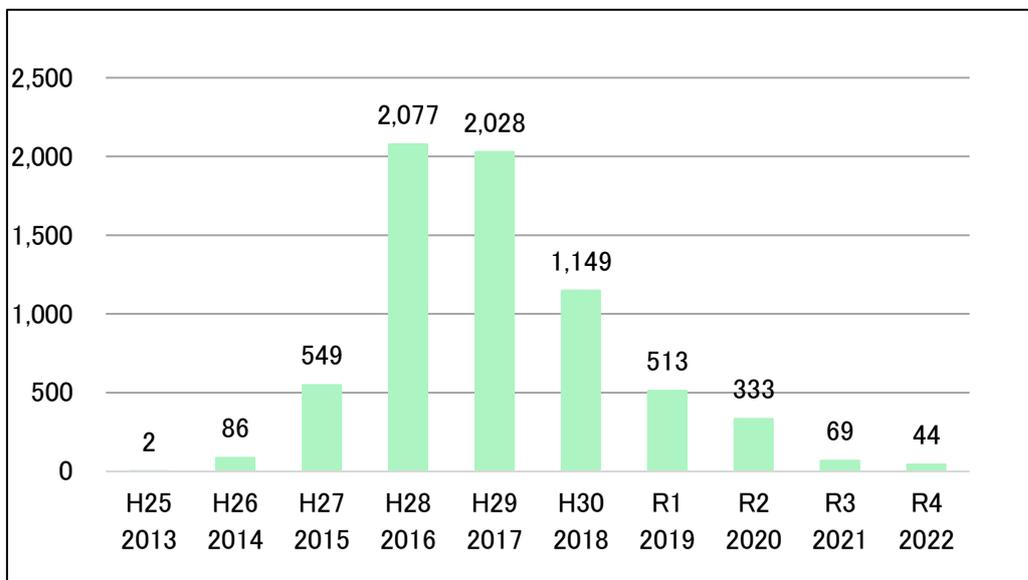


図 3-2 ナラ枯れ被害本数の推移

◆「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づく自然保護地区等の指定

・貴重な自然環境や生き物の生息・生育地については、自然保護地区や生物保護地区の指定により引き続き保全します。



図 3-3 仁川自然保護地区

自然保護地区	剣谷自然保護地区、仁川自然保護地区（合計約 24.28ha）
生物保護地区	甲山湿原、甲子園浜（合計約 17.09ha）

なお、甲子園浜は国の鳥獣保護区に指定されています。

・歴史や文化を伝える社寺や大学、まちなかの貴重な樹林や巨木については、令和 5 年(2023 年) 3 月現在、景観樹林保護地区(26 地区、合計約 16.3ha)や保護樹木(127 本)に指定し、所有者と連携して保全しています。

◆生物多様性関連施設における取り組み

◇北山緑化植物園

・広さ 9 ヘクタールの北山緑化植物園には、趣のある数寄屋造りの北山山荘や、友好都市・中国紹興市の名園・蘭亭内にある「墨華亭」をイメージした建物である北山墨華亭などが設けられ、花と緑を楽しみ、学べる拠点となっています。緑の相談所では専門員による園芸相談が行われ、園内花壇では、地域緑化や家庭園芸の参考となる見本展示が充実しています。また、花と緑の教室では、ガーデニングや自然観察など大人から子どもまで楽しめる講座を年間 20 回ほど開催しています。

◇植物生産研究センター

・北山緑化植物園内にある植物生産研究センターでは、植物バイオテクノロジーを活かし、本市の環境に合った新品種「西宮市オリジナル植物」を開発・展開しています。令和 2 年度(2020 年度)には、「宮の雛桜」が新品種のサクラとして加わりました。



図 3-4 西宮市オリジナル植物
(宮の雛桜)

・枯れ木を伐採した後の山の斜面などでは、降雨により土砂の流失が懸念されます。そのため、防災・減災緑化の取り組みとして、市民ボランティアと協力して植物生産研究センターで増殖したコバノミツバツツジを試験植栽し、その結果をモニタリング調査し、植栽マニュアルを作成しました。

・夙川河川敷緑地には、樹齢百年を越える立派な松や、市の花である桜がたくさん植えられており、「さくらの名所 100 選」にも選ばれています。平成 22 年度(2010 年度)から市民ボランティア「きのこクラブOB会」、「ガーデンクラブ自主活動グループ バイオII」と協働で、松樹・桜樹の健全化事業を実施しています。また、植物生産研究センターでは、甲山湿原や社家郷山等に自生する野生植物を増殖・育成し、関連施設

内で展示するほか、令和4年度（2022年度）は、育苗したアキノキリンソウを六湛寺南公園の自生種紹介花壇に、コバノミツバツツジを兵庫県(西宮土木事務所河川砂防課)へ提供しています。

◇貝類館

貝類館は、2,000種・5,000点の世界の貝類をわかりやすく展示した貝類専門の博物館です。平成28年度（2016年度）には、平成11年（1999年）の開館以来初の大規模な改修が行われ、より見どころのある施設としてリニューアルし、館内イベントや野外での観察会等も積極的に催しています。令和4年度（2022年度）は、出張活動に加え、ワークショップ（27回／参加者計983人）、講座・実習（18回）などを催しました。



図3-5 貝類館

◆特定外来生物の対応

生態系や市民生活に大きな影響を与える外来生物については、適切な対応を行うことが必要です。

本市では、特定外来生物であるアライグマやヌートリアによる被害を受けられている方に、一定の条件の下に捕獲箱を貸し出し、家屋侵入や農作物の被害などの拡大防止に取り組んでいます。市内では、上記の他に、オオキンケイギク等の特定外来生物が確認されており、市民ボランティアによる除草活動も行われています。特定外来生物の駆除については、国や県の動向を注視しつつ、今後も状況把握に努めるとともに、市民に対して外来生物問題に関する情報を発信していくことが必要です。

◆情報共有とあらゆる主体による調査体制のしくみづくり

生物多様性の評価には、市内広域で動植物の現状把握に努める必要があります。

市民が気軽に生き物調査を行い、その情報を共有できるツールとしてホームページ「未来につなぐ 西宮の自然」を公開し、随時、報告を受けています。また、市民ボランティアとともに、津門川における生物調査を実施しました。

◆環境学習事業

◇ビオトープ◇

・ビオトープや観察池は、生き物の移動の中継地や、子どもたちが自然に触れ合える身近な場として重要な役割を果たしています。本市では、学校園や保育所でのビオトープの整備・活用を推進しており、市内の公立保育所では、在来種によるビオトープ（池）などが設置されています。



図3-6 甲東北保育所の
ビオトープ

・廃校となった小学校跡施設活用の一つとして、船坂里山学校においても、プール設備を活用したビオトープを一般公開しています。

◇自然体験◇

・例年、市立小学校・義務教育学校3年生を対象とした自然にふれあう環境体験事業や、市立小学校・義務教育学校5年生を対象とした自然学校推進事業を実施しています。令和4年度(2022年度)の自然学校推進事業については、本来は4泊5日の宿泊体験を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため主に山東自然の家(朝来市)にて2泊3日の宿泊体験や、甲山自然環境センター等にて日帰り体験等を実施しました。人や自然とのふれあいを通して、心身ともに健康な児童の育成を図っています。



図 3-7 北夙川小学校の環境体験事業

また、就学前後の子どもたちを対象にした遊び場であるみやっこキッズパークでは、田植えや稲刈りなども体験できます。

◇保全・保護活動◇

・絶滅の危機が増しているモリアオガエル保存のため、市立山口中学校の生徒を中心に、保護増殖事業を実施しています。

・動物愛護思想や動物の適正飼育の啓発のため、例年であれば夏休み期間に小学生とその保護者の市民を対象に「動物管理センター見学会」を行い、その中で命の大切さや動物についての正しい知識を学ぶ「ふれあい教室」を実施していますが、令和4年度(2022年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。その他、市政ニュースやさくらFMで動物愛護と適正飼育の啓発を行いました。

◆社寺林や伝統産業の保全

・広田神社のコバノミツバツツジ群落は昭和44年(1969年)に兵庫県天然記念物に指定されました。市民主体の広田山コバノミツバツツジ群落保存会では、落ち葉かき、下草刈りなどを通じて、広田山コバノミツバツツジの保全活動を継続的に進めています。



図 3-8 コバノミツバツツジ

・名塩和紙学習館では、国指定重要無形文化財「名塩雁皮紙」について、理解を深めてもらうため、団体の受け入れ及び解説、「郷土資料館紙すき教室」を実施しています。

◆宮水の保全

本市は、日本有数の酒どころとして知られており、その酒造りを語るうえで「宮水（みやみず）」は欠かせない存在です。西宮の天然資源であるこの水を後世に伝えていくため、本市では宮水保全条例を制定しています。一定の条件を満たす開発事業について、灘五郷酒造組合との協議など必要な手続きを定めることで、地場産業である清酒造りに欠かすことのできない宮水（地下水）の保全を行います。

2. まちの緑を育む

◆フラワーフェスティバルの開催

花や緑を愛し育てることを通じて、地域コミュニティを育み、互いに協力し、「心のかよった緑あふれるまちづくり」の推進を目指して、毎年フラワーフェスティバルを開催しています。このフラワーフェスティバルは、市役所前の六湛寺公園において、平成12年（2000年）から開催しているものです。令和4年度（2022年度）は、令和4年10月29日～30日に開催し、花鉢などの展示を行うガーデンコンペや、さし芽教室、種まき教室などの各種園芸教室を実施し、約1,100人が来場しました。

◆公有地の緑化

都市緑化の推進及び沿道道路、都市景観の向上のため、植樹柵を設けています。令和4年度（2022年度）は、山手幹線で2箇所、鳴尾今津線で15箇所の植樹柵を設置しました。

◆民有地の緑化

・緑あふれる美しいまちにするため、都市緑地法（旧：都市緑地保全法）に基づいて、住民自らが緑化に関し取り決めを締結できる緑地協定があります。令和5年（2023年）3月現在、本市では、創造の丘ナシオン（東山台、国見台）、名塩さくら台、夙川セントテラス秀麗の丘（高塚町）合計13区域で緑地協定が締結されています。

・潤いのある緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、住宅専用敷地内に『接道緑化』、『壁面緑化』、『屋上緑化』をされる方に対して住まいの緑化助成制度を設けています。令和4年度（2022年度）は、22件の助成を行いました。

◆地域における緑化活動の支援

地域のコミュニティづくりの一環として、住民自らの手による花と緑のあるまちづくりを図るために、緑化活動団体に対し、花壇の基盤づくりや花苗の支給、技術指導などを行い、活動を支援する花のコミュニティづくり事業を実施しています。令和4年度（2022年度）は、87団体に対し支援しました。

◆はなパル・にしのみや（旧名称：花と緑のまちづくりリーダー）の育成

『はなパル・にしのみや』は、選任講習を履修後、地域で率先して緑化活動に取り組むとともに、各種団体に対する技術指導・助言、市の緑化事業の普及・啓発活動など行政と連携して活動する方々です。令和4年度（2022年度）は、令和4年9月8日～11月19日に7日間10講座の選任講習を開催し、新たに27名が『はなパル・にしのみや』に認証されました。日ごろの地域での緑化活動の他、市主催の緑化イベントや学校でのさし芽・鉢上げ教室の運営などで活躍しています。

◆市民農園整備・農業体験推進事業

「市民農園」とは、レクリエーションなどの目的で、小面積の農地を利用して野菜や花などを育て、食や農に親しむ農園（貸し農園など）のことをいいます。本市では、農家と地域の皆さんのふれあいの場として、また土に親しみ自然にふれる場として、令和4年度（2022年度）末現在、市内5箇所、171区画の市民農園を開設しています。また、令和5年度の新規開設に向け、市営1農園（34区画）、民営1農園（68区画）の整備を行いました。



図 3-9 市民農園

環境目標 4 安全・快適

目標

良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●わがまち美化活動の延べ参加率^{※1}の令和4年度（2022年度）の実績は15.9%となり、前年度実績（8.3%）から改善しました。新型コロナウイルス感染症による地域活動への影響もありましたが、徐々に改善しつつあります。

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和10年度 2028年度 (計画目標)
わがまち美化活動 延べ参加率	8.3%	15.9%	20.0%

※1 わがまちクリーン作戦など、地域・学校等で、まちをキレイにする活動のことで、市の人口に対する活動人数の割合。（複数の活動の参加者を含むため、延べ参加率で計算しています。）

現状

1. 大気汚染の状況

大気汚染の発生源としては、工場や事業場からの固定発生源と自動車や航空機等の移動発生源があります。大気汚染物質のうち環境基準が設定されているものとして、二酸化硫黄（ SO_2 ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、一酸化炭素（ CO ）、光化学オキシダント（ O_x ）、浮遊粒子状物質（ SPM ）及び微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）があります。西宮市では、令和4年度（2022年度）末時点で、地域の代表的な大気の状態を把握するための一般環境大気測定局6局と、自動車排出ガスを対象とした自動車排出ガス測定局4局を設置し、常時監視測定を行っています。

二酸化窒素（ NO_2 ）と浮遊粒子状物質（ SPM ）は、減少もしくは横ばいの傾向にあり、全測定地点で環境基準値を達成しています。微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）は観測を始めた



図 4-1
大気汚染常時監視測定局

平成 23 年度（2011 年度）以降、減少傾向にあり、令和 4 年度（2022 年度）は全測定地点で環境基準を達成しました。

光化学オキシダント（O_x）は、経年変化をみると、近年緩やかな増加傾向にあり、全測定地点で環境基準を超えています。近年の光化学オキシダント濃度の上昇の原因として、中国など大陸から光化学オキシダントの生成原因物質が日本上空に流れ込んでくる問題などが考えられ、全国的にみても環境基準はほとんど達成できていない状況です。

表 4-1 令和 4 年度（2022 年度）の大気汚染常時監視結果の概要

物質名	結果の概要
二酸化硫黄 (SO ₂)	一般環境大気測定局の4局全てで 環境基準を達成
二酸化窒素 (NO ₂)	一般環境大気測定局の6局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
一酸化炭素 (CO)	一般環境大気測定局の1局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
光化学オキシダント (OX)	一般環境大気測定局の6局全てで 環境基準は未達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	一般環境大気測定局の6局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	一般環境大気測定局の1局、自動車排出ガス測定局の3局全てで 環境基準を達成

表 4-2 大気汚染常時監視項目の環境基準

	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (O _x)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が1立方メートルあたり0.10mg以下であり、1時間値が1立方メートルあたり0.20mg以下であること。	1年平均値が1立方メートルあたり15μg以下であり、かつ、1日平均値が、1立方メートルあたり35μg以下であること。

2. 水質汚濁の状況

西宮市の公共用水域は、市街地を流下して大阪湾に注ぐ河川及び大阪湾の沿岸地域から成っています。河川や海域といった公共用水域の水質保全と水質汚染の監視のため、市内の主要 20 河川で 34 地点、海域において甲子園浜や香櫛園浜など 6 地点のほか、新池や甲陽大池などのため池 4 地点で定期的に調査を実施しています。令和 4 年度（2022 年度）については、市内の環境基準点がある武庫川及び夙川は環境基準を達成しました。

かつては工場・事業場からの排水や家庭から出る生活排水によって公共用水域の水質は芳しくありませんでした。しかし、水質汚濁防止法などの施行によって工場・事業場からの

汚濁物質の排出が規制されるとともに、公共下水道の整備・普及が進んだため、市内の河川の水質状況は著しく改善されました。

その一方で、海域の水質についてはあまり改善が進んでいません。COD（化学的酸素要求量）は6地点すべて環境基準値を達成していますが、依然として春夏季には赤潮（富栄養化に伴うプランクトンの大量増殖）が発生し、秋冬季には青潮（貧酸素状態）が発生する場合があります。その主な理由としては、西宮市が接する海域は大阪湾の湾奥に位置する閉鎖性水域であるため、海水の入れ替えが進みにくいこと、過去に排出された汚濁物がヘドロ状となって海底に分解されず蓄積されていることなどがあげられます。

表 4-3 令和4年度（2022年度）公共用水域水質調査結果

	項目	指標	環境基準	測定地点	日間平均値 (mg/L)	備考	
河川	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	BOD75%値	年間75%水質値： 5.0mg/L以下	武庫川	甲武橋	1.3	すべて環境基準値内 (5.0mg/L以下) ※環境基準点は甲武橋 と夙川橋のみ
					阪神鉄橋	1.3	
				夙川	銀水橋	0.8	
					大井手橋	1.3	
					夙川橋	1.1	
					葎原橋	1.3	
海域	化学的酸素 要求量 (COD)	COD75%値	年間75%水質値： 8.0mg/L以下	甲子園浜	8.0	すべて環境基準値内 (8.0mg/L以下)	
				今津港	5.9		
				香爐園浜	7.4		
				鳴尾浜沖	5.7		
				甲子園浜沖	6.1		
				西宮浜沖	5.9		

3. 騒音・振動の状況

騒音については、一部の地点において道路交通騒音の環境基準値を上回っています。また、自動車等からの騒音だけでなく、工場・事業場の事業活動に伴う騒音や、カラオケなどの深夜営業に係る騒音、夜間花火による騒音や生活騒音も問題となっています。

① 道路交通騒音・振動

西宮市の主要幹線道路である国道2号、43号、171号、176号の騒音及び振動の結果は下記のとおりです。騒音については一部の地点で環境基準を上回っていますが、振動については、全ての地点で要請限度以下の値となっています。

表 4-4 令和 4 年度（2022 年度）自動車騒音・振動調査測定結果（国道）

	騒音		振動		測定日
	昼	夜	昼	夜	
①国道2号（六湛寺町10）	69	66	42	37	令和5年（2023年）3月14日
②国道171号（河原町1）	74	72	39	36	令和5年（2023年）2月14日
③国道43号（久保町1）	67	64	49	47	令和4（2022年）6月7日
④国道43号（津門川町6）	65	62	44	43	令和4（2022年）6月7日
⑤国道176号（生瀬東町）	72	66	30	25	令和4年（2022年）11月22日
⑥国道176号（山口町上山口）	68	64	37	31	令和4年（2022年）5月10日

※騒音の環境基準・・・昼 70dB、夜 65dB

振動の要請限度・・・(A、C、D、E) 昼 70dB、夜 65dB、(B、F) 昼 65dB、夜 60dB

② 航空機騒音

大阪国際空港（伊丹空港）は内陸部の住宅の密集した市街地に位置し、利用する際の交通の便は良いものの、離陸のコースは西宮市・尼崎市境界上空を飛行するため、騒音について対策の必要な空港でもあります。西宮市においては、毎年 10 月（令和 4 年度（2022 年度）は 10 月 18・19 日）、段上センターで 2 日間、航空機騒音の有人測定を行っています。環境基準値は 57 dB 以下で、令和 4 年度（2022 年度）においては 52dB であり、環境基準を達成しています。

③ 新幹線騒音・振動

市内を山陽新幹線が通過しており、その距離は高架部分約 1.6km(武庫川から上甲東園 6 丁目まで)、トンネル部分約 4.7km (上甲東園 6 丁目から芦屋市境まで) の計 6.3km となっています。騒音の環境基準値は 70dB 以下です。一方、振動に係る環境基準はありませんが、指標として 70dB の指針値（昭和 51 年（1976 年）環境省勧告）があります。令和 4 年度（2022 年度）においては、騒音は 58dB～68dB、振動は、51dB～59dB と環境基準及び指針値を達成しています。



図 4-2 新幹線騒音の測定

4. 人や環境に配慮したまちづくり

ごみのない美しい・住みやすいまちづくりを推進するために、毎年 6 月と 12 月の 2 回、西宮市環境衛生協議会、西宮市ごみ減量等推進委員会と連携・協力し、地域の各種団体や学校、事務所などに参加を呼びかけ、市内の美観を損ねる散乱ごみの一斉清掃を行っています。令和 4 年度（2022 年度）の 6 月及び 12 月は合計で 63,478 人の参加者がありました。ごみの収集量は、年度によって増減はあるものの、1 2 月のみの開催となった令和 3 年度の約 60% の増となっています



図 4-3
わがまちクリーン大作戦

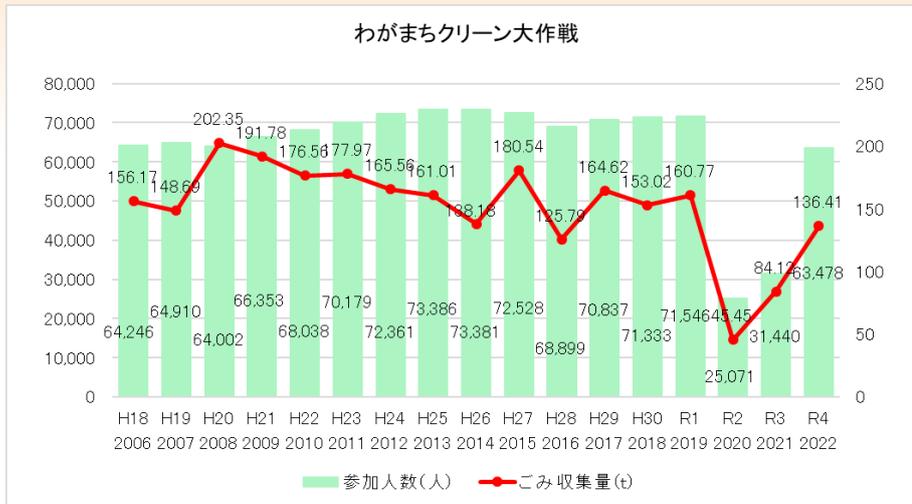


図 4-4 わがまちクリーン大作戦の参加人数とごみ収集量

「安全・快適」の指標の一つであるわがまちクリーン大作戦をはじめとした、わがまち美化活動の延べ参加率は、令和4年度（2022年度）は15.9%となっています。その他にも、わがまち美化活動として、地域団体による公園清掃や海浜清掃等が行われています。

取り組み

1. 良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承

◆大気環境の保全

大気環境の保全として、自動車排出ガスによる大気の汚染を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図るためノーマイカーデー（毎月20日）及びアイドリングストップの普及啓発や低公害車の民間への導入補助を行うほか、工場や事業場に対して法令に基づく届出の指導・審査を行うとともに、立入検査を実施し、規制・指導を行っています。また、市内複数の事業者と環境保全協定を締結し、事業者等による自主的な環境保全活動の推進を行っています。

◆水質・土壌の保全

・水質の保全として、水質汚濁防止法に基づき、市内公共用水域及び地下水の水質調査等を行い、環境基準の達成状況の確認や水質監視等を実施しているほか、市内事業場の立入を行い、事業場排水を監視するなど幅広く水質汚濁の状況把握に努めています。

・土壌の保全として、土地の土壌汚染を把握するための調査契機や調査方法、土壌汚染のある土地が見つかったときに健康被害が生じないよう適切に土地を管理する方法などを定める土壌汚染対策法の事務を取り扱っています。また、土壌汚染に関連の深い地下水について、概況調査や継続監視調査を定期的実施し、土壌汚染の把握や拡散防止に努めています。

◆悪臭対策の推進

悪臭は騒音などと同じように人の感覚に直接不快感を及ぼすため、快適な生活環境を損なう要因として大きな位置を占めています。

事業活動に伴う悪臭について、悪臭防止法で22物質が規制されていますが、規制物質以外の多数の物質からなる複合臭気による悪臭苦情があります。

西宮市では、これらの苦情についての原因調査、発生源への立入り調査などを行い解決に努めています。しかし、同じ臭いでも人によって感じ方の違いがあることや、発生源が小規模事業場や法規制の対象とはならない個人住宅の場合が多く、完全な対策が困難なこともあり、抜本的な苦情解決に至らない場合もあります。

◆地盤沈下対策の推進

地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰な汲み上げによって帯水層の水圧が低下し、粘土層に含まれている水が絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起こるためです。こうして起きた地盤沈下は、地下水位が回復しても元に戻ることはほとんどなく、建造物の損壊や大雨による浸水などの被害をもたらします。

地盤沈下の観測には定期的な水準測量が有効であり、国土地理院及び近隣府県市で構成する阪神地区地盤沈下調査連絡協議会の測量計画に合わせて、本市においても市域南部に設置している約100個の標石に対して約110kmの観測網を構築して、一級水準測量を定期的実施しています。

◆有害化学物質

・大気中や公共用水域、地下水に微量に含まれる有害物質のうち、ダイオキシン類や酸性雨等の調査を実施し、大気・水質環境の状況把握に努めるとともに、市民にわかりやすい情報提供に努めています。

・PCB廃棄物を処理、保管等をしている事業者に対しては、立入検査を実施し、PCB廃棄物の保管状況の調査、適正保管の指導と適正処理に関する啓発を行っています。また、既存建築物に吹付けられたアスベストの飛散を予防するため、アスベストの除去等事業にかかる費用の一部を補助しています。

◆騒音・振動対策の推進

・道路交通騒音を防止するため、「西宮市都市交通計画」に基づき、自動車交通量を抑制する公共交通機関の利用を促進しています。さらに、交通量の多い幹線道路において、低騒音舗装（排水性舗装）工事等を実施しています。

・建設工事並びに建築物等の解体の際に発生する騒音、振動について、苦情等があった場合は、現場確認等を行い、適正な工事が行われているかの確認や指導を行っています。

・また、夜間の花火騒音に対しては、快適な市民生活の確保に関する条例（市条例）に基

づき、深夜から早朝にかけての間の臨海部の迷惑花火行為に対する対策・取り組みを地元住民との協働により、巡回パトロール等を実施し、注意・啓発を行っています。

2. 人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進

◆生活環境に係る保全の取り組み

良好な農業環境を整備するため、必要に応じて農業施設の改修を行っています。都市近郊で農業を継続的に行うために、化学肥料の代替として、有機堆肥の使用促進と農薬の使用を極力控えることを推奨しており、そうした取り組みを通して、近隣住民や周辺環境に配慮した環境に負荷をかけない農業の実施を推進しています。

◆人にやさしいまちづくりの推進

・福祉のまちづくり条例に基づいた人と環境にやさしい道路整備の促進として、バリアフリーに対応した歩道の整備のため、車道との段差を小さくした歩道の整備を行います。
・また、バリアフリー化を推進し、高齢者・障害者等の利用に配慮したノンステップバスを導入する事業者に対し補助を行うなど、人にやさしい公共交通機関の利用を促進しています。

◆生活環境保全のための届出業務

・一定の規模を超える駐車場、洗車場、太陽光発電設備の設置の際は、環境への配慮を促し、近隣の生活環境の保全を図ることを目的に、あらかじめ市長への届け出を義務付けています。
・市内における旅館業・風俗営業の用に供する建築物の建築にあたっては、禁止区域を設けるなどの規制を行うことにより、居住環境及び教育環境の保全及び向上を図っています。

◆あき地の環境を守る条例の有効な運用

空き地のパトロールを実施し、適切な管理が必要な空き地の所有者等に対して市条例に基づく通知等により適切な管理を促し、快適な生活環境の確保に努めています。

また、適切な管理を促進するため、草刈機の貸出しを行うほか、自己処理が困難な場合は、所有者から実費を徴収したうえで除草を民間に委託しています。

◆空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の適正管理の促進

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき管理が不適切な空き家の所有者等に対して関係課等と連携して改善指導を実施しています。また、令和3年度(2021年度)末までを計画期間とする「西宮市空家等対策計画」に基づき、管理が不適切な空き家の発生、特定空家等を生み出さない対策として、住宅や空き家の所有者等に対する啓発などによる予防的な取り組みを重点的に推進しています。

令和3年度(2021年度)は、令和2年度(2020年度)に本市が実施した空家等実態調査や国の統計調査の結果を踏まえて、「西宮市空家等対策計画」を改定し、令和4年度(2022年度)からスタートする管理が不適切な空き家への対策を充実させた「第二次西宮市空家等対策計画」としてとりまとめました。



図 4-5 空き家対策パンフレット

◆快適な生活環境保持のための鼠族・害虫駆除

感染症発生時においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、消毒及び感染症媒介昆虫等の駆除等を行います。また、平常時においては、感染症媒介昆虫等の発生源対策として水路や下水道等の公共施設において、蚊やねずみ等について調査・駆除を実施するとともに、ダニによる刺咬被害やアレルギー対策に関する啓発事業を実施し、市民の快適な生活環境の確保に努めています。

◆まちの美化・清掃活動

・毎年6月と12月にまちの美観を損ねるタバコの吸殻や空き缶などの散乱ごみを一扫するため、西宮市環境衛生協議会、西宮市ごみ減量等推進員会議と共催して「わがまちクリーン大作戦」を実施しています。令和4年度(2022年度)は6月と12月の2回実施となりました。

・市民、事業者が日々行っている清掃活動を「見える化」し、まちをきれいにする取り組みの裾野を広げるため、令和3年(2021年)2月より、ごみ拾いアプリを導入しており、令和4年度(2022年度)は、5,957人の参加者がありました。

・ポイ捨てが多い市内10箇所の駅周辺において、まちの美化を目的としてタバコのポイ捨て禁止の呼びかけ等のマナー啓発を実施しています。また、定期的に職員が市内を巡回し、歩きたばこやポイ捨て禁止の指導・啓発を行っています。

・犬のふん放置については、飼い主が特定されている場合は、直接、啓発指導を行い、特定されていない場合は広報車等による巡回啓発を実施しています。また、広く周知するため、啓発チラシや看板の配付等を行っています。

3. 身近な自然、歴史や文化の次世代への継承

・西宮市が有する美しい景観を保全・育成していくために景観計画を策定し、一定規模を超える建築行為等に対し届出義務を課し適切な規制・誘導を行うとともに、特色のある景観を形成している地区等を景観地区・景観重点地区等に指定するほか、景観形成に寄与する重要な建築物を景観重要建造物・都市景観形成建築物等に指定しています。また、屋外広告物の規制を行い、公共サインの適正化にも取り組んでいます。



図 4-6 甲陽園目神山地区景観重点地区

・都市計画のそれぞれの区域の特性に相応しい良好な環境の整備と保全を図るため、地区計画制度を設けています。令和4年度(2022年度)末時点で37地区が指定されており、区域内において建築物等の制限を行っています。

・経年により劣化、毀損した文化財の保存修理のため、令和4年度(2022年度)は、国指定「西宮神社表大練塀・大門」、市指定「四社明神画像」及び埋蔵文化財「高畑町遺跡出土木製品」の保存修理事業を実施しました。

4. 自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

・地域による防災訓練や地域版防災マップの作成支援のほか、震災を経験したまちとして、市公式YouTubeにおいて、再生リスト「にしのみや防災チャンネル」を開設し、21本の防災啓発動画を公開するなど、市民に対する防災意識の向上に取り組む、自然災害に対応できるまちづくりを進めています。



図 4-7 防災訓練

・緊急時の一時避難地や避難経路の確保のため、公園緑地及び公園整備を進め、防災性の強化を行っています。

・また、公共施設において豪雨などによる浸水被害を防ぐため、雨水を一時的に貯め、下水道や河川への雨水の流出量を抑制する貯留施設を導入するほか、雨水貯留浸透施設を設置する市民に対して、設置費用の一部を助成しています。

行動目標1 学びあい

目標

すべての人が、生涯にわたり環境について学びあうまちのしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

多様で複雑化する環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが暮らしと環境とのつながりを理解し、環境に対する理解を深め、自然、歴史、文化、産業、伝統といった地域資源を活用しながら、学びあうことが重要です。そのため、家庭や学校、職場、地域などのあらゆる場において学びあうしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高め、環境学習を軸とした持続可能なまちづくりを進めていきます。

取り組み

1. 学びあうまちのしくみづくり

西宮市では、幼少期からシニア世代まであらゆる世代が環境について学べる「エコカード・エコスタンプシステム」の利用を促進し、体系的な環境学習を進めています。

平成4年（1992年）に「2001年・地球ウォッチングクラブ・にしのみや（EWC）」事業をスタートし、子どもたちを中心とした環境学習の取り組みを地域とともに行ってきました。このEWC事業は、のちの環境省の「こどもエコクラブ」の基本モデルとなっています。

全国的にも先駆的な事業として展開してきた環境学習をさらに発展させ、地域に根づいた持続可能なまちづくりを進めていくために、平成15年（2003年）に全国初の「環境学習都市宣言」を行いました。

「環境学習都市宣言」以降、持続可能なまちづくりを進めるため、「エコカード・エコスタンプシステム」をはじめとした環境学習を軸とする環境施策を推進しています。

「エコカード・エコスタンプシステム」は、学校・地域・お店などで環境について学んだり、環境にやさしい商品を購入したときなどにカードにエコスタンプを押してもらうことができます。平成10年（1998年）に市内の全小学生を対象に導入して以降、就学前児童を対象とした「ちきゅうとなかよしカード」、中学生以上の市民を対象とした「市民活動カード」へ広がり、現在は幼児から大人までの全ての世代が日常生活の中で環境活動に取り組めるしくみを構築しています。

小学生を対象とした「EWCエコカード」は、エコスタンプを10個集めると「アースレンジャー（地球を守る人）」に認定されます。令和2年度（2020年度）以降は従来のアースレン

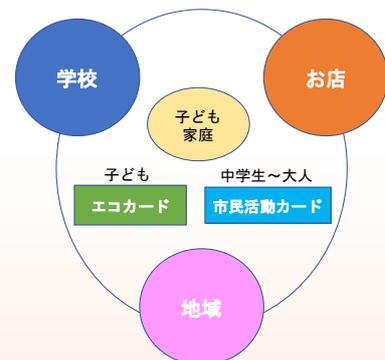


図 5-1

エコカード・エコスタンプシステム

ジャーとは違う方法で認定を行い、令和4年度（2022年度）のアースレンジャーの認定率は10.9%となっています。

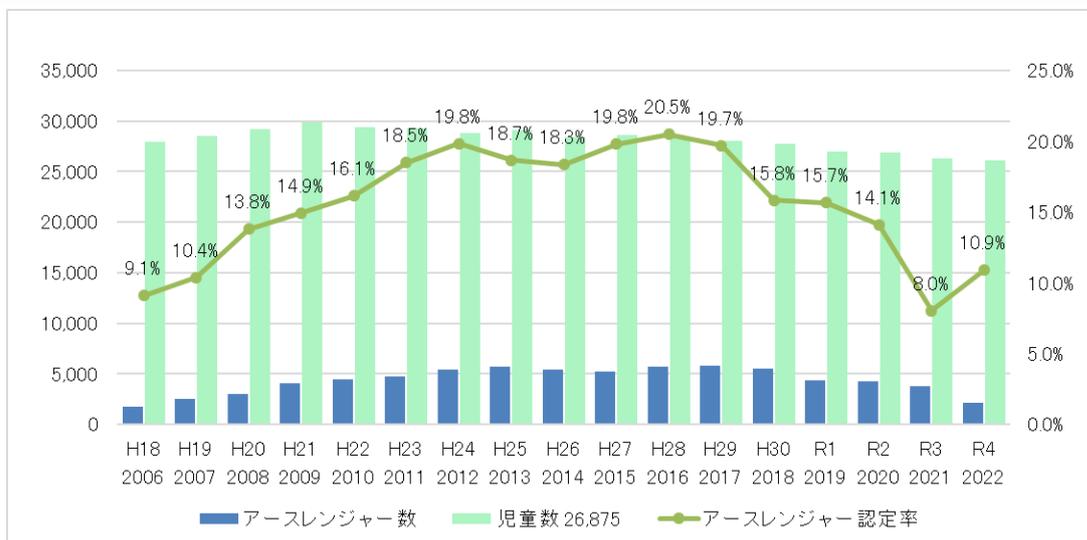


図 5-2 EWC事業実績

小学生を対象としたEWCエコカードと中学生以上を対象とした市民活動カードを足したエコ活動数は、令和4年度（2022年度）で79,724件でした。

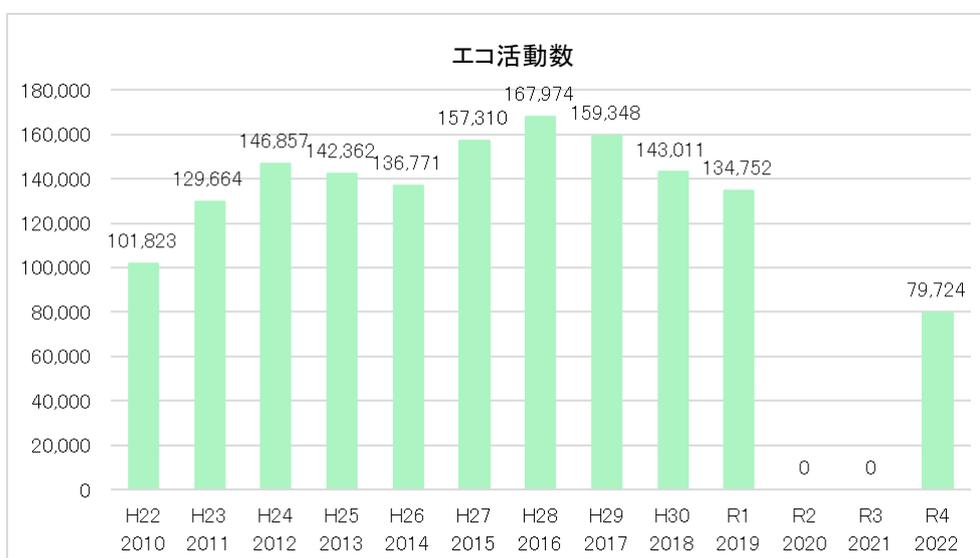


図 5-3 エコ活動数

・保育所における環境学習として、給食で使用した野菜や果実の皮、落ち葉を集め、コンポストを使って堆肥をつくるなど、子どもの身近な生活に関連したごみの減量化を進める活動を実施しています。また、公立保育所においてビオトープの整備を行い、身近な植物や生き物に親しめる環境作りを行っています。

・小・中学生を対象に、環境問題に対する関心を高めるため、ごみの減量・リサイクル、まちの美化、緑化、省エネなどをテーマとした環境ポスターコンクールを実施しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、表彰式は中止しました。また、小中学校においても、ビオトープ等の整備を行い、自然と親しむ環境作りを行っています。

市民・事業者を対象として、一年間の環境に関する取り組みを紹介、展示した環境パネル展を開催しました。その他、幼稚園・保育所・小学校等に講師派遣や教材提供等を行う環境学習支援事業など、年間を通して多様な主体が環境学習に関わることができるプログラムを提供しています。



図 5-4 建石保育所のコンポスト



図 5-5 環境ポスター展示の様子
(市役所本庁舎広報コーナー)

2. 環境学習を支える人材の育成

環境学習を継続、発展させていくためには、それを支えていく担い手の育成も重要です。そのため、保育士や教員を対象とした環境教育、また環境保全ボランティアやはなパル・にのみやの養成、ごみ減量等推進員に対する研修などを実施しています。その他、地域や学校に対する出前講座なども実施しており、様々なステージにおいて環境学習を支える人材を育成しています。

3. 環境学習を推進する場の充実

・本市は都市部でありながら山・川・海といった自然に恵まれており、山の環境学習施設である「甲山自然環境センター」、川の環境学習施設である「環境学習サポートセンター」、海の環境学習施設である「甲子園浜自然環境センター」と環境学習の拠点となる施設を設置しています。

・「北山緑化植物園」や「植物生産研究センター花工房」などの植物、緑化について学べる施設、貝類専門の博物館である「貝類館」や粗大ごみの展示・再利用を目的とした「リサイクルプラザ」など、環境学習に関連する施設が多くあります。これらの施設で、それぞれ専門のイベントや講座などが開催され、環境意識を定着させる役割を果たしています。



図 5-6 甲山自然環境センター



図 5-7 環境学習サポートセンター

・また、ごみ処理施設などでも施設見学会を開催するなど、幅広く環境について学べる機会を提供しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下水処理場施設見学会開催を中止しておりましたが、2023年3月より施設見学を再開しています。

・幅広い年代の方が利用する図書館においては、環境問題に関するブックフェアを開催し、啓発と情報提供に努めています。また、図書だけではなく地球温暖化対策やごみ削減などのチラシ・パンフレットを集めた環境コーナーを設置しています。



図5-8 甲子園浜自然環境センター

4. 環境に関する情報収集と公開

環境に関する情報の収集と提供は、市民の環境行動や参加を促す上で重要なものです。そのため、市ホームページや市政ニュースなどの広報に加えて、EWC ホームページや市民自然調査ホームページ、貝類館収蔵貝類標本検索システムなどの情報ツールの活用を行っています。

その他にも、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性などに関する出前講座・巡回相談会などを実施し、幅広く環境に関する啓発を行っています。

行動目標2 参画・協働

目標

市民・事業者・行政などの各主体、各世代の自律と協働、参画により地域力を高め、環境活動を進めます。

持続可能なまちづくりを進めるには、行政だけではなく、市民・事業者などあらゆる主体が連携・協働して取り組みを進めることが欠かせないほか、子どもから大人までが日々の生活の中で活動に参画できることが重要です。そのため、様々な主体や世代が参画・協働できるしくみを構築し、その中で、互いの立場を考慮し、人と人との絆を育むことを通じて、地域で生じる様々な課題を総合的に解決していくことを目指します。

取り組み

1. 各主体の特性に応じた自律した活動を推進

地域に根差した環境活動の輪を広げるため、各地域で「エココミュニティ会議」の設置が進んでいます。同会議は、平成 17 年度（2005 年度）に学文地域で初めて発足して以降、順次増え続け、令和 3 年度（2021 年度）では市内 21 地域で設置されています。市は、同会議への助成や必要に応じた支援を行うとともに、各地域に設置された同会議が一堂に会し、情報交換を行う交流の機会を設けています。



図 6-1 エココミュニティ会議でのしめ縄作りの様子

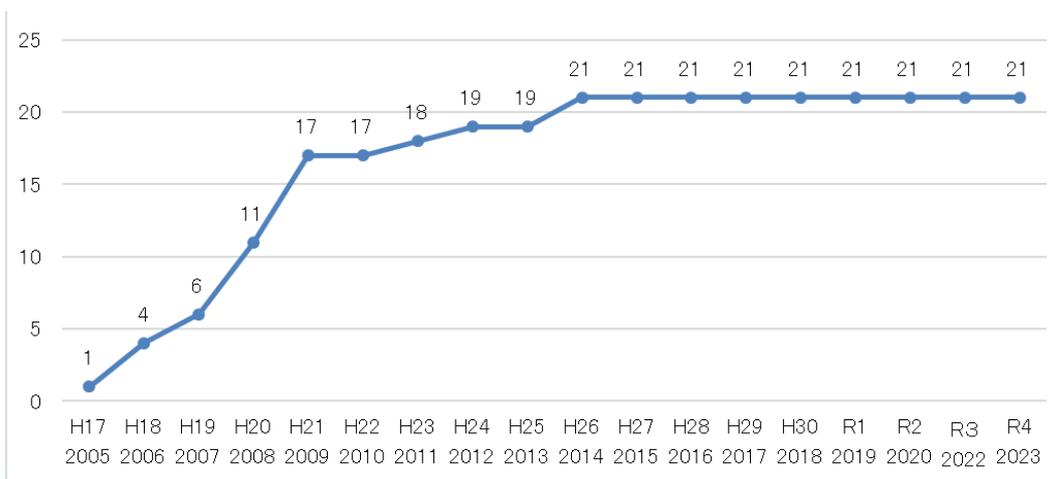


図 6-2 エココミュニティ会議設置数

環境目標の実現に向け、事業者及び市民団体等の参画と協働による取り組みを促進するため、「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」を募集しています。認定された事業者等のプログラムについては、市広報媒体への掲載やエコカード・エコスタンプシステムとの連携などの支援を行います。



図 6-3 冬野菜の収穫体験の様子
(パートナーシッププログラム)

そのほか、環境に配慮した事業活動を促すため、事業者に対して、廃棄物の適正処理に関する研修や省エネの取り組みに対する支援などを行っています。

また、市民を対象に、地球温暖化防止、ごみ減量、生物多様性などをテーマとした勉強会や巡回相談会、講演会などを開催し、市民の自律的な環境活動を促進しています。

2. 各主体・各世代の参画と協働の推進

環境計画を推進するにあたり、各種計画の策定、進捗管理などを行う、市民・事業者・専門家で構成した組織である「西宮市環境計画推進パートナーシップ会議」や、環境計画関連事業を評価する組織である「西宮市環境計画評価会議」などを設置し、市民・事業者とともに環境施策を進めていく体制を構築しています。

令和4年度(2022年度)は、「西宮市環境計画推進パートナーシップ会議」において、地球温暖化対策、資源循環、生物多様性の分野に特化した個別部会を設け、様々な課題について環境施策を推進してきました。

環境計画を進める上で、市政への一層の参画と協働を実現するため、計画推進に係る各種組織において事業者、専門家、地域団体から派遣された市民や公募委員に参画していただいています。「西宮市環境計画推進パートナーシップ会議」及び「西宮市環境審議会」において各2名の委員が公募により選任されています。

また、各主体・各世代の参画と協働を進めるため、市政ニュースやSNS等の各種媒体により、広く環境に関する情報提供を行っています。

行動目標3 国際交流・貢献

目標

国際的視野をもち、世界の人々と協力して、より良い地球環境を未来に残すことに貢献します。

気候変動問題は国際社会が一体となって取り組むべき重要な課題であり、平成 27 年（2015 年）には、国際的な枠組みであるパリ協定が採択されています。こうした地球温暖化や生物多様性の減少、海洋汚染などの環境問題は世界に広がっており、私たちは身近な問題から地球全体の環境を考え、自らのこととして意識し、行動していくことが大切です。

また、地球環境問題の解決には、国レベルだけではなく、環境保全への取り組みにおいて他の国との市民レベルでのつながりも重要です。より良い地球環境を未来に残すため、世界の人々と手を携え、情報交換や相互交流など協働の取り組みを続けていきます。

取り組み

1. 世界の国々との環境を通じた協力や交流の推進

EWC環境パネル展は、生き物、自然、資源、ごみ、身近なまちのことから平和、福祉、国際、防災、産業など、市民の持続可能な社会に向けた取り組みを発表する催しであり、平成 4 年度（1992 年度）から始まっています。小学生がEWCの活動などで地球や環境に関して取り組んだ作品の他、中学生・大人や海外からの作品を展示しています。

近年は 300 点から 900 点ほどの海外作品の出展があり、令和 4 年度（2022 年度）は 2 か国から 461 点の作品の応募がありました。



図 7-1 環境パネル展

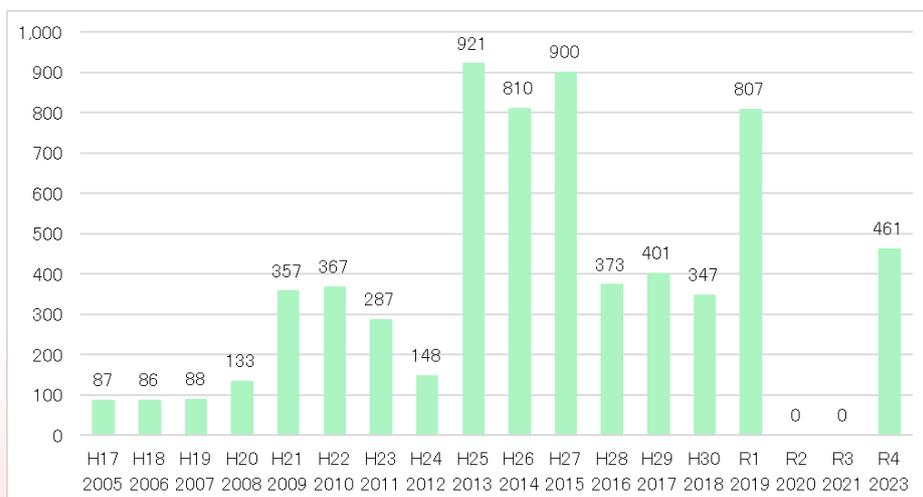


図 7-2 海外からの作品出展数

また、姉妹友好都市である中国・紹興市からの国際交流派遣事務研修生に西宮市環境計画評価会議の外部監査の随行をしていただくなど、海外の方と環境に関する協力や交流を進めています。

2. 世界の人々への環境情報の発信

・日本の優れた処理技術や考え方に親んでもらうことは、世界の人々へより良い環境を提供することにつながるという考えから、廃棄物処理場や環境学習施設への海外からの視察訪問に協力しています。近年では、JICA（国際協力機構）と連携し、廃棄物分野を中心に海外の政府関係者及び自治体関係者が視察に訪れることができる機会を設け、アジア、オセアニア、中東などから、本市の西部総合処理センター内の焼却施設やリサイクルプラザ、環境学習サポートセンター等の視察に訪れています。

・令和4年度（2022年度）は、極東開発工業株式会社との官民連携の取り組みにより、廃車予定のごみ収集車2台をホニアラ市へ寄贈しました。西宮市が車両を提供し、同社が車両の輸出前点検整備と日本からソロモン諸島への輸送費用を負担しました。

・令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海外からの視察の受け入れ等は、実施されませんでした。令和元年（2019年）には、ソロモン諸島のホニアラ市等において、西宮市と同様の「環境学習都市宣言」が行われ、記念式典にあわせ、西宮市長から応援ビデオメッセージを送付しました。また、同宣言に先駆け、ホニアラ市長以下7名が西宮市に来訪した際には、本市が平成15年（2003年）に同宣言を行うに至った経緯の説明や環境関連施設の案内を行ったほか、両市が直面する環境課題に関する意見交換を行うなど、相互に交流を行いました。



図 7-3 ホニアラ市との交流

各部門別の活動量の推計方法

項目		推計方法
産業部門	製造業	<p>全国の業種別製造品出荷額あたりエネルギー消費原単位に西宮市の業種別製造品出荷額を乗じて求める。</p> <p>①西宮市の業種別製造品出荷額 ②全国の業種別エネルギー消費量 「エネルギー消費統計」 ③全国の業種別製造品出荷額 「工業統計」 計算：①×②÷③</p>
	建設業・鉱業	<p>建設業・鉱業から排出される二酸化炭素は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、兵庫県の従業者数あたり炭素排出量に対して、西宮市の従業者数を乗じて推計する。</p> <p>①兵庫県の建設業・鉱業炭素排出量 ②兵庫県の従業者数 ③西宮市の従業者数 計算：①÷②×③×44/12</p>
	農林水産業	<p>農林水産業から排出される二酸化炭素は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、兵庫県の従業者数あたり炭素排出量に対して、西宮市の従業者数を乗じて推計する。</p> <p>①兵庫県の農林水産業炭素排出量 ②兵庫県の従業者数 ③西宮市の従業者数 計算：①÷②×③×44/12</p>
業務その他部門		<p>業種別の延床面積あたりのエネルギー消費原単位に本市の業種別延床面積を乗じて求める。</p> <p>①業種別延床面積あたりエネルギー消費量 ②西宮市の業種別延床面積 計算：①×②</p>
家庭部門		<p>家庭のエネルギー消費量の排出係数を乗じて求める。</p> <p>電気及び都市ガスは、エネルギー供給事業者の販売量実績値を使用する。 灯油とLPガスは、家計調査における兵庫県の県庁所在地（神戸市）のデータを用いて本市の消費量を推計する。</p>
運輸部門	自動車	<p>自動車から排出される二酸化炭素は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数あたり炭素排出量に対して、西宮市の保有台数を乗じて推計する。</p> <p>①全国の自動車種別炭素排出量 ②全国の自動車種別保有台数 ③西宮市の自動車保有台数 計算：①÷②×③×44/12</p>
	鉄道	<p>鉄道から排出される二酸化炭素は、人口に比例すると仮定し、全国の人口あたり炭素排出量に対して、西宮市の人口を乗じて推計する。</p> <p>①全国の運輸鉄道炭素排出量 ②全国の人口 ③西宮市の人口 計算：①÷②×③×44/12</p>
	船舶	<p>船舶から排出される二酸化炭素は、甲種港湾又は乙種港湾に入港する船舶の総トン数に比例すると仮定し、全国の入港船舶総トン数あたり炭素排出量に対して、西宮市の入港船舶総トン数を乗じて推計する。</p> <p>①全国の運輸船舶炭素排出量 ②全国の入港船舶総トン数 ③西宮市の入港船舶総トン数 計算：①÷②×③×44/12</p>
廃棄物部門	<p>廃棄物の焼却に伴い発生する二酸化炭素</p> <p>一般廃棄物から排出される二酸化炭素は、一般廃棄物処理施設で焼却される廃プラスチック類及び合成繊維の量に対して排出係数を乗じて推計する。</p> <p>①焼却処理量 ②水分率 ③プラスチック類比率 ④廃プラの焼却に伴う排出係数 (2.77) ⑤全国平均合成繊維比率 (0.028) ⑥合成繊維の焼却に伴う排出係数 (2.29) 計算：{①×(1-②)×③×④}+(①×⑤×⑥)</p>	

施策体系に基づく事業一覧

○低炭素

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
1. 地球温暖化対策に関する全体的な取り組み					
	環境企画課	市民を対象にした、地球温暖化対策や省エネルギー等の啓発	エネルギー勉強会や各種イベント等で再生可能エネルギーや省エネルギーの普及・啓発を図るとともに、市ホームページ等でも広報を行う。	省エネチャレンジ事業は、省エネ行動の振り返り及び実践する省エネアクションキャンペーンと家電の買替キャンペーンを実施し、合計643件の応募があった。エネルギー勉強会等はコロナ禍により一部中止となったが、小学生を対象とした省エネの啓発としてオンライン講座を実施し、8名が参加した。	<p>■省エネチャレンジ事業</p> <p>「うちエコ診断」の受診を促進するエコライフにしのみやキャンペーン及び家電の買替キャンペーンを実施し、合計184件の応募があった。</p> <p>■エネルギー勉強会</p> <p>大阪ガスと共催でエコクッキングを実施し、小学校4年生以上以上の親子35名が参加し、調理実習を通じてごみを減らすなどの地球環境にやさしいエコな行動について学ぶ機会を提供した。また、山村硝子との共催の「ガラスびんはSDGsの夢を見るか？」では、親子30名が参加し、オリジナルガラスびん工作体験や見学会を行った。</p>
	環境企画課	職員を対象にした、地球温暖化対策や省エネルギー等の啓発	夏季（7～9月）、冬季（12月～3月）に重点的に省エネに取り組むほか、エネルギー使用量やエコオフィス活動等取り組み状況の自己点検や、環境マネジメントシステム研修を実施するなど、職員の意識向上を図る。	各局に照会を行い、全庁の電気等のエネルギー使用量を把握した。 コロナ禍の中、環境マネジメントシステムは法令等に基づくものを中心に実施し、環境マネジメントシステム研修は、対象を拡大し、動画研修として実施した。	各局に照会を行い、全庁の電気等のエネルギー使用量を把握した。 コロナ禍の中、環境マネジメントシステムは法令等に基づくものを中心に実施した。
2. 省エネルギーの推進・普及啓発					
① ライフスタイル・ワークスタイルの転換					
	契約管理課	工事請負契約における環境配慮評価点の導入	工事請負指名競争入札における業者格付基準において主観数値の加算を実施しており、当該評価項目の1つとして、エコアクション21の認証取得事業者に対する加点を行っている。	実施	西宮市内に本店（本社）を有する事業者で、業者格付基準に基づく主観数値の加算を希望する者に対し格付主観数値申請を受付けた。
	消費生活センター	地産地消を含むエシカル消費の取り組み（消費）	市内で活動している5つの団体で構成されている西宮市消費者団体連絡会と、消費生活展や講演会・学習会等を実施し、消費者である市民へ地球温暖化対策やグリーン購入などの啓発に努めている。	消費生活展における消費者団体のパネル展示や啓発冊子を図書館や環境関連施設に配架した	消費生活展及びストリートギャラリーにおいて消費者団体のパネル展示を実施した。
	農政課	地産地消の取り組み（農産物）	西宮市内の農産物を、農家が直接販売することで地産地消の推進を図っている。	西宮市農業祭について、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止した。 また、フラワーフェスティバルin西宮についても同様の観点から中止されたため、即売会も中止した。	フラワーフェスティバルin西宮での即売会の実施は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から見送った。また、西宮市農業祭は同様の観点から即売会は中止したが、農産物品評会は3年ぶりに開催した。

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
	健康増進課	地産地消の取り組み (食育)	出前健康講座等において西宮の農業や市内産野菜の講話を通じ、地産地消の推進を図っている。	出前健康講座 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。	(出前健康講座) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。
	学校給食課	地産地消の取り組み (学校給食)	学校給食法で、学校給食としての食の指導の観点から、地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深めることが規定されており、西宮産野菜を使用した地産地消の推進を図っている。	市内農産物の使用実績 西宮産農産物 7品目 使用回数 月2回程度	市内農産物の使用実績 西宮産農産物 3品目 使用回数 年7回程度
②省エネルギー機器等の導入促進					
	地域コミュニティ推進課	公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等)	上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事において、LEDを基本として整備を行う。(R6.5未竣工予定)	工事に向けた準備等を行った。	工事に向けた準備等を行った。
	地域コミュニティ推進課	公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等)	防犯灯の市直営化を行い、地球環境保護の観点から全ての防犯灯のLED化を行う。	増加件数 112台 累計 20,970台	要望により設置(増加) 29台 私道上等の不要分を削減 31台 累計 20,968台
	道路補修課	公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等)	地球環境保護の観点から道路照明灯のLED化を行う。	道路照明灯のLED化 N=36基	道路照明灯のLED化 N=89基
	公園緑地課	公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等)	地球環境保護の観点から公園照明灯のLED化を行う。	公園照明灯のLED化 累計約2000基 実施済み	公園照明灯のLED化 累計約2000基 実施済み
	若竹生活文化会館	公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等)	若竹生活文化会館の照明機のLED化を行う。	非常照明及び1階事務所の照明機器をLED照明機器に取替修繕を行った。	2階集会室、1階ロビー及び1階事務所の照明機器をLED照明機器に取替修繕を行った。
	スポーツ推進課	公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等)	諸室空調設備の導入及び運動施設の照明機のLED化を行う。	浜甲子園体育館のアリーナ照明LED化について、令和3年度に実施した。この他、今津体育館のアリーナ照明、松原体育館(旧 勤労者体育館)のアリーナと各諸室の照明、流通東体育館のトイレ等諸室の照明もLED化した。空調については、甲武体育館の空調設備を更新した。	各施設照明のLED化について、中央テニスコートの屋外照明と、中央体育館分館アリーナ照明のLED化を実施した。空調設備について、省エネ機器への更新は無かった。
	保育施設整備課	公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等)	公立保育所の耐震化のための大規模改修(耐震補強)もしくは建替に伴い、照明機のLED化を行う。	浜甲子園保育所新築工事において、LEDを基本として整備した。(R4.1未竣工)	津門保育所・津門児童館改築工事において、LEDを基本として整備中。(R5.9未竣工予定)
	学校管理課	公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等)	市立学校の照明設備のLED化を行う。	実績なし	小学校3校、中学校15校、義務教育学校1校の校舎の照明設備をLED化した。
	庁舎管理課	ESCO事業の導入	既存設備の設備改修において、民間事業者による光熱水費など省エネルギーの削減効果を保証するESCOサービスを利用し、省エネ設備の導入と設備更新を図る。	すこやかケア西宮(平成24年度導入) 省エネルギー率35.5% CO2削減率41.1% ※総合福祉センターのESCO期間は令和2年度末(令和3年3月末)で終了	すこやかケア西宮(平成24年度導入) 省エネルギー率35.7% CO2削減率41.4%

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
	管財課（車両）	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	新規導入または更新の際、次世代自動車の導入を図る。	次世代自動車の新規導入なし 累計 天然ガス自動車0台 ハイブリッド自動車5台 クリーンディーゼル自動車0台 全体に占める次世代自動車の割合 6%	次世代自動車の新規導入なし 累計 天然ガス自動車0台 ハイブリッド自動車5台 クリーンディーゼル自動車0台 全体に占める次世代自動車の割合 6%
	美化企画課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	塵芥収集車の新規導入または更新の際、次世代自動車の導入を図る。	小型じんかい車（クリーンディーゼル仕様車：3台） 小型ダンプ車（クリーンディーゼル仕様車：2台） 小型貨物車（クリーンディーゼル仕様車：1台） 軽ダンプ車（ガソリン仕様車：1台） 全体に占める次世代自動車の割合 81.2% （69台中56台）	小型じんかい車（クリーンディーゼル仕様車：3台） 普通ダンプ車（ハイブリッド仕様車：2台） バキューム車（クリーンディーゼル仕様車：1台） 全体に占める次世代自動車の割合 81.2% （69台中56台）
	消防局企画課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	消防車両等の新規導入または更新の際、ディーゼルエンジンを搭載する車両については、現行の環境基準に適合したクリーンディーゼル自動車を導入する。	消防局車両：2台 水槽付消防ポンプ自動車 消防ポンプ自動車 消防団車両：1台 消防団ポンプ自動車	消防局車両：2台 消防ポンプ自動車 消防団車両：1台 消防団ポンプ自動車
	スポーツ推進課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	電気自動車を導入する。	新規導入0台 累計：電気自動車1台	新規導入0台 累計：電気自動車1台
	施設管理課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	電気自動車を導入する。	新規導入0台 累計 電気自動車1台	新規導入0台 累計 電気自動車1台
	美化企画課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	電気自動車を導入する。	新規導入0台 累計 電気自動車1台	新規導入0台 累計 電気自動車1台
	公園緑地課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	電気自動車を導入する。	電気自動車を再リースし、使用している	電気自動車を再リースし、使用している
	資産税課	省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置	熱損失防止改修（省エネ改修）工事を行った場合は、申告によりその家屋に対する固定資産税の軽減を行っている。	実績2件	実績8件
	資産税課	再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の軽減	一定の要件を備えた再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の軽減を行っている。	実績なし	実績なし

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
3. 再生可能エネルギーの導入・普及啓発				
発達支援課	公共施設の再生可能エネルギー設備の導入（太陽光発電、風力発電等）	こども未来センターにおいて、太陽光発電を行い、売電を行う。	売電量 10,671kWh	売電量 11,099kWh
公園緑地課	公共施設の再生可能エネルギー設備の導入（太陽光発電、風力発電等）	津門中央公園にて、太陽光発電を行い、余剰分の売電を行う。	売電量 1,236kWh	売電量 1,253kWh
環境企画課	家庭用燃料電池・蓄電池導入促進補助事業（R2） エコ・エネルギーシステム導入促進補助事業（R3）	【R2】家庭用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池を設置した個人に補助を行う 【R3】家庭用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池を設置した個人に補助を行う（蓄電池と太陽光発電設備の同時設置には加算あり）	補助実績 エネファーム191件 蓄電池58件 太陽光30件	令和3年度で事業廃止
環境企画課	太陽光発電・蓄電池設備の共同購入事業	自治体が支援事業者と協定を結び、太陽光発電、蓄電池設備の購入希望者を募り一括して発注することでスケールメリットを活かし、通常よりも安い価格で購入できる仕組みを活用し、さらなる再生可能エネルギーの普及拡大を目指す	—	■太陽光及び蓄電池設備の共同購入事業の登録件数及び契約実績 登録者数431件 契約件数 ・太陽光パネル8件 ・蓄電池設備9件 ・太陽光及び蓄電池設備19件
環境企画課	戸建住宅ZEH化及び断熱リフォーム促進補助事業	市域の家庭部門における排出抑制を目的に戸建住宅のZEH化支援及び高性能建材を用いた断熱リフォームを実施する住宅への補助を行う	—	■戸建住宅のZEH化事業 4件 ■断熱リフォーム 0件
学校管理課	環境学習用太陽光発電パネルの設置	校舎増改築工事に伴い、太陽光パネルを設置することで、学校教育における環境学習の推進を図る。	西宮支援学校の改築にあわせ、太陽光パネルを設置した。安井小学校については校舎改築工事に着手、瓦木中学校について太陽光パネル設置の方向で設計業務に着手した。	安井小学校の校舎改築にあわせ、太陽光パネルを設置した。瓦木中学校については太陽光パネルを設置する校舎の改築に着手した。
施設整備課 施設管理課 環境企画課	廃棄物発電等ごみ処理施設廃熱の有効利用	西部総合処理センター、及び東部総合処理センター焼却施設において、ごみ焼却時に発生する蒸気を施設内の諸設備で使用するほか、蒸気タービンによる発電を行い、CO ₂ 排出量を削減する。	■蒸気利用状況 ・西部総合処理センター：発電 166,400トン、その他 81043トン、施設外利用 1,102トン、復水量 7,994トン 合計 256,539トン ・東部総合処理センター：発電 206,442トン、その他 32,220トン、施設外利用 0トン、復水量 698トン 合計 239,360トン ■発電 ・西部総合処理センター：発電量 24,516千kWh、売電量 11,171千kWh、売電収入 87,502千円 ・東部総合処理センター：発電量 34,257千kWh、売電量 25,651千kWh、売電収入 335,850千円	■蒸気利用状況 ・西部総合処理センター：発電 144,859トン、その他 82,441トン、施設外利用 1,244トン、復水量 6,975トン 合計 235,519トン ・東部総合処理センター：発電 170,416トン、その他 34,133トン、施設外利用 0トン、復水量 170トン 合計 204,719トン ■発電 ・西部総合処理センター：発電量 21,093千kWh、売電量 7,994千kWh、売電収入 62,473千円 ・東部総合処理センター：発電量 28,521千kWh、売電量 20,132千kWh、売電収入 285,248千円

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
4. 地域環境の整備				
①公共交通の利用促進と自動車交通の低炭素化				
交通政策課	バス関連助成事業（さくらやまなみバス・コミュニティ交通）	公共交通の確保・維持および利便性の向上を目的として、さくらやまなみバスの運行事業者に対し助成を行うほか、地域主体のコミュニティ交通の導入検討及び運営に対し支援を行う。	さくらやまなみバス年間輸送人員364,575人 運行損失等に対する補助、専門家の派遣、地域や運行事業者と連携した利用促進策の実施、コミュニティ交通導入を検討する地域への支援	さくらやまなみバス年間輸送人員408,568人 運行損失等に対する補助、専門家の派遣、地域や運行事業者と連携した利用促進策の実施、コミュニティ交通導入を検討する地域への支援
交通政策課	路線バス停留所上屋ベンチ整備事業	西宮市内路線バス停留所に係る上屋及びベンチの整備を促進し、市民交通の利便性の向上を図るため、路線バス事業者に対し、西宮市路線バス停留所に係る上屋及びベンチ整備の補助金を交付する。	補助実績 上屋1基、ベンチ0基 補助累計 上屋67基、ベンチ37基	補助実績 上屋0基、ベンチ0基 補助累計 上屋67基、ベンチ37基
交通政策課	マイバス・マイ電車の日	毎月最終の金曜日を「マイバス・マイ電車の日」として、マイカーから公共交通への利用転換を呼び掛ける。	ホームページにて啓発を行った。	未実施
交通政策課	シェアサイクル利用動向調査事業	市民等が手軽に利用でき、かつ環境にも優しい新たな交通手段としてシェアサイクルに着目し、公共交通の補完をはじめ、経済活動の活性化やまちの魅力度向上など、様々な事業効果等を検討するため、民間事業者と共同で利用者の動向を調査する。	利用動向調査の期間を延長した。（令和5年3月末まで） サイクルポート数39箇所（令和4年3月末現在）	利用動向調査の期間を延長した。（令和6年3月末まで） サイクルポート数65箇所（令和5年3月末現在）
②緑化の推進				
花と緑の課	緑のカーテンの支援・普及啓発	誰でも身近で簡単に取り組むことができる、省エネなどエコな活動としての「緑のカーテン」づくりの普及・啓発ならびに支援などの事業を実施する。	学校・園などの公共施設へのカーテン用植物苗の配付による普及を行った。また緑のカーテン制作・維持管理についてのパンフレットを作成し、啓発事業などを行った。	学校・園などの公共施設へのカーテン用植物苗の配付による普及を行った。また緑のカーテン制作・維持管理についてのパンフレットを作成し、啓発事業などを行った。
花と緑の課	建築物の緑化の推進	県の条例に基づき、市街化区域内において一定規模以上の建築物を新築・改築・増築する場合、緑化基準に従った建築物および敷地内の緑化が義務付けられている、市は開発事業者より建築物緑化等計画届・完了届の提出を受けて指導・完了検査を行い、県に報告する事務を行っている。	申請件数 14件 完了件数 14件	申請件数 16件 完了件数 12件

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
5. 資源循環型社会の形成				
施設管理課	ごみ最終処分量の減量化	資源ごみA（新聞紙・ダンボール・紙パック・古着）、資源ごみB（雑誌・古本・チラシ・紙箱）、ペットボトル、その他プラの分別収集を行うとともに、不燃ごみ・粗大ごみからの有価物（ガラス・鉄・アルミ等の非鉄金属等）の回収による再資源化を進め、西部総合処理センター・東部総合処理センターに搬入されたごみの最終処分量（焼却灰等）の減量化に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化実績 13,130 t （内訳）資源ごみA・B 5,385 t ペットボトル 705 t 不燃・粗大ごみ資源回収 3,235 t 焼却灰セメント化 1,498 t その他プラ 2,169 t 小型家電 136 t 段ボール2 t 最終処分量（埋立処分） 20,193 t リサイクル率（資源化量／ごみ排出量） 13.8% （22,324 t／161,492 t） 	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化実績 14,536 t （内訳）資源ごみA・B 5,611 t ペットボトル 848 t 不燃・粗大ごみ資源回収 3,000 t 焼却灰セメント化 1,498 t その他プラ 3,401 t 小型家電 174 t 段ボール4 t 最終処分量（埋立処分） 18,858 t リサイクル率（資源化量／ごみ排出量） 15.6% （23,391 t／150,191 t）
6. 気候変動に対する適応策				
健康増進課	熱中症に関する情報提供	イベント等において、熱中症の予防、および熱中症の対処方法等についての啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象にリーフレット1,540部配布 市政ニュースにて、熱中症予防の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象にリーフレット437部配布 市政ニュース、さくらFM等で熱中症予防の啓発
保健予防課	蚊媒介感染症に関する情報提供	様々なメディアを通して蚊媒介感染症に関する啓発を行う。	さくらFM（1回）及び市政ニュース（1回）にて啓発を行った。	さくらFM（1回）及び市政ニュース（1回）にて啓発を行った。

○資源循環

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
1. ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用				
①廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進				
災害対策課	賞味期限の近い非常用備蓄物資の配布	食品ロスを削減するため、賞味期限残り1年を迎えた食料については、市立小学校4年生に対し配布を行うなど、非常用備蓄物資として取扱わず有効活用する取り組みを実施する。	・備蓄食料約45,000食を市立小・中学校生徒及びNPO法人等へ配布した。 ・液体ミルク240缶を所管局等へ配布した。	・備蓄食用約47,000食を市立小・中学校生徒及びNPO法人等へ配布した。 ・粉ミルク約2,800食をNPO法人等へ配布した。
消費生活センター	食品ロスの削減（フードドライブの実施）	食品ロスの削減及び消費者の関心を高めるため、家庭で余っている食品の持ち寄りを市民に呼びかけ、回収された食品をフードバンク関西を通じて必要としている福祉団体や施設、生活困窮者等に寄付を行う。	市政ニュースや宮っ子、新聞へ食品ロス関連の記事を掲載し啓発を図った。	消費生活展において、環境部局及び武庫川女子大学と連携し、食品ロスに関する啓発イベントを行った。
美化企画課	食品ロスの削減（フードドライブの実施）	食品ロスの削減及び消費者の関心を高めるため、家庭で余っている食品の持ち寄りを市民に呼びかけ、回収された食品をフードバンク関西を通じて必要としている福祉団体や施設、生活困窮者等に寄付を行う。	令和3年4月～令和4年3月の実績 常設型フードドライブにより7,712kg回収し、フードバンク関西に寄付した。	令和4年4月～令和5年3月の実績 常設型フードドライブにより8,491kg回収し、フードバンク関西に寄付した。
事業系廃棄物対策課	食品ロスの削減（事業系食品ロスの削減）	みやたんを利用した食べ残しなどの食品ロス削減啓発ポップを作製し、市内事業者へ配布するとともに、在庫をかかえない仕入れや調理の工夫を依頼する。協力事業者は、市ホームページにて紹介する。	令和3年10月に「西宮市食品ロス削減パートナー制度」を創設した。 認定事業者数：60	「西宮市食品ロス削減パートナー制度」広報を拡充し、認定事業者増加に取り組んだ。 認定事業者数：106
美化企画課	レジ袋削減推進・買い物袋持参運動（レジ袋削減キャンペーン）	ごみの発生抑制・減量を啓発することを目的として、事業者と行政が「西宮市レジ袋削減に関する協定」を締結し、レジ袋削減・マイバッグ持参を進めている。また、市内食品系量販店・百貨店・ドラッグストアに呼びかけて、買い物袋（マイバッグ）持参キャンペーン（レジ袋削減キャンペーン）を行ない、市民に啓発ポケットティッシュを配布し、レジ袋削減の呼びかけを行う。	店頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。	店頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。
美化企画課	給水スポット	プラスチックごみによる海洋汚染など、世界的な問題であるプラスチックごみ問題に対するアプローチの一環として、誰もが自由に給水することが可能となる給水スポットの整備を進めることにより、市民のライフスタイルの転換を図り、マイボトルの利用を推奨することによりペットボトルの排出抑制を図るとともに、ペットボトルの製造過程および運搬時等に排出されるCO ₂ 排出量の削減を図る。	市役所本庁舎など市内11か所の公共施設に給水スポットを設置した。	NATSで連携し、4市共通のMAPを作成した。また、阪急電鉄の協力のもと、NATS各市の阪急駅構内で給水スポットを設置する実証実験を行った結果、今年度より各市の阪急駅構内（各市1駅）に給水スポットが常設されることとなった。

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
②不用品の再利用（リユース）の推進				
施設管理課 施設操作課	リサイクルプラザを利用した リユースの推進	廃棄された粗大ごみを修理・再利用することにより、市民にご みの減量や再資源化を図る意識を高める啓発を行う。	粗大ごみの中から再利用できる物を市民に提供。自 転車修理教室、親子紙すき教室を開催するととも に、クリーン西宮展の一環として「出張いきいきご み展を開催した。 ・リサイクルプラザ来場者：17,487人 工房利用者：966人 再利用件数：6,550件 ・イベント（啓発事業）参加者数：427人	粗大ごみの中から再利用できる物を市民に提供。自転 車修理教室、親子紙すき教室を開催するとともに、ク リーン西宮展の一環として「出張いきいきごみ展を開 催した。 ・リサイクルプラザ来場者：21,404人 工房利用者：1,115人 再利用件数：7,263件 ・イベント（啓発事業）参加者数：2,694人
美化第3課	しゅんせつ土砂の有効利用	廃棄物の発生抑制と再使用の観点から、水路清掃により集めた 土砂の有効利用、また埋立処分量を減らす為、土砂の一部を消 毒処理し「園芸用土砂」として再生し袋詰めしたもの等を配布 する。	「園芸用土砂」として再生し袋詰めしたものを美化 第3課に取りに来られた市民に年間約0.17 tを配布し た。	「園芸用土砂」として再生し袋詰めしたものを美化第 3課に取りに来られた市民に年間約2.76 tを配布し た。
読書振興課	リサイクル図書市民無料配布	「西宮市立図書館資料収集管理要綱」に基づき、図書館で活用 できなくなった除籍資料や寄贈資料のうち、再利用できるもの を市民に無料配布し、廃棄物の減量と資源の有効活用に取り組 む。	64,501冊 (中央・北部・鳴尾・北口図書館において実 施)	68,779冊 (中央・北部・鳴尾・北口図書館において実 施)
③資源の再生利用（リサイクル）の推進				
美化企画課	再生資源集団回収実施団体 奨励金交付制度	古紙類等の再資源化を促進するため、要件を満たす市民団体に 対し、回収量1kgに対し3円の奨励金を交付している。	団体数 590団体 交付金額 27,552,300円	団体数 575団体 交付金額 26,497,400円
美化企画課	使用済小型家電リサイクル事業	以下の①～④の回収方法で、回収した使用済小型家電を事業者 へ渡し、小型家電の再資源化の取り組みを行っている。 ①拠点回収（公共施設・民間商業施設等に回収ボックスを設 置） ②ピックアップ回収（処理センターに搬入された粗大ごみの中 から対象品を手選別） ③イベント回収（市民まつり等の各種イベント開催時に来場者 より回収） ④宅配回収（認定事業者のリネットジャパンリサイクル株式会 社〔愛知県名古屋市〕と協定を締結）	市内公共施設や民間施設等の35箇所に回収ボックス を設置し、週1～2回程度、美化第3課が巡回回収を実 施。	市内公共施設や民間施設等の35箇所に回収ボックス を設置し、週1～2回程度、美化第3課が巡回回収を実 施。
事業系廃棄物対策課	事業系古紙類の分別・ 再資源化推進事業	平成30年2月から、再資源化の推進のため、西宮浜、鳴尾浜地 区の希望する事業者を対象に「事業系古紙類モデル地区回収」 を実施している。	2018年2月～2022年3月末 参加事業者26事業者 総回収量 41,170kg	古紙類の分別排出の促進を目的に、にしのみや 環境サポート協同組合と連携し、収集運搬の契 約者に対し、事業系の古紙類について可能な限 り再資源化するよう呼びかけるチラシを配布し た。
総務課	庁内廃棄文書のリサイクル による資源化	保存期間を満了した庁内文書（総務課書庫保存分）について、 焼却処理等ではなく、リサイクル施設での破碎及び溶解処理に より再生紙等の原料となるように処分することで、再資源化の 促進を図る。	回収実績 11,550kg	回収実績 10,620kg
事業系廃棄物対策課	庁内機密文書類リサイクル による資源化	再資源化の推進及び資源（紙）の発生抑制のため、庁舎内で発 生する機密文書類を製紙会社に搬入し、トイレットペーパーに 再生する。	回収実績 40,320kg	平成29年度より開始した庁内廃棄機密文書の回収を 令和4年度より3回/年から17回/年に拡充した。 回収実績 100,390kg

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
	会計課	庁内発生古紙類等のリサイクルによる資源化	再資源化の推進のため、庁内で発生する古紙類等を分別回収し、回収業者に引き渡している。	回収実績 77,380kg (内訳) ダンボール 11,520kg 新聞紙 12,650kg 雑誌類 32,250kg (電算帳票含む) シュレッダー 20,960kg	回収実績 81,060kg (内訳) ダンボール 14,730kg 新聞紙 13,040kg 雑誌類 27,820kg (電算帳票含む) シュレッダー 25,470kg
④上記以外の取り組み					
	美化企画課	親子で環境バスツアー	循環型社会に向けた市民啓発として、小学校4年生から6年生までの親子による、資源循環型社会について学ぶ環境学習ツアーを開催している。	令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。	令和4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。
	美化企画課	出前授業	持続可能な資源循環型社会の形成に向け、ごみ減量・再資源化の大切さを理解してもらうために、西宮市のごみの分別、リサイクル事業を講座形式で説明、また、実際のごみ収集車を用いてごみの投げ入れ体験を行う。	小学校18校 約1,832人	小学校28校 約3,095人
	美化企画課	メルカリ教室	近年、増加傾向にある粗大ごみの減量は重要な取り組みであることから、市民のリユース活動を促進するため、フリマアプリ「メルカリ」の出品体験教室を開催している。		合計3日間(1日2部制)開催し、参加者104名
	施設操作課	こどもが店主のフリーマーケット	市内の小学生を対象とした子供店主によるフリーマーケットを開催し、リユースの推進、物を長く使用することで資源の節約、ごみ減量に対する啓発活動の一つの方法として年に一回行っている。	コロナ禍の為実施せず	出店数24店 来場者510人
	事業系廃棄物対策課	事業系一般廃棄物研修会	市内の事業者を対象に、事業系一般廃棄物の再資源化、減量を推進するために年1回実施している。	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し実施していない。	令和5年2月17日に市内事業者を対象に実施した。本市の事業系指定ごみ袋制度の効果や、産業廃棄物と一般廃棄物の廃棄物処理上の解釈や課題等について専門家を招き講義を行った。
	事業系廃棄物対策課	事業系廃棄物出前講座	西宮市一般廃棄物処理基本計画について事業系一般廃棄物の現状や減量目標等を説明し、事業系廃棄物の減量及び適正処理をすすめる。	令和3年度は、施設管理課とともに「指定ごみ袋に係る説明会」として実施。	令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し実施していない。
	美化企画課	ごみ減量等推進員の委嘱	一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保に向け、地域の中に市民と行政のパイプ的役割を果たす廃棄物問題のリーダーを養成する。	ごみ減量等推進員 523名	ごみ減量等推進員 511名
	美化企画課	ごみ減量等推進員対象研修の実施	一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保のため、地域の中に市民と行政のパイプ的役割を果たす廃棄物問題のリーダーに向けた研修として「ごみ減量等推進員研修会」を年1回開催している。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。	5月30日(ごみゼロの日)に研修会を西宮市立勤労会館ホールで実施。 新型コロナウイルス感染症対策として人数制限を行った。 参加人数 111名

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
2.環境にやさしいごみの適正処理の推進				
①各主体による適正処理の推進				
事業系廃棄物対策課	産業廃棄物の不適正処理の監視・指導	産業廃棄物処理業者等から提出される各種申請に関する審査及び許可、適正処理に係る指導・啓発を行うほか、排出事業者に対しても指導・啓発を行うことにより、市内における不法投棄、野外焼却等の不適正処理の防止を図る。	令和3年度 (産業廃棄物処理業者への立入件数) 15件 (産業廃棄物排出事業者への立入件数) 36件 (不法投棄、野外焼却、その他の苦情・通報による立入件数) 不法投棄3件、野外焼却2件、その他8件 (不適正処理監視パトロールの回数) 36回	令和4年度 (産業廃棄物処理業者への立入件数) 21件 (産業廃棄物排出事業者への立入件数) 19件 (不法投棄、野外焼却、その他の苦情・通報による立入件数) 不法投棄1件、野外焼却11件、その他3件 (不適正処理監視パトロールの回数) 44回
施設管理課 施設操作課 施設整備課	一般廃棄物処理施設の整備及び適正な運転管理	継続的にごみの適正処理を行うため、整備・修繕等を行い、廃棄物処理施設を常に健全な状態に維持する。また、安定的な事業を継続するとともに、周囲環境への負荷低減(廃棄物・大気・水質等)に努める。	周囲環境の環境負荷については、環境基準(ばい煙、粉じん、排水、ダイオキシン)を超えることはなかった。	周囲環境の環境負荷については、環境基準(ばい煙、粉じん、排水、ダイオキシン)を超えることはなかった。
施設整備課 施設管理課	広域廃棄物埋立処分場建設補助事業	ごみの適正処理の推進と最終処分場の確保のため、大阪湾フェニックス計画による廃棄物埋立処分場の建設工事のうち、一般廃棄物(焼却灰等)にかかる建設費を負担する。	負担金実績 17,296千円	負担金実績 20,095千円
施設操作課 施設管理課 事業系廃棄物対策課	事業系一般廃棄物の適正処理推進	事業系ごみの適正処理を推進するため、展開検査によって、不適物の発見並びに排出者等への指導・啓発を実施する。	実績件数 162件	実績件数 194件
美化第2課	不法投棄対策事業	ごみの適正処理を推進するため、家電リサイクル法対象機器を含む一般廃棄物の不法投棄を防止するための指導、啓発を行う。	6月、11月不法投棄防止協議会の開催及び巡回パトロールの実施。 6月の不法投棄防止協議会については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面にて開催。	6月、11月不法投棄防止協議会の開催及び巡回パトロールの実施。 6月の不法投棄防止協議会については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面にて開催。

○生物多様性

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
1. 多様な生物の保全及びその生息・生育環境（生態系）の再生と創造				
①地域活動等を通じた生物多様性の保全				
地域コミュニティ推進課	船坂里山学校におけるビオトープの管理	廃校となった小学校跡施設活用の一つとしてプール設備を活用したビオトープを一般公開し、生物の多様性、などについて広く周知する。	見学者に一般公開し、生物の多様性などについて、周知を行った。	見学者に一般公開し、生物の多様性などについて、周知を行った。
公園緑地課 花と緑の課	市民参画による生物多様性に配慮した公園・緑地の管理	市民参画による公園・緑地の管理に際し生物多様性に配慮した管理を行う。	市民ボランティアによる植物などの保全活動や、海浜の清掃活動が継続的に実施された。また、必要に応じて助言や、広報面での協力を行った。	市民ボランティアによる植物などの保全活動や、海浜の清掃活動が継続的に実施された。また、必要に応じて助言や、広報面での協力を行った。
花と緑の課	植物生産研究センターを活用した生物多様性保全の取り組み	生物多様性にしのみや戦略の推進を図るため、植物生産研究センター並びに花工房において、甲山湿原や社家郷山など西宮市内自生植物の増殖・育成を市民ボランティアと共に行い、関連施設や植栽地へ提供する。また、夙川河川敷緑地の松樹・桜樹の健全化に向けた取り組みを行う。	甲山湿原自生植物の培養物展示を継続。御前浜海浜公園内自生の海浜植物を増殖・育成し、一部を現地へ植栽。またコバノミツバツツジ苗を育成しナラ枯れ跡地植栽へ提供。夙川河川敷緑地においては市民との協働により松樹健全化等の取り組みを継続。	甲山湿原自生植物の培養物展示を継続。また、育苗したアキノキリンソウを六湛寺南公園の自生種紹介花壇に、コバノミツバツツジを兵庫県(西宮土木事務所河川砂防課)へ提供。夙川河川敷緑地においては市民との協働により松樹健全化等の取り組みを継続。
花と緑の課	重要里地里山における保全活動支援	環境省が選定した重要里地里山（甲山グリーンエリア・社家郷山・ナシオン創造の森）における里山保全活動に対する支援を行う。	林野庁が実施する森林・山村多面的機能発揮対策交付金に随伴して1団体に助成を行った。	林野庁が実施する森林・山村多面的機能発揮対策交付金に随伴して1団体に助成を行った。
文化財課	モリアオガエル保存活用業務事業	多様な生き物の保全等のため、市立山口中学校の生徒を中心とした、希少生物であるモリアオガエルの保護増殖事業及び普及活動。	市立山口中学校生徒による保護増殖事業及び普及活動を実施した。	市立山口中学校生徒による保護増殖事業を実施した。
②生態系ネットワークの保全・形成				
農政課	特定外来生物の駆除等	生物多様性の観点から、「兵庫県アライグマ防除指針」に沿って、外来生物法に基づく「西宮市アライグマ等防除実施計画」を策定し、計画的な防除を進める。	処理実績 ・アライグマ158頭 ・ヌートリア 10頭	処理実績 ・アライグマ179頭 ・ヌートリア 10頭
保育所事業課	公立保育所におけるビオトープの整備と環境保育の推進	生物多様性にしのみや戦略、西宮市公立保育所ビオトープ池基本方針に沿ってビオトープの整備を行い、子供が身近な植物や生き物に親しめる環境を作る。	各保育所の環境・食育環境担当者が中心となり、ビオトープ池の維持管理に取り組むとともに、子供が自然に触れる機会を作った。	各保育所の環境・食育環境担当者が中心となり、ビオトープ池の維持管理に取り組むとともに、子供が自然に触れる機会を作った。
水路治水課	自然・景観に配慮した多自然型の水路の整備および管理	生態系ネットワークの保全のため、水路の改修・修繕工事を実施する際、可能な限り自然や景観に配慮した多自然型河川工法にて整備を行う。 また、河川水路の除草清掃の際についても、ホタル等の生息が報告されている区間においては、その生息状況を配慮し、実施区間や時期の調整を行う。	・水路改修：新堀川(施工延長30m) ・除草清掃(ホタル)：有馬川、名塩川、夙川、仁川、水分谷川、船坂川 ・除草清掃(水鳥)：仁川	・新堀川(施工延長240m)にて自然や景観に配慮した護岸の改修を行った ・6河川水路にてホタル等の生息状況に配慮した配慮した河川水路の除草清掃を行った

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
	花と緑の課	ナラ枯れ被害後の森林整備等のあり方の検討	ナラ枯れ被害により荒廃した林地の復元を目的とする。生物多様性に配慮した低木等の植栽及び経過を観察し、有効な手法の検討および対策を行う。	仁川緑地における道路沿いの斜面地において、低木であるコバノミツバツツジを試験的に植栽した。	前年度に引き続き、植栽したコバノミツバツツジの定着状況の経過観察を実施した。
	花と緑の課	自然保護地区および生物保護地区の指定及び管理	良好な自然環境を有する樹林などの所在する地域で、生物多様性の保全が必要であると認めるものや、野生生物の生息地または生育地で保全が必要であると認めるものを自然保護地区あるいは生物保護地区に指定して保全を図る。	必要に応じて立入制限や管理を行った。 【条例で指定する自然保護地区及び生物保護地区】 仁川自然保護地区 剣谷自然保護地区 甲山生物保護地区 甲子園浜生物保護地区	必要に応じて立入制限や管理を行った。 【条例で指定する自然保護地区及び生物保護地区】 仁川自然保護地区 剣谷自然保護地区 甲山生物保護地区 甲子園浜生物保護地区
	花と緑の課	自然と共生するまちづくりに関する条例の推進	生物多様性の保全を図るとともに、自然と共生するまちづくりを進める。 保護地区等や保護樹木等の指定及び管理を行うとともに、様々な主体と協働で自然環境保全の推進を図る。	保護地区については必要に応じて立ち入り制限を行い、保護樹木等については適切な管理に努めた。 また、市民ボランティアとの協働による湿原の保全活動などを行った。 ・護樹木指定本数：131本 ・景観樹林保護地区：26箇所	保護地区については必要に応じて立ち入り制限を行い、保護樹木等については適切な管理に努めた。 また、市民ボランティアとの協働による湿原の保全活動などを行った。 ・護樹木指定本数：127本 ・景観樹林保護地区：26箇所
	花と緑の課	仁川緑地の環境学習フィールドの活用	生物多様性保全の観点から、計画的な除草等の維持管理を行うとともに、自然体験イベント等を行うことにより、身近に自然体験ができるフィールドとして活用する。また、学校園の課外学習の場としても活用できるよう適切な維持管理を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、環境学習のフィールドとしての活用はできなかった。 敷地内の除草については、野鳥の営巣時期などにも考慮して計画的に実施した。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、環境学習のフィールドとしての活用はできなかった。 敷地内の除草については、野鳥の営巣時期などにも考慮して計画的に実施した。
	花と緑の課	社寺林における生物多様性の保全	まちなかにおいて貴重な、まとまった樹林である社寺林を保全することにより、まちなかにおける生き物の生息空間を確保する。	景観樹林保護地区の維持管理を支援するとともに、管理者からの要望により剪定等を実施した。	景観樹林保護地区の維持管理を支援するとともに、管理者からの要望により剪定等を実施した。
	教育研修課	小・中学校におけるビオトープ等の整備と環境教育の推進	山・川・海などの自然環境のつながり（生態系ネットワーク）を意識した取り組みとして、学校園における施設を利用し、プールで生息しているトンボのヤゴ取りなど自然と親しむ活動の提案を教員向けに行う。	研修ではなく、情報の提供を通じて推進を行った。	研修ではなく、情報の提供を通じて推進を行った。
③情報共有とあらゆる主体による調査体制のしくみづくり					
	花と緑の課	専門家による自然調査の実施	生物多様性の保全を図るため、市内の自然環境を把握することを目的に、専門家による自然調査を実施する。	前年度調査の結果をもとに、甲山湿原の再生検討をおこなった。（1件）	令和4年度は実施せず。
	花と緑の課	ため池等における生物調査の実施	市内の生き物の生息状況等に関する情報収集のため、市内のため池の生物調査を実施する。	市民ボランティアとともに、津門川における生物調査を実施した。	市民ボランティアとともに、津門川における生物調査を実施した。
	花と緑の課	市民自然調査ホームページの運営	市内の生き物の生息状況等に関する情報収集のため、市民が気軽に生き物調査を行い、その情報を共有できるツールとして「未来につなぐ 西宮の自然」ホームページを運営する。	トップページアクセス件数 4,904件	トップページアクセス件数 8,579件
	花と緑の課	市民参画による自然調査の実施（概ね10年毎）	幅広い市民等に呼びかけを行い、一定の期間に市内の生き物の生息状況等について、一斉に調査をする。	次回の実施に向けて、他市での実施事例を調査し、実施手法の検討を行った。 （次回実施は令和5年度予定）	次回の実施に向けて、他市での実施事例を調査し、実施手法の検討を行った。 （次回実施は令和5年度予定）

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
④くらしや産業の中で多様な生態系サービスを育む				
文化振興課	貝類館現場出張活動の促進	工芸などの文化的な利益を与えてくれる生態系の保全のため、貝類の出張展示や館外での貝類に関する講演会などを始めとして、公民館や児童館での貝を使った工作教室の実施等、館外へのアウトリーチ活動を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・第46回西宮市民祭り紹介動画提供 ・ららぽーと甲子園出張展示 ・EWC環境パネル展出張展示 ・中央図書館ブックフェア出張展示 ・甲子園浜セミナー（年3回） ・工作教室（年2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ららぽーと甲子園出張展示（年2回） ・ストリートギャラリー出張展示 ・EWC環境パネル展出張展示 ・大谷記念美術館出張講座 ・大阪自然史博物館フェスティバル参加（ワークショップ実施） ・工作教室（年5回）
文化振興課	貝類館生き物観察会の実施	生物多様性の保全の観点から、市民が自然と生物に親しむ機会として、またそれを通じて市内と周辺の貝類相を解明し、その成果を貝類館の刊行物などへ活用している。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 1回 ・実施場所 甲山 ・参加者数 18名 新型コロナウイルスの影響により観察会3回分が中止となった。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 4回 ・実施場所 甲子園浜、夙川河口、甲山、潮芦屋浜 ・総参加者数 52名
文化振興課	貝類館収蔵標本等データベース検索	生物多様性の保全の観点から、貝類館の持つ貝類標本について、分類・体系的な整理を行い、データベース化することにより、効率的な管理を行うとともに、インターネットを通じて貝類研究者及び広く一般に広く公開している。	登録標本数 90,798件	登録標本数 91,142件
文化振興課	生物多様性関連施設ネットワークの形成（貝類館）	貝類という生き物を介して市民が人と自然、環境との関わりを学び、自然のふしぎ、環境の大切さを理解する環境学習の拠点の一つとして、上記事業を始めとした活動を行っている。	入館者数 10,204名 館外事業参加者数 978名	入館者数 14,512名 館外事業参加者数 1,564名
都市ブランド発信課	宮水保全条例の運用	伝統産業を守ることと生物多様性の保全が密接な関係を持っていることの理解を深めるため、一定の条件を満たす開発事業について、灘五郷酒造組合との協議など必要な手続きを定めることで、地場産業である清酒造りに欠かすことのできない宮水（地下水）の保全を行う。	条例適用事業数 21件	条例適用事業数 15件
都市ブランド発信課	自然体験プログラムの紹介（まちたび事業）	西宮市の魅力を高める自然を意識した取り組みとして、10～3月の間、着地型観光プログラムを実施し、地域への愛着を高めるとともに、市外からの誘客を図る。また、併せて同期間中に市内で開催される事業者主催のイベントについても、プログラムをまとめた冊子や特設ホームページなどで紹介する。	令和3年度はコロナウイルス感染症の影響により、体験型観光プログラムの実施は2本に留まったものの、いずれも満席での開催になった。 ※自然体験プログラムは未開催。	令和4年度は体験型観光プログラムは13件実施、計158名参加での開催となった。 ※自然体験プログラムは未開催。

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
	生活環境課	学校飼育動物支援事業 (適正飼育の指導等)	生物多様性の視点を持った取り組みとして、動物とのふれあい体験や授業を通じ、動物についての正しい知識の習得や命の大切さ・他者への思いやりなどを学ぶ「ふれあい教室」及び学校飼育動物の飼い方教示、診察・繁殖制限対策などの「飼育管理指導」を行う。	新型コロナウイルス感染拡大防止の為、「ふれあい教室」は中止し、「飼育管理指導」のうち、飼育動物の診療3件を行った。	新型コロナウイルス感染拡大防止の為、「ふれあい教室」は中止し、「飼育管理指導」のうち、飼育動物の診療2件を行った。
	子育て総合センター	みやっこキッズパークの 自然環境の整備	みやっこキッズパークは、子供たちが五感を感じることができ、遊び場の整備を通じて緑の保全や水辺の保全に取り組んでいる施設であり、子育て総合センターの屋外施設として設置している。市民ボランティア組織「みやっこキッズパーク事業推進委員会」との協働で、樹木の植樹・小川の整備・ビオトープ池の管理・稲の育成・草屋根の設置など多様な事業の推進を図っている。	平成15年11月の開設以降、自然豊かな遊び場としての市民の認知度も上がってきている。来園者が常に身近に水の生き物に触れる機会を持ち、また植物を見たり、触れたり、摘んだりする体験ができるようにした。例年、田植えや稲刈りなどの自然体験ができるイベントを行っているが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度については関係者のみで実施した。	平成15年11月の開設以降、自然豊かな遊び場としての市民の認知度も上がってきている。来園者が常に身近に水の生き物に触れる機会を持ち、また植物を見たり、触れたり、摘んだりする体験ができるようにした。例年、田植えや稲刈りなどの自然体験ができるイベントを行っているが令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した上で実施した。
	環境企画課	水生生物との触れ合いイベントの実施	環境学習サポートセンターにおいて、夏休み等の子供たちが参加しやすい期間に水生生物と触れ合えるイベントを開催し、生物多様性の視点を持った環境学習の場を設ける。	新型コロナ感染拡大防止のため中止。	夏休み期間の5日間、水生生物と触れ合えるイベントを開催し、418名が参加した。
	花と緑の課	生物多様性関連施設ネットワークの形成	生物多様性関連施設間での情報共有や相互での紹介展示、緑化イベントにおける連携等を行い、幅広い層に向け生物多様性保全の啓発を行う。	各施設間で展示物の交換を行い、紹介しあうなどの連携を行った。	各施設間で展示物の交換を行い、紹介しあうなどの連携を行った。
	学校教育課	自然学校推進事業・環境体験事業	「自然学校推進事業」：生物多様性の視点を踏まえた教育として、学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、人や自然とのふれあいを通して、心身ともに健康な児童の育成を目的に、市立小学校全41校の5年生を対象に4泊5日の宿泊研修を行う。 「環境体験事業」：人間形成の基礎が培われる時期に命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、市立小学校全41校の3年生を対象に、自然にふれあう体験型環境学習を行う。	自然学校推進事業：市立小学校・義務教育学校全41校の5年生4,475人が参加した。例年は4泊5日で実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5日間の日程のうち、1泊2日の宿泊と、残り3日間は1日単位の日帰りで実施した。 環境体験事業：市立小学校・義務教育学校全41校の3年生が、年間3回以上の学習を実施し、4,314人が参加した。	自然学校推進事業：市立小学校・義務教育学校全41校の5年生4,330人が参加した。例年は4泊5日で実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5日間の日程のうち、2泊3日の宿泊と、残り2日間は1日単位の日帰りで実施した。 環境体験事業：市立小学校・義務教育学校全41校の3年生が、年間3回以上の学習を実施し、4,286人が参加した。
	文化財課	名塩雁皮紙の保護および活用	重要無形文化財「名塩雁皮紙」の保護と活用のため、郷土資料館分館名塩和紙学習館で紙すき教室などの実施。	郷土資料館紙すき教室などについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止した。	名塩雁皮紙の保護及び活用を推進するため、名塩和紙学習館での名塩雁皮紙の展示解説や、郷土資料館紙すき教室等の事業を実施した。

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
2. まちの緑を育む				
①公有地の緑化				
道路建設課	街路の植栽など周辺環境への配慮 (街路事業など)	生物多様性に配慮した緑化を推進する取り組みとして、沿道環境及び都市景観の向上のため、一定のピッチで植樹柵を設け、植樹を行う。	・植樹柵整備 山手幹線 N=6箇所 鳴尾今津線 N=7箇所 ・植樹帯整備 山手幹線 L=24m	・植樹柵整備 山手幹線 N= 2箇所 鳴尾今津線 N=15箇所 ・植樹帯整備 山手幹線 L=29m
公園緑地課	街路への植栽など周辺環境への配慮・樹種の選定	生物多様性に配慮した緑化を推進する取り組みとして、街路樹の補植、既設樹種の補植、道路建設時の新規植栽や道路補修課の道路全面改良時の樹種採用決定について、住民の意向を反映し実施している。 また、公園や街路樹の植栽計画、実施については、生物多様性に配慮し、極力野鳥等呼び寄せの為の実のなる樹種（クワガネモチ、サクラなど）を選定している。	補植：高木49本 低木2166本 地被3743株 新植：高木151本 低木：1811本 地被株：5033株	補植：高木 22本 低木 260本 地被 0株 新植：高木 82本 低木 2353本 地被株 425株
②民有地の緑化				
花と緑の課	緑地協定の推進	都市緑地法に基づき、開発地等における緑豊かな住宅地としての良好な景観・環境等の形成を目的として住民等自らが緑化に関する事項について協定を締結する「緑地協定」について市長が認可するもの。	3,000平方メートル以上の住宅用地の開発について、緑地協定を締結するように指導。 令和4年3月末現在、13区域で緑地協定を締結している。	3,000平方メートル以上の住宅用地の開発について、緑地協定を締結するように指導。 令和5年3月末現在、13区域で緑地協定を締結している。
花と緑の課	緑化助成制度	緑豊かな潤いのあるまちづくりや生物多様性を推進するため、住宅専用の敷地内での緑化事業に対し、その費用の一部を助成する。	宅地内の緑化を図る25件の申請者に対し、助成金の交付を行なった。	宅地内の緑化を図る22件の申請者に対し、助成金の交付を行なった。
花と緑の課	混ぜ垣の推進	生物多様性にしのみや戦略の推進を図るため、北山緑化植物園内において「混ぜ垣」の活用実例の展示を行う。	北山緑化植物園内にて実例植栽展示を行うとともに、住まいの緑化助成制度では推奨チラシを添付することで啓発を行った。	北山緑化植物園内にて実例植栽展示を行うとともに、住まいの緑化助成制度では推奨チラシを添付することで啓発を行った。
花と緑の課	松くい虫防除事業	松くい虫による松枯れの被害拡大を防ぐため、市内の松樹所有者・管理者で被害木を伐採して焼却または薬剤処理をされる方に対して補助金を交付する。	補助件数：4件	補助件数：2件
③市民緑化活動や農とのふれあい支援の推進				
農政課	農業体験推進事業	市民に対して、農業に対する理解と認識を深めてもらうため、実際に農作業に従事してもらう機会を創出する。	市民農園については、令和2年度をもって2農園が閉園となったものの、令和3年度より新たに2農園を開設し、計5農園171区画の維持管理を行った。また、令和4年度の新規開設に向け、1農園（35区画）の整備を行った。 そば作り体験農園については、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止した。	市民農園については、令和5年度の新規開設に向けて、市営1農園（34区画）、民間1農園（68区画）の整備が行われた。 そば作り体験農園については、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止した。

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
	公園緑地課	市民参加の公園管理の推進	市民緑化活動を推進するため、公園の清掃等管理業務について、地域の自治会等に委託することで、地域の目の届く公園管理が可能となる。具体的には、月2回以上の公園清掃、月に1回以上の除草及び公園施設の点検業務を委託している。	199団体と委託契約を締結し、254公園の管理を委託している。	203団体と委託契約を締結し、250公園の管理を委託している。
	花と緑の課	フラワーフェスティバルの実施	花や緑を愛し育てることを通して地域コミュニティを育み、互いに協力し、“心のかよった緑あふれるまちづくり”をめざして開催している市民参加による花と緑の祭典。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催を中止した。	令和4年10月29日(土)・30日(日)の2日間開催 開催場所：六湛寺公園 来場者：約1,100人
	花と緑の課	花のコミュニティづくり事業	地域コミュニティづくりの一環として、公園・街路等で花壇活動する地域緑化活動団体に対し、花壇の基盤づくりや花苗の支給、技術指導などを行い、市民緑化活動を支援する制度。	花のコミュニティづくり活動団体数：86団体 市支給花苗総数：約48,000株	花のコミュニティづくり活動団体数：87団体 市支給花苗総数：約48,500株
	花と緑の課	はなパル・にしのみや(旧名称：花と緑のまちづくりリーダー)の育成	花と緑による地域コミュニティ活動の推進・牽引役となる「花と緑のまちづくりリーダー」を養成する制度。リーダーは、選任講習を履修後、市長から任命され、市内各地で地域緑化活動の中心となるほか、市と連携して活動する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により講座開催は中止した。	選任講習会：令和4年9月8日～11月19日の間に7日間10講座を開催 新規認証者数：27名

○安全快適

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
1. 良好な大気・水質、土壌などの次世代への継承				
①大気・水・土壌などの保全、騒音、振動対策				
農政課	環境保全型農業の推進	都市近郊で農業を継続的に行うために、近隣住民や環境に配慮した農業を行う必要がある。そのため、化学肥料の代替として有機堆肥の使用を促し、また、農薬の使用を極力控える農業を推奨し、環境に負荷がかからない農業を実施するように事業を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な農産物の生産支援（農家の有機質肥料等の購入支援）：118件 ・農地・土壌の保全、改良支援（農家の露地被覆資材の購入支援ほか）：43件 ・環境保全型農業直接支払交付金事業：1戸の農家が事業を実施（前年同数）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な農産物の生産支援（農家の有機質肥料等の購入支援）：90件 ・農地・土壌の保全、改良支援（農家の露地被覆資材の購入支援ほか）：39件 ・環境保全型農業直接支払交付金事業：1戸の農家が事業を実施（前年同数）。
農政課	農業施設維持管理事業	良好な農業環境を整備するため、市内の農会から農業施設の補修・改修の要望をとりまとめて、その中から公共性・緊急性・行政介入の必要性を勘案して実施する。	令和3年度は36件の要望があり、21件の要望について対応を実施した。	令和4年度は33件の要望があり、17件の要望について対応を実施した。
環境保全課	周辺自治体との連携を含めた交通公害対策	公害問題としての観点で、国道43号・阪神高速道路、山陽新幹線、大阪（伊丹）国際空港を対象に、近隣自治体と連携して国・事業者に要望活動を実施している。	コロナ禍の影響で、対面ではなく書面会議や書面による要望活動等に切り替えている。一方、要望の元資料となる測定調査については、実施時期等の変更はあっても例年通りの取り組みを実施した。	一部の会議で対面会議を再開したが、コロナ禍の影響で、web会議、書面会議や書面による要望活動を行っている。一方、要望の元資料となる測定調査については、実施時期等の変更はあっても例年通りの取り組みを実施した。
環境保全課	ノーマイカーデーとアイドリングストップの普及（公共交通機関利用促進除く）	ノーマイカーデー（毎月20日）およびアイドリングストップの普及啓発活動を行っている。	啓発ティッシュについては例年通り本庁及び各支所・アクタサービスセンターに配布した。阪神地区ノーマイカーデー推進連絡会は令和3年度をもって解散したが、次世代に繋げる活動として「阪神地域自動車総合環境対策推進連絡会」を立ち上げ、構成機関の一員として引き続き参加する。（神戸市が暫定的に事務局を務める）	啓発ティッシュについては例年通り本庁及び各支所・アクタサービスセンターに配布した。令和4年度から発足した「阪神地域自動車総合環境対策推進連絡会」は、これまでのノーマイカーデー、アイドリングストップ普及から、クリーンエネルギー自動車の普及啓発へ事業内容が変更されている。令和4年度は、電気自動車について勉強会の開催、各市のクリーンエネルギー自動車普及促進の活動状況及び公用車への電気自動車導入状況等について情報を共有した。
環境保全課	低公害車の民間への導入補助（民間のバス・トラック事業者のみ）	大都市地域における大気汚染状況を削減するため自動車NOx法（のちに自動車NOx・PM）法が制定された。民間のバス・トラック事業者に対し、CNG（圧縮天然ガス）自動車導入時に国・県と共調して補助を行っている。	令和3年度は補助実績なし。コロナ禍の影響もあり、協議会開催は書面にて実施。	令和4年度は天然ガストラックの導入について1件補助を実施した。「低公害普及促進協議会」は令和4年度中に解散した。
環境保全課	一級水準観測測量業務	安心・安全な生活環境を維持するため、阪神地区地盤沈下調査連絡協議会（国土地理院技術助言・大阪府事務局）と連携して、大阪平野における土地の隆起・沈降状況を把握する。	予定通り実施。	実施せず
環境保全課	大気汚染常時監視等各種大気調査	大気汚染防止法第20条および第22条の規定に基づき、市内の待機汚染状況等を常時監視している。また、有害大気汚染物質・酸性雨・降下ばいじん・石綿・ダイオキシン類などについても調査を実施している。	常時監視測定は市内11固定測定局と移動測定車を用いて実施した。有害大気は市内4地点、酸性雨・降下ばいじんは市役所屋上、石綿は市内の測定局、ダイオキシン類は市内2地点で調査を実施した。	大気汚染常時監視測定は市内10固定測定局と市内13地点で移動測定車を用いて実施した。有害大気は市内4地点、酸性雨・降下ばいじんは市役所屋上、大気中の石綿調査は市内の測定局を含む11地点、ダイオキシン類は市内2地点で調査を実施した。

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
新	環境保全課	環境に係る騒音・振動調査	安心・安全で健康な生活環境を維持するため、道路交通騒音・振動調査（自動車騒音面的評価を含む）、新幹線騒音・振動調査、航空機騒音調査、環境騒音調査を実施している。また、公害苦情が寄せられた特定建設作業や（特定）事業場の現場確認なども行っている。	道路交通騒音振動調査は市内国道6地点・県道4地点・市道3地点において実施。新幹線騒音振動調査は18地点、航空機騒音は段上センター、環境騒音は15地点で実施。	道路交通騒音振動調査は市内国道6地点・県道4地点・市道3地点において実施。新幹線騒音振動調査は18地点、航空機騒音は段上センター、環境騒音は15地点で実施。
	環境保全課	建設工事等への法令に基づく規制・指導	規制基準が順守されていることを確認するため、大気汚染防止法第18条の15の規定に基づく特定粉じん排出等作業に対する立入調査を実施している。	特定粉じん排出等作業実施届 22件 立ち入り件数 延29件。	特定粉じん排出等作業実施届 17件 立ち入り件数 延37件。
	環境保全課	駐車場、洗車場および資材等置場設置届出	快適な住環境を確保するため、敷地面積が300平方メートル以上の駐車場、洗車場、150平方メートル以上の資材等置場を設置する事業者からの届出	届出件数 駐車場・資材置き場等 15件	届出件数 駐車場・資材置き場等 9件
	環境企画課	太陽光発電設備設置届出	事業区域が300平方メートル以上の太陽光発電設備（建物に設置されるものを除く）を設置する事業者から届出を受け付け、必要な指導を行う。	届出件数 太陽光発電設備 1件	届出件数 太陽光発電設備 1件
	道路建設課	低騒音舗装（排水性舗装）の施行（街路事業、二次改築事業）	沿道環境の向上のため、低騒音舗装（排水性舗装）の整備による騒音対策を行う。	・低騒音舗装（排水性舗装）整備延長 競馬場線 L=200m 鳴尾今津線 L=310m	・低騒音舗装（排水性舗装）整備延長 鳴尾今津線 L=130m
	道路建設課	防音壁の設置（街路事業）	沿道環境の向上のため、地先土地所有者の要望があった箇所について防音壁の整備による騒音対策を行う。	・遮音壁整備 山手幹線 L=24m（基礎部のみ施工）	・遮音壁整備 山手幹線 L=39m（基礎部のみ施工）
	花と緑の課	臨海部夜間花火の禁止	快適な住環境の保全のため、「快適な市民生活の確保に関する条例」に基づき、臨海部の公園を花火禁止重点区域に指定して迷惑花火の規制を行う。	夏休み期間中を中心に巡視啓発を実施し、また、量販店への周知チラシの配布やのぼり等の設置により啓発に努めた。	夏休み期間中を中心に巡視啓発を実施し、また、量販店への周知チラシの配布やのぼり等の設置により啓発に努めた。
	下水計画課	下水道の合流改善および高度処理の推進	下水処理水の放流先である公共用水域（大阪湾）の水質保全を目的とし、高度処理事業を実施する。	中長期的な合流改善の検討（情報収集等）を行った。また、高度処理事業については昨年度から引き続き事業を実施した。	中長期的な合流改善の検討（情報収集等）を行った。また、高度処理事業については昨年度から引き続き事業を実施した。
	下水管理課	生活排水対策の啓発	処理区域内における未水洗の家屋を訪問し、啓発を行っている。	27戸 （未水洗から水洗化された戸数）	28戸 （未水洗から水洗化された戸数）
②発生源（大気・水質・土壌汚染物質・騒音・振動等）					
環境保全課	工場・事業場等に対する規制・指導および環境保全協定締結工場への自主的な環境保全活動の推進	安心・安全で健康な生活環境の保全のため、大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく工場・事業場に対する立入調査の実施や指導を行う。また、市内の主な企業と西宮市環境保全協定を締結している（現在5社）。	ばい煙発生施設立入検査5事業場、水質汚濁防止法特定施設立入検査延べ54回など。環境保全協定締結工場から年2回協定に基づく報告を受けている。	ばい煙発生施設立入検査5事業場、水質汚濁防止法特定施設立入検査延べ54件など。環境保全協定締結工場から年2回協定に基づく報告を受けている。	
環境保全課	大気汚染常時監視等各種環境調査（光化学スモッグの監視体制）	安心・安全で健康な生活環境の保全のため、市内6一般環境局（西宮市役所・鳴尾支所・瓦木公民館・甲陵中学校・山口小学校・浜甲子園）において、光化学オキシダント（オゾン）濃度を常時監視測定している。光化学スモッグ発生時には兵庫県より予報・注意報等が発令される。	令和3年度は発令なし。	令和4年度は注意報が1度発令された。ホームページ等により迅速に市民等へ周知を行った。	

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
	環境保全課	大気汚染常時監視等各種環境調査 (有害大気汚染物質等の調査)	安心・安全で健康な生活環境の保全のため、有害大気汚染物質・酸性雨・降下ばいじん・石綿・ダイオキシン類について、一般環境大気質の調査を実施している。	予定通り実施。	大気汚染常時監視測定は市内10固定測定局と市内13地点で移動測定車を用いて実施した。 有害大気は市内4地点、酸性雨・降下ばいじんは市役所屋上、大気中の石綿調査は市内の測定局を含む11地点、ダイオキシン類は市内2地点で調査を実施した。
	環境保全課	公共用水域(河川・海域・ため池)・地下水等水質調査	安心・安全な水質環境の保全のため、公共用水域水質常時監視調査・地下水水質調査・ゴルフ場排水の農薬成分調査・河川海域底質調査・ダイオキシン類調査などを実施。公共用水域および地下水調査は兵庫県測定計画に基づき実施している。	予定通り実施。	公共用水域水質常時監視調査は市内の20河川34地点、海域6地点、ため池4地点、地下水34地点で実施した。 ゴルフ場排水における農薬調査は市内7地点で実施、水質及び土壌のダイオキシン類調査は市内9地点で実施した。
	環境保全課	特定建設作業に対する法令に基づく規制・指導	建築・解体・造成現場等において重機等を使用する際には、工事開始の8日前までに騒音規制法・振動規制法等に基づく特定建設作業実施届を提出する必要がある。安心・安全で健康な生活環境の保全のため、作業に伴う騒音・振動・粉じんの苦情相談が市民から寄せられた場合は、現場確認・指導を行っている。	特定建設作業実施届出件数 1,275件 届出書類数 (内訳) 騒音1,829件 振動206件	特定建設作業実施届出件数 1,311件 届出書類数 (内訳) 騒音 1,777件 振動 312件
	下水浄化センター	工場・事業場等に対する立入調査・排水指導	安定的に下水道施設を運用をするために事業者が排出する下水の水質を監視、指導すること。	年間立入回数 281回	年間立入回数 290回
③有害化学物質対策による安全なくらしの確保					
	事業系廃棄物対策課	PCB廃棄物の適正処理及び保管に係るPCB廃棄物保管事業者への指導・助言の実施	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、ポリ塩化ビフェニル(以下「PCBという。」)廃棄物保管事業者から提出された保管状況等届出書等の審査を行うとともに、公衆に縦覧することにより公表する。また、事業所への立入検査を実施し、PCB廃棄物の保管状況の調査、適正保管の指導及び適正処理に関する啓発を行う。	保管状況等届出書の提出件数 133件 保管事業所への立入件数 12件	保管状況等届出書の提出件数 82件 事業所への立入件数 17件
	建築指導課	吹付けアスベスト除去等補助金制度	安心・安全で健康な生活環境を維持するため、市内にある民間の既存建築物に吹付けられたアスベストの調査事業及び吹付けアスベストの除去等事業にかかる費用の一部を補助する	吹付けアスベスト除去等補助事業 調査補助5件、除去等工事0件	吹付けアスベスト除去等補助事業 調査補助6件、除去等工事2件
2.人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進					
①環境に配慮した住まい・まちづくりの推進					
	交通政策課	ノンステップバス導入事業	高齢者・障害者等の利用に配慮したノンステップバスの購入及び運行を促進し、路線バスを利用した移動の利便性及び安全性の確保と環境に配慮したまちづくりの推進を図るため、路線バス事業者に対し、国や兵庫県と協調してノンステップバス導入の補助金を交付するもの。	補助件数 0件	補助件数 0件

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
	生活環境課	ホルムアルデヒドの簡易測定	人と環境に配慮した住まいづくりの推進のため、市民からの健康相談及び調査依頼に基づき、シックハウス症候群の原因物質の1つであるホルムアルデヒドの簡易測定を行う。	簡易測定 0件	簡易測定 0件
	すまいづくり推進課	夏休みエコいえづくり体験ワークショップ	キットを使った家模型を作製するワークショップを通じて、電気やガスなどのエネルギーをあまり使わずに暮らせるような環境に配慮した住まい方について学習してもらう。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止した。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止した。
	下水管理課	雨水貯留浸透施設設置助成制度	雨水の再利用及び地下浸透を促進し、都市型水路の軽減と健全な水環境システムの確保を目的に、市民参画型の本制度を実施。	18箇所	14箇所
②人にやさしいまちづくりの推進					
	道路建設課	福祉のまちづくり条例に基づく人にやさしい道路整備の促進	バリアフリーに対応した歩道の整備のため、車道との段差を小さくしたセミフラット型歩道の整備を行う。	・バリアフリー対応歩道整備延長 山手幹線 L=200m 鳴尾今津線 L=130m	・バリアフリー対応歩道整備延長 山手幹線 L=100m 鳴尾今津線 L=218m
	道路建設課	空中架線の整理、電線地中化の促進(街路事業)	電線類を地中化することによる安全で快適な通行空間の確保と景観や防災上の安全性の向上を行う。	・電線共同溝整備 山手幹線(熊野工区) L=270m	・電線共同溝整備 山手幹線(熊野工区) L=320m 小曾根線 L=170m
	公園緑地課	公園緑地の確保・公園整備の推進	緑豊かな都市環境の形成や災害等緊急時の一時避難地、避難経路として整備し、防災性の強化を総合的に推進する。 また、都市公園の整備にあたり子供や女性・お年寄り・障害を持った人に、優しく安全で安心できる公園づくりを行う。	西宮浜総合公園の整備を行い、開発事業により、2公園を新たに整備し、引き継いだ。	西宮浜総合公園の整備を実施(令和4年度末で整備事業が完了)し、開発事業における提供公園整備の協議・指導を行った。
③ごみのない美しい・住みやすいまちづくりの推進					
	生活環境課	犬のふん放置の禁止に関する啓発	ごみのない住環境を維持するため、犬のふん放置に関して市民からの相談を受け、犬の飼い主が特定されている場合は、直接飼い方指導を実施する。犬の飼い主が特定されていない場合には、広報車による巡回啓発や啓発看板の設置・配布を行う。	犬の糞の放置に関する相談13件中、 飼い主特定事例 2件。(2件とも飼い主へ直接注意啓発を実施。) 啓発看板の配布 250枚 犬の糞放置に関する啓発シールを作成し、必要な市民へ提供実施。	犬の糞の放置に関する相談10件中、 飼い主特定事例 はなかった。 啓発看板の配布 359枚 犬の糞放置に関する啓発シールを必要な市民へ提供実施。

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
	環境衛生課	快適な生活環境保持のための 鼠族・害虫駆除	感染症発生時に、感染症法に基づき、消毒及び感染症媒介昆虫等の駆除等を行う。また、平常時においては、発生源対策として水路や下水道等の公共施設において、蚊やねずみ等について調査・駆除を実施し、ダニによる刺咬被害やアレルギー対策に関する啓発事業を実施し、市民の快適な生活環境の確保に努めている。	下水道のネズミ駆除対策（ねずみ捕獲器設置数）：31,664箇所 下水道・暗渠の成虫蚊等対策(薬剤散布箇所数)：8,659箇所 水路の幼虫蚊等対策（薬剤散布面積）：534,192㎡ 公園・墓地の幼虫蚊対策（薬剤散布箇所数）：公園雨水枡5,162箇所、墓地花受650箇所 施設樹木の毛虫対策（薬剤散布件数）：保育所9件、幼稚園12件、小学校21件、中学校14件、その他施設7件 砂場の回虫卵検査（年3回の調査件数）：公私保育所325件、幼稚園40件、公園567件、その他施設9件 砂場の回虫卵対策（砂場熱処理件数）：公私保育所72件、幼稚園13件、その他施設1件 啓発事業（街頭相談会等実施回数）：8回（市保健所の実施事業にスタッフとして参加）	下水道のネズミ駆除対策（ねずみ捕獲器設置数）：26903箇所 下水道・暗渠の成虫蚊等対策(薬剤散布箇所数)：10024箇所 水路の幼虫蚊等対策（薬剤散布面積）：534,192㎡ 公園・墓地の幼虫蚊対策（薬剤散布箇所数）：公園雨水枡4955箇所、墓地花受650箇所 施設樹木の毛虫対策（薬剤散布件数）：保育所4件、幼稚園8件、小学校19件、中学校15件、その他施設7件 砂場の回虫卵検査（年3回の調査件数）：公私保育所335件、幼稚園39件、公園571件、その他施設7件 砂場の回虫卵対策（砂場熱処理件数）：公私保育所74件、幼稚園13件、その他施設1件 啓発事業（街頭相談会等実施回数）：9回（小児喘息相談3回、成人喘息相談2回、地域講座3回、フラワーフェスティバル2回）
	環境衛生課	あき地の環境を守る条例の 有効な運用	空き地のパトロールを実施し、適切な管理が必要な空き地の所有者等に対して市条例に基づく通知等により適切な管理を促し、快適な生活環境の確保に努めている。 また、適切な管理を促進するため、草刈機の貸出しを行うほか、自己処理が困難な場合は、所有者から実費を徴収したうえで除草を民間に委託している。	あき地の巡回や市民等からの情報提供による管理指導を継続的に実施し、状況が改善されないあき地については、根気強く指導を行った。 適正管理達成率：89.0% 除草受託箇所：158箇所	あき地の巡回や市民等からの情報提供による管理指導を継続的に実施し、状況が改善されないあき地については、根気強く指導を行った。 適正管理達成率：83.7% 除草受託箇所：151箇所

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
	環境衛生課	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の適正管理の促進	快適な生活環境を確保するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき管理が不適切な空き家の所有者等に対して関係課等と連携し改善指導を実施している。また、平成29年7月に「西宮市空家等対策計画」を策定し、住宅や空き家の所有者等に対する啓発などによる予防的な取り組みを重点的に推進している。	市民等からの情報提供により把握した適正管理が行われていない(=管理不全)空き家の所有者等に対して指導・啓発を行った。 相談件数：52件 指導件数：39件 改善件数：30件 市内全ての老人クラブ内での都市局作成の空き家対策啓発冊子、すまいのエンディングノートの回覧依頼 西宮市フレンテホールでの「終活」をテーマとした映画上映の際、上記の都市局作成啓発資料を全来場者に配布 市内の高齢者施設に都市局作成の空き家対策啓発ポスターを掲示するとともに各施設にメールでの案内も実施。(計78施設) 空き家対策パンフレット「住宅をお持ちのみなさまへ」の市施設への配架 上記パンフレットを、特定の自治会の要望を受けて同自治会内の全戸(373部)に配布 令和2年度空家等実態調査で判明した管理不全空き家の所有者への段階的な文書発送：市民等から相談を受けている案件を最優先として所有者等に文書発送を実施(発送件数：53件) 空き家対策出前講座の実施(2回)	市民等からの情報提供により把握した適正管理が行われていない(=管理不全)空き家の所有者等に対して指導・啓発を行った。 相談件数：69件 指導件数：60件 改善件数：42件 空き家対策パンフレット「住宅をお持ちのみなさまへ」の市施設への配架：140部 令和2年度空家等実態調査の結果や国の統計調査の結果等を踏まえ、「西宮市空家等対策計画」を改定した。 令和2年度空家等実態調査の際に行ったアンケートに回答のあった空き家所有者等への「第二次西宮市空家等対策計画」に関するPRリーフレットの発送：514部
	環境保全課	路上喫煙対策等業務	市民の平穏で清潔な日常生活の維持と、生活環境を確保することを目的とした規制の中で、主に喫煙者のマナーの向上と喫煙者と非喫煙者の共存を目的としている。	◎喫煙禁止場所における過料徴収、啓発・指導件数 過料徴収 0件 啓発・指導 348件 ◎各地区での歩行喫煙者数 1,139件	◎喫煙禁止場所における過料徴収、啓発・指導件数 過料徴収 0件 啓発・指導 499件 ◎各地区での歩行喫煙者数 899件
	環境保全課	旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物の建築等の規制	快適な生活環境を確保するため、条例に基づき、旅館業等の営業の用途に供する建築物の建築等を行おうとする建築主から事前相談を受け付け、旅館業審査会の答申を経て、同建築物の建築等について、同意・不同意の決定を行う。	相談件数 6件	相談件数 7件
	美化企画課	わがまちクリーン大作戦	6月と12月に、まちの美観を損ねる散乱ごみを一掃するため、市民の皆さんと一緒に市内一斉清掃を行っている。環境衛生協議会、ごみ減量等推進員会議と連携・協力し、地域の各種団体や学校、事務所などに参加を呼びかけ、道路・公園・側溝など公共場所の清掃を行っている。	年2回の実施。(市内全域で実施) ・6月ごみ収集量：新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 ・12月ごみ収集量：84.12 t ・参加人数：延べ 31,440人	年2回の実施。(市内全域で実施) ・6月ごみ収集量：68.06 t ・12月ごみ収集量：68.35 t ・参加人数：延べ 63,478人

	担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
				実施状況	実施状況
	事業系廃棄物対策課	事業系廃棄物適正処理指導	ごみのない住環境を維持するため、環境施設部が実施している展開検査にて不適物混入事案が発生した場合には、通知を送付し、排出事業者に適正排出に協力を求める。また、市民や許可業者からの情報提供等にて廃棄物の不適正処理事案を現認した場合には、個別に指導等をおこなっている。	立入検査及び訪問調査を27件実施。不法投棄防止及び不適正処理監視パトロールとして36回実施。	立入検査、訪問調査及び不法投棄防止及び不適正処理監視パトロール時の立入検査含め、152回実施。
	臨海対策課	「リフレッシュ瀬戸内」 海の健康診断調査	海浜清掃を実施するとともに、捨てられているごみの組成調査を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
	土木管理課	道路不正占用等物件の除去、 不法投棄物件・放置自転車・ 違反広告物の撤去等	道路の美観を維持し、円滑な交通及び公衆に対する危害を防止するとともに、適切な道路の管理に寄与することを目的に、道路パトロールを実施し、道路上の不法占用物件の除去、不法投棄物件・放置自転車・放置自動車・違反広告物等を撤去し、不法占用物件等に対する指導勧告を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・不法占用物件等に対する勧告:129回 ・不法投棄物件（混合ゴミ）撤去:139件 ・不法放置単車自転車等撤去：388台（強制撤去：303台、自主撤去：85台） ・不法放置自動車撤去：1台 ・簡易除去（違反広告物撤去） 除去件数：154枚（はり紙：31枚、はり札：112枚、立看板：5枚、広告旗等：6枚） 実施回数：315回、延べ人数：1815名、使用車両：204台 ※「路上違反広告物追放推進員」制度による撤去件数を含む。 ・「路上違反広告物追放推進員」制度 登録団体18団体・202人、撤去件数：58枚 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法占用物件等に対する勧告:194回 ・不法投棄物件（混合ゴミ）撤去:167件 ・不法放置単車自転車等撤去：279台（強制撤去：184台、自主撤去：95台） ・不法放置自動車撤去：0台 ・簡易除去（違反広告物撤去） 除去件数：72枚（はり紙：35枚、はり札：32枚、立看板：5枚、広告旗等0枚） 実施回数：358回、延べ人数：1,743名、使用車両：202台 ※「路上違反広告物追放推進員」制度による撤去件数を含む。 ・「路上違反広告物追放推進員」制度 登録団体18団体・182人、撤去件数：48枚
	自転車対策課	放置自転車等の撤去	駅前の放置自転車等の撤去をおこない、都市景観の保全及び良好な環境の確保と機能維持を図る。	撤去件数 計3,400台 (内訳) 自転車 3,226台 原動機付自転車 174台	撤去件数 計3,878台 (内訳) 自転車 3,652台 原動機付自転車 226台

3.身近な自然、歴史や文化の次世代への継承

文化財課	県・市指定天然記念物の保護 および活用	県・市指定の天然記念物の保護について、保存修理事業(補助事業)、天然記念物等保存会による観察会や植樹会などの実施。	天然記念物保存会による観察会や植樹会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。	県・市指定天然記念物の状況観察を行い、市内の一木指定の5件について、樹木の状況調査を実施した。また、天然記念物等保存会による観察会や植樹会などを実施した。
都市計画課	生産緑地	市街地の緑地空間及び防災上のオープンスペースとしての機能、公共事業の多目的保留地機能を果たす市街化区域内の農地を永続的に保全する事を目的とし、生産緑地地区の指定を行っている。	・特定生産緑地の指定に向けて、意向調査、説明会、指定申出の受付等を行った。	令和4年に期限を迎える平成4年指定の生産緑地の約9割について、特定生産緑地の指定を行った。

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
都市計画課	地区計画の活用	地区計画は、地区住民と関係権利者が地区の将来を考え、まちづくりの目標を達成するよう、その地区の特性に応じた良好な環境の市街地を形成するためのルールづくりを行い、土地利用や建築物の形態等を計画的にきめ細やかにコントロールする制度である。 また決定された地区計画については、条例化することで建築基準法の法的制限を設け 地区計画区域内の建築行為に対して届出を課し、地区整備計画に適合するよう指導を行っている。（開発指導課）	・地区計画指定地区数：37地区 ・既決定地区については地区計画の内容に沿ったまちづくりが進んでいる。	西宮浜において新たな地区計画の指定を行い、市内の指定地区数は、38地区となった。
都市デザイン課	屋外広告物の許可	屋外広告物等について、必要な規制を行うことにより、美観を維持し公衆に対する危害を防止するとともに、屋外広告物等と地域環境との調和を図るための施策を実施している。	屋外広告物許可件数 916件 （新規 126件 継続 790件） 掲出数 6,007枚	屋外広告物許可件数 733件 （新規 127件 継続 606件） 掲出数 4,418枚
都市デザイン課	西宮市都市景観条例に基づく都市景観の形成	歴史的、建築的価値が高く、景観形成に寄与する建築物を景観形成建築物に指定し、保全するための助成を行っている。また、一定規模以上の建築行為等の届出を義務付け、景観誘導を行い、合わせて、景観啓発活動も実施している。	助成件数 4件 届出件数 157件 啓発活動 セミナー等0回（新型コロナウイルスの影響による）	助成件数 5件 届出件数 124件 啓発活動 セミナー等0回（新型コロナウイルスの影響による）
総務課	歴史資料の収集・保存・活用	市の歴史を紐解く基礎資料である公文書や写真・映像などを収集し、整理・保存を行うとともに、この歴史資料を活用してレファレンス対応や閲覧、展示を実施している。	歴史に関するレファレンス等 106件 公文書等歴史資料の収集 377件 写真等資料の寄贈受け 5件	歴史に関するレファレンス等 227件 公文書等歴史資料の収集 762件 写真等資料の寄贈受け 5件
自転車対策課	自転車駐車場整備事業	都市景観の保全のため、自転車駐車場の整備・保全をおこない、利用者の利便の増進を図る。	阪急西宮北口北西第4自転車駐車場定期券販売等システム更新を行った。	J R甲子園口北第1自転車駐車場改修工事を行った。
花と緑の課	松枯れ・ナラ枯れ対策の実施	松くい虫、ナラ枯れ被害の蔓延や、枯損木による倒木等の被害を防止するため、所有者による防除活動の支援や被害木の除去を行う。	松くい虫被害木の除去を行う者に対して補助金を交付した（4件、454,889円）。仁川緑地等における枯松の除去を実施した。	松くい虫被害木の除去を行う者に対して補助金を交付した（2件、227,471円）。仁川緑地等における枯松の除去を実施した。
建築調整課	建築協定の推進	建築協定は、地域の方々が主体となって、それぞれの地域にあった建築物の基準（敷地・構造・用途など）を設定し、お互いに守りあっていくことを約束する制度である。	令和3年度の認可件数：0区域 令和3年度の期間満了件数：0区域 令和3年度の建築協定区域数：13区域	令和4年度の認可件数：0区域 令和4年度の期間満了件数：1区域 令和4年度の建築協定区域数：12区域
開発指導課	市街化調整区域の設定による自然景観の維持	新たな建築や宅地の造成を抑制する区域である市街化調整区域での建築行為や資材、車輛、廃棄物等の保管、仮置きなどの土地利用に対して、都市計画法や条例等に基づく制限を補完し、適正な指導・誘導を行っている。無秩序な開発を防止し、豊かな緑の保全及び周辺環境との調和に努めることを目的とする。	届出件数 3件	届出件数 5件
開発指導課	まちづくりに関する条例に基づく開発事業者への指導	開発事業等におけるまちづくりに関する条例は、建物の着手前に必要な届出をさせ、公共施設等の整備を求めることにより、良好な住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えた市街地の形成を図ることを目的とする。 その中で、緑化基準を定めることにより、民有地内の緑化を指導し、市街地の緑の創出を図る。	届出件数 109件	届出件数 92件

担当課	事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度
			実施状況	実施状況
4.自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進				
災害対策課	気象情報の提供	雨量情報システムを市民へ閲覧可能とすることにより、現在雨量等の情報提供を行い、災害時に備えて頂くことを目的としている。	雨量情報システム関連機器の保守・メンテナンスを実施した。	雨量情報システム関連機器の保守・メンテナンスを実施した。
地域防災支援課	防災に関する啓発事業	阪神淡路大震災から20年以上が経過し、当時の震災体験や教訓の記憶が希薄になりつつあったなか、昨今の各種災害により、市民の防災に対する関心が大きくなっている。市民にあらためて「自分の命は自分で守る・共に助け合う」「自助・共助」の重要性・必要性を啓発する。	・市公式YouTubeにて、再生リスト「にしのみや防災チャンネル」を開設し、21本の防災啓発動画を公開。 ・防災啓発チラシ集を改定し、市ホームページにて公開。	・防災啓発チラシ集を改定し、市ホームページにて公開。 ・地域からの依頼に基づいた出前講座、訓練を実施。 ・防災講演会を実施。
水路治水課	予防保全型維持管理による適正管理	安心・安全な生活環境を維持するため、西宮市水路改修計画に基づき計画的に水路改築更新事業を実施することにより、市有水路の適正な予防保全型維持管理に努める。	・新堀川(日野工区) 事業延長300m【令和3年度】施工延長30m ・新堀川(松並工区) 事業延長92m【令和3年度】施工延長23.6m	・新堀川(日野工区) 事業延長300m【令和4年度】施工延長240m
下水計画課	公共施設における雨水貯留施設の設置促進（オフサイト）	浸水対策事業として、大雨時に学校グラウンドや公園等の地下に貯留施設を設置し、近傍の下水管或いは水路が溢れる直前に引抜き、一時保留する。貯留した雨水は、降雨終了後に近傍の下水管或いは水路に放流する。 (オフサイト施設とは、河川、下水道、水路などによって雨水を集水した後でこれを貯留して雨水の流出を抑制するもの)	既施設の効果の検証と合流区域の大規模貯留管の整備を継続的に実施した。	既施設の効果の検証と合流区域の大規模貯留管の整備を継続的に実施した。
下水計画課	公共施設における雨水貯留施設の設置促進（オンサイト）	浸水対策事業として、大雨時に学校のグラウンドや公園の表面に数cm～10cm程度の雨水を貯留する。このことにより、学校や公園から一気に流出する雨水を一時的に抑制する。貯まった雨水は時間をかけてゆっくりと下水管或いは水路に自然に放流される。 (オンサイト施設とは、雨水の移動を最小限に抑え、雨の降った場所で貯留し流出を抑制するもの)	山口中学校、浜戎公園、甲子園公園にてオンサイト貯留施設の整備が完了した。	東山台小学校にてオンサイト貯留施設の整備が完了した。
地域防災支援課	自主防災組織の支援	住民の隣保協同の精神に基づき、災害から「自分たちのまちは自分たちで守る」ために活動することを目的に結成された自主防災組織の活動の支援と協力を行う。	・自主防災組織の防災資機材更新 ・自主防災組織が実施する防災訓練への物品支給	・自主防災組織の防災資機材更新 ・自主防災組織が実施する防災訓練への物品支給 ・地区防災計画の作成支援
災害対策課	災害時における支援体制の整備	災害時における近隣自治体との相互支援体制や事業者からの受援体制を整備する。	新たに7つの事業所と災害時応援協定を締結した。	新たに16件の事業所と災害時応援協定等を締結した。

1. 地球温暖化対策部会の実施報告

(1) 第1回

- 開催日時：令和5年7月28日（金）
- 開催場所：西宮市役所 第二庁舎 6階 B601 会議室
- 議事：部会長・副部会長の選任について

「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の見直しについて

(2) 第2回

- 開催日時：令和5年10月4日（水）
- 開催場所：西宮市役所 第二庁舎 6階 B601 会議室
- 議事：「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の見直しについて

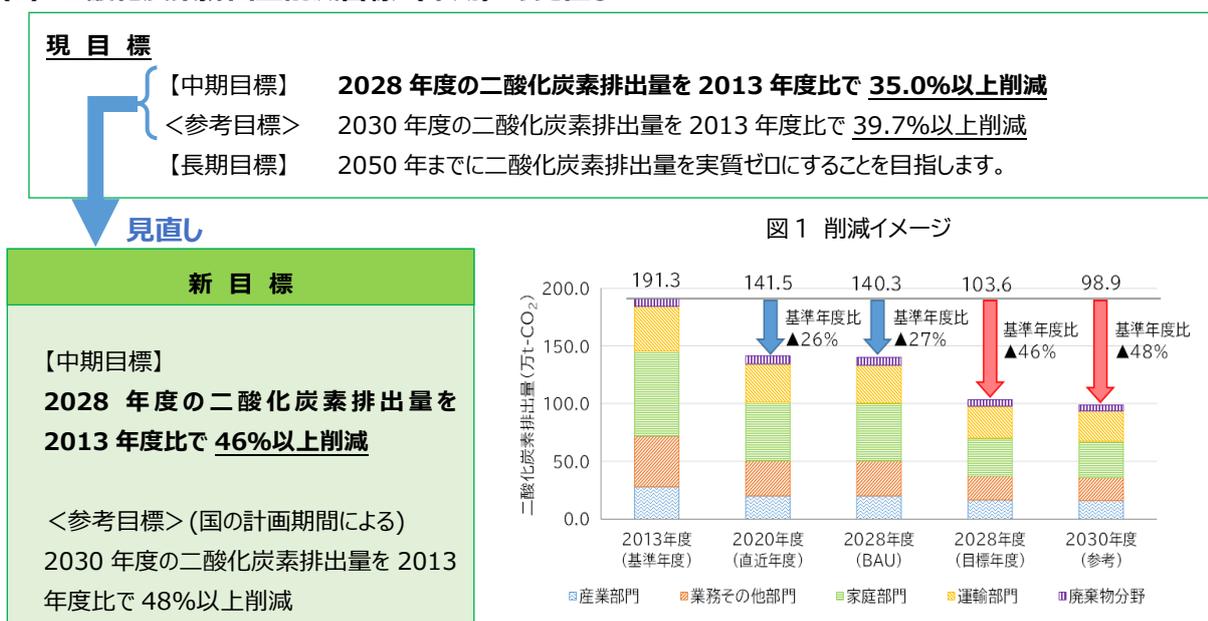
2. 中間改定の検討事項

本市では、第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において長期目標として、「2050年ゼロカーボンシティにのみや」を掲げ、令和10年度（2028年度）の二酸化炭素排出量を平成25年度（2013年度）比で35.0%以上削減する目標（国の計画期間である令和12年度（2030年度）においては、39.7%削減を参考目標）として定め、各種取組を推進してきました。

一方、国においては、令和2年（2020年）に「2050年カーボンニュートラル」を表明し、令和3年（2021年）10月には「地球温暖化対策計画」を改定し、令和12年度（2030年度）に温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比46%削減する目標を定めました。また、令和3年6月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、再エネ利用促進等施策と施策の実施目標（再エネ導入量など）を定めることとしました。

以上を踏まえ、本後期計画の改定にあたっては、脱炭素社会の実現に向けた将来ビジョン、国等の目標を踏まえ、以下の（1）～（4）について、地球温暖化対策部会で検討を行いました。

(1) 二酸化炭素排出量削減目標（中期）の見直し



(2) 再生可能エネルギー導入目標の設定

導入目標
<p>【中期目標】 2028 年度に、市域の太陽光発電設備導入量を 116.3MW (2020 年度の 1.7 倍) とする</p> <p><参考目標> (国の計画期間による) 2030 年度に、市域の太陽光発電設備導入量を 128.1MW (2020 年度の 1.8 倍) とする</p>

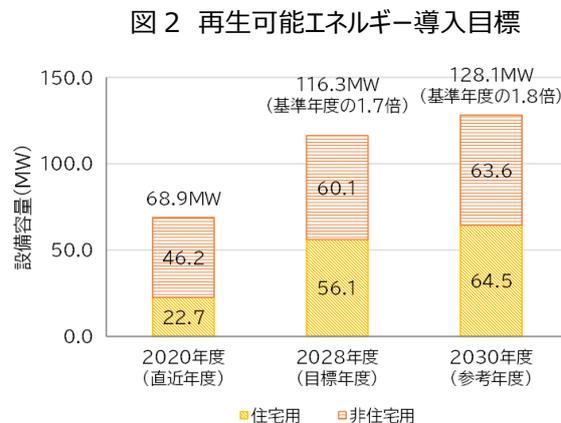


表 1 太陽光発電設備の導入量

種 別	導入量 (MW)		
	令和 2 年度 (2020 年度) 現状年度	令和 10 年度 (2028 年 度) 目標年度	令和 12 年度 (2030 年 度) 参考年度
住宅用 (10kW 未満)	22.7	56.1	64.5
非住宅用 (10kW 以上)	46.2	60.1	63.6
合 計	68.9	116.3	128.1

(3) 促進区域の検討

改正地球温暖化対策法では、地方公共団体実行計画において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされました。今後、状況に応じて**促進区域の検討**を行います。

(4) 適応策

地球温暖化対策には、大きく分けて「緩和策（温室効果ガス排出量の削減）」と「適応策（気候変動による自然災害リスクの増加などに備える）」の 2 つがあります。

現計画の 9 章に示した「適応策」について、この度の中間改定では、**気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」**として位置付けます。

(参考) 目標達成に向けた指標の設定

目標の設定については、国の地球温暖化対策計画に示されている削減量をベースにしつつ、日常生活や事業活動の中で省エネ行動の徹底や再生可能エネルギーの導入など、さらに踏み込んだ目標を設定します。また、市民や事業者の行動変容を促し、自らの取組による効果を実感できるような指標を設定します。

【指標①】家庭や事業所での電気使用量の削減量

各家庭、各事業所での身近に確認できる電気使用量の削減量を指標とします。

各家庭の自主的な取組として、令和10年度（2028年度）の1世帯当たりの電気使用量を令和2年度（2020年度）比で**14%以上削減**

ソフト面での取組：5.6% ハード面での取組：8.8%

各事業所の自主的な取組として、令和10年度（2028年度）の延床面積当たりの電気使用量を令和2年度（2020年度）比で**16%以上削減**

ソフト面での取組：4.1% ハード面での取組：12.2%

	2020年度 現状年度	2028年度 目標年度	現状年度比 (%)	2030年度 参考年度	現状年度比 (%)
1世帯当たりの電気使用量(kWh/世帯・年)	4,786	4,098	△14.4	3,921	△18.1
延床面積当たりの電気使用量(kWh/m ²)	130	109	△16.3	104	△20.3

【指標②】各部門・分野におけるエネルギー使用量の削減量

二酸化炭素削減量を「最終エネルギー消費量」に換算し、各部門の削減目標を指標とします。

	2013年度 基準年度(TJ)	2028年度 目標年度(TJ)	基準年度比 (%)	2030年度 参考年度(TJ)	基準年度比 (%)
産業部門	3,284	2,494	△24.1	2,430	△26.0
業務その他部門	4,165	3,158	△24.2	3,013	△27.7
家庭部門	7,645	5,344	△30.1	5,049	△34.0

【指標③】太陽光発電設備の累計設置発電容量

太陽光発電設備の発電容量を指標とします。

太陽光発電設備	2020年度 現状年度(MW)	2028年度 目標年度(MW)	現状年度比 (倍)	2030年度 参考年度(MW)	現状年度比 (倍)
住宅用(10kW未満)	22.7	56.1	2.5	64.5	2.8
非住宅用(10kW以上)	46.2	60.1	1.3	63.6	1.4
合計	68.9	116.3	1.7	128.1	1.8

【指標④】市事務事業における温室効果ガス排出量削減量

第4次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画の削減目標を指標とします。

	2013年度 基準年度(t-CO ₂)	2028年度 目標年度(t-CO ₂)	基準年度比 (%)	2030年度 参考年度(t-CO ₂)	基準年度比 (%)
事務事業	54,990	19,240	△65.0	13,750	△75.0

一般廃棄物処理基本計画の進捗について

■ごみ総排出量(数値目標①・H28→R10 ▲105g/人・日 ▲10.8%)

指定袋制度導入により、ごみの減量及び分別意識の向上等の効果により前年度と比較すると大幅に減少している。

【対前年度比】総排出量：▲11,301t(▲7.0%) 1人1日当たり：▲64g

【対基準年度比】総排出量：▲23,564t(▲13.6%) 1人1日当たり：▲124g

(平成28年度基準)

可燃ごみ：▲21,989t(▲15.7%)

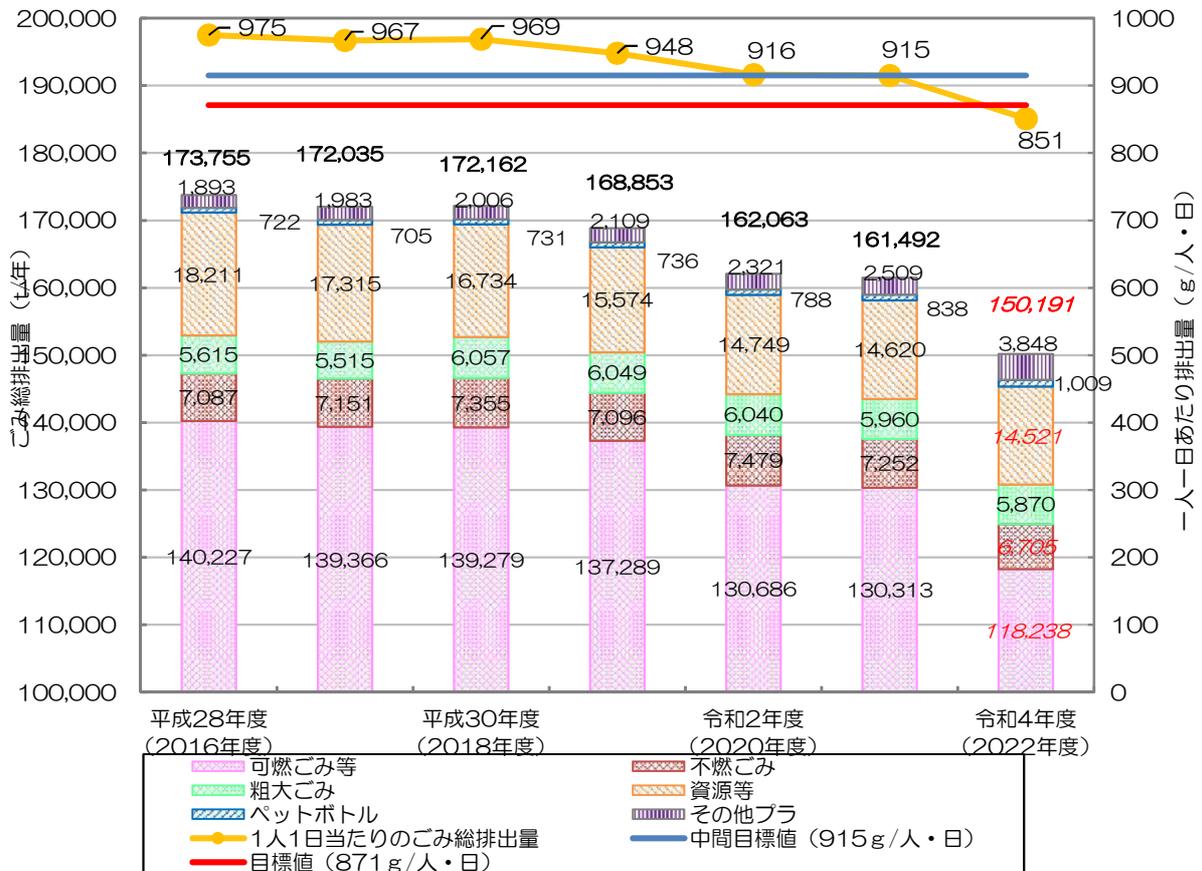
不燃ごみ：▲382t(▲5.4%)

粗大ごみ：+255t(4.5%)

資源等：▲3,690t(▲20.3%)

ペットボトル：+287t(39.8%)

その他プラ：+1,955t(103.3%)



■生活系ごみ排出量(指標①)・H28→R10 ▲51g/人・日 ▲10.0%

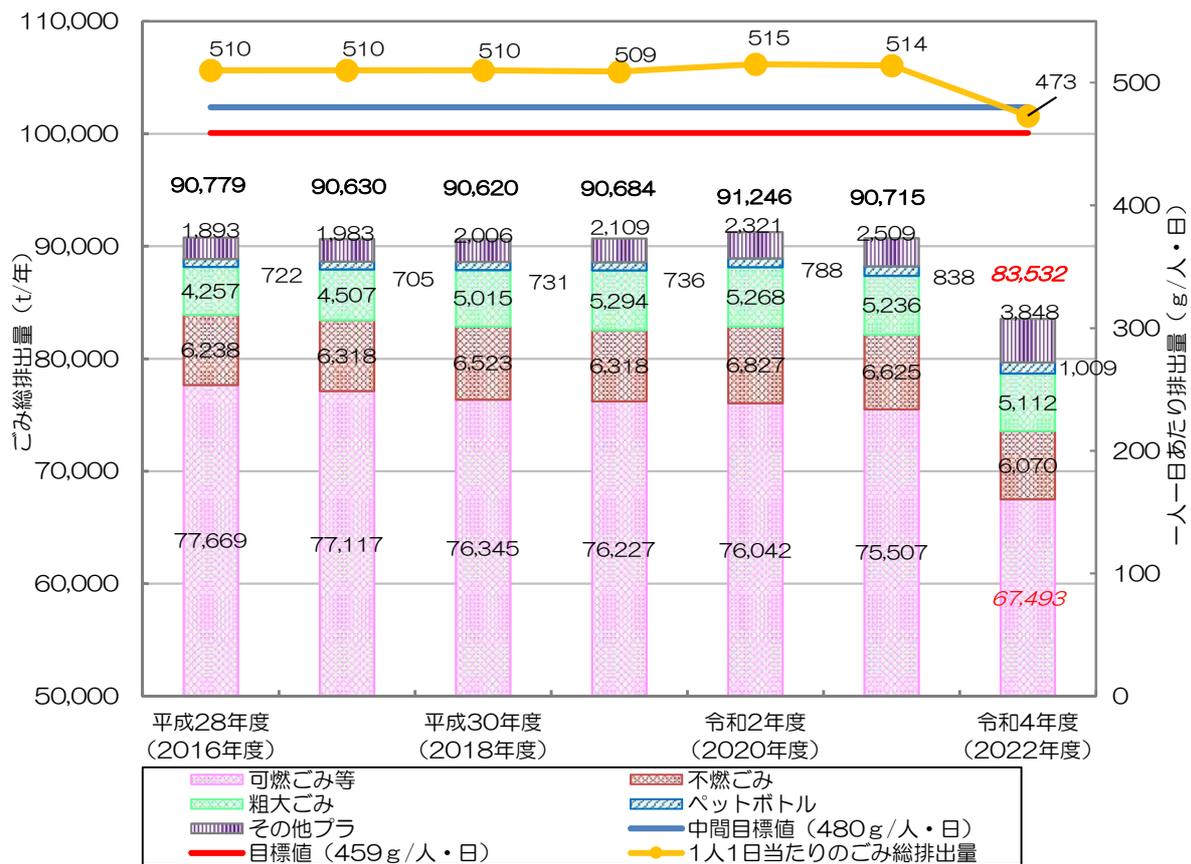
指定袋制度導入により、資源物であるその他プラやペットボトルが増加する一方、その他のごみ減量についても効果があり前年度と比較すると大幅に減少している。

【対前年度比】排出量: ▲7,183t(▲7.9%) 1人1日当たり: ▲41g

【対基準年度比】排出量: ▲7,247t(▲8.0%) 1人1日当たり: ▲37g

(平成28年度基準)

可燃ごみ: ▲10,176t(▲13.1%)
 不燃ごみ: ▲168t(▲5.4%)
 粗大ごみ: +855t(20.1%)
 ペットボトル: +287t(39.8%)
 その他プラ : +1,955t(103.3%)



■事業系ごみ排出量(指標②)・H28→R10 ▲36t/日 ▲20.0%

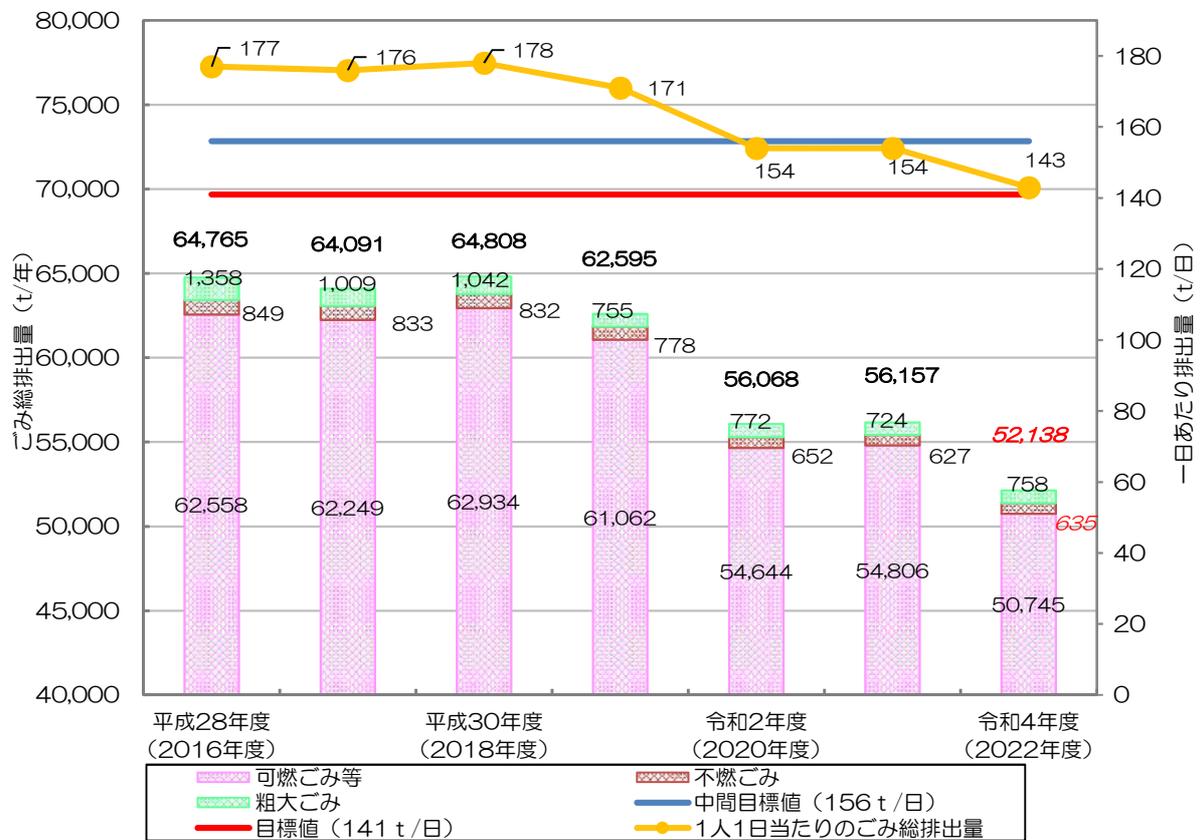
コロナ禍における事業活動の制限及び指定ごみ袋の効果により、段階的に減少している。

【対前年度比】排出量: ▲4,019t(▲7.2%) 1日当たり: ▲11t

【対基準年度比】排出量: ▲12,627t(▲19.5%) 1日当たり: ▲34t

(平成28年度基準)

可燃ごみ: ▲11,813t(▲18.9%)
 不燃ごみ: ▲214t(▲25.2%)
 粗大ごみ: ▲600t(▲44.2%)

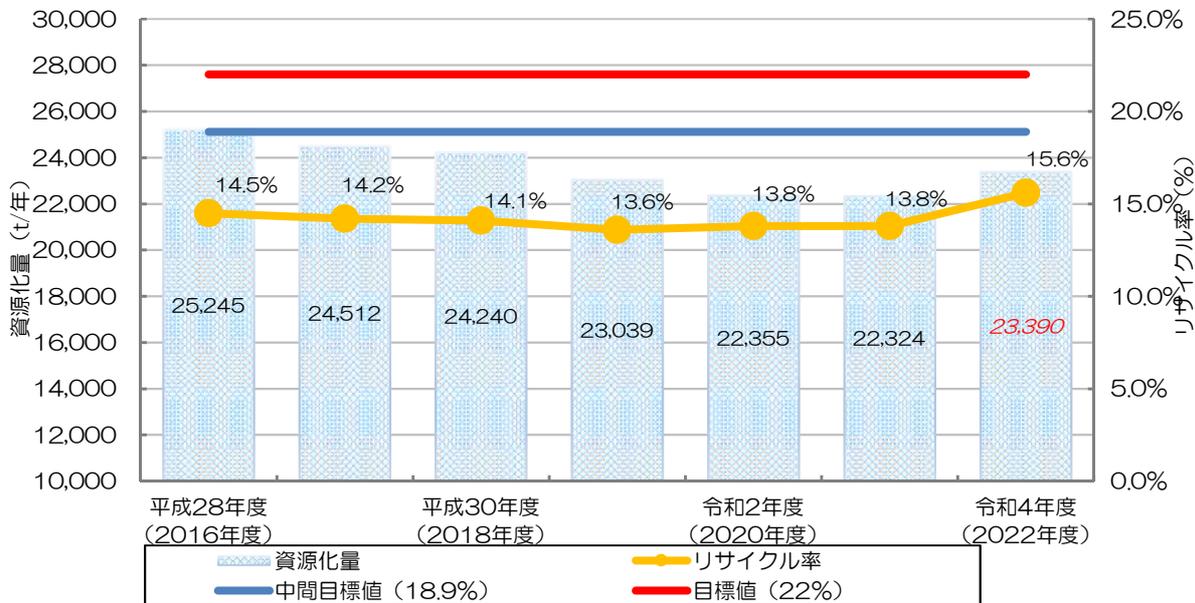


■リサイクル率(指標③・H28→R10 +7.5ポイント)

資源化量は、地域での集団回収量が年々減少する一方、その他プラ及びペットボトル等の大幅な増加により、前年度と比較するとリサイクル率はアップしている。

【対前年度比】資源化量: +1,066t (+4.8%) リサイクル率: +1.8ポイント

【対基準年度比】資源化量: ▲1,855t(+7.3%) リサイクル率: +1.1ポイント



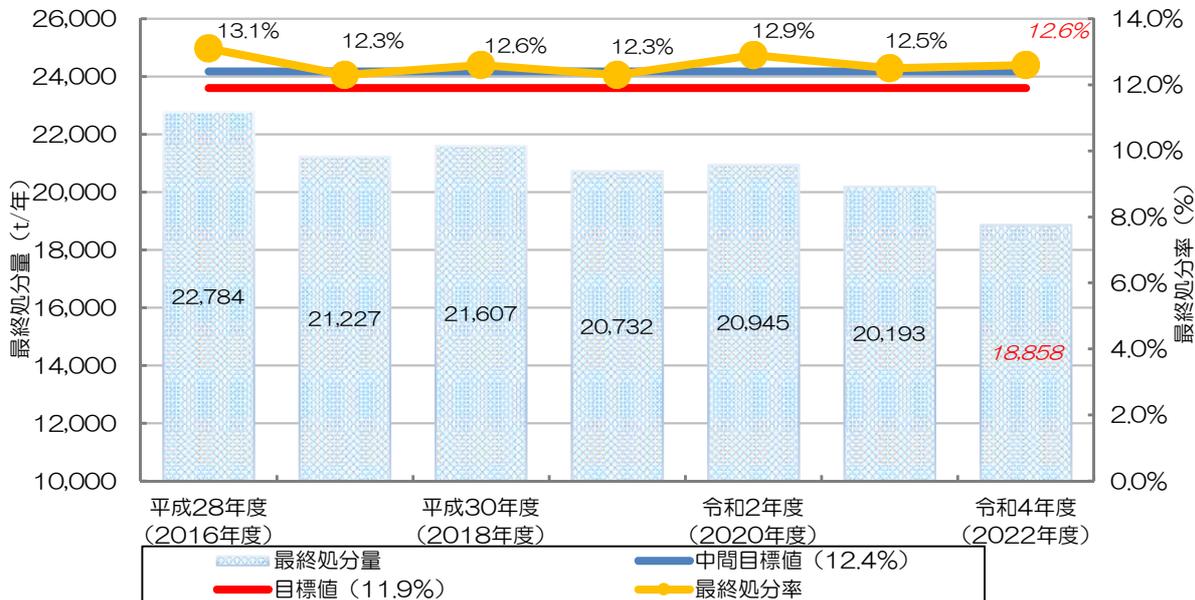
■最終処分率(数値目標②・H28→R10 ▲1.2ポイント)

ごみ総排出量が減少したことにより最終処分量も減少しているが、前年度と比較すると最終処分率は低迷している。

【対前年度比】最終処分量: ▲1,335t(▲6.6%) 最終処分率: +0.1ポイント

【対基準年度比】最終処分量: ▲3,926t(▲17.2%) 最終処分率: ▲0.5ポイント

(平成20年度基準)



「西宮市一般廃棄物処理基本計画の一部見直し（素案）」に対する 意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表します

※ いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。

※ 個人・団体等への誹謗中傷など市が不適切と判断した内容や、個人等が特定される内容については、記載していません。

1. 意見募集結果概要

- 【意見募集期間】 令和5年（2023年）8月10日（木曜日）
～令和5年（2023年）9月11日（月曜日）
- 【意見提出者数】 14名
- 【意見提出件数】 26件

《回答分類別》

回答分類	説明	件数
①素案に記載済の内容です	いただいたご意見の内容は既に素案に盛り込まれています。	2
②素案を修正します	いただいたご意見をもとに素案を修正します。	0
③今後の参考・検討とします	素案の修正はしませんが、いただいたご意見は今後の参考（検討）にします。	4
④素案のとおりとします	ご意見の反映や対応が困難、または、市の考え方と方向性が合致しない内容です。	14
⑤その他	素案の内容と直接関係のないご意見、感想等（①～④に該当しないもの）。	6
合計		26

問い合わせ先：西宮市 環境局 環境事業部 美化企画課 Tel. 0798-35-8653
西宮市 環境局 環境施設部 施設整備課 Tel. 0798-22-6601

2. ご意見の概要及び市の考え方について

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
1	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41～43ページ	事業所の古紙が処理施設で搬入できなくなることは、大変迷惑、困りますので 辞めてください。 断固反対します。西宮市から移転させたいのですか？	1	本市では、一般家庭から発生する生活系ごみについては、本市が定める分別区分に 従って適切にごみと資源を分別していただくともにごみの減量についてもご協力をお願い してきました。また、事業活動に伴って発生する事業系ごみについても、廃棄物の処 理及び清掃に関する法律等の各種法令に基づく適正処理を推進してまいりました。 令和4年度より、指定ごみ袋制度を新たに導入した結果、令和4年度のごみ総排出 量は150,188 tとなっており、一般廃棄物処理基本計画における基準年度である 平成28年度比で23,567 tの減量を達成しました。 しかしながら、ごみの組成分析調査結果からは依然として資源化可能な紙類が多く廃 棄されていることから、さらなるごみの減量と再資源化および焼却時に発生する二酸化 炭素等の地球温室効果ガスの発生抑制の実現に向けて、事業系ごみにおける資源 化可能な紙類の再資源化を徹底することとし、令和7年1月より資源化が可能な古 紙類の焼却工場への搬入を禁止することとしました。 なお、事業系ごみについては、廃棄物処理法や市条例により排出事業者責任が定め られており、排出事業者は廃棄物の減量と再資源化及び適正処理が義務付けられ ています。古紙類につきましては、資源化ルートが確立されており事業者が分別を図る ことにより適正にリサイクルすることが可能です。 廃棄物の発生抑制及び再資源化の推進、環境負荷の軽減などの観点から、本施策 へのご協力をお願いします。	④
2	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41～43ページ	古紙類だけを持って行かないのは理屈がおかしい。分別の要望なら意味は理 解出来るが！ そのような理屈の合わない施策をするなら今後いっさい西宮市の様々なお願 いには協力しない。	1		
3	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41～43ページ	機密文書の為、業者任せでなく処理したい。 古紙の持ち込みができなくなると、費用負担も増大する。 現状のまま継続をお願い致します。	1		

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
4	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41~43ページ	年に1. 2回市処理施設に予約を取得した上で、事業所内の事務書類 (機密文書等含む)を廃棄しておりますが、一部見直し素案を施行するとな れば以降の弊社の対応と処理方法をご教示頂きたい。 再資源化可能な書類(古紙)はすでに再利用しております。よろしくお願 い致します。	1	事業所でのごみ分別をさらに徹底していただき、資源化可能な紙類については、現在 契約中の許可業者に依頼して再生資源事業者(リサイクル事業者)の事業場へ搬 入するか、新たに再生資源事業者(リサイクル事業者)との間で契約を結んで回収 してもらう方法があります。 そのほか、自社で運搬する手段があれば、再生資源事業者(リサイクル事業者)の 事業場へ直接搬入する方法があります。 再生資源事業者の一覧については、市ホームページに掲載しておりますので、ご活用く ださい。	①
5	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41~43ページ	事業所の古紙について市処理施設へ搬入出来なくなるとのことですが、その場 合、業者による回収もなくなるのでしょうか?なくなるのであれば絶対に反対で す。分別すれば回収可能となるのであれば対応しますが、原案を見る限り古紙 を破棄する方法が無いように見え、とても不安です。回収がない、捨てるところも ない、となれば不法投棄が増えるのではとの懸念もあります。 搬入出来なくなった場合の対策が明確にならない限り、この案には断固反対で す。	1	https://www.nishi.or.jp/kurashi/gomi/jigyuu_gomi/jigyosha/35106225.files/jigyoushaitirann.pdf なお、本年3月より無料で古紙類を持ち込める古紙回収拠点を設置しておりますの で、そちらもぜひご利用ください。 https://www.nishi.or.jp/kurashi/gomi/shigen/20230313.html	①
6	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41~43ページ	現在、当社では創業当時からリサイクル回収に取り組んでいます。紙類(段 ボール・カタログ・新聞紙・コピー紙・紙箱など)は、全てリサイクル回収をしてい ます。リサイクルに出せない紙類(油汚れ・液汚れなど)は、産業廃棄物として 回収業者に依頼しています。金属類(鉄・アルミニウム・銅・ステンレス・パーツ など)も、リサイクル回収をしています。パソコンもリサイクル回収しています。飲 料水(ペットボトル・空き瓶・空缶など)も、飲料水メーカーがリサイクル回収し ています。 紙類・金属類・パソコンを無料でリサイクル回収してくれる業者があるので、各事 業所も進んで利用すれば経費削減になると思います。 市から無料で回収出来る業者のリストを作成出来ませんか?回収出来る業 者が分からず、産業廃棄物として出している事業所もあるのでは?	1	産業廃棄物の処理業者につきましては、市では業者の紹介や斡旋等はおこなっておら ず、一般社団法人兵庫県産業資源循環協会をご紹介しておりますので、そちらでご相 談ください。 事業所で発生する古紙類につきましては、事業所内での分別をさらに徹底していただ き、資源化可能な紙類については、現在契約中の許可業者に依頼して再生資源事 業者(リサイクル事業者)の事業場へ搬入するか、新たに再生資源事業者(リサイ クル事業者)との間で契約を結んで回収してもらう方法があります。 そのほか、自社で運搬する手段があれば、再生資源事業者(リサイクル事業者)の 事業場へ直接搬入する方法があります。 再生資源事業者の一覧については、市ホームページに掲載しておりますので、ご活用く ださい。 https://www.nishi.or.jp/kurashi/gomi/jigyuu_gomi/jigyosha/35106225.files/jigyoushaitirann.pdf なお、金属類やパソコン、電化製品等を無料で回収してくれる業者につきましては、不 適正処理に繋がる可能性もあることから、市では紹介・斡旋等の対応はいたしかねま す。	④

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
7	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41～43ページ	学校施設で発生する生徒の個人情報を含む書類は処理センターに持ち込み焼却処分しているが、今後の事業系古紙の民間リサイクルルートの確立の際に、単なる古紙リサイクルのみでなく、機密処理の溶解リサイクルについても選択肢に挙げて、信頼できるルート（業者）を市が推奨してほしい。	1	個人情報の配慮が必要な機密文書等の処理については、現在契約中の許可業者に依頼して、機密文書を再資源化可能な再生資源事業者（リサイクル事業者）の事業場へ搬入するか、新たに機密文書を再資源化可能な再生資源事業者（リサイクル事業者）との間で契約を結んで回収してもらう方法や、自社で運搬する手段があれば、機密文書を再資源化可能な再生資源事業者（リサイクル事業者）の事業場へ直接搬入する方法をお願いしています。 機密文書の再資源化等の可能な再生資源事業者の一覧については、市ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。 https://www.nishi.or.jp/kurashi/gomi/jigyou_gomi/jigyosha/35106225.files/jigyoushaitirann.pdf	④
8	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41～43ページ	事業者に対する古紙の分別排出の変更方法について、特に排出量の少ない小規模事業者からの立場からは反対です。排出量の少ない事業者ほど事業コストに占める分別コストの割合も大きく、自主的に分別に協力しようというインセンティブが働かない状態となっています。一定の排出量以上の事業者には社会的責任を課す、あるいは一定以上のリサイクル率を達成している事業者にたいして減税措置などのインセンティブを与えるなどがあれば理解できるが、単に事業者に負担を課すことであれば事業者の不満も大きい。また、リサイクル率向上が目的であれば、小規模の個人事業者や零細事業者は生活系と同様の分別区分で行政回収するほうが分別意識の向上につながる。将来、不適物混入への罰則が設けられれば、リサイクル可能な資源をわざと汚損させ、資源回収ではなく事業系一般ごみで排出する事業者出てくることが予想される。再考を期待する。	1	現行の法規制では、多量排出事業者と少量排出事業者による分け隔てではなく、全ての事業者が一般廃棄物と産業廃棄物に分別しそれぞれ処理しなければならない義務が課されております。しかしながら、少量排出事業者にとっては産業廃棄物の受け入れ先の確保が困難であること、産業廃棄物の分別にかかる人件費や処理業者に支払う処理費用等のコストが高むこと、産業廃棄物の処理を委託するためにはマニフェストを作成して交付しなければならないことなどが相当の負担になっているのではと思われます。 本市としましては、一定量以上の廃棄物を排出する事業者に対しては、法規制に沿った分別排出及び適正処理の徹底ならびに再資源化を推進することにより、さらなるごみの減量に向けて取組を進めてまいりますが、少量排出事業者への対応として、分別排出が容易となり結果的にごみの減量と再資源化に繋がるような新たな施策を検討する必要があると考えています。 現時点では具体的な取組内容はお答えできかねますが、いただいた意見も踏まえ、検討を進めてまいります。	③

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
9	市処理施設への 事業系古紙の 搬入規制 41~43ページ	事業系可燃ごみの削減には分別の徹底に頼るだけでなく、事業所がごみを焼却するより古紙回収の方が費用削減効果を感じることも重要と思う。 産廃業者とは直接の比較ができないとしても、全般に産廃処理費は高額で、市の処理費用との格差が大きすぎると感じる。市も処理にかかるコストはしっかり処理単価に反映し、市民・事業者にかかわらずごみを減量すると受益者負担の仕組みでごみ処理費用が削減できることを実感できる料金設定としてほしい。 家の生活ごみで熱心にプラ分別をしても、分別せず全部燃やすごみで出す人と費用負担が同じでは、分別していることが空しく感じることもある。 近隣市とも協調し、処理コストに基づいた適正な処理単価を設定するべきと思う。 まずは生活系の処理センターへの持ち込みごみは日常生活以上と考え現在無料の可燃・不燃ごみも有料とし、定期収集もいずれ有料化が望ましいと考える。	1	貴重なご意見、ありがとうございます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	③
10	指定ごみ袋制度 43ページ	有料ごみ袋はやめてほしいです。	1	この度、本市が導入しました指定袋の実施手法は、市がデザインや規格等を定めた袋を袋メーカーが製造し、小売店が自由価格で販売する「単純指定袋」であり、一般的に市販されているごみ袋と同様、ごみ袋の販売価格にはごみ処理手数料は一切含まれておりません。	⑤
11	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	現在燃えないゴミをコンテナで出しています。令和8年度から、ガラスびんのみコンテナ対応になるようですが、この際コンテナは全廃してほしい。戸建の住人にとっては、コンテナの管理や収集日の出し入れは非常に負担です。回収ステーション利用者での持ち回りのところでは、高齢の一人暮らしの家や共働き家庭もあります。コンテナ管理を利用者である市民に押し付けるやり方は、今回をきっかけに止めて、指定袋対応してほしい。神戸市など、ガラスびんも指定袋回収の自治体はたくさんあります。市民目線に立って、計画策定してください。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 コンテナ収集のあり方については、高齢化に伴う負担増に繋がるため廃止との意見もいただいた一方、袋収集に切り替えた場合には環境負荷が増大するため継続すべきとの意見もいただきましたが、総合的に判断し、びんのみをコンテナ収集とすることにより、コンテナの利用頻度を現行の月6回から月2回へ減らすこととしたものです。	④

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
12	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	「その他の不燃ゴミ」について、なぜ従来の「コンテナ」を活用しないのか。共通指定袋に入るものとなっているが、蛍光灯・傘などの長尺物などは、袋に入りきらないものはどうすればよいのか。また、表には小型家電回収ボックスの表記がないが廃止になるのか。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 コンテナ収集のあり方については、高齢化に伴う負担増に繋がるため廃止との意見もいただいた一方、袋収集に切り替えた場合には環境負荷が増大するため継続すべきとの意見もいただきましたが、総合的に判断し、びんのみをコンテナ収集とすることにより、コンテナの利用頻度を現行の月6回から月2回へ減らすこととしたものです。 蛍光灯や傘等の長尺物については、袋に入れずにそのままお出しいただく方向で調整中です。 小型家電ボックスについては、令和8年度以降も継続する予定です。	④
13	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	その他の不燃ごみでコンテナが無くなるのは賛成だが、電池や蛍光灯をまとめて指定袋に入れるのであれば、収集時の電池の発火や蛍光灯の割れによる水銀ガスの拡散が懸念される。従来通り収集日に脇に個別で出すのが良いと思う。他市では収集車に回収した蛍光灯を入れるスペースを設けているところも有るらしい。	1		
14	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	ペットボトルについてはなぜ従来の「コンテナ」を活用しないのか。「缶」と「ペットボトル」を同じ袋の場合、ペットの餌など油分が多く水ですすいだけでは取れず、ペットボトルが汚れることは問題であるため、工夫が必要ではないか。「ペットボトル」は従来のコンテナを活用し「缶」については指定袋でなく透明の袋に入れてもらい、不燃ゴミの時に出す形態ではだめなのだろうか。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 コンテナ収集のあり方については、高齢化に伴う負担増に繋がるため廃止との意見もいただいた一方、袋収集に切り替えた場合には環境負荷が増大するため継続すべきとの意見もいただきましたが、総合的に判断し、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルについては、袋で一体的に収集しても、処理施設にて比較的容易に選別処理を行えること、また、ペットボトルの汚れについては従来どおり中身を空にしてから水で洗っていただければ特に問題ないことから、一体的に袋収集とすることとし、びんのみをコンテナ収集とすることにより、コンテナの利用頻度を現行の月6回から月2回へ減らすこととしたものです。	④
15	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	共通指定袋についてですが、分別内容毎に分けて出さなければいけないのでしょうか。ペットボトルを週1回捨てるのはありがたいですが、今までコンテナに出せていたものに指定袋を使用して、指定袋の使わなければいけない枚数が増えて負担増にならないように（ペットボトルは透明な袋で出せば良いなど）考えていただきたいです。	1		

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
16	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	「共通指定袋」について、なぜ区分ごとの指定袋にしないのか。「共通指定袋」にすることによって市民への費用負担イメージを和らげたいのと思うのだが、それならば「燃やすゴミ」も共通指定袋にしても良いのではないかと。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 当初の素案では、「もやすごみ」・「その他プラ」・「缶・ペット」・「その他不燃」の4種類の指定袋を導入する計画となっていましたが、反対の意見が多かったことから、令和4年度からは「もやすごみ」と「その他プラ」の2種類でスタートし、令和8年度からは「もやすごみ」と「共通指定袋」の2種類に変更するよう見直しを行いました。 なお、「もやすごみ」と「共通指定袋」には袋の素材に違いがあり、「もやすごみ」の指定袋はごみとともに焼却処分をせざるを得ないことから、ごみ袋の素材には、バイオマスプラスチック等の焼却時に発生する二酸化炭素の発生量を10%以上削減する効果が期待できる素材を配合しています。一方、「共通指定袋」は中身を取り出したのち、焼却することなく再資源化を行うため、バイオマスプラスチック等の素材の配合は求めません。	④
17	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	「古着」について、なぜ従来通りの透明袋ではだめなのか。また、紙資源について「紐十文縛り」を従来から指定しているが、紙袋などで出しているケースが多く、市は実態は把握しているのか。現状を鑑み一律のルールを押し出す表現を改めるべきだと考えるかどうか。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 古着については「共通指定袋」の使用、紙資源についてはごみ出し時に飛散することを防止するため「紐十文縛り」での排出にご理解とご協力をお願いします。	④
18	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	資源Aですが、紙ゴミはさまざまなサイズがあり、十字にひもで結ぶのは難しいですし、ビニール紐（異素材）で結ぶのは疑問に思います。 以前、担当課の方に紙袋や米袋で出しても良いとお聞きしたので、ハローゴミなどの案内に掲載していただきたいです。	1		
19	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	現状のゴミ収集のゴミステーションで新区分収集が実施された場合、ゴミの出し間違いが予想される。間違ってしまったごみの啓発や移行期間など、市の対応はどのように考えているのか。また、区分ごとの回収場所を設定するなどすれば、ごみの出し間違いも軽減するのではないかと。管理の問題等も出てくるが、現にごみ種類ごとに回収場所が異なる自治体も存在する。意味合いやその効果を西宮市として分析・検討する価値は充分あるため、考え抜いてほしい。	1	分別区分を変更しても混乱が生じないよう、令和7年度中には市内各所において住民説明会を開催する他、ごみと資源の分け方・出し方の案内パンフレットであるハローごみの全戸配布など、きめ細かい周知啓発活動を展開する予定です。	③

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
20	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	新分別区分について、令和8年度までにモデル地区などにおいてテスト運用の実施をすべきである。テスト運用することが市民に早く分別意識を広めると同時に新分別収集区分の問題点が明らかになり、対策を打つ事ができるのではないか。今回の新分別収集区分は長期的な施策であるだけに西宮オリジナルとも言える施策にて進めてほしい。今の公表内容では市民が混乱し不満が渦巻く。	1	令和8年度からの新分別区分及び収集形態については、令和2年度に実施済みの「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」に対する意見提出手続を経て見直しを行ったものです。 令和4年4月に「プラスチック資源循環法」が施行されたことに伴い、新たな施策として、「製品プラスチック」を「その他プラ」と「プラスチック資源」として一体的に収集を行い、再資源化を進める予定ですが、本年6月から7月の2か月間、市内の一部地区においてモデル回収を実施いたしました。 分別区分を変更しても混乱が生じないよう、令和7年度中には市内各所において住民説明会を開催する他、ごみと資源の分け方・出し方の案内パンフレットであるハローごみの全戸配布など、きめ細かい周知啓発活動を展開する予定です。	④
21	令和8年度からの 生活系ごみ分別区分 50ページ	令和8年度に向けて、新区分のごみステーションのパネルを作成し配布すると考えるが、その際は現状の上に貼れるシールタイプのもを検討してほしい。	1	貴重なご意見、ありがとうございます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	③
22	中間処理施設 整備計画 53ページ	東部総合処理センターに建設される新破碎選別施設リサイクルプラザについて質問いたします。当施設では、1996年に杉並区の廃プラごみの中継施設からでるVOCや2004年～寝屋川市東部地域で発生した廃プラのリサイクル施設での圧縮梱包の過程で出たホルムアルデヒドは出ないのでしょうか？	1	東部総合処理センター破碎選別施設では、処理対象物である「缶・ペットボトル」、「びん」、「その他不燃ごみ」、「粗大ごみ」のすべてを屋内で処理し、各所の空気は集塵機により、ばいじん等を基準値以下までろ過した後、屋外に排気します。ご心配のVOCやホルムアルデヒドについては、プラスチックを処理する「缶・ペットボトル処理ライン」で発生する可能性はありますが、本処理ラインで集塵後の空気は、VOC等の吸着効果のある活性炭吸着式の脱臭装置を介して屋外に排気することにより周辺環境に配慮します。	⑤
23	資料編5 用語集 ○集団回収 資料編5-3	自治会など地域での回収を推奨しているとありました。綾羽地域にあるような資源ごみ回収ゴミ捨て場の設置を他の地域にも設置する又は補助があるのであれば広報をしていただきたいです。そうすれば、回収量が増えるのではないのでしょうか。	1	貴重なご意見、ありがとうございます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	⑤
24	その他 (素案に記載なし)	折りたたみ式ネットボックスの購入費補助のおかげで、カラス対策の効果が明らかになった反面、自前購入されたネットボックスの色調の中には、周囲景観に馴染みにくく、違和感の否めないものが多いという苦情も高まっています。手入れされた道路脇植栽の美観をも損ねかねない光景は、やはり一考を要すると考えます。色調の選定は、色相・彩度・明度を基本として、さらにその濃淡・強度によって入念に選ばれるべきものでしょう。とりわけ、公共物では、個人の嗜好を超える選定ですから行政組織として、他の自治体事例をも参考に、幅広い文化度視野が問われると思います。選定・推奨・規制・等の方策も含め、法制面の再検討をお願いします。	1	これまで本市では、ごみステーションにおけるカラス被害防止対策として、正しいネットの使用方法やごみ出しマナーの遵守等、市民に対するごみ出しマナーの向上などの周知啓発に取り組んでいましたが、ごみステーションにおけるカラス被害が後を絶たないことから、令和2年度より折り畳み式ネットボックス等購入費の一部補助制度を新たに実施することとし、被害の抑止を図ることといたしました。本補助制度では、ごみステーションを利用されている方々で協議の上、選定されたネットボックスを対象として購入費の一部を補助しているものであり、色調等の制約は特に設けておらず、今後も設ける考えはありません。	⑤

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

No	素案の項目 (ページ)	意見	件数	市の考え方	回答 分類
25	その他 (素案に記載なし)	西宮市指定袋のn o c o oは使用時に口を広げるのに指で広げにくくゼロテープ等で接着して広げている。適当なタイミングで指定袋の使い勝手を市民、事業所から意見聴取し、検証して必要に応じて業者に改善指導をしてほしい。	1	貴重なご意見、ありがとうございます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	⑤
26	その他 (素案に記載なし)	今回初めてコメントを提出させていただきます。過去のパブリックコメントをいくつか拝見しましたが、どれも意見が少ないと思いました。日常に直結するゴミに関する事なので、このパブリックコメントの機会をTwitterやLINEで情報発信をしていただきたいです。	1		

【回答分類】 ①. 素案に記載済の内容です ②. 素案を修正します ③. 今後の参考・検討とします ④. 素案のとおりとします ⑤. その他

西宮市一般廃棄物処理基本計画一部見直し(素案)の概要

1. 概要

西宮市では、平成31年3月に「西宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和10年度を目標に、生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、最終処分率の削減、温室効果ガス排出量削減、リサイクル率の向上に取り組んでいます。



2. 見直しの背景

一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成するために、指定袋制度などのごみ減量施策を検討、実施しました。また、関連する他計画の見直し、中間処理施設の整備計画の見直しの反映、さらに、更なる目標値達成のための新たな施策、プラスチックを取り巻く社会的要請に対応するための施策を反映するために見直します。

【策定後の施策の実行、法改正、関連計画の見直し】

- 令和2年度 指定袋制度導入・分別区分見直しを実施するための条例改正
- 令和3年度 第二次西宮地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直し
- 令和4年度 プラスチック資源循環促進法施行
生活系指定袋制度（もやすごみ、その他プラ）実施
事業系指定袋制度（もやすごみ）実施
西部総合処理センター焼却施設整備基本構想の策定
- 令和8年度 分別区分の見直し【予定】
東部総合処理センター破碎選別施設稼働【予定】



3. 見直し内容

1) 令和4年度生活系指定袋制度の実施による収集方式の見直し

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状（3）収集方式

表2-2 ごみの収集方式

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週2回	袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週1回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月1回	紐十字縛り 古着・袋	市・委託・ 西宮古紙リサイクル協力会
資源B	ステーション方式	月2回		
ペットボトル	ステーション方式	月2回	コンテナ	市・委託
その他プラ	ステーション方式	週1回	透明袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市
死獣・汚物	戸別収集	随時	—	委託

見直し後

表2-2 ごみの収集方式

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週2回	指定袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週1回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月1回	紐十字縛り 古着・袋	市・委託・ 西宮古紙リサイクル協力会
資源B	ステーション方式	月2回		
ペットボトル	ステーション方式	月2回	コンテナ	市・委託
その他プラ	ステーション方式	週1回	指定袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市
死獣・汚物	戸別収集	随時	—	委託

4. 新たな施策

更なる目標値達成のための新たな施策、プラスチックを取り巻く社会的要請に対応するための施策を検討します。

1) 事業系古紙類の分別排出の徹底

(現状)

- ・事業系ごみ排出量及び、リサイクル率の目標値の達成が現状のままでは困難。
 - ・指定袋の導入により、可燃ごみの構成比率は変化したが古紙類の混入率は38%
- ⇒ 事業者は再生資源可能な古紙類を分別排出し、リサイクルを進める。
行政は民間リサイクルルートを確立。市施設での受け入れを規制する。

見直し後

第4章 目標達成に向けた施策

第2節 基本方針2 『分別の徹底とリサイクルの推進』

施策1 「分別の徹底」について

<事業者の役割> 再資源化可能な古紙類の分別排出の徹底

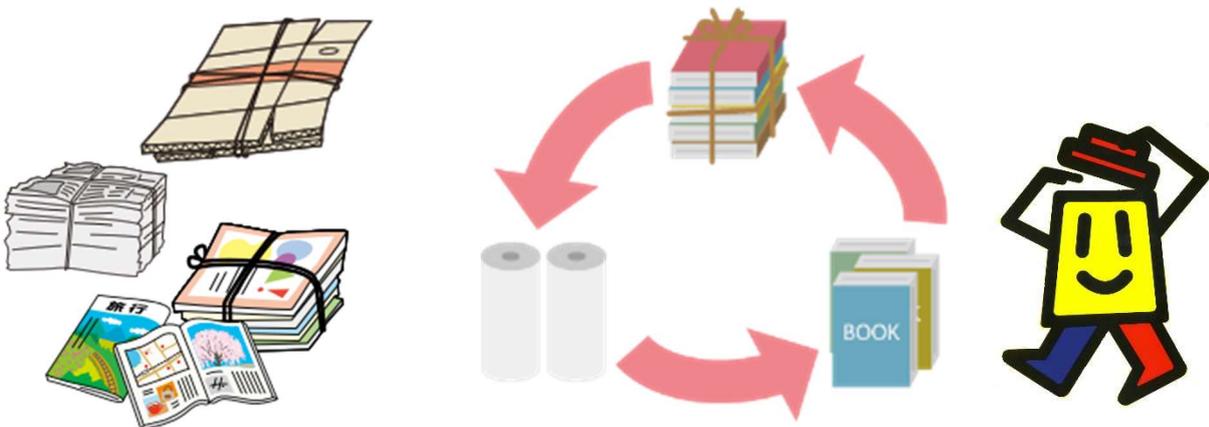
<行政の役割> 再資源化可能な古紙類の分別排出を促す仕組みづくり

施策2 「リサイクルの推進」について

<行政の役割> 事業系古紙の民間リサイクルルートの確立

【事業系古紙類の分別排出の実施スケジュール（案）】

- ①パブリックコメント実施（令和5年8・9月）
- ②民間リサイクルルートへ周知期間（令和5年度下期～令和6年度）
- ③市施設への搬入規制開始（令和7年1月～予定）



2) 製品プラスチックの分別回収

『プラスチック資源循環促進法』の施行、『プラスチック・スマート・アクションにのみや』の趣旨を踏まえ、資源化の検討。

⇒ 「その他プラ」と一括回収し、資源化を進める。

見直し後

第4章 目標達成に向けた施策

第2節 基本方針2 『分別の徹底とリサイクルの推進』

施策1 「分別の徹底」について

<行政の役割> 『プラスチックごみの発生抑制・再資源化の推進』

第5章 これからのごみ処理

第1節 収集・運搬計画

製品プラスチックを「プラスチック資源」として「その他プラ」と一括回収

【製品プラスチック一括回収実施スケジュール（案）】

- ①パブリックコメント実施（令和5年8・9月）
- ②事業者選定・施設整備（令和6年1月～令和8年3月）
- ③住民説明会（令和7年度）
- ④製品プラ一括回収開始（令和8年度～予定）



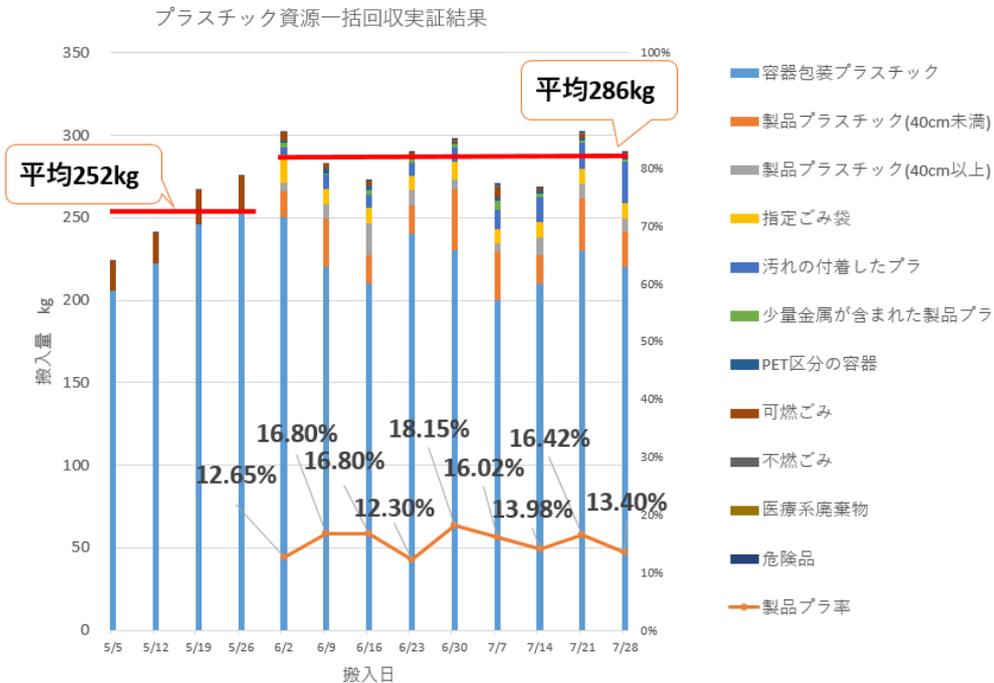
西宮市一般廃棄物処理基本計画一部見直しの概要

西宮市 環境局

環境事業部 美化企画課 TEL : 0798-35-8653 FAX : 0798-35-5851

環境施設部 施設整備課 TEL : 0798-22-6601 FAX : 0798-26-9091

プラスチック資源一括回収モデル事業結果



製品プラスチック一括回収における実施方針

- ① 製品プラスチックの分別回収を実施します。
- ② 製品プラスチック排出量の推計は 13.5%増加を見込量とします。
 - ・ 5月の基準平均 252kg/週から 6,7月の平均 286kg/週への増加量を採用し、
 $286/252 = 1.135$ より 13.5%増加
- ③ 製品プラスチックの対象品目は単一プラスチックのみを対象とします。
 - ・ 少量金属を含む製品プラ回収量 21.74kg(9回分)は、製品プラの約6%と少量であるため、不適物の混入リスクの低減および市民への分別のわかりやすさを考え、単一プラスチックを対象とする。
- ④ 製品プラスチックの対象とする大きさの制限は指定ごみ袋1枚に入る 50cm以下のものとします。
 - ・ 40cm以上の製品プラスチック：80.88kg(9回分)は、製品プラの約22%を占めており回収量の増加を考え、上記大きさを対象とする。
- ⑤ 製品プラスチックの収集方法は「その他プラ」と一括回収とします。
- ⑥ 実施時期は令和8年度の分別区分の変更に合わせて実施します。

東部総合処理センター破砕選別施設の名称について(案)



完成予想図

名称は、処理施設の名称を施設名称、啓発施設にかかわる部分を愛称とする。

施設名称: 処理施設の名称とし、下記を考慮して選定する。

- 何をしている施設か解る名称。(令和2年度第1回【R2.8.28】廃棄物減量推進部会での意見を反映)
- 西宮市の施設と解る名称。
- 30年後も通じる名称。(現在流行の名称を付けた結果、30年後、何をやる施設か解らないように)

事務局案: 資源(ごみ)循環施設、資源(ごみ)選別施設、資源(ごみ)リサイクル施設、
資源(ごみ)再利用再生施設 等

選定方法: 令和6年2月の廃棄物減量推進部会で決定。

愛 称: 啓発施設にかかわる部分とし、市民に親んでもらうために公募により選定する。

目 的: 令和8年度に見直す分別区分と新破砕選別施設の処理方法の認知を高めることを目的とする。

応募資格: 市内在住者、市内在勤者、市内在学者

公募期間: 令和6年10月28日(月)～12月6日(金)【未定】

募集方法: 西宮市ホームページ、市政ニュース、学校を通じて公表 メール、LINEまたは郵送で応募

選定方法: 事務局による一次審査の後、令和7年2月開催予定の廃棄物減量推進部会で決定。

景 品: 採用者: 1万円の現金または Quo 等のギフトカード、入選者: 3千円程度のギフトカード

(参考)近隣市の名称 近隣では【愛称】はつけていない。

神戸市 : 資源リサイクルセンター(缶・びん・ペットボトルの資源化施設)【一】

芦屋市 : 環境処理センター(焼却施設、資源化施設)【一】

尼崎市 : 資源リサイクルセンター(缶・びん・ペットボトル、粗大ごみの資源化施設)【一】

宝塚市 : 宝塚市クリーンセンター(焼却施設、粗大ごみ処理施設)【一】

伊丹市 : リサイクルプラザ(豊中伊丹スリーRセンター)、ごみ焼却施設【豊中市伊丹市クリーンランド】

猪名川流域: 国崎クリーンセンター 国崎クリーンセンター啓発施設【ゆめほたる】

八尾市 : 八尾市立リサイクルセンター【学習プラザ「めぐる」】

高砂市 : 東播磨広域クリーンセンター【エコクリーンピアはりま】

姫路市 : エコパークあぼし(焼却施設、再資源化施設)

西宮市環境学習都市宣言20周年記念事業
にしのみや環境まちづくりフェスタ開催報告

資料 10

環境学習都市宣言の20周年記念事業として、展示や体験企画等を通じ、本市の環境についての情報発信を行い、市民へ広く啓発、周知を図ることを目的として、「にしのみや環境まちづくりフェスタ」を開催しました。

なお、本イベントは「文教住宅都市宣言60周年」「平和非核都市宣言40周年」「環境学習都市宣言20周年」を含めた三都市宣言の周年記念事業の屋外イベントとして実施し、別途、アミティ・ベイコムホールにおいて「西宮市三都市宣言周年記念式典」を開催しました。

また、近年気候変動による災害が増加しており、環境と防災の関係も重要になってきていることから、防災関連のイベントや防災ブースの出展なども行われました。

■開催日時：令和5年11月4日（土）午前10時から午後3時まで

（第二庁舎および市民会館の一部イベントは午後4時30分まで）

■会場：六湛寺公園、六湛寺南公園、第二庁舎等

■来場者数：約4,000人

■主な内容：

（1）環境学習展示とワークショップ

生物多様性、ゼロカーボン、資源循環などをテーマにした展示やワークショップなど

（2）サステナ・マーケット

訳あり商品やB品をアップサイクルした商品や、地元野菜などの販売

（3）飲食コーナー

地産地消やエシカル消費を考えてもらうため、西宮産の野菜を使用したオリジナルメニューを販売するキッチンカーや、市内の和菓子店、コーヒー店などが出店

（4）防災展示・体験コーナー

災害のリスクや防災の重要性について啓発するブースや災害用車両の展示など



西宮市環境計画推進パートナーシップ会議
令和5年度第1回 生物多様性推進部会 開催報告

1. 開催日時

令和5年11月16日（木）10時30分～12時15分

甲山自然の家にて開催

2. 当日の議題の概要

(1) 報告事項

- ・西宮市内におけるナラ枯れ被害状況について
→市内全体としては減少している。
- ・甲山湿原の現状について
→水路（みずみち）ができたことによる湿原の乾燥化について、課題を共有した。
- ・市民自然調査の実施状況について
→報告結果を踏まえ、本市で平成24年に作成した生態系レッドデータブックの更新を今後行う。
- ・森林環境譲与税を活用した令和6年度事業（予定）について
→住宅林縁部などの危険木伐採などに取り組んできた。令和6年度以降は、環境省により「生物多様性の保全上重要な里地里山」に選出された場所において、市民ボランティアが対応できない樹木の伐採などにも取り組む。

(2) 協議事項

- ・甲山湿原の保全に向けた今後の対策について
→水路について、場所に応じて土を埋め戻したり、周辺の樹木を伐採するなどして乾燥化への対策を行う。
- ・環境省「自然共生サイト」への登録申請について
→生物多様性の保全上重要な里地里山を候補に、令和6年度の下半期での登録申請を目指す。

(3) その他

- ・甲山湿原の現地視察を行った。

以上

令和5年11月24日
(2023年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市環境審議会
会長 岸川 洋紀

第3次西宮市環境基本計画の変更について（答申案）

令和5年7月25日付、西環企発第000030号で諮問のあった「第3次西宮市環境基本計画の変更について」は、当審議会において慎重に審議を行った結果、下記のことを要望し、第3次西宮市環境基本計画中間改定素案（案）を了とします。

記

- 1 本計画が、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）」第8条に基づく行動計画に位置付けされたことを踏まえ、幅広い世代が地球を取り巻く環境問題を自らのこととして捉え、行動に結び付けていくための取り組みを図ること。
- 2 地域で取り組みを行っている市民、事業者、団体等と相互に連携し、より多くの市民が環境学習や環境活動に参加できるよう機会や場の創出を図ること。
- 3 環境学習都市宣言を行った市として、環境に配慮する意識を維持していくように努めること。また、市民、事業者、団体等とのパートナーシップのもと、効果的、効率的に計画の推進に努めること。
- 4 「ゼロカーボン」、「資源循環」、「生物多様性」の各分野の個別計画と、本計画との整合性に留意すること。また、中間改定後も国際的な動向や環境法令等の改正や新たな環境問題など新たな課題についても、適切に対応すること。
- 5 写真やイラスト等を多く使用し、難しい用語は丁寧に説明するなど市民にとって読みやすい内容、わかりやすい表現に努めること。また、できるだけコンパクトな構成とすること。
- 6 誤字等を精査するとともに、文章表現にばらつきがないように努めること。